

古平町地域防災計画

(原子力防災計画資料編)

古平町防災会議

目 次

(第1章 総則関係)

- 資料 1-4-1 泊発電所施設の状況及び周辺地域図
- 資料 1-8-1 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

(第2章 原子力災害事前対策関係)

- 資料 2-2-1 古平町防災会議条例
- 資料 2-2-2 広域的な応援協力体制
- 資料 2-2-3 広域応援協定
- 資料 2-2-4 自衛隊の活動拠点
- 資料 2-2-5 北海道原子力防災センター概要
- 資料 2-4-1 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況
- 資料 2-5-1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両
- 資料 2-5-2 環境放射線テレメータシステム図
- 資料 2-5-3 リアルタイム線量測定システム図
- 資料 2-5-4 気象・海象観測機器の整備状況
- 資料 2-5-5 道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況
- 資料 2-6-1 原子力災害医療活動用資機材等の配備状況
- 資料 2-6-2 安定ヨウ素剤の配備状況
- 資料 2-7-1 防災資機材の整備状況

[人口に関する資料]

- 資料 2-8-1 泊発電所周辺の人口構成と分布状況
- 資料 2-8-2 泊発電所周辺の月別観光客入込み状況
- 資料 2-8-3 泊発電所周辺の宿泊施設状況

[道路及び陸上輸送に関する資料]

- 資料 2-8-4 泊発電所周辺の道路状況
- 資料 2-8-6 車両保有状況
- 資料 2-8-7 防災関係機関の輸送車両
- 資料 2-8-8 除雪機械保有状況

[港湾及び海上輸送に関する資料]

- 資料 2-8-9 港湾等分布図
- 資料 2-8-10 港湾整備状況
- 資料 2-8-11 船舶保有状況
- 資料 2-8-12 防災関係機関所有船舶状況

[ヘリポート及び航空輸送に関する資料]

- 資料 2-8-13 ヘリコプター離着陸可能地分布図
- 資料 2-8-14 ヘリコプター離着陸可能地
- 資料 2-8-15 ヘリコプター機数、運航所要時間

[報道機関及び広報施設に関する資料]

- 資料 2-8-16 主な報道機関一覧
- 資料 2-8-17 広報施設の整備状況

[避難者収容施設に関する資料]

- 資料 2-8-18 避難者収容施設の状況
- 資料 2-8-19 生活物資の備蓄状況

[医療施設等に関する資料]

- 資料 2-8-20 町村別医療機関の状況
- 資料 2-8-21 医療機関一覧
- 資料 2-8-22 道総合振興局 保健行政室・地域保健室(保健所)所在地一覧、原子力災害拠点病院等一覧
- 資料 2-8-23 幼稚園、学校、社会福祉施設一覧

[飲料水及び農林水産物に関する資料]

- 資料 2-8-24 給水状況
- 資料 2-8-25 農産物収穫状況
- 資料 2-8-26 葉菜の収穫状況
- 資料 2-8-27 畜産物の飼養状況
- 資料 2-8-29 農産物の出荷ルート
- 資料 2-8-30 沿岸漁業の漁獲量
- 資料 2-8-32 水産物の出荷ルート

[気象、海象に関する資料]

- 資料 2-8-33 気象観測結果
- 資料 2-8-34 風配図
- 資料 2-8-35 泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布

(第3章 緊急事態応急対策関係)

- 資料 3-1-1 泊発電所異常事態通報様式
- 資料 3-1-2 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準
- 資料 3-1-3 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧
- 資料 3-1-4 原災法第10条第1項に基づく通報基準
- 資料 3-1-5 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準
- 資料 3-2-1 古平町災害対策本部条例
- 資料 3-4-1 緊急時モニタリング地点図
- 資料 3-4-2 緊急時モニタリング情報報告様式
- 資料 3-5-1 緊急時における防護措置の概要
- 資料 3-5-2 防護対策区域図
- 資料 3-5-3 避難先
- 資料 3-5-4 避難経路
- 資料 3-5-5 避難退域時検査場所候補地一覧
- 資料 3-5-6 放射線防護施設一覧
- 資料 3-5-7 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数
- 資料 3-5-8 関係町村職員・消防職(団)員数等
- 資料 3-5-9 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等
- 資料 3-7-1 医療班のチーム編成
- 資料 3-7-2 傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等
- 資料 3-8-1 原子力災害時における住民避難用バスの確保について
- 資料 3-8-2 緊急輸送車両状況

(第4章 原子力災害中長期計画関係)

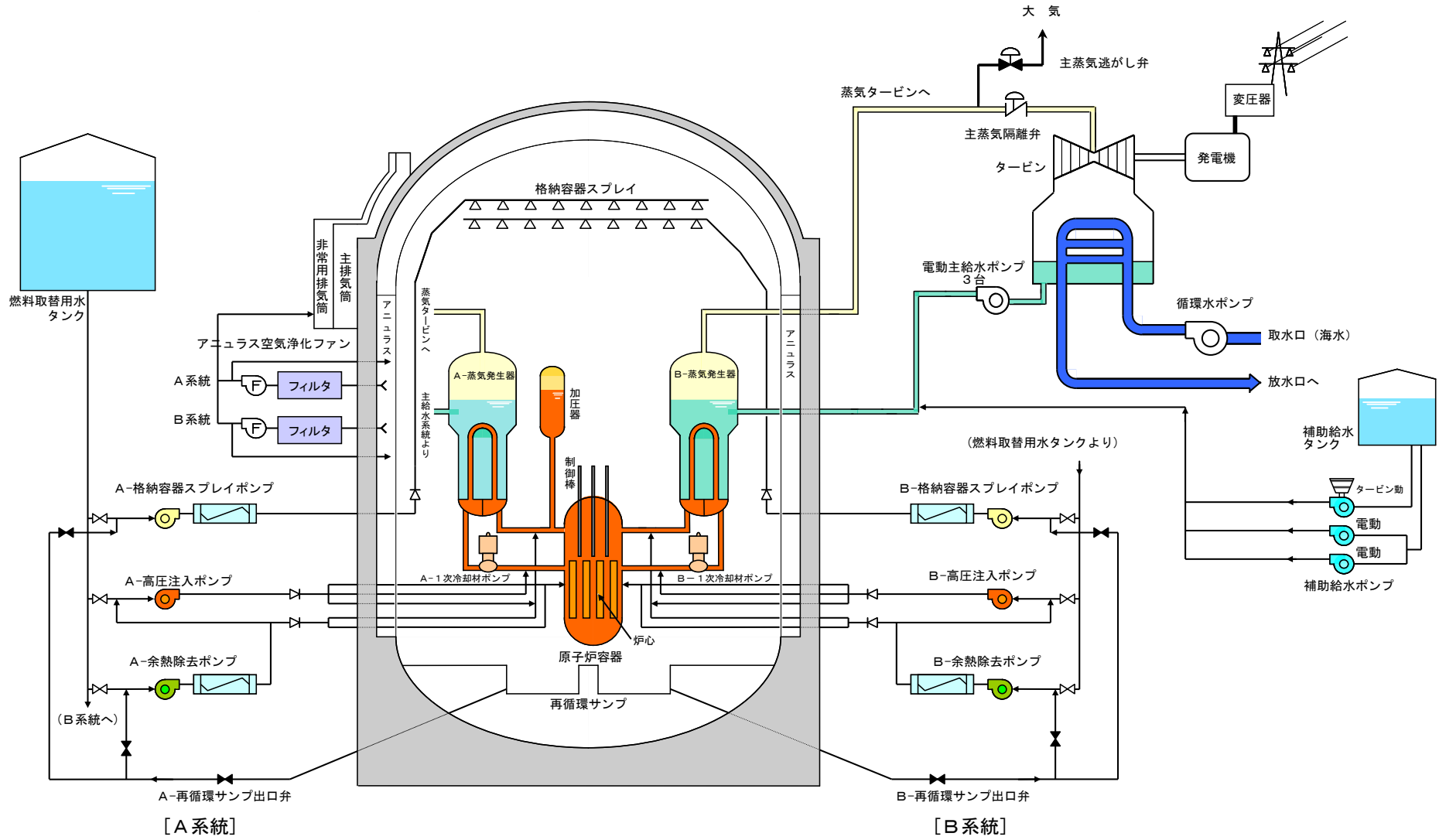
- 資料 4-6-1 被災地住民登録票様式

資料 1-4-1 泊発電所施設の状況及び周辺地域図

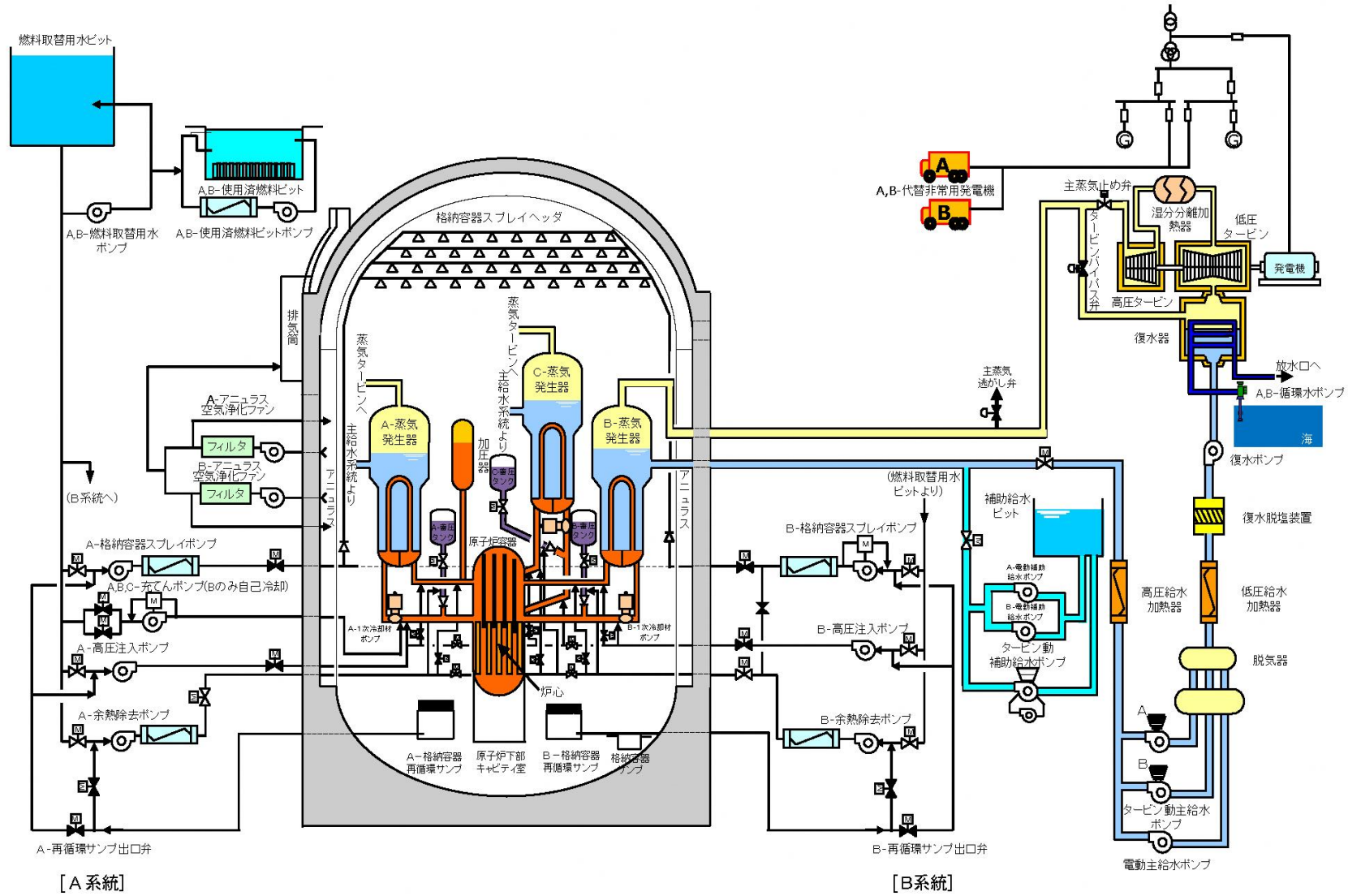
1 施設の概要

区 分	1号機	2号機	3号機		
位 置	北海道古宇郡泊村大字堀株村				
用 地 面 積	約135万㎡（3号機土地造成 海面埋立地含む）				
原子炉	型 式	軽水減速軽水冷却加圧水型			
	熱 出 力	約1,650Mw	約1,650Mw	約2,660Mw	
	圧力・出口温度	約15.4MPa・約323℃		約15.4MPa・約325℃	
	燃 料 初装荷	種 類	低濃縮ウラン		
		濃 縮 度	約2.3%~3.4%	約1.6%~4.4%	
		燃料集合体	121体		157体
		装 荷 量	ウラン重量約48.5t		ウラン重量約74t
圧力容器	型 式	たて置円筒上下半球鏡容器型			
	寸 法	内径約3.4m×全高約11.5m ×最小肉厚約110mm（下部半球鏡部）	内径約4.0m×全高約12m ×最小肉厚約130mm（下部半球鏡部）		
格納容器	型 式	上部半球形下部さら形鏡円筒型			
タービン	型 式	串型3車室4分流排気再熱再生式			
	出 力	579,000kW	912,000kW		
	回転数	1500回転/分			
	蒸気流量	約3,260t/時	約5,000t/時		
発電機	型 式	横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3相同期発電機			
	容 量	650,000kVA	1,020,000kVA		
主変圧器	種 類	屋外無圧密封式			
	容 量	620,000kVA	950,000kVA		
	電 圧	1次：19kV	1次：21kV		
2次：275kV		2次：275kV			
電調審承認年月日	昭和57年(1982年)3月26日		平成12年(2000年)10月20日		
原子炉設置許可年月日	昭和59年(1984年)6月14日		平成15年(2003年)7月2日		
着工年月日	昭和59年(1984年)8月30日		平成15年(2003年)11月21日		
営業運転開始年月日	平成元年(1989年)6月22日	平成3年(1991年)4月12日	平成21年(2009年)12月22日		

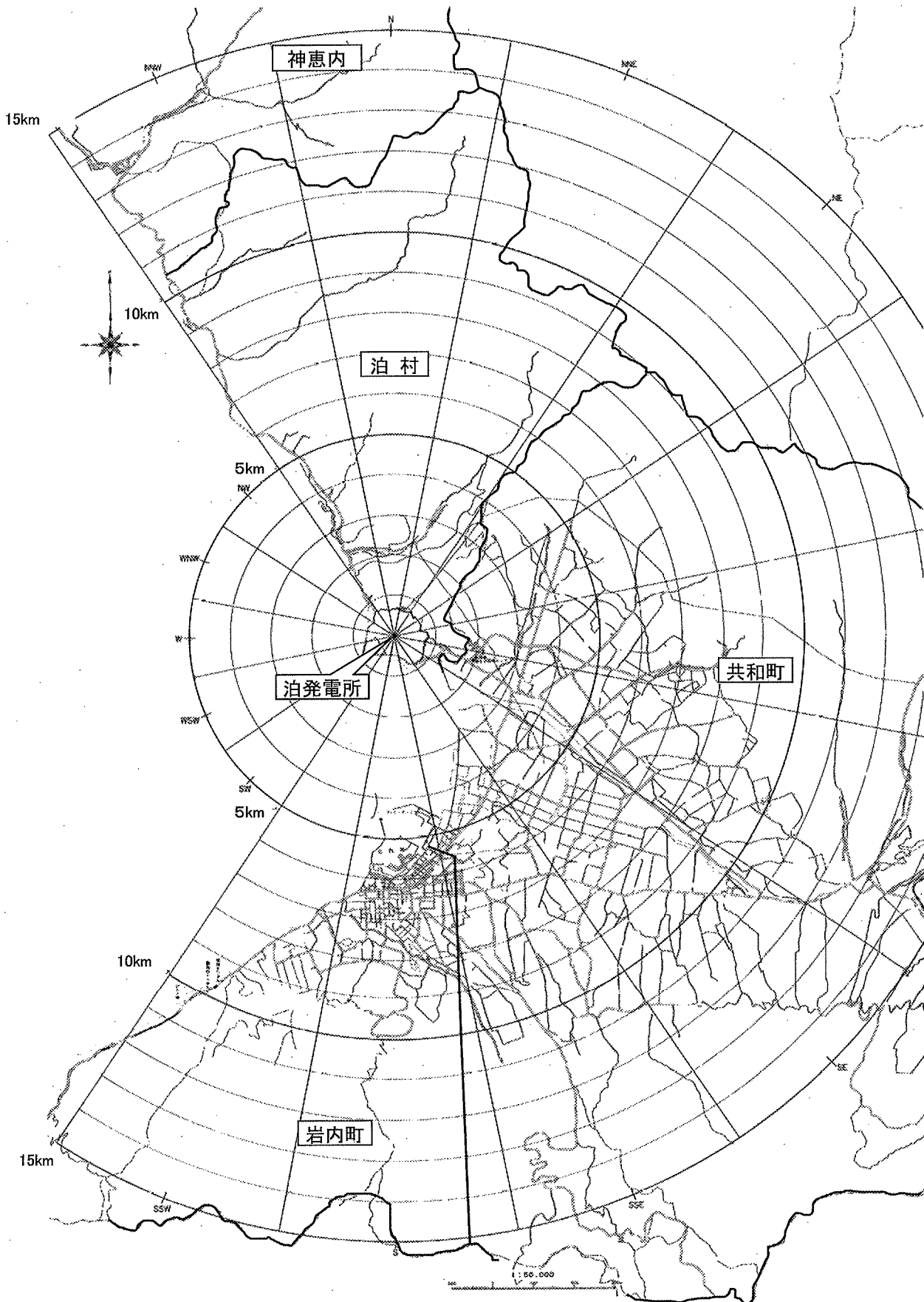
2 泊発電所プラント図 (泊発電所1・2号機 概要図)



2 泊発電所プラント図 (泊発電所 3号機 概要図)



3 泊発電所周辺地域図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第30号)

4 泊釜電所周辺地域図（原子力災害対策重点区域）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

資料 1 - 8 - 1

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する泊発電所（1号機、2号機及び3号機をいう。以下「発電所」という。）周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（安全性の確保）

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

（情報の公開）

第2条 丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

（連絡会の設置）

第3条 丙は、甲及び乙に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、甲、乙及び丙は、相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。

2 前項の連絡会は、年1回開催するものとし、その他必要に応じ、甲、乙及び丙が協議の上、開催することができる。

（放射性物質の放出管理）

第4条 丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力規制委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。

2 丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のための技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

（環境放射線の測定）

第5条 甲及び丙は、乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

（測定結果の公表）

第6条 甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

（測定の立会い）

第7条 乙は、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その職員を甲及び丙が行う第5条に規定する環境放射線の測定に立ち合わせることができ るものとする。この場合において、甲はあらかじめ丙に通知し、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

(新燃料等の輸送に関する報告)

第8条 丙は、乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷地外における輸送を行った後、その結果について報告するものとする。

(平常時における報告)

第9条 丙は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の運転管理（試運転時を含む。）に関する事項
- (2) 原子炉施設の定期検査又は点検（計画運転停止に係るものに限る。）に関する事項

(異常時における連絡)

第10条 丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告するものとする。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17各号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
- (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(異常時の措置)

第11条 丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を乙に速やかに報告するものとする。

(立入調査の同行)

第12条 甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員を同行させることができるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、誠意をもって補償するものとする。

(諸調査の協力)

第14条 丙は、乙が甲と協議の上、乙の実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第15条 丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとする。

(広報)

第16条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、乙に対し事前に連絡するものとする。

(違背時の措置)

第17条 甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第 18 条 この協定に定める事項(この協定に基づいて別に定める事項を含む。)について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからでも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(覚 書)

第 19 条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第 20 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 1 月 1 6 日

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

甲 北 海 道

北海道知事 高 橋 は る み

小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号

乙 小 樽 市

小 樽 市 長 中 松 義 治

島牧郡島牧村字泊 8 3 番地 1

乙 島 牧 村

島 牧 村 長 藤 澤 克

寿都郡寿都町字渡島町 1 4 0 番地 1

乙 寿 都 町

寿 都 町 長 片 岡 春 雄

寿都郡黒松内町字黒松内 3 0 2 番地 1

乙 黒 松 内 町

黒松内町長 若 見 雅 明

磯谷郡蘭越町蘭越町 2 5 8 番地 5

乙 蘭 越 町

蘭 越 町 長 宮 谷 内 留 雄

虻田郡ニセコ町字富士見 4 7 番地

乙 ニ セ コ 町

ニセコ町長 片 山 健 也

虻田郡真狩村字真狩 1 1 8 番地

乙 真 狩 村

真 狩 村 長 佐 々 木 和 見

虻田郡留寿都村字留寿都 1 7 5 番地

乙 留 寿 都 村

留寿都村長 土 屋 隆 幸

虻田郡喜茂別町字喜茂別 1 2 3 番地

乙 喜 茂 別 町

喜茂別町長 菅 原 章 嗣

虻田郡京極町字京極 5 2 7 番地

乙 京 極 町

京 極 町 長 山 崎 一 雄

虻田郡俱知安町北 1 条東 3 丁目 3 番地

乙 俱 知 安 町

俱知安町長 福 島 世 二

積丹郡積丹町大字美国町字船澗 4 8 番地 5

乙 積 丹 町

積 丹 町 長 松 井 秀 紀

古平郡古平町大字浜町 4 0 番地 4

乙 古 平 町

古 平 町 長 本 間 順 司

余市郡仁木町西町 1 丁目 3 6 番地 1

乙 仁 木 町

仁 木 町 長 三 浦 敏 幸

余市郡余市町朝日町26番地

乙 余 市 町

余 市 町 長 嶋 保

余市郡赤井川村字赤井川74番地2

乙 赤 井 川 村

赤井川村長 赤 松 宏

札幌市中央区大通東1丁目2番地

丙 北海道電力株式会社

取締役社長 川 合 克 彦

資料 2 - 2 - 1 古平町防災会議条例

昭和37年12月20日 条例第20号

改正

昭和57年10月1日 条例第21号

平成5年9月29日 条例第12号

平成10年9月28日 条例第21号

平成12年3月28日 条例第27号

平成24年9月26日 条例第13号

平成28年9月21日 条例第21号

古平町防災会議条例

(趣意)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、古平町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 古平町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

- (3) 教育長
- (4) 北後志消防組合の職員のうちから町長が任命する者
- (5) 北後志消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者
- (6) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 北海道知事の部内の職員のうち町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、1号については2人、2号については5人、6号については3人以内、7号及び8号については2人とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(災害対策本部の設置)

第6条 法第23条第1項の規定による災害対策本部の設置についての意見は、会長に委任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月28日条例第27号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 9 月21日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2 - 2 - 2 広域的な応援協力体制

1 原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

令和7年4月1日現在

職 名	専 門 又 は 任 務	所 在 地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※1}	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準総合センター 分析計測標準研究部門 放射線標準研究グループ 研究グループ長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 理事長があらかじめ指名している指名専門家	原子力工学の分野から数名	東京都等

※1 指名専門家:指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家
 (専門分野:原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名)

2 緊急時モニタリング要員及び資機材

令和7年4月1日現在

組 織	要 員	機 材
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構 緊急時連絡先（24時間体 制） 原子力緊急時支援・ 研修センター	緊急時モニタリング要員 約10名	1 サーベイメータ 70台 2 モニタリングカー 2台 3 ダストサンプラ 5台 4 ヨウ素サンプラ 5台 5 ホールボディカウンタ車 2台 6 体表面測定車 2台 7 現場指揮車 1台
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機 構 緊急時連絡先 量子医学・医療部門高度 被ばく医療センター ①運営企画室長 ②運営企画室技術統括 ③運営企画室主査	理事長があらかじめ指定している緊急時モ ニタリング要員 約9名	

3 原子力災害医療に係る専門家

令和7年4月1日現在

職 名		任 務	担 当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機 構	専門家 5 名	医療活動 指導・協力	原子力災害医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物科学部研究員		計測

1 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県（以下「道府県」という。）において、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県（以下「被災道府県」という。）における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。

2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を応援主管道県とする。

3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。

4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。

- (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
- (2) 応援を行う道府県（以下「応援道府県」という。）間の調整
- (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供
 - ア 緊急時モニタリング資機材
 - イ 原子力防災活動資機材
 - ウ 緊急時医療資機材
- (2) 職員の派遣
 - ア 緊急時モニタリング関係職員
 - イ 緊急時医療関係職員
 - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
- (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
- (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等
- (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
- (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
- (6) 応援の期間
- (7) 要請担当者及び連絡先

2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するとともに応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県に連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。

(2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費（諸手当及び派遣旅費に限る。）は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。

(3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。

2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。

3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。

4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。

2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。

(参考資料の交換等)

第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名

(3) 防災関係機関の名称

(4) 原子力防災資機材の保有状況

(5) その他必要と考えられる事項

(その他)

第9条 この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。

2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日（締結日）から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

北海道知事
青森県知事
宮城県知事
福島県知事
茨城県知事
新潟県知事
石川県知事
福井県知事
静岡県知事
京都府知事
島根県知事
愛媛県知事
佐賀県知事
鹿児島県知事

2 社会福祉施設等の相互支援協定等

災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道老人福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

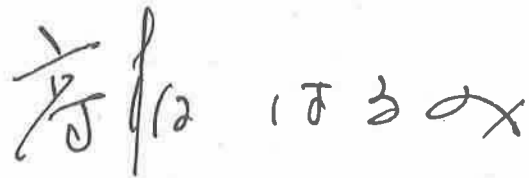
2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事



乙 北海道老人福祉施設協議会

会長



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道老人保健施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道老人保健施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

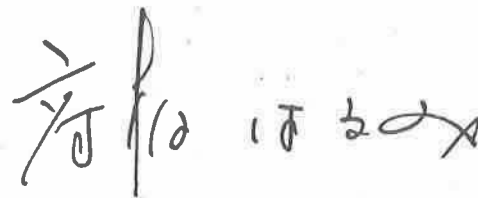
2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事



乙 一般社団法人北海道老人保健施設協議会

会長



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道身体障害者福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間に、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道身体障害者福祉施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

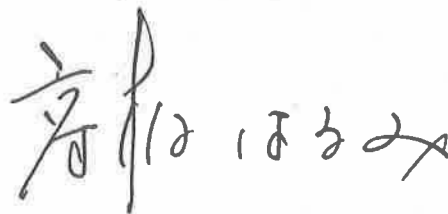
2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

甲 北海道

北海道知事



乙 北海道身体障害者福祉施設協議会

会長



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道知的障がい福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者（児）の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者（児）を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者（児）の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者（児）数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者（児）の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者（児）数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては一般社団法人北海道知的障がい福祉協会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

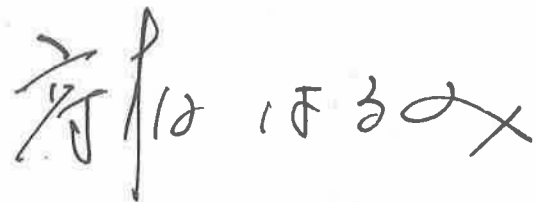
2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成26年11月5日

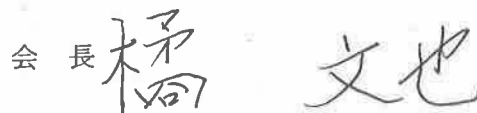
甲 北海道

北海道知事



乙 一般社団法人北海道知的障がい福祉協会

会長



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道救護施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。

4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

(1) 支援施設又は受入施設の名称

(2) 提供を受けた支援の内容等

(3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。

(2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

(1) 受入可能な人数

(2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況

(3) 提供可能な物資等の種類

(4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道救護施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 〇 月 〇 / 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道救護施設協議会
会長 本田 英孝



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道児童施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用児の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用児を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用児の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用児数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用児の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用児数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。

4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

(1) 支援施設又は受入施設の名称

(2) 提供を受けた支援の内容等

(3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。

(2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

(1) 受入可能な人数

(2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況

(3) 提供可能な物資等の種類

(4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道児童施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 3 月 3 / 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 北海道児童施設協議会
会 長 高橋 一彦



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道精神障害者社会福祉事業協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

- 3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。
- 4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道精神障害者社会福祉事業協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 〇 月 〇 / 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はる



乙 北海道精神障害者社会福祉事業協議会
会 長 佐々木 寛



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会（以下総称して「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用者の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用者の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用者数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用者の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用者数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。

4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 支援施設又は受入施設の名称
- (2) 提供を受けた支援の内容等
- (3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難しい場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。
- (2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な人数
- (2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況
- (3) 提供可能な物資等の種類
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部及び一般社団法人北海道認知症グループホーム協会それぞれの事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 〇 月 〇 / 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ



乙 公益社団法人日本認知症グループホーム協会北海道支部
会 長 走上 好秋



乙 一般社団法人北海道認知症グループホーム協会
会 長 宮崎 直人



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と北海道母子生活支援施設協議会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が協力調整の下、乙に加入する社会福祉施設等（以下「加入施設」という。）の間で、相互支援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(支援の内容)

第2条 災害が発生した場合、支援が可能な加入施設（以下「支援施設」という。）は、支援を必要とする加入施設（以下「被災施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) 被災施設の利用世帯の受入れ
- (3) その他必要と認められる支援

2 災害が発生した場合、支援施設は、被災施設の利用者を受け入れた施設（以下「受入施設」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 受入施設への生活物資等の提供及び支援職員の派遣
- (2) その他必要と認められる支援

(支援の要請)

第3条 利用世帯の避難を必要とする被災施設が、前条第1項第2号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 受入要請利用世帯数及び受入要請期間
- (3) その他必要な事項

2 利用世帯の避難を必要としない被災施設が、前条第1項第1号及び第3号に掲げる支援を要請しようとするとき、又は受入施設が前条第2項に掲げる支援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後、速やかに文書をもって行うものとする。

- (1) 被災の状況及び支援が必要な理由又は受入利用世帯数及び受入見込期間
- (2) 必要とする支援の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 甲は、前条の支援の要請を受けたときは、乙と連絡・調整の上、支援施設に当該支援を要請し、最適な支援体制の構築に努めるものとする。ただし、被害が甚大かつ広範囲にわたるなど加入施設に支援要請することが困難と認められる場合その他合理的な必要性が認められる場合には、乙以外の団体に加入する社会福祉施設等に支援要請するものとする。

2 甲は、支援施設に対して支援要請をするときは、要請する支援の内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに文書をもって行うものとする。

3 甲は、前項の規定により、支援施設に支援要請をしたときは、必要に応じて市町村に対してこの旨連絡し、連携を図るものとする。

4 支援施設は、できる限り速やかに支援を実施するものとする。

(終了の報告)

第5条 第2条の支援を受けた被災施設及び受入施設は、この協定に基づく支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

(1) 支援施設又は受入施設の名称

(2) 提供を受けた支援の内容等

(3) 支援活動を受けた期間

2 甲は、前項の報告を受けたときは、乙に対してこの旨連絡するものとする。

(指揮命令)

第6条 支援職員は、被災施設又は受入施設の長の指揮命令下で活動するものとする。ただし、これにより難い場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 支援に要した費用のうち、被災施設又は受入施設に対する生活物資等の提供については、被災施設の負担を基本とする。ただし、その他の費用負担については、被災施設又は受入施設と支援施設との協議の上、決定するものとする。

(損害補償等)

第8条 支援職員の損害補償等については、次に掲げる方法により処理するものとする。

(1) 支援職員が、被災施設又は受入施設への往復途中又は支援活動中において、支援活動に起因して負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援施設が補償するものとする。

(2) 支援職員が、第三者に損害を与えた場合においては、被災施設又は受入施設がその損害を補償するものとする。ただし、被災施設又は受入施設への往復途中に第三者に損害を与えた場合は、支援施設がその損害を補償するものとする。

(情報交換等)

第9条 この協定に基づく支援を効果的に実施するため、加入施設は、毎年度当初に、次の事項を甲に報告するものとする。

(1) 受入可能な人数

(2) 被災者の支援のために派遣可能な職員の状況

(3) 提供可能な物資等の種類

(4) その他必要な事項

2 甲は、前項の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、加入施設の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(協定の更新)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了1か月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

(事務局)

第11条 この協定に関する事務局は、北海道保健福祉部及び総合振興局（振興局）に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災施設の情報収集及び情報提供に関すること
- (2) 支援に関する連絡・調整に関すること
- (3) その他必要な事項

(連絡窓口)

第12条 この協定の取り決めに円滑に実施するため、甲においては保健福祉部及び総合振興局（振興局）の各施設所管課に、乙においては北海道母子生活支援施設協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(協定書細目)

第13条 この協定をより実効性のあるものとするため、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目を別に定めるものとする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、被災施設又は受入施設と支援施設との協議又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体との協議の上、決定するものとする。

2 乙又は甲とこの協定と同様の協定を締結した団体のいずれにも加入しない社会福祉施設等から甲が第2条の支援と同様の支援要請を受けた場合は、加入施設は可能な限り甲に協力するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙は加入施設に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成27年 3 月 3 / 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はる 夫



乙 北海道母子生活支援施設協議会
会 長 本田 英 孝



災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書細目

(趣旨等)

第1条 この細目は、災害時における社会福祉施設等の相互支援協定書（以下「協定書」という。）第13条の規定に基づき、本協定をより実効性のあるものとするため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 災害対策基本法第2条第1号に規定する異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出等の原因により生じた被害で、被災施設だけでは利用者（児）の処遇や施設運営の継続が困難と認められる規模の災害を対象とする。

(支援要請の手続)

第3条 協定書第3条第1項の規定に基づき、利用者（児）の避難を必要とする被災施設が道（施設等所管課〔別紙「施設等所管課一覧」のとおり〕) に対し行う支援要請は、様式1-1により行うものとする。

2 協定書第3条第2項の規定に基づき、利用者（児）の避難を必要としない被災施設が道（施設等所管課）に対し行う支援要請は、様式1-2により行うものとする。

3 協定書第3条第2項の規定に基づき、受入施設が道（施設等所管課）に対し行う支援要請は、様式1-3により行うものとする。

(支援実施の手続)

第4条 前条第1項の要請を受けた道が、協定書第4条第2項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式2-1により行うものとする。

2 前条第2項の要請を受けた道が、協定書第4条第2項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式2-2により行うものとする。

3 前条第3項の要請を受けた道が、協定書第4条第2項の規定に基づき、支援施設に対し行う支援要請は、様式2-3により行うものとする。

(終了の報告)

第5条 協定書第5条の規定に基づき、支援の終了後、協定書第2条第1項の支援を受けた被災施設は様式3-1を、同条第2項の支援を受けた受入施設は様式3-2を、道（施設等所管課）に提出するものとする。

(情報交換等)

第6条 加入施設は、協定書第9条第1項の規定に基づき、毎年度当初に、様式4を道（地域福祉課）に提出するものとする。

(事務局名簿)

第7条 協定書第11条の事務局名簿は、別表1のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

(連絡窓口名簿)

第8条 協定書第12条の連絡窓口名簿は、別表2のとおりとし、その内容に変更が生じた都度、更新する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年11月5日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年3月30日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年12月28日から施行する。
- 4 この要領は、令和7年3月26日から施行する。

災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定

北海道(以下「甲」という。)と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合(以下「乙」という。)とは、災害発生時等において、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊場所(以下「宿泊施設」という。)を、被災者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

(要請及び協力)

第1条 甲は、次の各号に掲げる場合において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設の提供を要請することができるものとする。

- (1) 北海道内に災害が発生し、又は発生するおそれがあることにより、北海道内の市町村から甲に対して要請があった場合
- (2) その他甲が特に必要と認める場合

2 乙は、前項による要請を受けたときは、被災者等に対する支援の必要性を認識し、可能な範囲で宿泊施設の提供について協力するものとする。

(被災者等の範囲)

第2条 被災者等は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)
- (2) 要配慮者の家族
- (3) その他、市町村が必要と認めた者

(生活相談職員等の確保)

第3条 甲の要請により、乙の組合員が提供する宿泊施設において、要配慮者を受け入れる際、生活相談職員(要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等、要配慮者を支援する者が必要な場合は、甲は、市町村と連携し、必要な人材の確保及び派遣に努める。

(提供されるサービス)

第4条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

(要請の方法等)

第5条 甲が乙に対し第1条第1項に規定する要請をするときは、文書により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合は、甲は、口頭によりこれを行い、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から前項の規定により要請があった場合は、乙の組合員への調査を行い、協力可能な宿泊施設名及び数量を甲に文書又は口頭で伝えるものとする。

(受入方法等)

第6条 甲は、乙からの情報に基づき、被災地の市町村(以下「被災市町村」という。)に対し、被災者等の受入先となる宿泊施設の情報を提供するものとする。

- 2 乙への利用申込は、被災市町村が乙の定める方法により行うものとする。

3 被災者等の受入れは、災害の発生状況、被害状況等に応じて被災市町村と乙とが連携して行う。

(受入対象期間)

第7条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまでの期間とする。

(借上げ費用)

第8条 この協定に基づく宿泊施設の借上げ費用(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)の金額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲に要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される災害発生時においては、甲又は甲に要請を行った市町村が負担するものとする。

(取消料等損害賠償)

第9条 乙は、甲からの要請後に取消が行われた場合であっても、甲又は市町村に対し、取消料等損害賠償は請求しないものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、本協定の締結後速やかに連絡責任者を相手方に報告するものとし、この報告事項に変更があった場合も同様に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 1月27日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 北海道ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 西海 正博

3 北海道地域防災計画（本編）に定める広域応援・受援計画等 [北海道地域防災計画本編第5章第7節抜粋]

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節避難対策計画第11」による。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1 市町村に対する応援（受援）

(1) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

(2) 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(3) 基本法による応援

ア 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（総合振興局長及び振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（総合振興局長及び振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（総合振興局長及び振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 道から他の都府県に対する応援の要請等

(1) 応援協定による応援要請

北海道における大規模災害時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）並びに「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

(2) 応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、道及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(3) 基本法による応援要求

ア 知事は、道内における災害時に、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道における大規模災害時に、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

4 他の都府県等からの応援要求への対応

(1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めものとする。

(2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにもない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

○「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくブロック内応援

被災道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

第2 消防機関

1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料編8-2 行政機関に関する協定）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」（資料編9-2）及び「緊急消防援助隊受援計画」（資料編9-3）に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第4 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や市町村、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

- 第4条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
 - 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
 - 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

- 第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
 - 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

(広域応援の実施)

第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合であっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

- 2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全 国 知 事 会 会 長
埼 玉 県 知 事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
三 重 県 知 事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静 岡 県 知 事

北海道東北地方知事会会長
北 海 道 知 事

関東地方知事会会長
埼 玉 県 知 事

中部圏知事会会長
愛 知 県 知 事

近畿ブロック知事会会長
滋 賀 県 知 事

中国地方知事会会長
広 島 県 知 事

四国知事会常任世話人
愛 媛 県 知 事

九州地方知事会会長
大 分 県 知 事

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(災害対策都道府県連絡本部の組織)

第3条 協定第4条第1項に定める災害対策都道府県連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

- 2 大雨特別警報発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。
- 3 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援(短期)が終了した場合には、全国知事会は、災害対策都道府県連絡本部を廃止する。

- 4 その他、災害対策都道府県連絡本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

第4条 協定第6条第1項に定める緊急広域災害対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。

- 2 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を求めることができる。
- 3 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、緊急広域災害対策本部を廃止し、又は災害対策都道府県連絡本部に移行する。
- 4 その他、緊急広域災害対策本部の運営に必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第5条 協定第9条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める

(経費の請求)

第6条 協定第9条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第7条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 5 条の 2、第 8 条第 2 項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第 3 条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第 3 条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8 道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第 4 条 全国協定第 9 条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8 道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第 5 条 全国協定第 4 条第 1 項に規定する幹事県は、8 道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第 4 条第 3 項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請
- (2) 全国協定第 9 条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第 6 条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第 7 条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(応援の要請)

第 8 条 被災道県は、第 2 条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は幹旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第 9 条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 10 条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

（ブロック間応援におけるカバー（支援）県）

第 11 条 複数道県が被災し、全国協定第 9 条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県（全国協定第 1 条に規定する被災県をいう。）を応援する道県を決定するものとする。

（資料の交換）

第 12 条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）

第 13 条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置す

るものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。

2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。

2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 佐 藤 雄 平

新潟県知事 泉 田 裕 彦

大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第 2 条 協定第 2 条に規定する連絡担当部局は、別表 1 のとおりとする。

(カバー（支援）県)

第 3 条 協定第 3 条に規定するカバー（支援）県は、別表 2 のとおりとする。

(ブロック間応援)

第 4 条 協定第 4 条に規定するブロック間応援については、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目の別表 3 により、カバー（支援）ブロックを関東ブロックとすることを基本とする。

(幹事県)

第 5 条 協定第 5 条に規定する幹事県は、北海道東北地方知事会の会長道県とする。

(応援の内容)

第 6 条 協定第 7 条に規定する応援の具体的項目は、次のとおりとする。

(1) 人的支援及び斡旋

- ア 救助及び応急復旧等に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要な要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2) 物的支援及び斡旋

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3) 施設又は業務の提供及び斡旋

- ア ヘリコプターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地

カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

第7条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表3のとおりとする。

2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー（支援）県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(応援職員等の表示等)

第8条 協定第6条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員（以下「応援職員等」という。）は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第9条 応援職員等は、災害等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等に対する便宜の供与)

第10条 被災道県は、必要に応じ、応援職員等に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(防災訓練等)

第11条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

第12条 協定第10条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

第13条 応援道県が、協定第10条ただし書の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

- (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6) 前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書（関係書類添付）により連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
 - 3 前2項の規定により難しいときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

（経費負担の協議）

第14条 協定第10条の規定にかかわらず、被災道県の被災状況等を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、被災道県と応援道県との間で協議することができるものとする。

（資料の交換）

- 第15条 協定第12条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。
- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、第6条に規定する応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

（連絡会議の開催）

第16条 協定第13条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

（協定の見直し）

第17条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、別表4に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとする。

附 則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

別表 2

カバー（支援）県

被災道県名	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

別表 3

ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制

被災道県名	正	副
北海道	青森県	岩手県
青森県	北海道	秋田県
岩手県	秋田県	北海道
宮城県	山形県	福島県
秋田県	岩手県	青森県
山形県	宮城県	新潟県
福島県	新潟県	宮城県
新潟県	福島県	山形県

別表 4

連絡協議会及び協定見直し当番道県のローテーション

順 番	道県名
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	新潟県

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び第68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請が

あったものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

- 2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定（以下「協定」という。）第11条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援等の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援等の要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等により行うものとし、後日速やかに応援等を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援等の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報の連絡系統は、別に定めるもののほか、別表第2を基本とする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援等を受けた被災市町村（以下「要請市町村」という。）が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 職員の災害応急対策への従事 応援等を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援等職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資及び資機材 当該物資及び資機材の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資及び資機材 当該物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料 燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供 借上料
- (6) その他協定に基づき実施した応援等に係る経費 その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援等に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援等を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援等に関する業務に従事した職員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援等に関する業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が要請市町村の指揮の下における業務により生じたものにあつては要請市町

村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援等を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難い場合については、要請市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

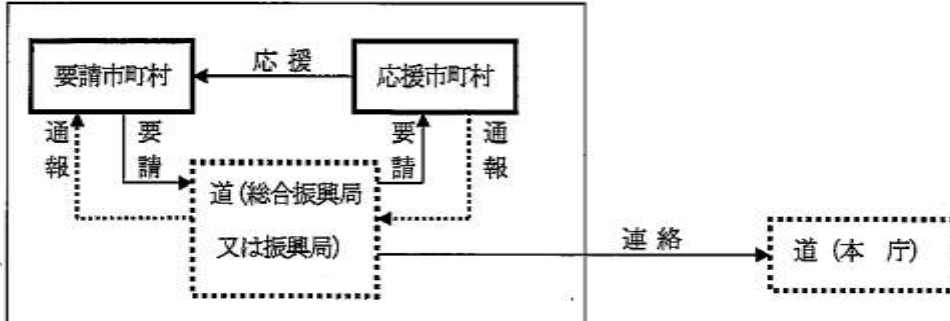
北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表第2

連絡系統図

第1要請 (同一の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請)

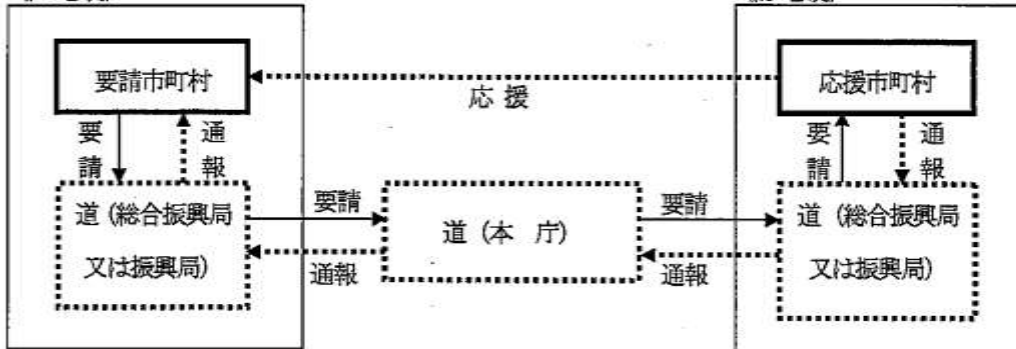
《A地域》



(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第2要請 (他の総合振興局又は振興局地域の市町村への要請)

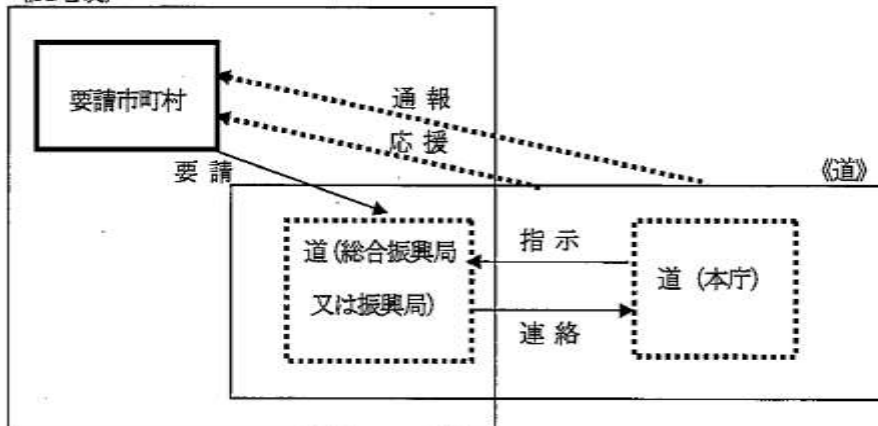
《A地域》



(注) 総合振興局若しくは振興局との連絡がとれない場合、又は総合振興局若しくは振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、総合振興局又は振興局にその旨連絡するものとする。

第3要請 (道への要請)

《A地域》



資料 2 - 2 - 4 自衛隊の活動拠点

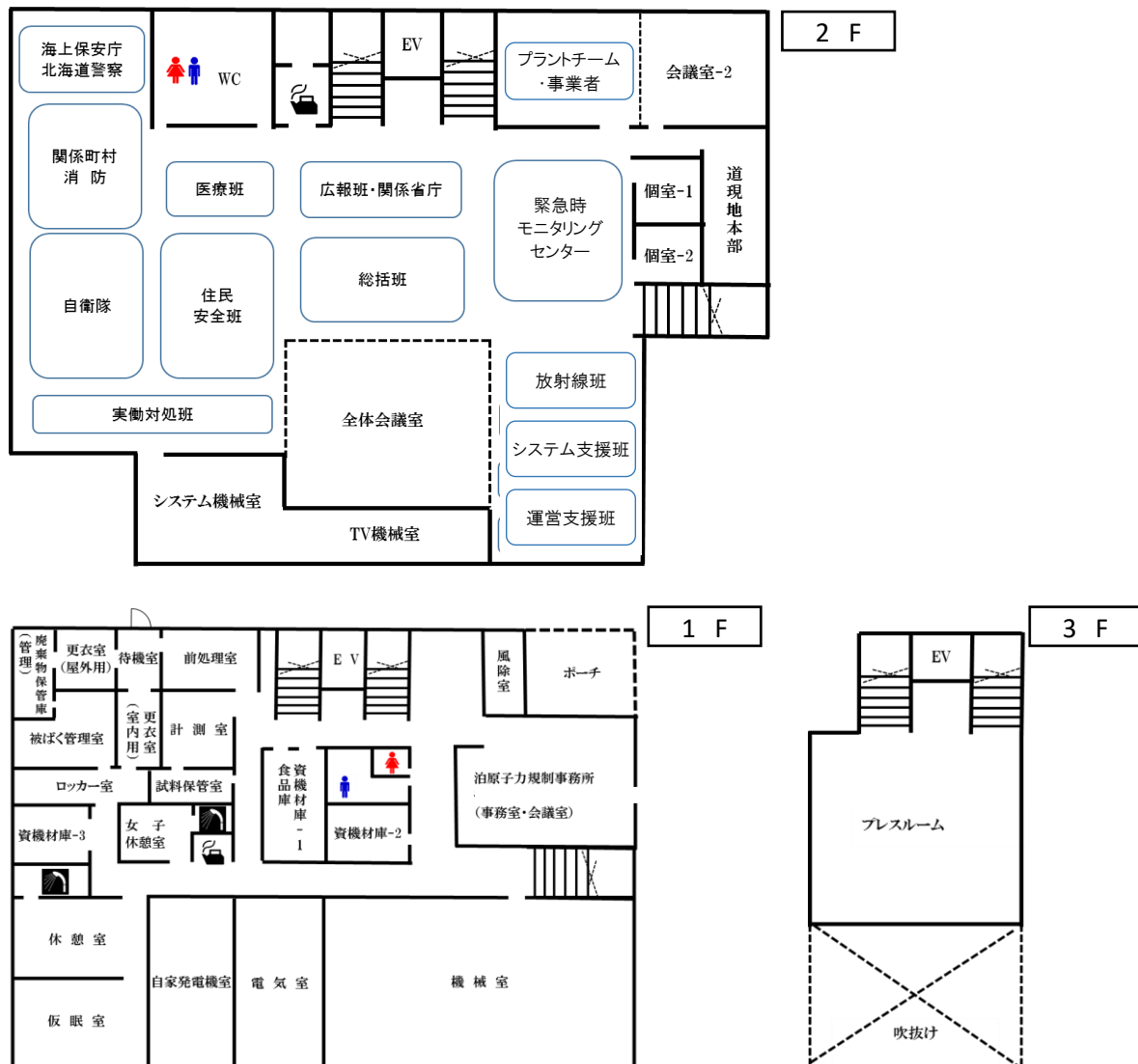
市町村名	発電所からの位置	施設名等	住所	駐車場等面積	建物面積	ヘリ着陸可否
京極町	東南東 約36km	京極町総合体育館 京極町生涯学習センター	虻田郡京極町京極160 虻田郡京極町京極158-1	約2,690㎡ 約1,822㎡	約2,329㎡ 約2,901㎡	可
ニセコ町	南南東 約30km	ニセコビュープラザ	虻田郡ニセコ町字本町77番地10	約5,260㎡	約660㎡	可 要駐車場統制
蘭越町	南 約31km	旧目名小学校	磯谷郡蘭越町目名町221番地	約920㎡	約317㎡	可
寿都町	南西 約36km	寿都町総合文化センター	寿都郡寿都町字開進町187-1	約1,720㎡×1 約870㎡×1	約462㎡	可 要駐車場統制
余市町	東北東 約29km	余市農道離着陸場	余市郡余市町登町742-9	約2,013㎡ その他余積有り	約82㎡	可 大型ヘリ可
喜茂別町	南東 約45km	農村環境改善センター	虻田郡喜茂別町字伏見264-4	約1,600㎡	約430㎡×1 約40～50㎡×4	不可 送電線有り

※ 避難所や避難退域時検査場所として使用する必要がある場合は、当該施設としての使用が優先されるものとする。

資料 2 - 2 - 5 北海道原子力防災センター概要

- 1 施設名称
北海道原子力防災センター
- 2 所在地
岩内郡共和町南幌似141-1（泊原子力発電所から約10km）
- 3 緊急事態応急対策等拠点施設の指定
平成27年8月3日に内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第12条の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設として指定。
- 4 施設概要
 - (1) 施設規模
鉄筋コンクリート造3階建延べ床面積：約2,700㎡ 駐車場：約120台
 - (2) 施設内容
1階：泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所、被ばく管理室、前処理室、計測室、資料保管庫等
2階：各機能班、全体会議室、緊急時モニタリングセンター、システム機械室等
3階：プレスルーム
 - (3) 施設用地
約11,083㎡
- 5 設備概要
電話/FAX/パソコン/複写機/TV会議システム/各種情報表示システム/緊急時対策支援システム（ERSS）

北海道原子力防災センター平面図



6 代替施設

(1) 設置根拠

原子力災害対策特別措置法施行規則第16条（緊急事態応急対策拠点施設の要件）
緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設が当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能な場所に存在すること。

(2) 施設名称及び所在地

① 名称 喜茂別町農業環境改善センター

住所 虻田郡喜茂別町伏見264-4

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約44km

○会議室面積 約324㎡（20m×16.2m）

○近郊ヘリポート

施設名 旧喜茂別中学校グラウンド

所在地 虻田郡喜茂別町字伏見272-2

面積 約23,000㎡（230m×100m）

管理者 喜茂別町

喜茂別町農業環境改善センターから約300m（南東方向）

② 名称 寿都町総合文化センター

住所 寿都郡寿都町字開進町187-1

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約36km

○会議室面積 約1,324㎡（34.4m×38.5m）

○近郊ヘリポート

施設名 寿都町防災広場

所在地 寿都郡寿都町字渡島町126-1

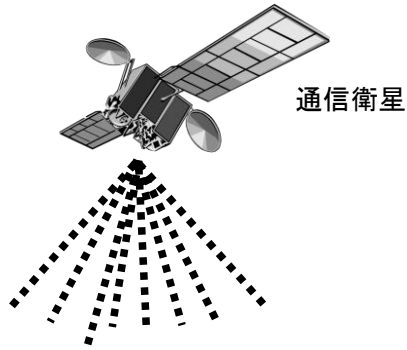
面積 約1,296㎡（36m×36m）

管理者 寿都町

寿都町総合文化センターから約100m（南東方向）

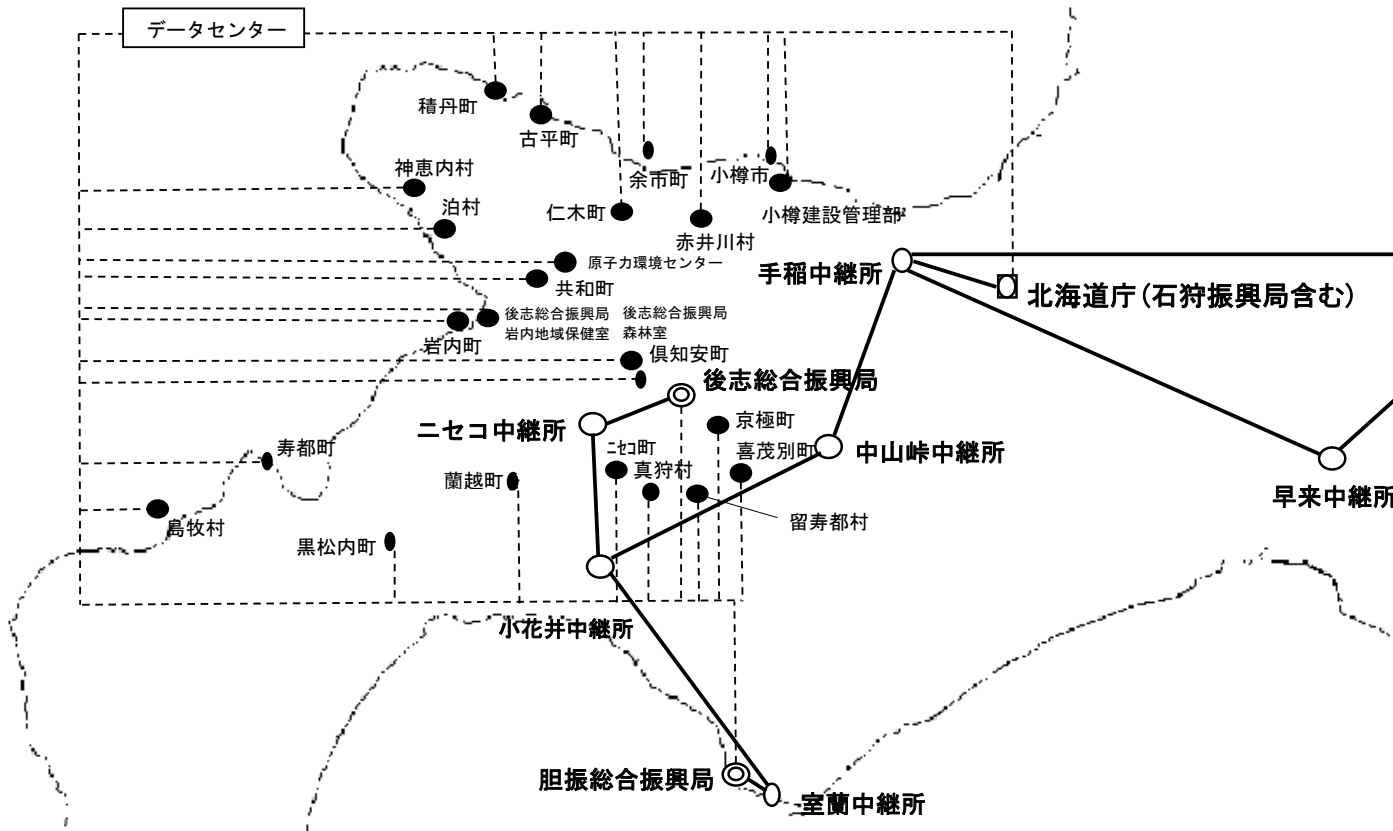
資料 2-4-1 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

1 北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係分抜粋）



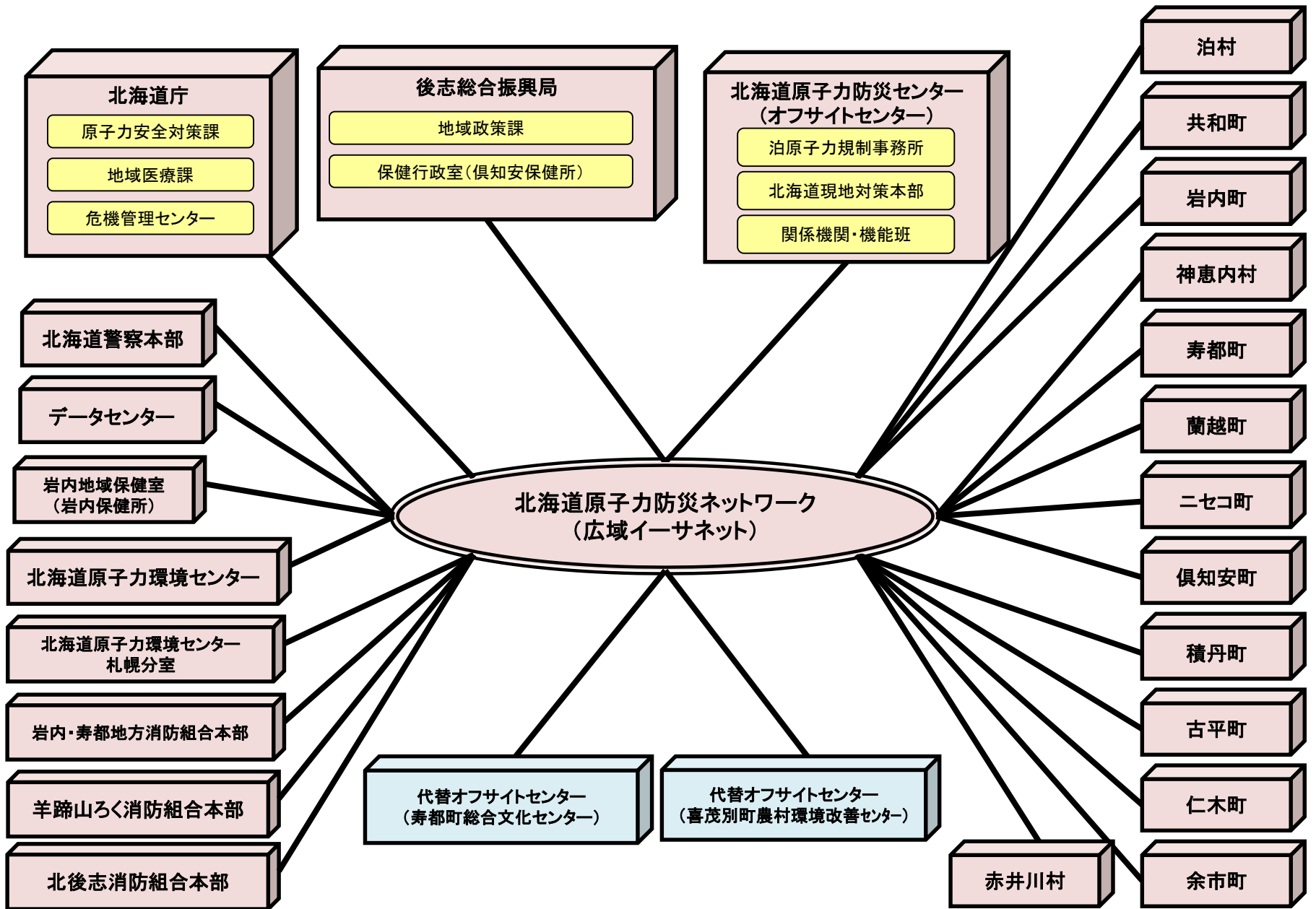
凡例（地上系）

□ 本庁統制局	——— マイクロ無線回線
◎ 総合振興局	- - - - 防災光回線
○ 無線中継所	●●●● 衛星無線回線 (地域衛星通信ネットワーク)
● 端末局	



- (注) 1 本ネットワークは、地上系と衛星系の2ルートにより構成しています。
- 2 地上系は、道庁、総合振興局・振興局をはじめ、全道市町村、道出先機関を結ぶ防災光回線と、道庁、総合振興局・振興局を結ぶマイクロ回線により構成しています。
- 3 衛星系は、地域衛星通信ネットワークを利用して、道庁、総合振興局・振興局、道内市町村、道出先機関相互間のほか、国や全国の地方公共団体と通信ができます。

2 北海道原子力防災ネットワーク(緊急時連絡網)構成図(専用回線)



3 北海道電力ネットワーク(株)固定多重無線系統図(関係抜粋分)

凡 例	
■	本店・支店
□	NWC(営業)
□	水力発電所
▣	火力・原子力発電所
○	電力部・NWC(電力) ・変電所
⊗	開閉所
●	中継所
++	反射板



この地図の作成当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第30号)

資料 2-5-1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

1 北海道緊急時モニタリング班の要員及び車両

令和7年4月1日現在

区分	所属	緊急時モニタリング要員	EMC参画時の体制	緊急時モニタリング車両
北海道	原子力安全対策課	2名	企画調整G 1名 情報収集管理G 1名	—
	環境生活部※	7名	情報収集管理G 1名 測定分析担当G 6名	—
	原子力環境センター※※	19名	企画調整G 3名 情報収集管理G 3名 測定分析担当G 13名	6台 (内走行サーベイ用1台)
	後志総合振興局	5名	企画調整G 1名 情報収集管理G 1名 測定分析担当G 3名	2台
関係町村	泊村	2名	測定分析担当G 2名	1台
	共和町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	岩内町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	神恵内村	2名	測定分析担当G 2名	1台
	積丹町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	古平町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	余市町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	仁木町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	赤井川村	2名	測定分析担当G 2名	1台
	倶知安町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	ニセコ町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	蘭越町	2名	測定分析担当G 2名	1台
	寿都町	2名	測定分析担当G 2名	1台
北海道電力(株)	泊発電所	15名	企画調整G 1名 情報収集管理G 2名 測定分析担当G 12名	5台 (内モニタリングカー1台)
計		74名	74名	26台 (内モニタリングカー等2台)

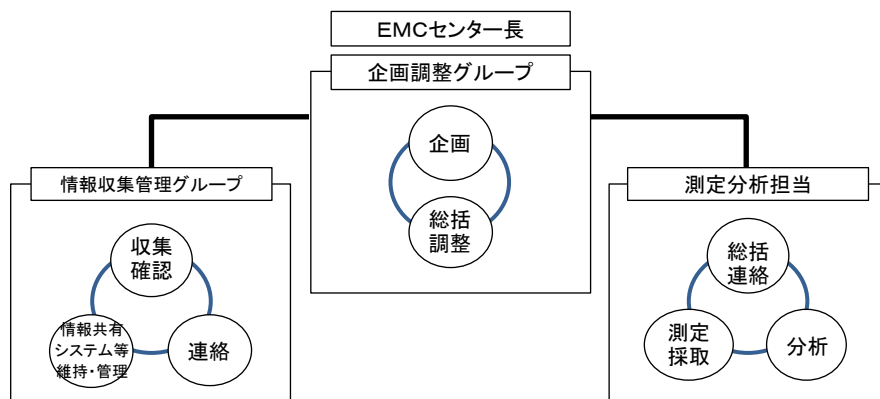
※ 環境保全局及び自然環境局

※※ 地方独立行政法人北海道立総合研究機構を含む

注 原子力規制委員会、指定公共機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）及び北海道電力株式会社以外の原子力事業所からも、緊急時モニタリング要員が派遣されることとなっている。

2 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制

国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンターを設置する。

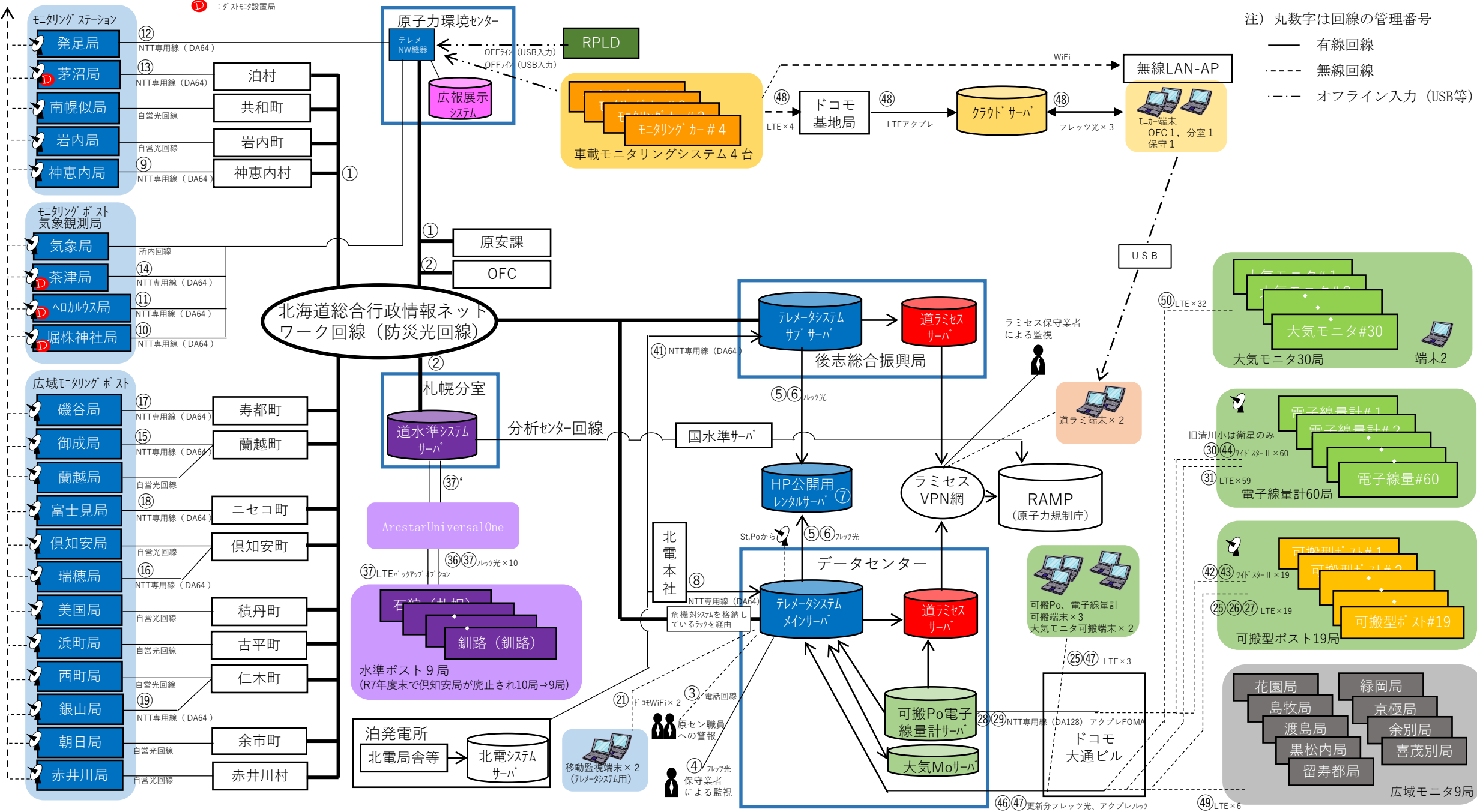


※ EMCは国の指揮の下に国、地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共団体等の要員で構成される。

資料 2-5-2 環境放射線テレメータシステム図

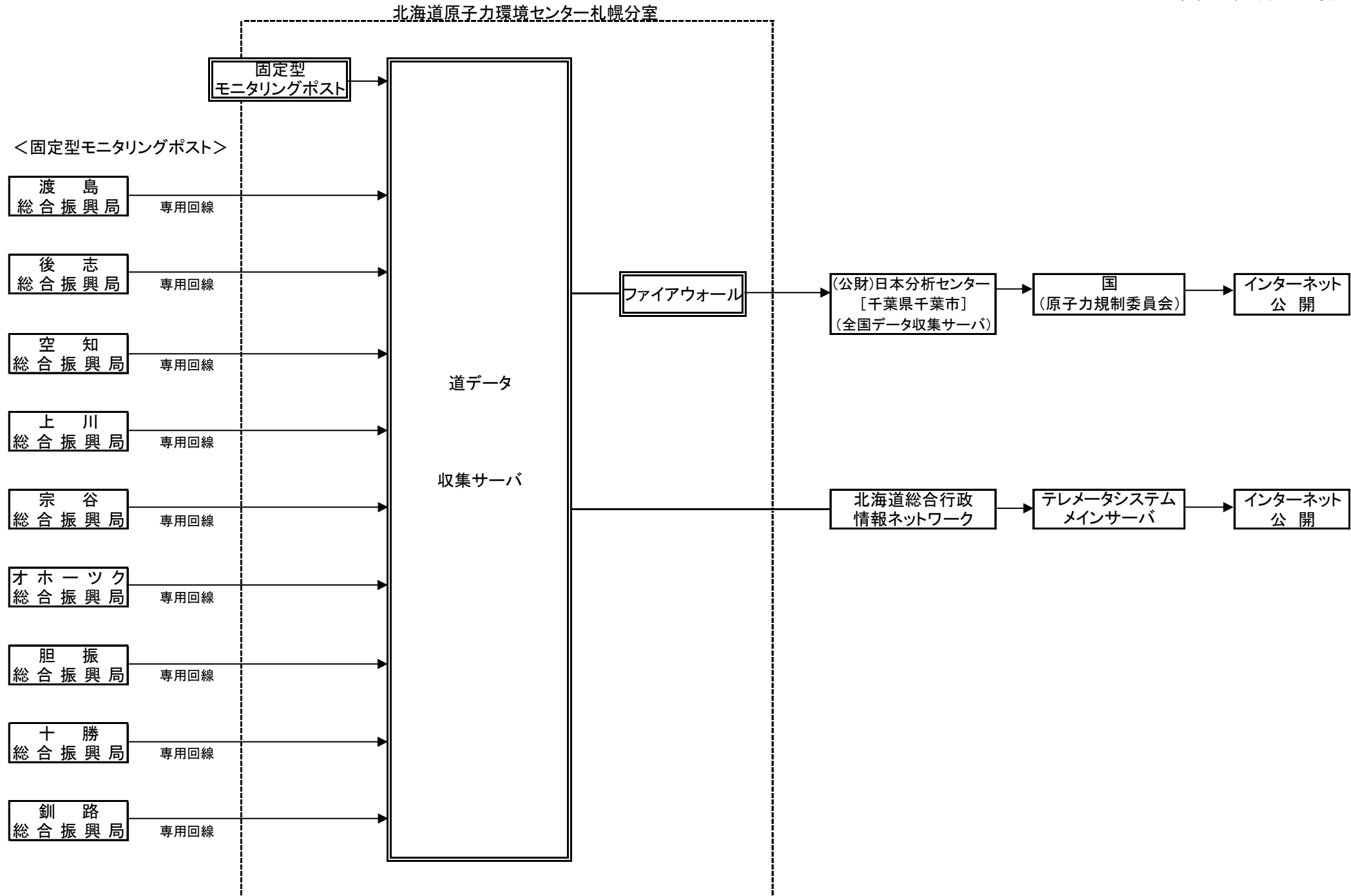
注) 丸数字は回線の管理番号

- 有線回線
- - - 無線回線
- · - · オフライン入力 (USB等)



資料 2-5-3 リアルタイム線量測定システム図 (原子力規制委員会環境放射能水準調査)

令和7年4月1日時点



資料 2 - 5 - 4 気象・海象観測機器の整備状況

1 気象観測機器

地点・項目 機関名		地 点 名	気 象 要 素							
			風向風速	感 雨	降水量	積雪深	温湿度	日射量	放 射 収 支 量	
			連 続	連 続	連 続	連 続	連 続	連 続	連 続	
北海道	モニタリング ステーション	茅 沼	○	○	○	○	○			
		発 足	○	○	○	○	○			
		南 幌 似	○	○	○	○	○			
		岩 内	○	○	○	○	○			
		神 恵 内	○	○	○	○	○			
	モニタリング ポスト	茶 津		○	○	○				
		へロカルウス	○	○	○	○				
		堀 株 社 社		○	○	○				
	広域モニタリング ポスト	積丹町美国 古平町浜町 余市町朝日 仁木町西町 仁木町銀山 赤井川村赤井川 倶知安町倶知安 倶知安町瑞穂 ニセコ町富士見 蘭越町蘭越 蘭越町御成 寿都町磯谷								
		観測局象	北海道原子力 環境センター	○	○	○	○	○	○	○
		モニタリング ステーション	発 電 所		○					
			堀 株		○					
			泊		○					
宮 丘				○						
高 台			○	○	○					
観測局象		発 電 所	○		○		○	○	○	
札幌管区気象台		寿都特別地域 気象観測所	○		○	○	○			
		共 和 (アメダス)	○		○	○	○			
	神 恵 内 (アメダス)	○		○	○	○				
	余 市 (アメダス)	○		○	○	○				
	蘭 越 (アメダス)	○		○	○	○ (注)				
	倶知安特別地域 気象観測所	○		○	○	○				
	ニセコ (アメダス)			○						
	赤 井 川 (アメダス)			○	○					
	美 国 (アメダス)	○		○		○				

注 蘭越 (アメダス) は、気温のみ。

2 海象観測機器 (固定)

機 関 名	海 象 要 素	地 点 数
北海道電力(株)	海 水 温 度	5
	波 高	1

資料 2-5-5 道及び原子力事業者所有の環境放射線
モニタリング設備・機器等の整備状況

令和7年4月1日現在

区 分	測 定 機 器 等	数 量	内 訳		
			北 海 道	北海道電力	
情報収集管理 グループ	モニタリングステーション	10	5	5	
	モニタリングポスト	11	3	8	
	気象観測局	2	1	1	
	広域モニタリングポスト	12	12	0	
	電子線量計	60	60	0	
	広域環境放射線モニタ※	9	9	0	
	環境放射能水準調査モニタリングポスト※	10	10	0	
	大気モニタ局舎	9	9	0	
	テレメータシステム端末	1	1	0	
測 定 分 析 担 当 (北海道グループ)	総括連絡班	警報付きポケット線量計	148	118	30
		GM管式サーベイメータ	4	4	0
		衛星電話	4	4	0
		テレメータシステム端末	2	2	0
		モニタリング情報共有システム端末	2	2	0
	測定採取班	モニタリングカー	1	0	1
		車載用放射線検出器（走行サーベイ用）	4	4	0
		可搬型ポスト(伝送式：γ線)	26	19	7
		電離箱式サーベイメータ	4	0	4
		GM管式サーベイメータ	13	13	0
		シンチレーション式サーベイメータ	26	22	4
		可搬式ヨウ素サンプラ	6	6	0
		採水容器	1400	1400	0
		採土器	21	21	0
		携帯電話	23	23	0
		衛星携帯電話	25	25	0
		カーナビゲーション	24	24	0
	デジタルカメラ	24	24	0	
	分析班	固定型ゲルマニウム半導体検出装置	4	4	0
		可搬型ゲルマニウム半導体検出装置	2	2	0
		電離箱式サーベイメータ	2	2	0
		シンチレーション式サーベイメータ	2	2	0
		電子天秤	2	2	0
		GM管式サーベイメータ	3	3	0
		衛星電話	1	1	0

※ 防護措置の実施の判断には使用しない。

資料 2 - 6 - 1 原子力災害医療活動用資機材等の配備状況

令和 7 年 4 月 1 日現在 道地域医療課調べ

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総 数
ハンドフットクロスモニタ	台		2		2
GM管式サーベイメータ	台	8	24	27	59
NaIシンチレーション式サーベイメータ	台			1	1
NaIシンチレーション式サーベイメータ(γ線用)	台	9	27	11	47
放射線測定器セット	台			1	1
ラギッド式シンチレーション式サーベイメータ	台			1	1
コンパクトサーベイメータ	台			4	4
傷モニタ	台		1	1	2
ポータブルエリアモニタ	台			1	1
スペクトロサーベイメータ	台			1	1
ポケット線量計	台	60	190	95	345
ガラス線量計システム	セット			1	1
ガラス線量用素子(シート)	台			240	240
電離箱式サーベイメータ	台			5	5
ホールボディカウンタ	台		2	1	3
ホールボディカウンタ用移動式遮蔽体	台		1		1
大型廃棄物汚染確認用モニタ	台			1	1
マルチチャンネルアナライザ用パソコン(処理ソフト付き)	台			1	1
防護マスク	個	60	160	97	317
防護マスクフィルタ	個	120	380		500
防護服(布)	着	60	190	8	258
防護靴	足	60	190		250
防護手袋(ゴム製)	個	500	850	800	2,150
オーバーシューズ	足	60	190		250
綿手袋	枚	390	630		1,020
検診衣	着	50	200		250
シューズカバー	枚	450	610	1,050	2,110
防護服(タイベックスーツ)	着	300	190	199	689
救護服	着			3	3
ベスト	着	30	30	40	100
作業服	着	10	10	9	29
CBトランシーバ	台			10	10
着替用スウェット(上下)	着	10	30		40
アンダーウェア(上着)	着			1,110	1,110
防寒具	着			32	32
アンダーウェア(下着)	着			1,400	1,400
半面マスク	個			3	3
SMSサージカルガウン(ディスポタイプ)	着			900	900
個人用防護服	着			1	1
ディスポーサブルエプロン	着			900	900
安全ゴム長靴	足			9	9
N-95マスク	個			250	250
化学防護マスク	個			2	2
ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)	個	100	200	1,400	1,700
フェイスシールド	個			640	640
活性炭入りマスク	枚			750	750

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総 数
延長20mホース	個			2	2
布担架	台			2	2
スクープストレッチャー	台			1	1
搬送用ストレッチャー	台			3	3
除染室用ストレッチャー	台			1	1
ガイドポール	個			4	4
エステクシート	巻			27	27
エプコシート	巻			126	126
エプコテープ	巻			760	760
四つ折り伸縮担架	台	1	3		4
ポリエチレンろ紙	巻			29	29
ポリエチレンろ紙(汚染検知シート)	巻			6	6
ハサミ	個			90	90
ブルーシート	巻			3	3
セルボンテープ(放射線テープ) 1袋5巻入り	個			10	10
セルボンテープ(放射線テープ) 1個3巻入り	個			24	24
汚染傷病者搬送用シート	袋	1	3	45	49
トラロープ	巻	2	11	12	25
台車	台			3	3
材料搬送カート	台			3	3
ビブス	着			200	200
移動式手洗い器	台		6		6
R I用クリーナー (A剤)	個	15	15	2	32
タオル	枚	30	90		120
除菌キット	式	3	12	9	24
ガーゼ	枚	300	100		400
患者プライバシーキット	式			20	20
オスカルブランケット	枚			20	20
オレンジクリーナー	個			2	2
ディスポのう盆(1個100枚入り)	個			700	700
心電図モニター	台			2	2
ファーストエイドセット	個	2	2		4
外傷セット	個	2	2		4
診察机	個		2		2
簡易ベッド(キャンパスベッド)	台	3	10		13
毛布	枚	3	10		13
枕	個	3	10		13
救護所用パーテーション	台	6	6		12
脱衣用テント	張	2	6		8
2WAYガード 黄色	個	30	50		80
プラチックチェーン	本	10			10
救急医療セット (JM1)	式			2	2
救急医療セット (JM8)	式			2	2
救護蘇生装置	式			2	2
エマージェンシーキット	台			1	1
携帯型超音波診断装置	台			1	1
生体モニタ	台			2	2
ディスポ術衣セット (20着入り)	着			120	120
トリアージタグ (1個100枚入り)	個			1,200	1,200

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総 数
クリップホルダー	個			50	50
折りたたみ点滴台	台			32	32
医療班用遮へい容器	個			3	3
ヨウ素剤調製器具セット	式	1	1		2
簡易除染システム	式			2	2
除染ベッド	台		2		2
真空掃除機	台	1	2	1	4
室内用個体廃棄物容器	個	4	8	1	13
除雪機	台		2		2
エアータント	張			1	1
腕章	個	4	7		11
衛星アンテナおよび衛星可搬局	式			1	1
モバイルプリンター	台			1	1
資機材等搬送用自動車	台	1	1		2
原子力災害医療派遣チーム車両	台			2	2
夏タイヤ	本	4	4	8	16
スタッドレスタイヤ	本	4	4	8	16
カスケードガレージ	台		1		1
パーソナル無線機（車両備付用）	台		1		1
線源用保管庫	台		1		1
保管庫（放射線測定器等）	台	1	16	1	18
ヨウ化カリウム丸保管用ロッカー	台	3		23	26
折りたたみ机	式		8		8
ホワイトボード	台			22	22
折りたたみコンテナ	台			48	48
折りたたみコンテナ台車	台			2	2
パイプ椅子	個		5		5

資料 2-6-2 安定ヨウ素剤の配備状況

1 安定ヨウ素剤丸薬及びゼリー状安定ヨウ素剤

令和7年4月1日現在 道地域医療課調べ

【町村名】 保管場所	安定ヨウ素剤 錠数	ゼリー状安定ヨウ素剤包数		人口	うち40歳未満	
		16.3mg	32.5mg		うち40歳未満	うち3歳未満
【泊村】 泊村役場	錠 11,000	包 18	包 49	人 1,569	人 454	人 26
【共和町】 前田診療所 小沢診療所	31,000 6,000	115	223	5,772	2,022	118
【岩内町】 岩内町役場	83,000	215	550	11,648	3,442	163
【神恵内村】 神恵内村立神恵内診療所	6,000	9	34	870	176	9
【寿都町】 寿都町役場	20,000	54	126	2,838	860	36
【蘭越町】 蘭越町保健福祉センター	30,000	81	245	4,568	1,329	83
【ニセコ町】 ニセコ町役場	27,000	108	329	5,074	1,765	116
【倶知安町】 倶知安町役場	86,000	332	1,136	15,129	6,177	360
【積丹町】 積丹町立国民保険診療所	15,000	36	177	1,831	401	21
【古平町】 古平町役場	21,000	45	126	2,745	614	20
【仁木町】 仁木町役場	22,000	36	126	3,180	975	55
【余市町】 余市町役場	119,000	268	837	18,000	5,337	265
【赤井川村】 赤井川村役場	7,000	28	58	1,165	428	21
北海道後志総合振興局保健環境部 保健行政室（倶知安保健所）	24,000	98	509	予備用配置	-	-
北海道後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室（岩内保健所）	45,000	98	472	予備用配置	-	-
北海道庁	211,000	59	303	予備用配置	-	-
計	764,000	1,600	5,300	74,389	23,980	1,293

※1 予備用配置については、防災業務関係者、観光客等の一時滞在者用を含む。

2 配布対象人口は令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）による。

2 ヨウ化カリウム原薬（粉末）

保管場所	ヨウ化カリウム原薬配備数	配布対象人口
(岩内町) 北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 (岩内保健所)	本 2	人 316
(倶知安町) 北海道後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	2	977

※1 ヨウ化カリウム原薬（1本当たり500グラム）

2 配布対象人口は令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）における3歳未満の数。

3 町村別ヨウ素剤配布対象人口数

令和7年4月1日現在 町村調べ

(1) PAZ

町村名	避難区域(集落)名	人口 (人)	配布者数 又は 問診済数 (人)	年齢別等内訳				緊急配布場所
				3歳未満 (人)	3歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 (人)	40歳未満 (人)	
泊村	渋井	91	27	0	11	80	42	渋井地区集会所 泊中学校
	堀株	125	10	4	4	117	50	堀株地区集会所
	滝の澗	141	22	6	16	119	80	泊中学校
	茅沼	335	53	3	14	318	61	茅沼地区集会所 泊村公民館
	白別	143	27	4	4	135	41	白別地区集会所 泊村アイスセンター
	泊	323	49	4	13	306	73	泊地区集会所 泊村アイスセンター 照岸、糸泊地区集会所
	計	1,158	188	21	62	1,075	347	
共和町	宮丘	672	233	39	65	568	424	ビシヤムナイ会館 宮丘地区寿の家 北電体育館 北辰小学校
	梨野舞納	296	50	3	12	281	72	はまなす幼児センター
	発足	273	19	5	16	252	74	発足克雪管理センター 発足コミュニティセンター
	計	1,241	302	47	93	1,101	570	
	合計	2,399	490	68	155	2,176	917	

(2) UPZ

町村名	OIL地点名	避難区域(集落)名	人口 (人)	配布者数 又は 問診済数 (人)	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 (人)	3歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 (人)	40歳未満 (人)	
泊村	NNW-8(泊小学校)	盃地域会	262	23	2	12	248	56	泊小学校 盃地区集会所
		計	262	23	2	12	248	56	
共和町	E-7(リ3会館)	旧リヤムナイ3	19	0	0	0	19	0	発足克雪管理センター
	ESE-6(発足ステーション)	旧リヤムナイ2	55	0	3	4	48	22	発足克雪管理センター
		神水	71	0	0	4	67	15	神水会館
	SSE-7(西部住民センター)	上梨野舞納	177	0	2	18	157	72	西部住民センター
		上梨浜中・上梨太平	195	0	9	17	169	103	西陵小学校
		発美・老古美・あけぼの 1~5	1,159	0	19	81	1,059	379	西陵小学校
		起業社・起業社新興・ 前中東・前中西・ 前中北・学田・宮園	322	0	4	11	307	73	中央幼児センター
		老古美	62	0	1	3	58	11	老古美会館
	SE-8(前田地区寿の家)	大谷地・睦・旭	206	0	8	13	185	52	中央幼児センター
		岩崎	84	0	1	5	78	15	前田地区寿の家
	SSE-10(西老古美会館)	学田	43	0	0	5	38	10	学田会館
		西老古美	51	0	0	0	51	4	西老古美会館
	SE-11(南幌似ステーション)	神水・幌似	75	0	1	4	70	15	幌似構造改善センター
		幌中・中ノ川・上中南	145	0	1	7	137	29	かかし古里館
幌駅中・幌似・ 清里1~5・御手作場		636	0	7	53	576	185	生涯学習センター	
中学校前		6	0	0	0	6	3	共和中学校	

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 （人）	配布者数 又は 問診済数 （人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 （人）	3歳以上 13歳未満 （人）	13歳以上 （人）	40歳未満 （人）	
	ESE-13R（国富地区防災センター）	国富事業所社宅会・ 本村1～9・新成	461	0	5	35	421	143	東陽小学校
	ESE-13L（道道泊共和線交差点）	新成・せせ・下平9号	68	0	0	4	64	10	国富地区防災センター
	ESE-16（いきいきセンター）	10号・小沢7	81	0	3	6	72	22	小沢地区住民センター
		中平・小沢1・小沢2・ 小沢3・小沢4・小沢6	178	0	1	10	167	36	小沢体育館
		西ヤエニシベ・ 東ヤエニシベ・ワイス	47	0	0	2	45	9	ワイス温泉
計			4,141	0	65	282	3,794	1,208	
岩内町	S-6（岩内町地場産業サポートセンター）	大浜	1,360	0	19	64	1,267	414	東小学校 東保育所 岩内地域人材開発センター
	S-7R（岩内ステーション） S-7L（高台ステーション）	岩内市街	8,019	0	77	450	7,653	2,193	東小学校 岩内高等学校 西保育所 西小学校 老人福祉センター 働く婦人の家 第二中学校 第一中学校
		野東（7km～9km）	1,070	0	6	42	1,015	224	西小学校 第二中学校 デイサービスセンター
	S-10（岩内あけぼの学園）	円山	185	0	1	4	187	35	デイサービスセンター いわない高原ホテル
	SSW-9（岩内浄水場）	敷島内	157	0	3	3	151	30	西小学校
計			10,791	0	106	563	10,273	2,896	
神恵内村	NNW-15（神恵内ステーション） N-17（旧清川小学校跡地）	神恵内地区	571	0	5	34	532	140	神恵内村役場 漁村センター 神恵内中学校
	NW-17（赤石集会所）	赤石地区	82	0	0	0	82	8	赤石集会所
	NW-23（日本郷土玩具店）	珊瑚内地区	42	0	0	0	42	5	珊瑚内集会所
	NW-26（神恵内村生涯学習館）	川白地区	52	0	0	0	52	6	川白ふれあいセンター
計			747	0	5	34	708	159	
寿都町	SW-27（寿都町磯谷モニタリングポスト）	島古丹・能津登地区	55	0	0	0	55	12	避難退域時検査場所で配布
		横澗地区	135	0	0	3	132	19	避難退域時検査場所で配布
		鮫取澗地区	11	0	0	0	11	0	避難退域時検査場所で配布
	SW-29（寿都町定住促進住宅いさりび住宅）	美谷地区	81	0	3	4	74	27	避難退域時検査場所で配布
	SSW-35（潮路小学校）※UPZ外	有戸・種前地区	46	0	0	1	45	11	避難退域時検査場所で配布
		歌棄地区	321	0	3	31	287	131	避難退域時検査場所で配布
	SSW-38（ゆべつの湯）※UPZ外	湯別地区	111	0	1	4	106	13	避難退域時検査場所で配布
		樽岸地区	85	0	0	2	83	9	避難退域時検査場所で配布
	SW-36L（寿都町役場）※UPZ外	市街地地区	1,795	0	36	115	1,644	536	避難退域時検査場所で配布
SW-36M（弁慶岬）※UPZ外	政治地区	5	0	0	0	5	0	避難退域時検査場所で配布	
計			2,645	0	43	160	2,442	758	

町村名	OIL地点名	避難区域(集落)名	人口 (人)	配布者数 又は 問診済数 (人)	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 (人)	3歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 (人)	40歳未満 (人)	
蘭越町	SSE-20(チセヌプリトイレ横駐車場)	日の出ヶ丘地区	161	0	5	23	133	69	避難退域時検査場所で配布
	SSE-26(旧湯里小学校)	湯里地区	130	0	4	7	119	49	避難退域時検査場所で配布
	SSE-29(西富地区町民センター) ※ニセコ町	昆布地区	584	0	6	53	525	183	避難退域時検査場所で配布
	S-34L(立川下地区)	立川地区	21	0	0	0	21	3	避難退域時検査場所で配布
	S-26(蘭越町蘭越モニタリングポスト)	蘭越地区	1,882	0	20	134	1,728	583	避難退域時検査場所で配布
	S-27(淀川集会所)	大谷地区	517	0	5	44	468	157	避難退域時検査場所で配布
	S-23(蘭越町育苗施設)	三和地区	309	0	2	13	294	57	避難退域時検査場所で配布
	SSW-26(旧名駒小学校)	名駒地区	175	0	4	11	160	36	避難退域時検査場所で配布
	SSW-23(蘭越町御成モニタリングポスト)	御成地区	87	0	0	2	85	12	避難退域時検査場所で配布
	SSW-22(道の駅シェルプラザ港)	港地区	146	0	1	3	142	26	避難退域時検査場所で配布
	S-3S-31(目名生活改善センター)	目名地区	325	0	5	16	304	58	避難退域時検査場所で配布
	S-34R(旧田下小学校)	田下地区	68	0	0	2	66	10	避難退域時検査場所で配布
	計	4,405	0	52	308	4,045	1,243		
ニセコ町	SSE-25(曾我第2地区浄水場)	アンヌプリ地区	220	0	3	1	216	102	避難退域時検査場所で配布
	SSE-27L(ニセコヘリポート)	曾我地区(西山、滝台)	92	0	2	8	82	24	避難退域時検査場所で配布
		曾我地区(東山、東山P村、北栄、東山の丘、メツァ)	744	0	5	49	690	431	避難退域時検査場所で配布
	SSE-27M(ニセコ地域コミュニティセンター)	ニセコ地区	164	0	3	20	141	62	避難退域時検査場所で配布
		曾我地区の一部(ふよう会)	79	0	0	6	73	31	避難退域時検査場所で配布
	SSE-29(西富地区町民センター)	西部地区	113	0	0	4	109	20	避難退域時検査場所で配布
	SSE-30(ニセコ町富士見モニタリングポスト)	市街地区の一部(本通7~9、富士見)	262	0	1	25	236	76	避難退域時検査場所で配布
		元町地区	249	0	3	20	226	105	避難退域時検査場所で配布
		中央地区	245	0	4	11	230	85	避難退域時検査場所で配布
		有島地区(有島、有島1~3)	181	0	1	17	163	42	避難退域時検査場所で配布
		羊蹄地区	17	0	1	1	16	5	避難退域時検査場所で配布
		有島地区(有島の森、ニセコハイツ、ハイツ、グループホームきら里)	81	0	1	2	78	20	避難退域時検査場所で配布
		市街地区の一部(本通6、有島団地、望羊団地、コーボ有島、さくら団地)	583	0	11	47	525	267	避難退域時検査場所で配布
		市街地区(本通1~5)	412	0	4	26	382	127	避難退域時検査場所で配布
		里見地区	148	0	2	25	121	52	避難退域時検査場所で配布
	SSE-32L(近藤地域コミュニティセンター)	市街地区(本通10~11、富士見団地、本通団地、羊蹄団地、しらかば、新有島団地)	707	0	14	62	631	271	避難退域時検査場所で配布
		近藤地区	543	0	21	69	453	207	避難退域時検査場所で配布
SSE-32M(旧宮田小学校)	福井地区	175	0	0	18	157	47	避難退域時検査場所で配布	
	宮田地区	173	0	4	25	144	61	避難退域時検査場所で配布	
	計	5,188	0	80	436	4,673	2,035		

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 （人）	配布者数 又は 問診済数 （人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 （人）	3歳以上 13歳未満 （人）	13歳以上 （人）	40歳未満 （人）	
俱知安町	SE-26L（俱知安モニタリングポスト）	駅前周辺地区	1,252	0	23	96	1,133	465	総合体育館
		琴平市街地区	350	0	8	37	305	143	北陽小学校
		北西地区	1,209	0	16	103	1,090	378	俱知安中学校
		南西地区	2,436	0	58	174	2,204	904	西小学校
		北5東1・2～ 南4東1・2地区	1,702	0	31	142	1,529	677	俱知安小学校
		南東地区	2,135	0	60	193	1,882	829	文化福祉センター
		八号振興会地区	1,075	0	22	110	943	430	俱知安小学校
		六郷親交会地区	1,379	0	40	139	1,200	575	東小学校
	SE-20（ニセコワイス配水池）	花園地区	5	0	0	1	4	3	総合体育館
	SE-23M（俱知安町清掃センター）	旭地区	143	0	1	12	130	47	総合体育館
		岩尾別地区	392	0	9	22	361	198	総合体育館
	SE-23L（峠下屋外拡声子局）	峠下地区	36	0	0	3	33	9	俱知安中学校
	SE-27（高砂地域センター）	高砂地区	479	0	5	25	449	244	俱知安小学校
		比羅夫地区	200	0	2	18	180	60	文化福祉センター
	SE-28（富士見消防機械器具置場）	富士見地区	167	0	3	11	153	54	文化福祉センター
	ESE-25（瑞穂モニタリングポスト）	琴平郊外地区	74	0	1	5	68	23	東小学校
		瑞穂地区	75	0	0	1	74	13	東小学校
		八幡地区	269	0	5	27	237	78	東小学校
	ESE-24（旧末広小学校グラウンド）	高見地区	36	0	0	3	33	9	東小学校
		末広地区	12	0	0	0	12	4	東小学校
		出雲地区	60	0	0	5	55	18	東小学校
	ESE-28（大和研修所）	大和地区	10	0	0	0	10	3	東小学校
		扶桑地区	25	0	1	1	23	9	東小学校
	ESE-31（東部地域会館）	寒別西地区	45	0	0	0	45	9	東小学校
		寒別東地区	57	0	1	3	53	12	東小学校
		巽西地区	13	0	1	2	10	10	東小学校
		巽東地区	26	0	0	3	23	7	東小学校
		豊岡地区	64	0	0	7	57	15	東小学校
	SE-26R（サンスポーツランドくっちゃん）	山田地区	1,379	0	14	44	1,321	1,072	サンスポーツランドくっちゃん
		樺山地区	357	0	5	34	318	235	サンスポーツランドくっちゃん
		計	15,462	0	306	1,221	13,935	6,533	

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 （人）	配布者数 又は 問診済数 （人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 （人）	3歳以上 13歳未満 （人）	13歳以上 （人）	40歳未満 （人）	
積丹町	NNE-30（積丹町美国モニタリングポスト）	美国地区	1,087	0	22	52	1,013	262	美国小学校 美国中学校 B&G海洋センター 総合文化センター 研修センター
	N-31（婦美会館）	婦美地区	74	0	0	5	69	14	婦美会館
	N-32（丸山会館）	丸山地区	16	0	0	0	16	0	丸山会館
	N-36（旧幌武意小学校）	幌武意・入舸地区	118	0	2	5	111	21	旧幌武意小学校 入舸会館
	N-34（岬の湯しゃこたん）	日司・野塚地区	254	0	3	14	237	39	日司小学校 克雪管理センター 岬の湯しゃこたん
	NNW-34（余別地区コミュニティセンター）	西河・来岸・余別地区	180	0	3	18	159	41	来岸会館 余別小学校
	NNW-33（神岬会館）	神岬地区	25	0	0	0	25	2	神岬会館
計		1,754	0	30	94	1,630	379		
古平町	NNE-24（古平町浄水場）	泥の木・鴨居木・廻り淵地区	40	0	0	3	37	6	明和地区集会所
	NNE-28M（古平町浜町モニタリングポスト）	歌棄・沢江・浜町地区	1,671	0	12	76	1,583	402	れい明会館（共働の家） 海洋センター 古平中学校 元気プラザ 複合施設かなえーる 漁港会館
	NNE-28R（沖町地区住民センター）	沖町地区	19	0	0	0	19	0	沖町住民センター
	NNE-29（まるやま公園）	西部地区	902	0	6	37	859	140	幼児センターみらい
計		2,632	0	18	116	2,498	548		
仁木町	E-21（長沢防火水槽）	長沢・尾根内地区	112	0	2	3	107	16	長沢会館 尾根内会館
	E-18（仁木町銀山モニタリングポスト）	銀山地区	447	0	2	38	407	132	銀山小学校 銀山中学校 仁木町銀山生活改善センター及び仁木町銀山老人憩の家 仁木町児童館 銀山学園 銀山第一会館 銀山第三町内会館
	ENE-18（大江コミュニティ消防センター）	大江地区	236	0	1	10	225	42	ふれあい遊トピア公園 大江僻地保育所及び仁木町大江コミュニティセンター 大江学園 大江コミュニティ消防センター
	ENE-21（然別消防番屋）	然別地区	71	0	1	6	64	15	然別生活館
	ENE-25（仁木町西町モニタリングポスト）	仁木地区	2,129	0	29	161	1,939	605	仁木中学校 いきいき88 仁木町観光管理センター 中央一会館 協和会館 仁木長寿園 旭台集会所 農村公園フルーツパークにき 緑会館 稲園会館 金光会館 瑞穂会館 種川会館 東睦会館 仁木小学校 仁木町民センター及び仁木町保健センター 仁木町山村開発センター 西部集会所 表通会館 砥の川会館
計		2,995	0	35	218	2,742	810		

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 （人）	配布者数 又は 問診済数 （人）	年齢別等内訳				緊急配布場所
					3歳未満 （人）	3歳以上 13歳未満 （人）	13歳以上 （人）	40歳未満 （人）	
余市町	NE-29（余市町朝日モニタリングポスト） NE-27（水産加工排水処理施設） NE-28（豊浜生活改善センター）	西部・中央地区	5,786	0	52	309	5,425	1,424	農村活性化センター 総合体育館 東中学校 沢町小学校 円山公園ふれあい交流施設 余市紅志高等学校 即信寺 水産加工研修センター 西中学校 福祉センター 白岩会館 潮見会館 豊浜生活改善センター
	NE-25（豊丘老人寿の家）	豊丘地区	259	0	0	5	254	37	余市幸住学園 沢町小学校
	ENE-29（登小学校）	大川・黒川地区	9,225	0	143	610	8,472	2,713	中央公民館 大川小学校 旭中学校 黒川小学校 老人福祉センター 農協会館 経済センター 北星学園余市高等学校 黒川17区生活館
	NE-32（東大浜中福祉の家） ENE-31（栄地区1号支線増圧ポンプ室）	登・栄地区	1,559	0	14	83	1,462	388	登小学校 下水道管理センター 旧栄小学校 旭中学校
	計		16,829	0	209	1,007	15,613	4,562	
赤井川村	ENE-26（赤井川村赤井川モニタリングポスト）	日ノ出、中央、母沢	130	0	1	12	117	33	健康支援センター
		1町内、共栄、富田、1池田、2池田	248	0	1	16	231	56	赤井川小学校
		2町内、旭丘	372	0	5	22	345	174	赤井川中学校
	E-27（都小学校）	曲川、1都、2都	187	0	3	11	173	49	都小学校
	E-31（旧落合小学校グラウンド） ※UPZ外	落合	36	0	1	1	34	11	山村活性化支援センター
	E-37（山村活性化支援センター） ※UPZ外	常盤	467	0	0	4	463	367	山村活性化支援センター
計		1,440	0	11	66	1,363	690		
合計			64,276	23	886	4,106	59,435	19,903	

資料 2 - 7 - 1 防災資機材の整備状況

1 北海道

令和 7 年 4 月 1 日現在

品 名			整 備 数 量
防 護 服	(布)	着	846
	(雨 着)	着	706
	(防寒着)	着	706
防 護 帽		着	706
防 護 靴		足	76
軍 足		足	430
手 袋	(ゴ ム)	双	846
	(綿)	双	706
	(軍 手)	双	706
防護マスク		個	72
防じんマスク		個	524
ゴーグル		個	450
警報付ポケット線量計		個	445
GM管式サーベイメータ		台	9
シンチレーションサーベイメータ		台	10
携帯電話		台	43
衛星携帯電話		台	18
要員搬送用車両		台	8

2 町村等

令和7年4月1日現在 道原子力安全対策課調べ

品名			泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿都町	蘭越町	ニセコ町	倶知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	岩内・寿都 地方消防組合	羊蹄山ろく 消防組合	北後志 消防組合	合計	
防護服	(布)	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215	
	(雨着)	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215	
	(防寒着)	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215	
防護帽			枚	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
防護靴			足	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
軍足			足	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
手袋	(ゴム)	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215	
	(綿)	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215	
	(軍手)	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215	
防護マスク			個	13	21	33	8	16	25	18	34	13	14	15	39	9	213	79	116	666
防じんマスク			個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
ゴーグル			個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
警報付ポケット線量計			個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2,215
GM管式サーベイメータ			個	4	5	4	4	4	4	8	4	4	4	4	4	5	3	5	70	
シンチレーションサーベイメータ			個	7	8	7	7	7	7	11	7	7	7	7	7	5	3	5	109	
携帯電話			台	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	1	1	1	198	
衛星携帯電話			台	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	42	
広報用車両			台	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	26	
車いす用車両			台	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
ストレッチャー用車両			台	1	1	1	1	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	9	
化学防護服			着	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	5	5	28	
空気(酸素)呼吸器 [ボンベ2本付]			個	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	5	5	28	

[人口に関する資料]

資料 2 - 8 - 1 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況

1 人口構成とその分布状況

(1) PAZ

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	方位	距離	集落名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
						男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動要支援者 (人)		
泊村	北北西	1	渋井	3	4	1	3	0	0	0	0	0	渋井地区集会所	
	北北西	2	渋井	44	87	45	42	2	18	2	0	0	渋井地区集会所 泊中学校	
	東南東	2	堀株	78	125	74	51	5	7	3	0	1	堀株地区集会所	
	北北西	2	滝の澗	92	141	89	52	8	15	2	1	1	泊中学校	
	北北西	3	茅沼	81	144	66	78	0	15	0	0	2	茅沼地区集会所 泊村公民館	
	北	3	茅沼	132	191	71	120	4	9	0	8	1	泊村総合福祉センター 老人ホームむつみ荘	養護・特別養護老人ホームむつみ荘
	北北西	3	白別	43	78	40	38	1	5	0	0	1	泊村公民館	
	北北西	4	白別	34	65	34	31	4	6	0	1	0	白別地区集会所 泊村アイスセンター	
	北北西	4	泊	77	138	71	67	4	6	0	2	0	泊地区集会所 照岸・糸泊地区集会所 泊村アイスセンター	
	北北西	5	泊	103	185	82	103	9	16	1	0	1	照岸・糸泊地区集会所	
	計			687	1,158	573	585	37	97	8	12	7		
共和町	東	2	宮丘	14	21	14	7	2	0	0	0	0	北電体育館	
	東南東	2	宮丘	13	22	12	10	0	4	0	0	1	北電体育館	
	東	3	宮丘	249	400	295	105	45	33	14	0	0	北電体育館	
	東南東	3	宮丘	43	81	52	29	11	6	5	1	4	北電体育館 宮丘地区寿の家	
	東北東	4	宮丘	9	17	10	7	0	1	0	0	0	宮丘地区寿の家 ビシャムナイ会館	
	東	4	宮丘・発足	25	61	30	31	1	6	0	0	5	宮丘地区寿の家 発足コミュニティセンター	
	東南東	4	梨野舞納・宮丘・発足	29	60	28	32	0	8	0	0	3	宮丘地区寿の家 北辰小学校 発足コミュニティセンター はまなす幼児センター 発足克雪管理センター	
	南東	4	梨野舞納	55	107	47	60	4	9	0	0	2	はまなす幼児センター	
	東北東	5	宮丘	13	34	16	18	2	3	1	0	0	ビシャムナイ会館	
	東	5	宮丘・発足	20	58	29	29	3	9	1	3	2	ビシャムナイ会館 発足コミュニティセンター	
	東南東	5	発足・梨野舞納	44	99	48	51	5	11	1	3	4	発足コミュニティセンター はまなす幼児センター 発足克雪管理センター	
	南東	5	梨野舞納	55	124	58	66	0	7	0	0	5	はまなす幼児センター	
	南南東	5	梨野舞納	10	22	12	10	0	3	0	0	0	はまなす幼児センター	
	東北東	6	宮丘	2	3	2	1	0	0	0	0	2	ビシャムナイ会館	
	東	6	発足	20	58	29	29	1	2	0	0	1	ビシャムナイ会館 発足コミュニティセンター	
	東南東	6	梨野舞納・発足	32	67	31	36	1	6	0	0	2	発足コミュニティセンター はまなす幼児センター 発足克雪管理センター	
東	7	発足	3	7	3	4	0	0	0	0	0	発足コミュニティセンター		
	計			636	1,241	716	525	75	108	22	7	31		
	合計			1,323	2,399	1,289	1,110	112	205	30	19	38		

【注】「要配慮者」は区分毎の実数を計上。
 「0~5歳」は未就学児(乳幼児)を計上。
 「6~18歳」は小学生以上を計上。
 「避難行動要支援者」は各町村が災害対策基本法の規定に基づき策定した「避難行動要支援者名簿」の登載者数を計上。

(2) UPZ

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
泊村	NNW-8 (泊小学校)	盃地域会	155	262	125	137	6	19	1	0	2	泊小学校 盃地区集会所	
	計		155	262	125	137	6	19	1	0	2		
共和町	E-7 (リ3会館)	旧リヤムナイ3	13	19	9	10	0	0	0	0	5	発足克雪管理センター	
	ESE-6 (発足ステーション)	旧リヤムナイ2	25	55	31	24	4	4	1	2	1	発足克雪管理センター	
		神水	34	71	36	35	0	5	0	0	4	神水会館	
	SSE-7 (西部住民センター)	上梨野舞納	85	177	93	84	6	26	3	16	3	西部住民センター	
		上梨浜中・ 上梨太平	83	195	100	95	16	32	4	6	0	西陵小学校	
		発美・老古美・ あけぼの1~5	587	1,159	571	588	46	113	12	5	27	西陵小学校	
		起業社・起業社 新興・前中西・ 学田・宮園	129	251	121	130	5	14	1	0	11	中央幼児センター	
		老古美	29	62	33	29	2	5	0	0	8	老古美会館	
	SE-8 (前田地区寿の家)	岩崎	42	84	34	50	1	8	1	1	4	前田地区寿の家	
		大谷地・睦・旭 前中東・前中北	131	277	131	146	14	29	4	0	9	中央幼児センター	グループホーム和 みの郷ケアサポ ート共和
	SSE-10 (西老古美会館)	学田	21	43	23	20	0	7	0	0	1	学田会館	
		西老古美	27	51	26	25	0	1	0	0	1	西老古美会館	
	SE-11 (南幌似ステーション)	神水・幌似	33	75	38	37	1	9	0	0	4	幌似造改善センター	
		幌中・中ノ川・ 上中南	67	145	72	73	3	12	0	1	11	かかし古里館	
		幌駅中・幌似・ 清里1~5・御 手作場	361	635	298	337	24	64	2	3	41	生涯学習センター	共和町特別養護老 人ホームみのりの 里共和
		中学校前	5	6	3	3	0	0	0	3	0	共和中学校	
	ESE-13R (国富地区住 民センター) ESE-13L (道道泊共和 線交差点)	国富事業所社宅 会・本村1~ 9・新成	258	461	241	220	12	50	1	10	27	東陽小学校	
新成・セトセ・ 下平9号		35	68	34	34	1	4	0	0	10	国富地区住民センター		
ESE-16 (いきいきセン ター)	10号・小沢7	51	81	35	46	4	7	2	0	3	小沢地区住民センター		
	中平・小沢1~ 4・小沢6	97	179	81	98	4	13	0	0	18	小沢体育館	共和町いきいきセ ンター	
	西ヤエニシベ・ 東ヤエニシベ・ ワイス	23	47	22	25	1	2	0	1	5	ワイス温泉		
計		2,136	4,141	2,032	2,109	144	405	31	48	193			
岩内町	S-6 (岩内町地場産業 サポートセンター)	大浜	777	1,360	638	722	44	99	6	21	94	岩内地域人材開発セン ター 東小学校 いわない東保育所	岩内大浜医院 アットホームのぞ み
	S-7R (岩内ステーショ ン) S-7L (高台ステーショ ン)	岩内市街	4,734	8,143	3,889	4,254	186	747	51	99	656	東小学校 第一中学校 岩内高校 老人福祉センター 西小学校 働く婦人の家 第二中学校 いわない西保育所 岩内厚生園 七福神恵比寿館	岩内協会病院 岩内厚生園 七福神恵比寿館
		野東 (7km~9km)	639	1,070	472	598	19	89	2	15	58	西小学校 第二中学校 デイサービスセンター コミュニティホーム岩内	コミュニティー ホーム岩内 岩内ふれあいの郷
	S-10 (岩内あけぼの学 園)	円山	140	185	99	89	0	8	0	12	3	いわない高原ホテル 岩内あけぼの学園	岩内あけぼの学園
	SSW-9 (岩内浄水場)	敷島内	97	160	80	80	4	5	2	5	9	西小学校	
計		6,387	10,918	5,178	5,743	253	948	61	152	820			

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
神恵内村	NNW-15 (神恵内ステーション) N-17 (旧清川小学校跡地)	神恵内地区	324	561	270	291	9	66	0	1	4	神恵内村役場 漁村センター 神恵内中学校	神恵内ハイツ998
	NW-17 (赤石集会所)	赤石地区	56	79	43	36	0	0	0	0	3	赤石集会所	
	NW-23 (日本郷土玩具館)	珊瑚内地区	29	40	19	21	0	0	0	0	0	珊瑚内集会所	
	NW-26 (神恵内村生涯学習館)	川白地区	32	50	24	26	0	2	0	0	0	川白ふれあいセンター	
	計		441	730	356	374	9	68	0	1	7		
寿都町	SW-27 (寿都町磯谷モニタリングポスト)	島古丹・能津登地区	38	50	17	33	0	0	0	7	2	磯谷会館	
		横澗地区	110	131	65	66	0	6	0	0	4	横澗会館	寿都浄恩学園
		鮫取澗地区	7	10	4	6	0	0	0	0	0	鮫取澗会館	
	SW-29 (寿都町定住促進住宅いさりび住宅)	美谷地区	43	80	38	42	5	4	4	4	2	美谷会館	
	SSW-35 (潮路小学校) ※UPZ外	有戸・種前地区	31	48	26	22	0	2	0	7	0	有戸・種前会館	
		歌棄地区	196	311	190	121	6	55	1	0	4	歌棄会館 潮路小学校	潮路小学校・歌棄 慈光園・ワークラ ンド歌棄・はまな す寮・寿都寿海 荘・寿都ディス ビスセンター・歌 棄洗心学園・せん しん寮
	SSW-38 (ゆべつの湯) ※UPZ外	湯別地区	64	107	53	54	1	6	1	1	1	ゆべつのゆ、農村活性化 センター	
		樽岸地区	54	84	48	36	2	2	0	0	4	樽岸会館	
	SW-36L (寿都町役場) ※UPZ外	市街地地区	996	1,748	830	918	62	141	15	63	36	寿都小学校、寿都中 学校、寿都高等学 校、観光交流セン ター、総合文化 センター、総合体 育館	ふれあいの里小規 模多機能ホーム すつつ・ふれあい の里グループホ ームすつつ・寿都 小学校・寿都中 学校・北海道寿 都高等学校・寿 都保育園
	SW-36M (弁慶岬) ※UPZ外	政治地区	2	3	1	2	0	0	0	0	0	政治会館	
計		1,541	2,572	1,272	1,300	76	216	21	82	53			
蘭越町	SSE-20 (チセヌプリト イレ横駐車場)	日の出ヶ丘地区	72	132	55	77	17	14	2	29	0	日出ふれあいセンター	
	SSE-26 (旧湯里小 学校)	湯里地区	52	101	53	48	6	8	3	29	0	日出ふれあいセンター	
	SSE-29 (西富地区町民 センター) ※ニセコ町	昆布地区	303	561	268	293	21	59	1	23	16	黄金地区共同利用集会所 昆布活性化センター 昆布小学校 (重複)	昆布温泉病院 蘭越町高齢者生活 福祉センターこん ぶ 蘭越町通所介護事 業所こんぶ
	S-34L (立川下地区)	立川地区	13	21	13	8	0	1	0	1	0	昆布小学校	
	S-26 (蘭越町蘭越モニ タリングポスト)	蘭越地区	936	1,805	859	946	54	187	16	77	39	蘭越上地域振興セン ター 旧蘭越地区研修セン ター 豊国上地区地域研 修セン ター 豊国下集会所 蘭越町総合体育館 蘭越町民センターら ぶ ちゃんホール 蘭越町山村開発セン ター 蘭越町ふれあいプラ ザ21 蘭越小学校 蘭越中学校 蘭越町三和コミュニ ティ 会館ほたるの里 (重 複)	こぶしホーム (児 童福祉施設)
	S-27 (淀川集会所)	大谷地区	296	504	232	272	14	68	2	13	7	法誓寺 蘭越町農村研修セン ター 大谷団地集会所 淀川コミュニティセン ター 水上地区集会所	特別養護老人ホー ム一灯園 北海愛星学園 (児 童福祉施設) 蘭越町高齢者グ ループホーム
	S-23 (蘭越町育苗施 設)	三和地区	155	302	153	149	8	11	1	7	11	蘭越町地場産業振興 コ ミュニティセンター 三和コミュニティ会館 ほ たるの里 (重複) 三和一町内会会館 蘭越町克雪管理セン ター (重複)	

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
	SSW-26 (旧名駒小学校)	名駒地区	87	173	82	91	8	15	1	2	11	名駒地区生活改善センター 旧名駒小学校	
	SSW-23 (蘭越町御成モニタリングポスト)	御成地区	42	86	44	42	0	5	0	1	3	旧御成小学校 御成地区生活改善センター 初田地区集会所	
	SSW-22 (道の駅シェルプラザ港)	港地区	87	144	73	71	2	4	2	2	9	蘭越町港直売センター 介護予防拠点センターみなと 港地区津波避難タワー	
	S-31 (目名生活改善センター)	目名地区	175	325	158	167	10	24	3	0	18	目名地区生活改善センター 旧目名小学校	蘭越町高齢者生活福祉センターめな
	S-34R (旧田下小学校)	田下地区	34	68	32	36	0	3	0	0	5	田下地区集会所	
	計		2,252	4,222	2,022	2,200	140	399	31	184	119		
ニセコ町	SSE-25 (曾我第2地区浄水場)	アンスプリ地区	147	220	119	101	5	14	0	80	7	いこいの湯宿いろは	
	SSE-27L (ニセコヘリポート)	曾我地区 (西山、滝台)	37	92	44	48	4	8	0	6	9	曾我活性化センター	
		曾我地区(東山、東山P村、北栄、東山の丘、メッツァ)	538	744	423	321	15	79	0	405	13	ザ・グリーンリーフ ニセコビレッジ	
	SSE-27M (ニセコ地域コミュニティセンター)	ニセコ地区	81	164	85	79	12	15	2	19	12	ニセコ小学校	
		曾我地区の一部 (ふよう会)	44	79	43	36	2	11	0	5	13	ニセコ小学校	ニセコ医院
	SSE-29 (西富地区町民センター)	西部地区	58	113	55	58	0	6	0	2	12	ニセコ中学校	
	SSE-30(ニセコ町富士見モニタリングポスト)	市街地区の一部 (本通7~9、富士見)	130	262	125	137	7	33	1	5	36	ニセコ小学校	
		元町地区	151	249	113	136	9	21	0	29	24	ニセコ中学校	
		中央地区	157	245	115	130	13	14	1	9	28	ニセコ駅前温泉綺羅乃湯	
		有島地区(有島、有島1~3)	84	181	93	88	1	29	0	8	23	有島アートギャラリー	
		羊蹄地区	11	17	10	7	2	0	0	5	2	有島アートギャラリー	
		有島地区(有島の森、ニセコハイツ、ハイツ、グループホームきら里)	55	81	30	51	1	7	0	1	24	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコハイツ生活の家
		市街地区の一部 (本通6、有島団地、望羊団地、コーポ有島、さくら団地)	351	583	309	274	21	93	4	43	57	ニセコ高等学校	
		市街地区 (本通1~5)	212	412	198	214	7	57	1	17	56	ニセコ町民センター	
	里見地区	61	148	79	69	9	28	0	10	8	ニセコ町総合体育館		
SSE-32L (近藤小学校)	市街地区(本通10~11、富士見団地、本通団地、羊蹄団地、しらかば、新有島団地)	394	707	333	374	33	88	0	31	85	ニセコ町総合体育館		
	近藤地区	248	543	279	264	38	83	3	48	16	近藤小学校		
SSE-32M (旧宮田小学校)	福井地区	89	175	95	80	3	20	1	9	24	ニセコ中学校		
	宮田地区	69	173	94	79	9	29	0	7	17	ニセコ中学校		
	計		2,917	5,188	2,642	2,546	191	635	13	739	466		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性 別		要 配 慮 者 の 状 況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊 婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
俱知安町	SE-26L (俱知安モニタリングポスト)	駅前周辺地区	767	1,227	655	572	50	140	3	118	160	総合体育館	ワークショップようてい グループホームまどか グループホームしずく
		琴平市街地区	293	572	289	283	15	40	4	20	23	北陽小学校	
		北西地区	961	1,665	843	822	45	158	3	127	225	俱知安中学校	ワークステーション輝
		南西地区	914	1,526	773	753	50	129	2	193	172	西小学校	夢のたくみ
		北5東1・2～ 南4東1・2地区	865	1,511	746	765	40	166	8	130	144	俱知安小学校	グループホームそら グループホームかぜ グループホームよるこび
		南東地区	1,286	2,281	1,185	1,096	131	230	11	177	230	文化福祉センター	介護老人保健施設 麗華苑 グループホームゆめ
		八号振興会地区	621	1,052	527	525	26	102	1	110	125	俱知安小学校	グループホームえがお
		六郷親交会地区	919	1,684	880	804	81	182	9	92	152	東小学校	グループホーム羊蹄 グループホームここに
	SE-20 (ニセコワイス配水池)	花園地区	2	5	2	3	0	3	0	1	0	総合体育館	
	SE-23M (俱知安町清掃センター)	旭地区	83	137	83	54	4	15	2	22	24	総合体育館	
		岩尾別地区	275	415	218	197	23	25	2	137	30	総合体育館	
	SE-23L (峠下屋外拡声子局)	峠下地区	29	35	19	16	0	4	0	2	17	俱知安中学校	羊蹄セルブ 福祉ホーム羊蹄 羊蹄ハイツ
	SE-27 (高砂地域センター)	高砂地区	357	499	315	184	11	29	2	97	32	俱知安小学校	
		比羅夫地区	99	201	104	97	10	25	0	13	26	文化福祉センター	
	SE-28 (富士見消防機械器具置場)	富士見地区	80	163	79	84	6	15	1	1	30	文化福祉センター	
	ESE-25 (瑞穂モニタリングポスト)	琴平郊外地区	33	71	34	37	2	6	0	6	23	東小学校	
		瑞穂地区	36	76	36	40	3	3	0	0	16	東小学校	
		八幡地区	131	278	153	125	8	32	1	21	44	東小学校	
	ESE-24 (旧末広小学校グラウンド)	高見地区	16	39	18	21	0	4	0	0	5	東小学校	
		末広地区	5	10	7	3	0	2	0	0	3	東小学校	
		出雲地区	24	58	30	28	1	9	0	0	11	東小学校	
ESE-28 (大和研修所)	大和地区	6	10	5	5	0	0	0	0	2	東小学校		
	扶桑地区	12	29	16	13	3	2	0	0	3	東小学校		
ESE-31 (東部地域会館)	寒別西地区	54	109	56	53	2	13	0	5	26	東小学校		
	巽地区	14	38	22	16	2	4	0	0	6	東小学校		
	豊岡地区	26	62	32	30	1	9	0	0	11	東小学校		
SE-26R (サンスポーツランドくっちゃん)	山田地区	1,171	1,370	774	596	21	60	3	972	17	サンスポーツランドくっちゃん		
	樺山地区	259	351	189	162	8	39	0	135	5	サンスポーツランドくっちゃん		
	計	9,338	15,474	8,090	7,384	543	1,446	52	2,379	1,562			

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0~5歳 (人)	6~18歳 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
積丹町	NNE-30 (積丹町美国モニタリングポスト)	美国地区	625	1,045	475	570	21	66	2	11	32	美国小学校 美国中学校 B&G海洋センター 総合文化センター	よいち福祉会特別 養護老人ホーム 「ゆうり」
	N-31 (婦美会館)	婦美地区	40	68	32	36	0	5	0	2	1	婦美会館	
	N-32 (丸山会館)	丸山地区	8	15	8	7	0	0	0	0	1	丸山会館	
	N-36 (旧幌武意小学校)	幌武意・入舸地区	61	112	50	62	2	5	0	0	4	旧幌武意小学校 旧入舸小学校	
	N-34 (岬の湯しゃこたん)	日司・野塚地区	136	248	122	126	3	16	0	1	7	日司小学校 克雪管理センター 岬の湯しゃこたん	
	NNW-34 (余別地区コミュニティセンター)	西河・来岸・余別地区	100	183	93	90	7	23	0	2	8	来岸会館 余別小学校	
	NNW-33 (神岬会館)	神岬地区	14	25	13	12	0	0	0	0	2	神岬会館	
計			984	1,696	793	903	33	115	2	16	55		
古平町	NNE-24 (古平町浄水場)	泥の木・鴨居木・廻り渕地区	22	40	21	19	0	4	0	0	1	明和地区集会所	
	NNE-28M (古平町浜町モニタリングポスト)	歌棄・沢江・浜町地区	1,058	1,637	780	857	24	121	8	15	24	複合施設かなえーる 古平小学校 古平中学校 ほほえみくらす 武道館 古平町B&G海洋センター 地域福祉センター 元気プラザ ふれあいセンターさわえ 共働の家 れい明会館 いこいの家 いきいき生活支援センター風花 ぶらっとほーむ 多機能型地域住民活性化 ステーション結	ほほえみくらす 元気プラザ 共働の家 れい明会館 いこいの家 いきいき生活支援 センター風花 ぶらっとほーむ
	NNE-28R (沖町地区住民センター)	沖町地区	15	19	10	9	0	0	0	0	1	沖町住民センター	
	NNE-29 (まるやま公園)	西部地区	514	868	397	471	13	59	0	39	13	日本海ふるびら温泉しおかぜ 漁港会館 幼児センターみらい	
計			1,609	2,564	1,208	1,356	37	184	8	54	39		
仁木町	E-21 (長沢防火水槽)	長沢・尾根内地区	63	110	59	51	2	7	0	4	16	長沢会館 尾根内会館	
	E-18 (仁木町銀山モニタリングポスト)	銀山地区	278	456	228	228	12	76	0	12	27	銀山小学校 銀山中学校 仁木町銀山生活改善センター 仁木町銀山老人憩の家 仁木町児童館 銀山学園 銀山第一会館 銀山第三町内会館	銀山学園 回復の森「銀山」 コタン 櫻ヶ丘学園
	ENE-18 (大江コミュニティ消防センター)	大江地区	142	235	126	109	7	13	0	7	23	ふれあい遊トピア公園 大江へき地保育所 仁木町大江コミュニティセンター 大江学園 大江コミュニティ消防センター	大江学園 ふきのとう
	ENE-21 (然別消防番屋)	然別地区	43	73	35	38	3	6	3	0	4	然別生活館	
	ENE-25 (仁木町西町モニタリングポスト)	仁木地区	1,176	2,169	1,050	1,119	78	209	15	78	187	仁木中学校 いきいき88 仁木町観光管理センター 中央一会館 協和会館 仁木長寿園 旭台集会所 農村公園フルーツパーク にき 緑会館 稲園会館 金光会館 瑞穂会館 種川会館 東睦会館 仁木小学校 仁木町民センター 仁木町保健センター 仁木町山村開発センター 西部集会所 表通会館 砥の川会館	グループホーム仁 木やすらぎの里 特別養護老人ホーム 仁木長寿園 森内科・胃腸科医 院
計			1,702	3,043	1,498	1,545	102	311	18	101	257		

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性別		要配慮者の状況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設 (入所者の有る施設のみ)
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊婦 授乳婦 (人)	外国人 (人)	避難行動 要支援者 (人)		
余市町	NE-29 (余市町朝日モニタリングポスト) NE-27 (水産加工排水処理施設) NE-28 (豊浜生活改善センター)	西部・中央地区	3,278	5,786	2,683	3,103	162	512	28	123	1,124	沢町小学校 西中学校 東中学校 総合体育館 等	林病院 余市豊浜学園 こうずみメープル (ひのき、ポプラ、けやき、メープル、オリーブ、さくら) 樹の杜 介護老人保健施設 よいち 介護老人保健施設 よいち南館 グループホームこもれび 養護老人ホームかるな和順
	NE-25 (豊丘老人寿の家)	豊丘地区	174	259	121	138	7	22	0	1	50	余市幸住学園 等	余市幸住学園 恵泉虹乃家
	ENE-29 (登小学校)	東部地区	5,178	9,225	4,270	4,955	258	816	68	112	1,602	中央公民館 旭中学校 黒川小学校 等	北海道社会事業協会 余市病院 小嶋内科 中島内科 グループホーム希林荘 サポートセンターたね(まーぶる、すまいる) グループホーム延寿園 高齢者マンション華 グループホーム美優 さくらんぼ ぬくもりの郷 ふる一つの郷 グループホーム夢 高齢者グループホームフルーツ・シャトーよいち 特別養護老人ホーム フルーツ・シャトー よいち 和楽園 介護療養型老人保健施設なかじま 介護療養型老人保健施設こじま みどり グループホームボランの家 グループホームなかじま
	NE-32 (東大浜中福祉の家) ENE-31 (栄地区1号支線増圧ポンプ室)	登・栄地区	820	1,559	750	809	44	139	4	41	253	登小学校 旧栄小学校 等	
	計		9,450	16,829	7,824	9,005	471	1,489	100	277	3,029		
赤井川村	ENE-26 (赤井川村赤井川モニタリングポスト)	日ノ出、中央、母沢	58	130	65	65	1	1	1	1	13	健康支援センター	
		1町内、共栄、富田、1池田、2池田	143	248	117	131	0	3	0	8	64	赤井川小学校	グループホームあまらんす グループホームあまらんす2号館
		2町内、旭丘	219	372	178	194	3	43	3	51	38	赤井川中学校	
	E-27 (都小学校)	曲川、1都、2都	102	187	99	88	2	0	2	1	38	都小学校	
	E-31 (旧落合小学校グラウンド) ※ UPZ外	落合	17	36	19	17	0	1	0	0	4	山村活性化支援センター	
	E-37 (山村活性化支援センター) ※ UPZ外	常盤	459	467	302	165	0	0	0	430	2	山村活性化支援センター	
	計		998	1,440	780	660	6	48	6	491	159		
	合計		39,910	69,079	33,820	35,262	2,011	6,283	344	4,524	6,761		

【注】「要配慮者」は区分毎の実数を計上。

「0～5歳」は未就学児(乳幼児)を計上。

「6～18歳」は小学生以上を計上。

「避難行動要支援者」は各町村が災害対策基本法の規定に基づき策定した「避難行動要支援者名簿」の登載者数を計上。

資料 2 - 8 - 1 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況

2 PAZの緊急事態区分ごとの避難者数等

(1) 施設敷地緊急事態

令和7年4月1日現在

町村名	バス集合場所名	対象集落等	人口等 (人)	バス避難者数 (人)	バス必要台数	
泊村	堀株地区集会所	堀株	1	1	11台 (うち泊村所有3台)	
	渋井地区集会所	渋井	0	0		
	泊中学校	渋井、滝ノ澗	1	1		
	泊村総合福祉センター	茅沼10、炭鉱	1	1		
	茅沼地区集会所	茅沼10・11、炭鉱	2	2		
	泊村公民館	白別、茅沼10	1	1		
	白別地区集会所	白別	0	0		
	泊村アイスセンター	泊1	0	0		
	泊地区集会所	泊2	0	0		
	照岸・糸泊地区集会所	泊3・4	1	1		
	上記以外の施設からの避難者	とまり保育所		42		42
		泊小学校		65		65
		泊中学校		35		35
		老人ホームむつみ荘		149		149
	その他		-	49		
	計(※)		298	347		
共和町	宮丘地区寿の家	宮丘	67	24	9台 (うち共和町所有9台)	
	北辰小学校		22	8		
	ビシャムナイ会館		61	20		
	発足コミュニティーセンター	ヤチナイ	139	34		
	はまなす幼児センター	安達、松里、下梨野舞納	294	72		
	発足克雪管理センター	リヤムナイ中央、発足リヤムナイ	131	48		
	北電体育館	柏木、北電社宅会	292	148		
	上記以外の施設からの避難者	はまなす幼児センター		66		66
		北辰小学校		78		78
		共和中学校		32		32
	保健センター、みのりの里		4	4		
	計(※)		1,186	534		
	合計(※)		1,484	881	20台	

(※) 施設からの避難者をバス集合場所にも重複して算入しているため、PAZの人口数との相違が生じる。

(2) 全面緊急事態

町村名	バス集合場所名	集落名	人口 (人)	バス避難者数 (人)	バス必要台数
泊村	堀株地区集会所	堀株	125	45	16台
	渋井地区集会所	渋井	21	5	
	泊中学校	茅沼11、渋井、滝ノ澗	211	31	
	泊村総合福祉センター	茅沼10、炭鉱	120	43	
	茅沼地区集会所	茅沼10・11、炭鉱	136	45	
	泊村公民館	白別、茅沼10	86	40	
	白別地区集会所	白別	64	26	
	泊村アイスセンター	泊1	35	10	
	泊地区集会所	泊2	76	28	
	照岸・糸泊地区集会所	泊3・4	213	89	
	老人ホームむつみ荘	むつみ荘	71	0	
		計	1,158	362	
共和町	宮丘地区寿の家	宮丘	67	43	30台
	北辰小学校		22	14	
	ビシャムナイ会館		61	41	
	発足コミュニティーセンター	ヤチナイ	139	105	
	はまなす幼児センター	安達、松里、下梨野舞納	294	222	
	発足克雪管理センター	リヤムナイ中央、発足リヤムナイ	131	83	
	北電体育館	柏木、北電社宅会	292	144	
	計	1,006	652		
	合計	2,164	1,014	46台	

資料 2-8-2 泊発電所周辺の月別観光客入込み状況

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		集 落 名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平 均	年 間 (人)	
	方位	距離																	
泊村	東南東	2	堀株村 とまりん館	入込数	2,187	2,577	2,228	3,088	4,785	4,502	6,268	7,340	4,810	4,613	3,199	1,188	3,899	46,785	
				宿泊数															
	北北西	10	興志内村 盃温泉郷	入込数	135	191	130	226	245	363	482	444	357	219	134	158	257	3,084	
				宿泊数	67	167	111	130	153	258	334	316	251	179	89	66	177	2,121	
	小 計				入込数	2,322	2,768	2,358	3,314	5,030	4,865	6,750	7,784	5,167	4,832	3,333	1,346	4,156	49,869
	小 計				宿泊数	67	167	111	130	153	258	334	316	251	179	89	66	177	2,121
共和町	東南東	18	ワイス温泉	入込数	1,735	1,960	1,741	1,352	1,342	1,427	1,549	1,501	1,383	1,513	1,316	1,680	1,542	18,499	
				宿泊数	840	806	552	489	575	613	785	672	637	755	603	789	676	8,116	
	南南東	16	神仙沼	入込数						19,914	20,216	28,148	22,621	58,238			29,827	149,137	
				宿泊数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計				入込数	1,735	1,960	1,741	1,352	1,342	21,341	21,765	29,649	24,004	59,751	1,316	1,680	13,970	167,636
	小 計				宿泊数	840	806	552	489	575	613	785	672	637	755	603	789	676	8,116
岩内町	南	6	大 浜	入込数	433	434	495	552	632	778	1,000	1,012	1,126	664	540	144	651	7,810	
				宿泊数	47	55	30	54	69	76	66	70	0	38	0	51	46	556	
	南	7	万 代 大 和	入込数	1,876	2,598	3,988	9,099	15,600	15,013	17,485	50,493	16,653	13,355	5,673	2,338	12,848	154,171	
				宿泊数	461	633	529	634	698	699	837	653	829	970	871	702	710	8,516	
	南	7	栄	入込数	943	1,359	1,153	1,385	1,291	1,558	1,799	1,541	1,618	1,694	1,397	1,186	1,410	16,924	
				宿泊数	943	1,359	1,153	1,385	1,291	1,558	1,799	1,541	1,618	1,694	1,397	1,186	1,410	16,924	
	南	7	清 住 相 生	入込数	800	1,170	1,110	1,331	1,937	1,958	1,937	1,778	1,474	444	1,635	1,190	1,397	16,764	
				宿泊数	800	1,170	1,110	1,150	1,760	1,770	1,760	1,410	1,220	170	1,350	1,190	1,238	14,860	
	南	10	野 東	入込数	6,157	8,107	3,723	4,767	6,890	6,758	8,473	10,884	8,244	5,058	3,673	3,979	6,393	76,713	
				宿泊数	2,287	4,452	1,996	2,150	2,534	2,286	3,519	3,806	3,201	2,816	2,643	2,386	2,840	34,076	
	南西	15~ 16	敷島内	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計				入込数	10,209	13,668	10,469	17,134	26,350	26,065	30,694	65,708	29,115	21,215	12,918	8,837	22,699	272,382
	小 計				宿泊数	4,538	7,669	4,818	5,373	6,352	6,389	7,981	7,480	6,868	5,688	6,261	5,515	6,244	74,932

町村名	位置		集 落 名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平 均	年 間 (人)	
	方位	距離																	
神惠内村	北北西	14	神惠内村	入込数	3,056	2,061	2,565	3,262	7,920	14,226	18,838	8,928	8,651	9,486	7,613	4,051	7,555	90,657	
				宿泊数	67	50	49	131	289	329	632	1,175	322	199	115	91	302	3,449	
	北北西	16	赤石1班	入込数	797	1,229	1,892	5,389	9,100	11,432	12,764	15,386	11,426	5,764	2,230	1,049	6,538	78,458	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北西	17	赤石2班	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北西	23	珊 内	入込数	782	834	983	921	919	986	966	1,365	882	808	846	971	939	11,263	
				宿泊数	0	0	0	17	24	24	24	24	24	24	112	0	0	21	249
	北西	26	川 白	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小 計				入込数	4,635	4,124	5,440	9,572	17,939	26,644	32,568	25,679	20,959	16,058	10,689	6,071	15,032	180,378	
				宿泊数	67	50	49	148	313	353	656	1,199	346	311	115	91	308	3,698	
寿都町	南西	30・30超	寿都町	入込数	3,763	4,007	6,557	15,525	20,224	17,579	15,878	21,175	18,309	6,462	5,016	4,378	11,455	138,873	
				宿泊数	376	400	655	2,282	2,730	3,006	2,588	3,451	2,673	646	501	437	1,625	19,745	
蘭越町	南南東	20	湯本温泉地区	入込数	3,406	2,822	2,056	2,183	3,228	3,407	2,888	3,810	3,783	3,685	1,783	1,908	2,913	34,959	
				宿泊数	250	70	180	126	189	231	262	73	190	120	180	220	174	2,091	
	南南東	21	五色温泉地区	入込数	3,204	3,359	1,601	1,392	2,473	3,296	3,284	3,745	3,247	3,416	1,320	1,398	2,645	31,735	
				宿泊数	563	602	155	109	144	317	360	501	308	612	305	361	361	4,337	
	南南東	24	昆布温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	26	湯の里温泉地区	入込数	1,162	1,199	547	261	683	717	668	1,152	836	634	479	716	755	9,054	
				宿泊数	795	876	352	277	456	691	691	1,118	757	1,003	575	696	691	8,287	
	南南東	28	黄金温泉地区	入込数	0	0	0	135	1,577	1,466	1,571	2,021	2,107	1,103	0	0	832	9,980	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	28	昆布川温泉地区	入込数	12,850	11,835	11,345	10,372	11,067	10,583	10,458	11,653	11,364	10,620	10,501	11,268	11,160	133,916	
				宿泊数	1,325	1,279	1,060	766	1,084	1,255	1,215	1,516	1,311	1,506	1,151	1,163	1,219	14,631	
	南	18	新見温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南	25	蘭越地区	入込数	146	200	82	237	1,378	1,410	1,546	1,719	1,516	156	44	61	708	8,495	
				宿泊数	146	200	82	22	42	126	189	368	184	156	44	61	135	1,620	
小 計				入込数	20,768	19,415	15,631	14,580	20,406	20,879	20,415	24,100	22,853	19,614	14,127	15,351	19,012	228,139	
				宿泊数	3,079	3,027	1,829	1,300	1,915	2,620	2,717	3,576	2,750	3,397	2,255	2,501	2,581	30,966	

町村名	位置		集 落 名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平 均	年 間 (人)	
	方位	距離																	
ニセコ町	南南東	21 ～ 27	五色・昆布・モイワ・ アンヌプリ・東山地区	入込数	214,404	205,138	122,413	51,943	44,459	48,814	64,383	84,697	62,091	48,698	24,023	148,085	93,262	1,119,148	
				宿泊数	64,606	63,405	44,962	11,993	17,284	19,792	27,868	33,670	22,577	28,835	16,361	36,301	32,305	387,654	
	南南東	30 ～ 30超	市街・有島・元町地区 外	入込数	34,696	34,262	28,987	39,357	48,841	46,386	54,017	65,503	51,409	42,402	17,477	20,915	40,354	484,252	
				宿泊数	94	95	38	7	16	8	32	30	23	65	39	99	46	546	
	小 計				入込数	249,100	239,400	151,400	91,300	93,300	95,200	118,400	150,200	113,500	91,100	41,500	169,000	133,617	1,603,400
	小 計				宿泊数	64,700	63,500	45,000	12,000	17,300	19,800	27,900	33,700	22,600	28,900	16,400	36,400	32,350	388,200
倶知安町	南南東	25	ひらふ地区	入込数	273,067	200,691	104,399	72,567	47,896	59,404	139,519	199,319	126,201	22,344	15,513	178,219	119,928	1,439,139	
				宿泊数	166,691	189,288	109,117	29,758	19,861	23,004	35,146	50,399	34,910	25,380	23,355	109,888	68,066	816,797	
	南東	25	羊蹄地区・市街地	入込数	14	12	79	832	2,503	4,895	4,180	1,980	4,298	897	760	19	1,706	20,469	
				宿泊数	8	11	82	341	1,038	1,895	1,053	500	1,189	1,019	1,144	11	691	8,291	
	小 計				入込数	273,081	200,703	104,478	73,399	50,399	64,299	143,699	201,299	130,499	23,241	16,273	178,238	121,634	1,459,608
	小 計				宿泊数	166,699	189,299	109,199	30,099	20,899	24,899	36,199	50,899	36,099	26,399	24,499	109,899	68,757	825,088
積丹町	北北東 北 北西	30超 30超	積丹町内	入込数	878	3,551	2,037	41,468	68,708	165,464	391,278	182,932	142,122	76,618	17,168	3,743	91,331	1,095,967	
				宿泊数	15	25	48	346	823	2,738	4,078	4,523	1,784	514	62	78	1,253	15,034	
	北	30超	岬の湯しゃこたん	入込数	1,070	1,193	2,253	3,557	4,401	5,453	9,444	23,377	7,927	5,102	2,752	0	5,544	66,529	
				宿泊数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計				入込数	1,948	4,744	4,290	45,025	73,109	170,917	400,722	206,309	150,049	81,720	19,920	3,743	96,875	1,162,496
	小 計				宿泊数	15	25	48	346	823	2,738	4,078	4,523	1,784	514	62	78	1,253	15,034
古平町	北北東	28	歌 棄 歌棄海岸	入込数	0	0	0	0	0	0	1,340	3,353	0	0	0	0	391	4,693	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	1,206	3,018	0	0	0	0	0	352	4,224
	北北東	27 ～ 30	古平町内 (歌棄海岸除く)	入込数	11,166	11,022	14,431	16,823	20,126	24,871	33,981	31,295	23,610	19,548	14,676	16,462	19,834	238,011	
				宿泊数	107	97	127	132	162	170	1,719	3,299	318	150	120	119	543	6,520	
	小 計				入込数	11,166	11,022	14,431	16,823	20,126	24,871	35,321	34,648	23,610	19,548	14,676	16,462	20,225	242,704
	小 計				宿泊数	107	97	127	132	162	170	2,925	6,317	318	150	120	119	895	10,744
仁木町	東北東	26	フルーツパークにき	入込数	0	0	0	980	3,711	7,954	4,709	5,392	5,006	6,479	415	0	2,887	34,646	
				宿泊数	0	0	0	80	178	212	442	602	276	142	31	0	164	1,963	
	東北東	20	ふれあい遊トピア公園	入込数	0	0	0	981	3,175	4,573	2,726	3,466	2,988	2,253	112	0	1,690	20,274	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計				入込数	0	0	0	1,961	6,886	12,527	7,435	8,858	7,994	8,732	527	0	4,577	54,920
	小 計				宿泊数	0	0	0	80	178	212	442	602	276	142	31	0	164	1,963

町村名	位置		集 落 名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平 均	年 間 (人)	
	方位	距離																	
余市町	北東	26	山 田	入込数	1,411	763	1,215	1,459	2,389	2,638	3,099	2,975	2,994	2,425	1,505	1,297	2,014	24,170	
				宿泊数	454	403	295	438	544	734	676	785	714	656	421	552	556	6,672	
	北東	27	黒 川	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北東	28	黒 川	入込数	14,511	23,313	34,929	51,295	81,534	97,335	136,226	119,281	108,272	82,627	49,418	21,841	68,382	820,582	
				宿泊数	0	0	0	101	99	175	385	324	236	216	214	154	159	1,904	
	東北東	28	登・黒川	入込数	775	938	1,559	3,067	5,794	6,360	7,970	9,792	8,717	6,846	3,056	937	4,651	55,811	
				宿泊数	227	312	199	138	241	375	625	799	682	428	158	221	367	4,405	
	北東	29	大川・黒川・浜中・ 入舟・豊丘・港・豊浜	入込数	1,324	1,999	1,761	3,678	4,932	5,496	11,301	15,837	5,655	5,665	3,301	2,292	5,270	63,241	
				宿泊数	685	981	691	639	778	1,141	1,471	1,522	1,326	1,192	816	912	1,013	12,154	
	東北東	29	黒川・登	入込数	69	126	111	35	82	57	1,373	174	10,782	1,429	288	96	1,219	14,622	
				宿泊数	40	67	61	15	51	154	147	85	109	107	38	8	74	882	
	東北東	30	黒 川	入込数	0	0	0	0	0	0	760	900	1,300	290	168	0	285	3,418	
				宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	北東	30 超	栄	入込数	3	11	18	37	18	51	57	66	39	25	4	4	28	333	
				宿泊数	3	11	18	37	18	51	57	66	39	25	4	4	28	333	
東北東	30 超	栄・登	入込数	0	0	0	611	2,712	6,754	14,204	11,556	10,756	5,909	871	129	4,459	53,502		
			宿泊数	0	0	0	0	16	25	67	77	20	8	28	75	26	316		
小 計				入込数	18,093	27,150	39,593	60,182	97,461	118,691	174,990	160,581	148,515	105,216	58,611	26,596	86,307	1,035,679	
				宿泊数	1,409	1,774	1,264	1,368	1,747	2,655	3,428	3,658	3,126	2,632	1,679	1,926	2,222	26,666	
赤井川村	東	30 超	字常盤 キロロリゾート	入込数	71,646	69,511	56,799	26,926	1,573	1,262	4,936	9,673	3,162	0	216	65,115	25,902	310,819	
				宿泊数	33,973	31,690	32,050	15,152	624	1,061	4,936	9,673	3,162	0	216	37,158	14,141	169,695	
合 計				入込数	668,466	598,472	413,187	377,093	434,145	605,140	1,013,573	945,663	697,736	457,489	199,122	496,817	575,457	6,906,903	
				宿泊数	275,870	298,504	195,702	68,899	53,771	64,774	94,969	126,066	80,890	69,713	52,831	194,979	131,394	1,576,968	

資料2-8-3 泊発電所周辺の宿泊施設状況

1 施設数及び収容人員

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		集 落 名	鉄筋コンクリート		木 造		合 計		備考
	方位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
泊村	東南東	2	堀株村	0	0	2	70	2	70	
	北北西	4~5	泊村	0	0	3	87	3	87	
	北北西	9~10	興志内村	0	0	2	80	2	80	
	小 計			0	0	7	237	7	237	
共和町	南 東	4	梨野舞納	0	0	1	27	1	27	
	南南東	5~7		0	0	1	18	1	18	
	南南東	7	老古美	0	0	1	18	1	18	
	東南東	16	小沢	0	0	1	8	1	8	
	東南東	18	ワイス	0	0	1	100	1	100	
	小 計			0	0	5	171	5	171	
岩内町	南	6	大浜			2	54	2	54	
	南	7	東山			1	22	1	22	
	南	7	清住			1	20	1	20	
	南	7	万代	4	133	9	202	13	335	
	南	7	栄・相生	2	87	1	17	3	104	
	南	7	宮園			1	24	1	24	
	南	10	大和・御崎			3	26	3	26	
	南南西	15	野束	2	240	4	200	6	440	
小 計			8	460	22	565	30	1025		
神恵内村	北北西	14	神恵内	1	25	5	142	6	167	
	北西	23	珊内	0	0	1	24	1	24	
	北西	26	川白	0	0	1	10	1	10	
	小 計			1	25	7	176	8	201	
寿都町	南西	28	鮫取澗	0	0	1	8	1	8	
	南南西	30超	下湯別	0	0	1	18	1	18	
	南西	30超	六条町	0	0	1	18	1	18	
	南西	30超	渡島町	0	0	1	50	1	50	
	南西	30超	新栄町	0	0	1	20	1	20	
	南西	30超	大磯町	0	0	1	20	1	20	
	小 計			0	0	6	134	6	134	

町村名	位置		集落名	鉄筋コンクリート		木造		合計		備考
	方位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
蘭越町	南南東	20	湯本温泉地区	1	42	1	30	2	72	
	南南東	21	五色温泉地区	1	35	0	0	1	35	
	南南東	24	昆布温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南南東	26	湯の里温泉地区	0	0	7	146	7	146	
	南南東	28	黄金温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南南東	28	昆布川温泉地区	1	79	0	0	1	79	
	南	18	新見温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南	25	蘭越地区	0	0	2	32	2	32	
	小計				3	156	10	208	13	364
ニセコ町	南南東	21	五色地区	3	517	56	815	59	1332	
	南南東	23～24	昆布・モイワ地区	3	805	9	559	12	1364	
	南南東	24～25	アンヌプリ地区	5	2100	32	706	37	2806	
	南南東	26～27	東山地区	0	0	1	70	1	70	
	南南東	30超	元町地区 外	0	0	26	180	26	180	
	小計				11	3422	124	2330	135	5752
倶知安町	南東	25	市街地	5	476	34	578	39	1054	
	南東	19～20	字花園	0	0	4	54	4	54	
	南東・東南東	20～23	字峠下	0	0	0	0	0	0	
	南東	21～24	字旭	1	14	6	87	7	101	
	東南東	22～24	字高見	0	0	0	0	0	0	
	東南東	22～24	字末広	0	0	0	0	0	0	
	南東・東南東	23～26	字琴平	0	0	1	11	1	11	
	南東	24～27	字山田	125	6449	222	2616	347	9065	
	南東	24～26	字岩尾別	6	1320	1	342	7	1662	
	東南東	24～26	字出雲	0	0	0	0	0	0	
	東南東	24～27	字瑞穂	0	0	3	18	3	18	
	南東	25～28	字樺山	179	1979	37	370	216	2349	
	南東	25～28	字高砂	7	22	2	105	9	127	
	南東	26～29	字比羅夫	6	32	2	73	8	105	
	南東	26～30	字富士見	0	0	3	12	3	12	
	南東・東南東	26～29	字八幡	0	0	0	0	0	0	
	東南東	27	字扶桑	0	0	0	0	0	0	
	東南東	27～29	字大和	0	0	0	0	0	0	
	南東	26～30	字富士見	0	0	0	0	0	0	
	東南東	28～30	字寒別	0	0	0	0	0	0	
南東	29～30超	字翼	0	0	1	13	1	13		
南東	30超	字豊岡	0	0	0	0	0	0		
小計				329	10292	316	4279	645	14571	

町村名	位置		集 落 名	鉄筋コンクリート		木 造		合 計		備考
	方 位	距離		施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	
積丹町	北北東	30	美国	0	0	7	249	7	249	
	北	30超	入舸	0	0	2	65	2	65	
	北	30超	日司	0	0	2	131	5	131	
	北	30超	野塚	0	0	2	15	1	15	
	北北西	30超	西河	0	0	2	45	1	45	
	北北西	30超	来岸	0	0	0	12	1	12	
	北北西	30超	余別	0	0	4	139	4	139	
小 計				0	0	19	656	21	656	
古平町	北北東	28	清住・港町	0	0	2	55	2	55	
仁木町	東北東	26	東町	0	0	5	30	5	30	
	東北東	26	北町	0	0	3	24	3	24	
	東北東	23	旭台	0	0	3	28	3	28	
	小 計				0	0	11	82	11	82
余市町	北東	26	山田	2	114	0	0	2	114	
	東北東	28	登	1	54	0	0	1	54	
	東北東	29	黒川・登	0	0	2	36	2	36	
	北東	29	大川・黒川・豊丘・浜中	3	75	3	68	6	143	
	北東	30超	栄	1	29	0	0	1	29	
	小 計				7	272	5	104	12	376
赤井川村	東	30超	字常盤	2	1157	0	0	2	1157	
合 計				361	15784	534	8997	897	24781	

2 コンクリート造宿泊施設状況

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考
	方位	距離					
岩内町	南	7	ベイホテルいわない	岩内町字万代2-1	0135-62-7788	57	
	南	7	ホテルいのう	岩内町字栄161-1	0135-62-1391	72	
	南	7	ホテルエンヴィ	岩内町字万代25-12	0135-61-4303	18	
	南	7	ホテルエンヴィ新館	岩内町字万代7-4	0135-63-1303	32	
	南	7	ホテルグランド	岩内町字万代26-16	0135-67-7878	26	
	南	7	ホテル松や	岩内町字栄173-1	0135-67-7440	15	
	南	10	いわない高原ホテル	岩内町字野東505	0135-62-5101	194	
	南	10	いわない温泉おかえりなさい	岩内町字野東491	0135-61-4111	46	
小計						460	
神恵内村	北北西	14	民宿つなき荘	神恵内村大字神恵内村83番地	0135-76-5055	25	
蘭越町	南南東	20	月美の宿 紅葉音	蘭越町字湯里680-13	0136-59-2881	42	
	南南東	21	五色温泉旅館	ニセコ町字ニセコ510	0136-58-2733	35	
	南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	79	
小計						156	
ニセコ町	南南東	24	鶴雅別荘 空の抄	ニセコ町字ニセコ393	0136-59-2323	87	
	南南東	23	ホテル甘露の森	ニセコ町字ニセコ415	0136-58-3800	240	
	南南東	23	ワン・ニセコ・リゾート・タワーズ	ニセコ町字ニセコ455-3	0136-50-2111	478	
	南南東	24	ニセコアンヌプリ温泉湯心亭	ニセコ町字ニセコ438	0136-58-2500	72	
	南南東	24	ニセコノーザンリゾートアンヌプリ	ニセコ町字ニセコ480-1	0136-58-3311	302	
	南南東	24	いこいの湯宿いろは	ニセコ町字ニセコ473	0136-58-3111	143	
	南南東	26	グリーンリーフホテルニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-44-3311	400	
	南南東	26	ヒルトンニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-44-1111	1418	
	南南東	26	ヒノデヒルズ・ニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-43-2078	158	
	南南東	26	リッツカールトン・リザーブ・ニセコビレッジ	ニセコ町東山温泉	0136-44-3498	100	
	南南東	26	Hakobune Niseko	ニセコ町字曾我825-15	080-2035-3515	24	
小計						3422	
倶知安町	南東	25	中川ビル(駅前ビジネスホテル)	倶知安町北1条西3丁目	0136-22-0001	44	
	南東	25	スマートホテル	倶知安町南2条西3丁目1	0136-22-0237	43	
	南東	25	第一会館	倶知安町南3条西2丁目	0136-22-1158	50	
	南東	25	ホテル スリーエム	倶知安町北1条西3丁目	0136-23-3900	30	
	南東	27	トリフィート ホテル	倶知安町南11条西1丁目	0136-55-5007	309	
小計						476	
余市町	北東	26	ホテル水明閣	余市町山田町687番地	0135-22-2838	74	
	北東	26	ゲストハウス余市	余市町山田町379番地	0135-23-5337	40	
	東北東	28	エーヴランドホテル	余市町登町2361番地1	0135-22-0011	54	
	北東	29	ホテルサンアート	余市町大川町6丁目35番地	0135-22-6070	33	
	北東	29	徳島屋旅館	余市町黒川町8丁目12番地	0135-22-6369	25	
	北東	29	LOOP	余市町黒川町4丁目123番地	0135-21-7722	17	
	北東	30超	プチホテルノースショア	余市町栄町29番地39	0135-22-7831	29	
小計						272	
赤井川村	東	30超	キロロトリビュートポート フォリオホテル北海道	赤井川村字常盤128-1	0135-34-7111	830	
			シェラトン北海道 キロロリゾート	赤井川村字常盤650		400	
	小計						1230
合計						6041	

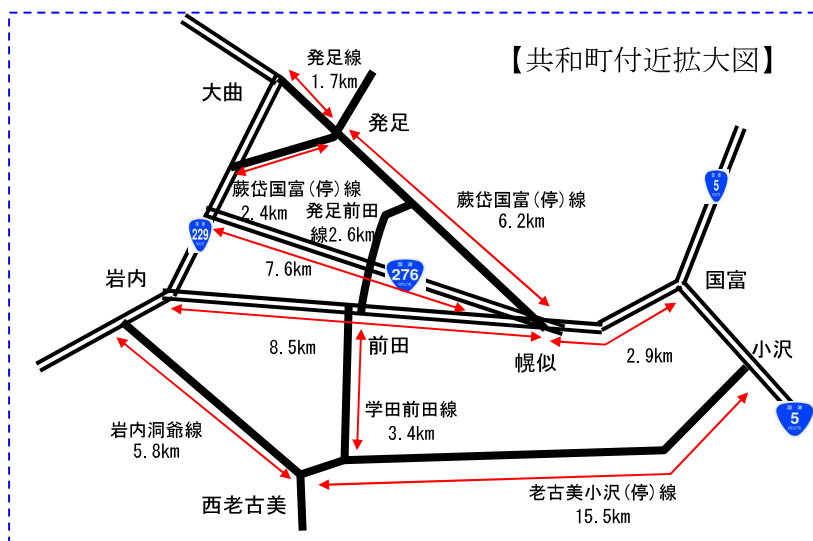
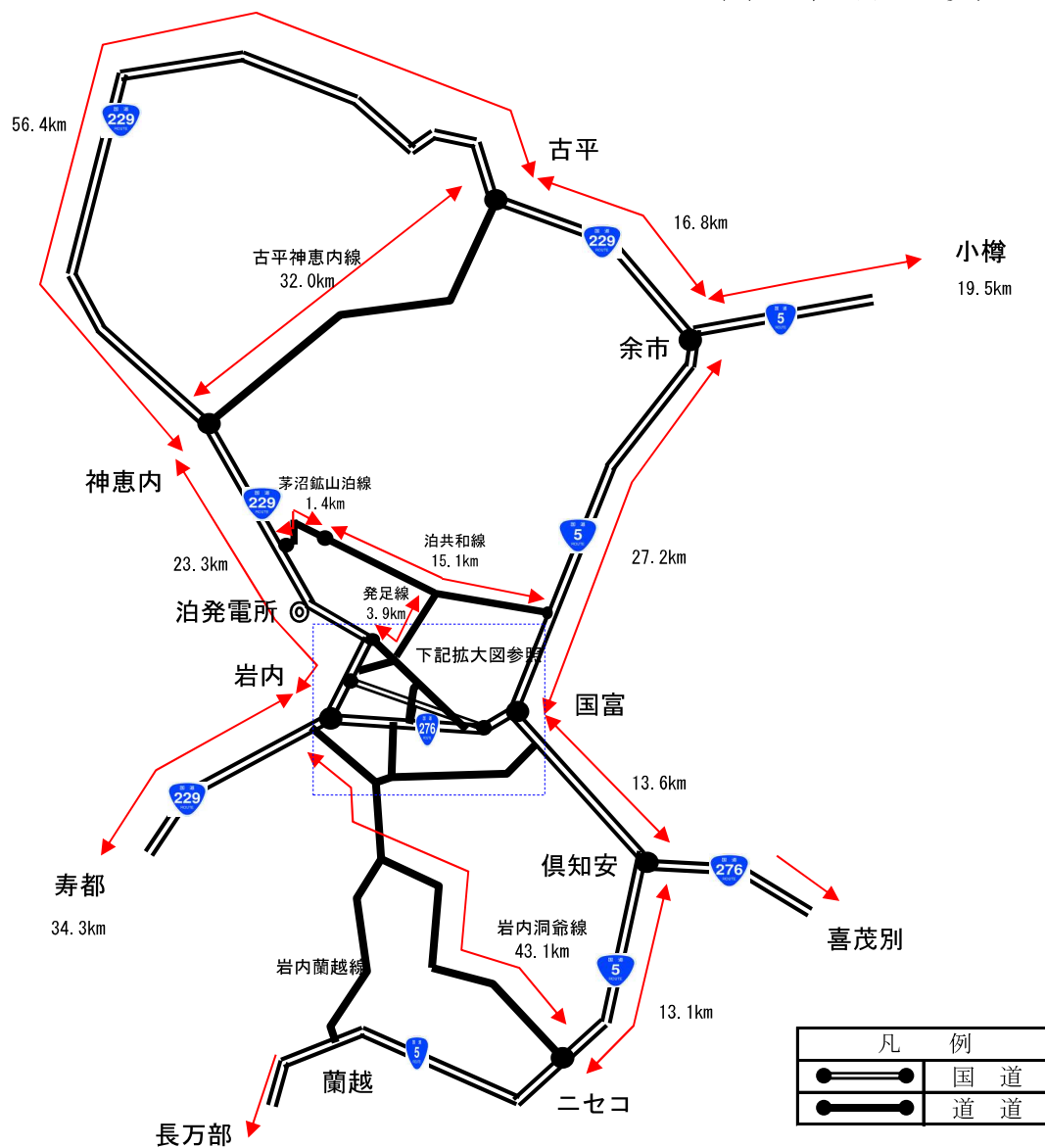
[道路及び陸上輸送に関する資料]

資料 2-8-4 泊発電所周辺の道路状況

1 周辺道路図

(1) 周辺主要幹線道路接続状況

令和7年4月1日現在



2 道路状況

(1) 国道

令和7年4月1日現在

名称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1時間当たり交通量					備 考
	起 点	経由 地点	終 点			橋りよ う数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
国道229号 (神恵内村)	積丹町		神恵内村	22,536	5.5	21	なし	有	上り		307	神恵内	7時～8時	
	神恵内村		泊 村						下り		330	〃	17時～18時	
	境界		境界						合計	354	637	〃	7時～19時	
国道229号 (泊 村)	神恵内村		泊 村	13,627	6.0	5	なし	有	上り		307	堀株	7時～8時	
	泊 村		共和町						下り		330	〃	17時～18時	
	境界		境界						合計	354	637	〃	7時～19時	
国道229号 (共和町)	泊 村		共和町	6,029	6.5	2	なし	有	上り		471	梨野舞納	7時～8時	
	共和町		岩内町						下り		543	〃	17時～18時	
	境界		境界						合計	534	1014	〃	7時～19時	
国道229号 (岩内町)	共和町		岩内町	16,079	5.5	5	なし	有	上り		471	大浜	17時～18時	
	岩内町		蘭越町						下り		543	〃	10時～11時	
	境界		境界						合計	534	1014	〃	7時～19時	
国道5号 (共和町)	俱知安町		共和町	17,152	6.5	15	なし	有	上り		345	国富	7時～8時	
	共和町		仁木町						下り		358	〃	15時～16時	
	境界		境界						合計	524	703	〃	7時～19時	
国道276号 (岩内町)	岩内町		岩内町	893	7.0	0	なし	有	上り		264	字東山	17時～18時	
	字大浜		共和町						下り		252	〃	〃	
	(国道229号 交点)		境界						合計	349	516	〃	7時～19時	
国道276号 (共和町)	岩内町		共和町	18,501	6.0	10	なし	有	上り		424	幌似	17時～18時	延長、橋梁 数は岩内共 和道路と旧 道の合計
	共和町		国富						下り		397	〃	7時～8時	
	境界		(国道5号 交点)						合計	656	821	〃	7時～19時	
国道5号 (札幌市)	小樽市		札幌市	18,986	6.5	10	なし	有	上		1567	北34条西2	7時～8時	
	札幌市		中央区						下		1739	〃	〃	
	境界		(国道12号交点)						合計	2768	3306	〃	7時～19時	
国道5号 (小樽市)	余市町		小樽市	34,765	6.5	18	なし	有	上		1326	船浜町	8時～9時	
	小樽市		札幌市						下		1423	〃	17時～18時	
	境界		境界						合計	2122	2749	〃	7時～19時	
国道5号 (余市町)	仁木町		余市町	6,838	6.5	5	なし	有	上		567	大川町	8時～9時	
	余市町		小樽市						下		687	〃	17時～18時	
	境界		境界						合計	960	1254	〃	7時～19時	
国道5号 (仁木町)	共和町		仁木町	17,333	6.5	4	なし	有	上		435	大江	7時～8時	
	仁木町		余市町						下		452	〃	16時～17時	
	境界		境界						合計	636	887	〃	7時～19時	

名称	経 由		延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時間当たり交通量					備 考
	起 点	經由 地点			終 点	橋りよ う数		制限	区分	平均	最高	地 点	
国道5号 (倶知安町)	ニセコ町		倶知安町 共和町 境界	11,796	6.5	4	なし	有	上		469	比羅夫	7時～8時
	倶知安町								下		521	〃	17時～18時
	境界								合計	700	990	〃	7時～19時
国道5号 (ニセコ町)	蘭越町		ニセコ町 倶知安町 境界	16,231	6.5	5	なし	有	上		342	元町	7時～8時
	ニセコ町								下		385	〃	17時～18時
	境界								合計	533	727	〃	7時～19時
国道5号 (蘭越町)	黒松内町		蘭越町 ニセコ町 境界	23,539	5.5	12	なし	有	上		180	蘭越町	17時～18時
	蘭越町								下		179	〃	〃
	境界								合計	301	359	〃	7時～19時
国道5号 (黒松内町)	長万部町		黒松内町 蘭越町 境界	15,983	5.5	7	なし	有	上		85	白井川	11時～12時
	黒松内町								下		89	〃	7時～8時
	境界								合計	143	174	〃	7時～19時
国道5号 (長万部町)	八雲町		長万部町 黒松内町 境界	32,514	5.5	25	なし	有	上		321	大浜	13時～14時
	長万部町								下		373	〃	11時～12時
	境界								合計	530	694	〃	7時～19時
国道229号 (積丹町)	古平町		積丹町 神恵内村 境界	31,547	5.5	28	なし	有	上		143	美国町	14時～15時
	積丹町								下		153	〃	11時～12時
	境界								合計	205	296	〃	7時～19時
国道229号 (古平町)	余市町		古平町 積丹町 境界	7,683	5.5	7	なし	有	上		249	沢江町	17時～18時
	古平町								下		187	〃	7時～8時
	境界								合計	337	436	〃	7時～19時
国道229号 (余市町)	小樽市		余市町 古平町 境界	13,351	5.5	7	なし	有	上		298	入舟町	17時～18時
	余市町								下		313	〃	8時～9時
	(国道5号交点)								合計	473	611	〃	7時～19時
国道229号 (蘭越町)	岩内町		蘭越町 寿都町 境界	4,046	5.5	2	なし	有	上		150	港町	17時～18時
	蘭越町								下		116	〃	7時～8時
	境界								合計	193	266	〃	7時～19時
国道229号 (黒松内町)	寿都町		黒松内町 寿都町 境界	1,472	5.5	2	なし	有	上		92	北作開	13時～16時
	黒松内町								下		88	〃	11時～12時
	(界川交点)								合計	155	180	〃	7時～19時
国道229号 (寿都町)	蘭越町		寿都町 島牧村 境界	28,937	5.5	22	なし	有	上		92	歌楽町美谷	13時～16時
	寿都町	黒松内町							下		88	〃	11時～12時
	境界								合計	155	180	〃	7時～19時
国道230号 (札幌市)	札幌市		札幌市 喜茂別町 境界	45,251	6.0	24	なし	有	上		1780	南37条西10	7時～8時
	中央区								下		1455	〃	18時～19時
	(国道12号交点)								合計	2605	3235	〃	7時～19時
国道230号 (喜茂別町)	札幌市		喜茂別町 留寿都村 境界	24,296	6.5	12	なし	有	上		332	伏見	15時～16時
	喜茂別町								下		300	〃	10時～11時
	境界								合計	463	632	〃	7時～19時

名称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時間当たり交通量					備 考
	起 点	経由 地点	終 点			橋りよ う数	制限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
国道230号 (留寿都村)	喜茂別町		留寿都村	13,138	6.5	1	なし	有	上		240	泉川	14時～15時	
	留寿都村		洞爺湖町								220	〃	11時～12時	
	境界		境界						合計	362	460	〃	7時～19時	
国道230号 (洞爺湖町)	留寿都村		洞爺湖町	22,549	6.0	3	なし	有	上		302	三豊	8時～9時	
	洞爺湖町		虻 田								269	〃	17時～18時	
	境界		(国道37号交点)						合計	404	571	〃	7時～19時	
国道276号 (倶知安町)	倶知安町		倶知安町	8,219	6.5	3	なし	有	上		199	北4条東6	11時～12時	
	北2条東		京 極 町								183	〃	17時～18時	
	(国道5号交点)		境界						合計	292	382	〃	7時～19時	
国道276号 (京極町)	倶知安町		京 極 町	11,310	6.5	5	なし	有	上		141	京極	17時～18時	
	京 極 町		喜茂別町								125	〃	8時～9時	
	境界		境界						合計	213	266	〃	7時～19時	
国道276号 (喜茂別町)	京 極 町	国道 230 号	喜茂別町	17,266	5.5	9	なし	有	上		118	尻別	11時～12時	
	喜茂別町		伊 達 市								143	〃	14時～15時	
	境界		境界						合計	192	261	〃	7時～19時	
国道276号 (伊達市)	喜茂別町		伊 達 市	15,330	6.0	10	なし	有	上		122	大滝区三階滝町	11時～12時	
	伊 達 市		千 歳 市								138	〃	13時～14時	
	境界		境界						合計	184	260	〃	7時～19時	
国道393号 (倶知安町)	赤井川村		倶知安町	15,644	6.0	6	なし	有	上		130	瑞穂	17時～18時	
	倶知安町		北3条東								133	〃	7時～8時	
	境界		(国道276号交点)						合計	160	263	〃	7時～19時	
国道393号 (赤井川村)	小樽市		赤井川村	26,604	5.5	15	なし	有	上		166	常盤	16時～17時	
	赤井川村		倶知安町								145	〃	7時～8時	
	境界		境界						合計	197	311	〃	7時～19時	
国道393号 (小樽市)	小樽市		小樽市	16,078	5.5	2	なし	有	上		341	奥沢	17時～18時	
	奥 沢		赤井川村								283	〃	15時～16時	
	(国道5号交点)		境界						合計	526	624	〃	7時～19時	
国道453号 (伊達市)	伊達市		伊達市	19,448	5.5	11	なし	有	上		211	北湯沢	13時～14時	
	大滝区		壮 警 町								224	〃	11時～12時	
	(国道276号交点)		境界						合計	313	435	〃	7時～19時	

(2) 道 道

令和7年4月1日現在

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1時間当たりの交通量(平日)					交通量 調査日	
	起 点	経由 地点	終 点			橋りよ う数	制 限		区分	平均	最高	地 点	時 刻		
道道9号 寿都黒松内線 (寿都町)	寿 都 町 〔国道229号〕 交点		寿 都 町 黒 松 内 町 境界	2,561	5.0	4	なし	有							平成22年度
									合計	126		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道32号 豊浦ニセコ線 (ニセコ町)	ニセコ町 蘭 越 町 境界		蘭 越 町 〔国道5号〕 交点	4,028	5.5	2	なし	有							平成22年度
									合計	69		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道32号 豊浦ニセコ線 (蘭越町)	蘭 越 町 豊 浦 町 境界		ニセコ町 蘭 越 町 境界	6,702	5.5	4	なし	有							平成22年度
									合計	69		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道36号 余市赤井川線 (余市町)	余 市 町 〔国道5号〕 交点		余 市 町 仁 木 町 境界	7,158	5.5	2	なし	有							平成22年度
									合計	158		余市町黒川	7時～19時		
道道36号 余市赤井川線 (仁木町)	余 市 町 仁 木 町 境界		仁 木 町 赤 井 川 村 境界	1,338	6.0	0	—	有							平成22年度
									合計	111		赤井川村字 赤井川	7時～19時		
道道36号 余市赤井川線 (赤井川村)	仁 木 町 赤 井 川 村 境界		赤 井 川 村 〔国道393号〕 交点	9,343	5.5	6	なし	有							平成22年度
									合計	111		赤井川村字 赤井川	7時～19時		
道道58号 倶知安ニセコ線 (ニセコ町)	倶 知 安 町 ニセコ町 境界		ニセコ町 蘭 越 町 境界	2,222	4.5	0	—	有							平成22年度
									合計	62		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道58号 倶知安ニセコ線 (倶知安町)	倶 知 安 町 〔国道5号〕 交点		倶 知 安 町 ニセコ町 境界	13,513	4.5	4	なし	有							平成22年度
									合計	85		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道58号 倶知安ニセコ線 (蘭越町)	ニセコ町 蘭 越 町 境界		蘭 越 町 〔道道岩内〕 洞爺線交点	3,743	5.5	0	—	有							平成22年度
									合計	62		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道66号 岩内洞爺線 (岩内町)	岩 内 町 〔国道229号〕 交点		岩 内 町 共 和 町 境界	2,510	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	489		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道66号 岩内洞爺線 (共和町)	岩 内 町 共 和 町 境界		共 和 町 蘭 越 町 境界	18,919	5.5	0	—	有							平成22年度
									合計	49		共和町考古 美	7時～19時		
道道66号 岩内洞爺線 (蘭越町)	共 和 町 蘭 越 町 境界		蘭 越 町 ニセコ町 境界	18,214	5.5	10	なし	有							平成22年度
									合計	48		蘭越町字湯 里	7時～19時		
道道66号 岩内洞爺線 (ニセコ町)	蘭 越 町 ニセコ町 境界		ニセコ町 真 狩 村 境界	13,900	5.4	4	なし	有							平成22年度
									合計	167		ニセコ町曾 我	7時～19時		

名称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1時間当たりの交通量(平日)					交通量 調査日	
	起 点	經由 地点	終 点			橋り よう 数	制 限		区分	平均	最高	地 点	時 刻		
道道207号 昆布停車場ニセコ線 (蘭越町)	蘭 越 町 〔 国道5号 〕 〔 交点 〕		蘭 越 町 〔 道道岩内 〕 〔 洞爺線交点 〕	5,886	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	64		非観測(推定値)	7時～19時		
道道228号 豊丘余市停車場線 (余市町)	余 市 町 豊丘		余 市 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕	9,887	3.5	9	なし	一部 有 (9,582)							平成22年度
									合計	624		非観測(推定値)	7時～19時		
道道229号 北尻別蘭越停車場線 (蘭越町)	蘭 越 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕		蘭 越 町 〔 道道蘭越停車 〕 〔 場線交点 〕	20,021	5.5	12	なし	有							平成22年度
									合計	48		非観測(推定値)	7時～19時		
道道230号 三ノ原ニセコ線 (ニセコ町)	真 狩 村 ニセコ町 境界		ニセコ町 〔 道道岩内 〕 〔 洞爺線交点 〕	3,327	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	100		真狩村字見晴	7時～19時		
道道267号 磯谷蘭越線 (蘭越町)	蘭 越 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕		蘭 越 町 〔 国道5号 〕 〔 交点 〕	15,420	5.5	7	なし	有							平成22年度
									合計	38		非観測(推定値)	7時～19時		
道道268号 岩内蘭越線 (岩内町)	岩 内 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕		岩 内 町 〔 道道岩内 〕 〔 洞爺線交点 〕	271	6.5	0	—	有							平成22年度
									合計	493		非観測(推定値)	7時～19時		
道道268号 岩内蘭越線 (共和町)	共 和 町 〔 道道岩内 〕 〔 洞爺線交点 〕		共 和 町 蘭 越 町 境界	2,790	4.0	0	—	有							平成22年度
									合計	20		非観測(推定値)	7時～19時		
道道268号 岩内蘭越線 (蘭越町)	共 和 町 蘭 越 町 境界		蘭 越 町 〔 道道北尻別蘭越 〕 〔 停車場線交点 〕	13,755	4.0	2	なし	一部 有 (13,467)							平成22年度
									合計	20		非観測(推定値)	7時～19時		
道道269号 蔵岱国富停車場線 (共和町)	共 和 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕		共 和 町 国富	9,037	5.5	5	なし	有							平成22年度
									合計	191		非観測(推定値)	7時～19時		
道道270号 岩内港線 (岩内町)	岩 内 町 岩内港		岩 内 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕	1,319	6.0	0	—	有							平成22年度
									合計	138		非観測(推定値)	7時～19時		
道道271号 俱知安停車場線 (俱知安町)	俱 知 安 町 俱知安駅		俱 知 安 町 〔 国道5号 〕 〔 交点 〕	491	6.0	0	—	有							平成22年度
									合計	72		非観測(推定値)	7時～19時		
道道272号 寿都停車場線 (寿都町)	寿 都 町 旧寿都停車場		寿 都 町 〔 国道229号 〕 〔 交点 〕	2,625	5.5	4	なし	有							平成22年度
									合計	88		非観測(推定値)	7時～19時		
道道342号 茅沼鉦山泊線 (泊村)	泊 村 茅沼鉦山		泊 村 〔 国道5号 〕 〔 交点 〕	5,053	4.5	6	なし	一部 有 (3,078)							平成22年度
									合計	78		非観測(推定値)	7時～19時		

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1時間当たりの交通量(平日)					交通量 調査日	
	起 点	經由 地点	終 点			橋りよ う数	制 限		区分	平均	最高	地 点	時 刻		
道道343号 蘭越ニセコ倶知安線 (蘭越町)	蘭越町 道道北尻別蘭越 停車場線交点		蘭越町 ニセコ町 境界	7,191	3.0	3	なし	一部 有 (6,155)							平成22年度
									合計	15		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道343号 蘭越ニセコ倶知安線 (ニセコ町)	蘭越町 ニセコ町 境界		ニセコ町 倶知安町 境界	6,598	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	290		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道343号 蘭越ニセコ倶知安線 (倶知安町)	ニセコ町 倶知安町 境界		倶知安町 〔国道5号〕 交点	10,415	5.5	4	なし	有							平成22年度
									合計	290		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道378号 余市港線 (余市町)	余市町 余市港		余市町 〔国道229号〕 交点	1,297	6.0	3	なし	有							平成22年度
									合計	213		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道455号 仁木停車場線 (仁木町)	仁木町 仁木駅		仁木町 〔国道5号〕 交点	394	5.5	0	なし	有							平成22年度
									合計	92		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道478号 京極倶知安線 (倶知安町)	京極町 倶知安町 境界		倶知安町 〔国道5号〕 交点	8,670	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	304		倶知安町高 砂	7時～19時		
道道525号 蘭越停車場線 (蘭越町)	蘭越町 蘭越駅		蘭越町 〔国道5号〕 交点	542	5.5	0	—	有							平成22年度
									合計	120		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道568号 船澗美国港線 (積丹町)	積丹町 船澗		積丹町 美国港	7,101	4.0	2	なし	一部 有 (6,725)							平成22年度
									合計	16		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道569号 蕨台古平線 (共和町)	共和町 〔国道229号〕 交点		共和町 宮丘	5,549	3.0	0	—	一部 有 (4,823)							平成22年度
									合計	41		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道569号 蕨台古平線 (古平町)	古平町 沢江町		古平町 〔道道古平〕 神恵内線交点	5,690	3.0	4	なし	一部 有 (5,682)							平成22年度
									合計	9		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道604号 老古美小沢停車場線 (共和町)	共和町 〔道道岩内〕 洞爺線交点		共和町 小沢駅	15,466	5.5	8	なし	有							平成22年度
									合計	21		非観測(推 定値)	7時～19時		
道道631号 ニセコ高原比羅夫線 (倶知安町)	倶知安町 ニセコ高原		倶知安町 〔国道5号〕 交点	2,586	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	141		倶知安町字 比羅夫	7時～19時		
道道752号 名駒田下線 (蘭越町)	蘭越町 〔道道磯谷〕 蘭越線交点		蘭越町 〔国道5号〕 交点	10,818	5.3	11	なし	有							平成22年度
									合計	19		非観測(推 定値)	7時～19時		

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1時間当たりの交通量（平日）					交通量 調査日	
	起 点	経由 地点	終 点			橋りよ う数	制 限		区分	平均	最高	地 点	時 刻		
道道753号 登余市停車場線 (余市町)	余 市 町 (道道余市 赤井川線交点)		余 市 町 余市駅	7,771	5.5	4	なし	有							平成22年度
									合計	487		余市町黒川 町	7時～19時		
道道755号 然別余市線 (仁木町)	仁 木 町 然別		仁 木 町 余 市 町 境界	12,438	4.5	8	なし	有							平成22年度
									合計	31		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道755号 然別余市線 (余市町)	仁 木 町 余 市 町 境界		仁 木 町 (国道5号 交点)	2,949	5.5	1	なし	有							平成22年度
									合計	31		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道792号 ニセコ停車場線 (ニセコ町)	ニセコ町 ニセコ駅		ニセコ町 (国道5号 交点)	2,558	6.0	0	—	有							平成22年度
									合計	191		ニセコ町富 士見	7時～19時		
道道818号 発足線 (共和町)	共 和 町 発足		共 和 町 (道道蕨台 古平線交点)	5,815	5.5	7	なし	有							平成22年度
									合計	183		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道840号 野束清住線 (岩内町)	岩 内 町 野塚		岩 内 町 (道道岩内 洞爺線交点)	5,241	6.0	3	なし	有							平成22年度
									合計	388		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道877号 学田前田線 (共和町)	共 和 町 (道道老古美小沢 停車場線交点)		共 和 町 (国道276号 交点)	3,393	5.5	0	—	有							平成22年度
									合計	32		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道913号 野塚婦美線 (積丹町)	積 丹 町 野塚 (国道229号交点)		積 丹 町 婦美 (国道229号交点)	13,838	5.5	14	なし	有							平成22年度
									合計	52		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道914号 新富神里線 (ニセコ町)	真 狩 村 ニセコ町 境界		ニセコ町 豊 浦 町 境界	1,164	3.0	2	なし	一部 有 (485)							平成22年度
									合計	3		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道934号 相生蘭越線 (蘭越町)	蘭 越 町 (国道5号 交点)		蘭 越 町 (道道蘭越 停車場線交点)	5,167	5.5	2	なし	一部 有 (5,028)							平成22年度
									合計	29		磯谷郡蘭越 町蘭越	7時～19時		
道道998号 古平神恵内線 (古平町)	古 平 町 (国道229号 交点)		古 平 町 神 恵 内 村 境界	17,444	5.5	12	なし	有							平成22年度
									合計	29		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道998号 古平神恵内線 (神恵内村)	古 平 町 神 恵 内 村 境界		神 恵 内 村 (国道229号 交点)	14,559	5.5	7	なし	有							平成22年度
									合計	29		非観測（推 定値）	7時～19時		
道道1022号 仁木赤井川線 (仁木町)	仁 木 町 (国道5号 交点)		仁 木 町 赤 井 川 村 境界	11,460	5.5	13	なし	有							平成22年度
									合計	94		仁木町銀山	7時～19時		

名 称	経 由			延長 (m)	最小 幅員 (m)	橋 り よ う		舗 装	1 時間当たりの交通量 (平日)					交通量 調査日
	起 点	経由 地点	終 点			橋りよ う数	制 限		区分	平均	最高	地 点	時 刻	
道道1022号 仁木赤井川線 (赤井川村)	仁 木 町 赤 井 川 村 境界		赤 井 川 村 〔 道道余市 〕 (赤井川線交点)	1,855	5.5	2	なし	有						平成22年度
									合計	94		仁木町銀山	7時～19時	
道道1092号 栄町温泉線 (余市町)	余 市 町 栄 町 温 泉		余 市 町 〔 国道5号 〕 交点	6,151	5.5	5	なし	有						平成22年度
									合計	75		余市町栄町	7時～19時	
道道1174号 発足前田線 (共和町)	共 和 町 〔 道道蔵岱国富 〕 (停車場線交点)		共 和 町 〔 国道276号 〕 交点	2,579	5.5	1	なし	有						平成22年度
									合計	103		共和町前田	7時～19時	
道道1178号 泊共和線 (泊村)	泊 村 〔 国道229号 〕 交点		泊 村 共 和 町 境界	1,899	4.5	1	なし	有						
									合計	不明		-	7時～19時	
道道1178号 泊共和線 (共和町)	泊 村 共 和 町 境界		共 和 町 〔 国道5号 〕 交点	13,193	4.5	7	なし	有						
									合計	不明		-	7時～19時	

※ 交通量の上り下りの現況データは出力されないので空欄とする。

資料 2 - 8 - 6 車両保有状況

1 13町村

令和7年3月31日現在 北海道運輸局調べ

町 村 名	バス 台	貨物車 台	軽貨物車 台	乗用車 台	軽乗用車 台	合 計 台
泊 村	15	144	114	712	266	1,251
共 和 町	31	981	967	2,489	1,070	5,538
岩 内 町	30	684	705	3,979	2,206	7,604
神 恵 内 村	3	31	75	356	118	583
寿 都 町	9	248	288	1,078	390	2,013
蘭 越 町	25	658	862	1,950	859	4,354
ニセコ町	49	670	685	2,427	982	4,813
倶知安町	101	2,053	1,485	7,145	3,106	13,890
積丹町	5	128	263	644	280	1,320
古平町	17	223	210	842	471	1,763
仁木町	17	287	748	1,080	545	2,677
余市町	58	1,137	1,358	5,501	3,582	11,636
赤井川村	12	207	249	659	195	1,322
合 計	372	7,451	8,009	28,862	14,070	58,764

2 周辺市町村

(1) バス

令和7年6月25日現在 北海道運輸局調べ

営業所所在振興局・市町村名		路線バス	貸切バス	延乗車定員
		車 両 数	車 両 数	
後 志	小 樽 市	126	52	10,684
	喜 茂 別 町	0	10	337
	島 牧 村	0	3	86
石 狩	札 幌 市	979	650	102,146
胆 振	室 蘭 市	58	36	6,206
	伊 達 市	13	5	1,134
	洞 爺 湖 町	26	11	2,182
	壮 瞥 町	0	18	716
	登 別 市	42	8	3,388
	苫 小 牧 市	85	125	12,083
	白 老 町	0	18	967
合 計		1,329	936	139,929

(2) トラック

令和7年3月31日現在 北海道運輸局調べ

本社所在振興局・市町村名		事業者数	車両数	備考
後志	小樽市	64社	3,289台	
	島牧村	1	5	
	黒松内町	2	12	
	真狩村	1	21	
	留寿都村	2	40	
	喜茂別町	2	30	
	京極町	2	12	
石狩	札幌市	739	23,851	
胆振	室蘭市	31	1,027	
	伊達市	13	167	
	洞爺湖町	7	138	
	壮瞥町	1	34	
	登別市	24	407	
	苫小牧市	166	11,934	
	白老町	16	505	
合計		1,071	41,472	

注) 後志(1の13町村を除く)、石狩及び胆振(総合)振興局管内の市町村に本社のある一般貨物自動車運送事業者。

資料 2 - 8 - 7 防災関係機関の輸送車両

1 北海道（知事部局）保有自動車台数

令和7年4月20日現在

自動車の種類	全 道			う ち 後 志		
	所 有	借 上	計	所 有	借 上	計
乗 用 車	790	506	1,296	58	19	77
貨 物 車	937	24	961	48	1	49
計	1,727	530	2,257	106	20	126

2 町村等保有自動車台数

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	機 関 名	車 両 の 所 在 地	電 話 番 号	車 両 数				乗車可能 人員 (人)
				バ ス	ト ラ ッ ク	乗 用 車	計	
泊 村	泊 村	泊村大字茅沼村字白別191-7	0135-75-2021	4	1	16	21	279
	古宇郡漁業協同組合 (泊 本 所)	泊村大字泊村49-36地先	0135-75-3111	0	2	1	3	10
	小 計			4	3	17	24	289
共 和 町	共 和 町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	13	9	31	53	943
	きょうわ農業協同組合	共和町前田167	0135-73-2121	1	6	13	20	109
	小 計			14	15	44	73	1,052
岩 内 町	岩 内 町	岩内町字高台134番地1	0135-62-1011	3	3	39	45	320
神 恵 内 村	神 恵 内 村	神恵内村大字神恵内村 81番地20	0135-76-5011	2	2	18	22	165
	古宇郡漁業協同組合 (神恵内支所)	神恵内村大字神恵内村2122	0135-76-5021	0	1	0	1	2
	小 計			2	3	18	23	167
寿 都 町	寿 都 町	寿都町字渡島町140-1	0136-62-2511	5	5	27	37	339
蘭 越 町	蘭 越 町	蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	17	7	35	59	779
ニ セ コ 町	ニ セ コ 町	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	0	10	19	29	120
俱 知 安 町	俱 知 安 町	俱知安町北1条東3丁目3番地	0136-22-1121	0	15	28	43	142
積 丹 町	積 丹 町	積丹町大字美国町字船濶48番 地5	0135-44-2111	3	3	23	29	254
古 平 町	古 平 町	古平町大字浜町50番地	0135-42-2181	1	4	14	19	119
	東しゃこたん漁業協同 組合(本所)	古平町入船町14番地	0135-42-2511	0	2	6	8	42
	小 計			1	6	20	27	161
仁 木 町	仁 木 町	仁木町西町1丁目36番地 1	0135-32-2511	2	2	17	20	125
	新おたる農業協同組合 (本所)	仁木町北町3-4-2	0135-32-2428	0	3	19	22	63
	小 計			2	5	36	42	188
余 市 町	余 市 町	余市町朝日町26番地	0135-21-2111	1	5	45	51	250
赤 井 川 村	赤井川村	赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0	0	10	10	54
	赤井川村 (健康支援センター)	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	0	1	6	7	48
	小 計			0	1	16	17	102
合 計				52	81	367	499	4,163

3 陸上自衛隊北部方面隊保有自動車台数

令和7年4月1日現在

部隊名	所在地	車種	車両数	乗車定員	述べ乗車定員	備考
北部方面後方支援隊 (北部方面輸送隊)	札幌市	特大型トラック	49	36	1,764	10トン車タイプ
		大型トラック	19	22	418	6トン車タイプ
		人員輸送車1号(大型バス)	3	55	165	
		人員輸送車2号(マイクロ)	0	25	0	
第11後方支援隊	札幌市	特大型トラック	11	36	396	7トン車タイプ
		大型トラック	55	22	1,210	3 1/2トン車タイプ
		人員輸送車1号(大型バス)	1	56	56	
		人員輸送車2号(マイクロ)	1	25	25	
合計	札幌市	特大型トラック	60	36	2,160	
		大型トラック	74	22	1,628	
		人員輸送車1号(大型バス)	4	55	220	
		人員輸送車2号(マイクロ)	1	25	25	

資料 2 - 8 - 8

除雪車両等保有状況

令和7年4月1日現在 北海道開発局、道建設部、町村調べ

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・ 借上の別	備 考
泊村	泊村	泊村大字茅沼村字白別191-7	0135-75-2021	除雪ドーザ	1	所有	
	茅沼建設工業(株)	泊村大字茅沼村570	0135-75-2036	ダンプ 4t ダンプ11t 除雪ドーザ ロータリ除雪車	4 4 7 3	借上 所有 所有 所有	内リ-ス2
	(株)山二工業	泊村大字茅沼村南坂の上5-6	0135-75-3126	ダンプ 4t ダンプ 11t 除雪ドーザ ロータリ除雪車	1 1 11 3	所有 所有 所有 所有	内リ-ス1
	小 計				35		
共和町	小樽開発建設部 岩内道路事務所 共和除雪ステーション	共和町国富35	—	除雪トラック ロータリ除雪車 小形除雪車 凍結防止剤散布車	4 1 2 1	所有 所有 所有 所有	岩内事務所0135-62-1491
	後志総合振興局 小樽建設管理部共和出張所 共和除雪ステーション	共和町老古美83	0135-62-1818	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車 凍結防止剤散布車 除雪ドーザ	2 7 3 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	
	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	ダンプ 雪上車 除雪ドーザ グレーダ ロータリー 除雪トラック	1 1 2 1 3 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有	
	(株)後志建設	共和町国富3-4	0135-72-1316	除雪ドーザ	2	借上	
	酒谷運送社	共和町国富3-12	0135-72-1225	トラック 除雪ドーザ	1 3	所有 所有	
	三陽建設工業(株)	共和町老古美49-1	0135-62-1306	除雪ドーザ 除雪トラック	2 1	所有 所有	
	大和建设運輸(株)	共和町梨野舞納34-4	0135-62-5812	除雪ドーザ	1	所有	
	(有)宮丘運輸	共和町梨野舞納249-7	0135-62-1497	ロータリー 除雪トラック 除雪ドーザ	1 1 1	所有 所有 所有	小型
	(有)ワイズ運送	共和町梨野舞納1186	0135-74-3211	除雪トラック	1	所有	
	(株)木村建設	共和町老古美28-1	0135-62-6617	除雪ドーザ	3	所有	
	(株)栗栖土建	共和町国富4-30	0735-72-1586	トラック 除雪ドーザ	1 2	所有 所有	
	小 計				51		

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・借上の別	備 考
岩内町	小樽開発建設部 岩内道路事務所	岩内町字東山104	0135-62-1491	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ 小形除雪車	4 1 1 1	所有 所有 所有 所有	
	岩内町	岩内町字高台134番地1	0135-67-7097	ダンプ ショベル ロータリ除雪車	1 1 3	所有 所有 所有	
	(有)宮丘運輸	岩内町字東山20-1	0135-62-1497	ダンプ ロータリ除雪車 除雪ドーザ	12 3 8	所有 所有 所有	ショベル搭載
	アサヒグリーン(株)	岩内町字東山102-1	0135-62-2387	ダンプ ショベル	11 2	所有 所有	
	平野運輸(有)	岩内町字高台119-2	0135-61-2468	ダンプ 除雪ドーザ	11 7	所有 所有	
	(株)三田運輸	岩内町字相生248-11	0135-62-0617	ダンプ ショベル ロータリ除雪車	8 8 1	所有 所有 所有	
	小 計				83		
神恵内村	小樽開発建設部 岩内道路事務所 神恵内除雪ステーション	神恵内村字大森	—	除雪トラック	2	所有	岩内事務所0135-62-1491
	後志総合振興局 小樽建設管理部共和出張所 神恵内除雪ステーション	神恵内村神恵内167	—	ロータリ除雪車 除雪トラック	3 3	所有 所有	共和出張所0135-62-1818
	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	ダンプ ロータリ除雪車 ロータリ除雪車	1 1 1	所有 所有 借上	
	小 計				11		
寿都町	寿都町	寿都町字渡島町140-1	0136-62-1011	除雪ドーザ 11t グレーダー ロータリ除雪車	1 1 1	所有 所有 所有	
	(株)長組	寿都町字新栄町17	0136-62-2525	除雪ドーザ ユニック ロータリ除雪車 ダンプ 10 t ダンプ 10 t ショベル ショベル	2 1 2 1 3 2 2	借上 所有 所有 所有 借上 所有 借上	小型
	(株)石澤組	寿都町字開進町115-2	0136-62-2084	ダンプ バックフォー トラック 2 t ユニック 凍結防止剤散布車 除雪ドーザ	2 1 1 1 1 7	所有 所有 所有 所有 借上 所有	小型大型
	(株)寿都砕石	寿都町字矢追町595-2	0136-62-2402	ダンプ 11 t 除雪トラック 除雪ドーザ	9 1 1	借上 借上 所有	
	星和運輸(有)	寿都町字磯谷町島古丹58	0136-65-6311	除雪ドーザ	2	所有	
	小 計				42		

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・	備 考
						借上の別	
蘭越町	小樽開発建設部 倶知安開発事務所 目名除雪ステーション	蘭越町字相生50	—	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ 小形除雪車 凍結防止剤散布車	5 2 1 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	倶知安事務所0136 22-0133
	後志総合振興局 小樽建設管理部蘭越出張所 蘭越除雪ステーション	蘭越町蘭越町416	0136- 57-5121	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車	1 6 2	所有 所有 所有	
	後志総合振興局 小樽建設管理部蘭越出張所 昆布除雪ステーション	蘭越町字湯里420	—	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車	3 4 1	所有 所有 所有	蘭越出張 所0136- 57-5121
	蘭越町	蘭越町蘭越町258-5	0136- 57-5111	グレーダ ダンプ ショベルローダ ロータリ	1 5 6 2	所有 所有 所有 所有	
	(株)ナカジマ	蘭越町字三和1277-1	0136- 56-2255	除雪トラック ショベルローダ	2 5	所有 所有	2台借上げ
	(有)長澤設備	蘭越町字大谷295-2	0136- 57-5503	除雪トラック ショベルローダ	1 3	所有 所有	
	(有)北都運送	蘭越町字大谷243-2	0136- 57-5523	除雪トラック ショベルローダ	4 4	所有 所有	
	林重機	蘭越町字黄金258-1	0136- 58-2654	ダンプ ショベルローダ ロータリー	1 3 1	所有 所有 所有	
	(株)和島総業	蘭越町字吉国85-17	0136- 57-6768	除雪トラック パワーショベル	1 1	所有 所有	
	楠村商事(株)	蘭越町昆布町377	0136- 58-2426	除雪トラック ショベルローダ ロータリ	1 4 1	所有 所有 所有	
	(株)菅原組	蘭越町昆布町134-48	0136- 58-2207	ショベルローダ	2	所有	
		小 計				75	
ニセコ町	小樽開発建設部 倶知安開発事務所 ニセコ除雪ステーション	ニセコ町元町61-2	—	除雪トラック ロータリ除雪車	2 1	所有 所有	倶知安事務所0136 22-0133
	(株)ニセコ重機	ニセコ町字福井364番地	0136- 58-2745	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル ダンプ	5 5 2 5 6	所有 所有 所有 所有・貸与 所有	
	牧野工業 (株)	ニセコ町字里見61番地1	0136- 44-2280	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル ブルトーザー ダンプ 作業管理用車両	15 2 4 7 2 7 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有	
	(有)中野産業	ニセコ町字ニセコ446番地	0136- 58-2755	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル	14 4 4 10	所有・貸与 所有 所有 所有	
	アキ工業 (株)	ニセコ町字富士見元町79番 地45	0136- 44-2032	ショベルローダ 除雪トラック ロータリ パワーショベル	7 2 1 1	所有 所有 所有 所有	
		小 計				107	

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・	備 考
						借上の別	
倶知安町	小樽開発建設部 倶知安開発事務所	倶知安町北7条東1	0136-22-0133	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ 小形除雪車	4 2 1 1	所有 所有 所有 所有	
	後志総合振興局 小樽建設管理部真狩出張所 倶知安除雪ステーション	倶知安町字旭67-1	—	ロータリ除雪車 除雪トラック 凍結防止剤散布車 小型除雪車	1 3 1 1	所有 所有 所有 所有	真狩出張所0136-45-2136
	倶知安町	倶知安町南3条東7丁目3 (建設機械センター)	0136-22-2220	ダンプ 除雪ドーザ 除雪グレーダ ロータリ除雪車 除雪トラック	2 3 1 3 1	所有 所有 所有 所有 所有	
	(株)北沢建設	倶知安町南4条東1丁目	0136-22-1579	除雪ドーザ ロータリ除雪車	5 1	所有 所有	
	(有)倶知安運輸	倶知安町北6条東1丁目	0136-22-6166	ダンプ 除雪ドーザ ユンボ 歩道用ロータリ	3 4 0 1	所有 所有 所有 所有	0.8t 故障
	角田重機(株)	倶知安町南4条東6丁目	0136-22-2554	除雪ドーザ ロータリ除雪車	4 1	所有 所有	
	(株)竹山建設	倶知安町北1条東1丁目	0136-22-1244	ダンプ 除雪ドーザ ブルドーザー ユンボ ロータリ除雪車 歩道用ロータリ	7 8 2 2 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有	
	(株)羊蹄工業	倶知安町字八幡425-15	0136-22-2356	除雪ドーザ	2	所有	
	羊蹄運輸(有)	倶知安町字八幡301	0136-22-1243	ダンプ ブルドーザー ユンボ 除雪ドーザ	13 1 2 5	所有 所有 所有 所有	
	ニセコ環境(株)	倶知安町字峠下	0136-22-0745	ダンプ 除雪ドーザ ロータリ除雪車 ユンボ	9 9 4 2	所有 所有 所有 所有	専用車3
	(有)中崎農場	倶知安町字岩尾別22	0136-22-3334	除雪ドーザ	2	所有	
	本田興業(株)	倶知安町北2条東1丁目	0136-22-0198	除雪ドーザ	1	所有	
	大島産業(株)	倶知安町字高見258番地	0136-22-2776	ダンプ ブルドーザー ロータリ除雪車 ユンボ 除雪ドーザ	5 2 1 2 8	所有 所有 所有 所有 所有	専用車1
	(株)KMT	倶知安町字高砂219-12	0136-23-3456	除雪ドーザ ロータリ除雪車 ダンプ	4 1 6	所有	
	ようてい商事(株)	倶知安町南3条東6丁目	0136-22-1755	ダンプ	2	所有	
	(株)王生工業	倶知安町字琴平395	0136-22-2654	除雪ドーザ ロータリ除雪車 ダンプ ユンボ	2 2 1 1	所有	
(株)Forest Innovation	倶知安町北3条西3丁目5-1	0136-55-5353	除雪ドーザ ダンプ ユンボ	2 2 9	所有		


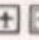
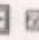







町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・ 借上の別	備 考
	瀬尾建設工業(株)	倶知安町北3条東2丁目7	0136-22-1597	除雪ドーザ	1	所有	
	(有)ナカタ・ステーション リュウツウ	倶知安町字琴平152番地18	0136-21-7177	ダンプ	2	所有	
	(有)吉川建設工業	倶知安町字高砂145	0136-23-2411	ダンプ	5	所有	専用車1
				除雪ドーザ	3	所有	
ロータリ除雪車				2	所有		
除雪トラック	2	所有					
小 計				179			
積丹町	小樽開発建設部 小樽道路事務所 野塚除雪ステーション	積丹町字野塚135	—	除雪トラック	2	所有	小樽事務所0134-22-9116
	積丹町	積丹町大字美国町字船瀬48	0135-44-2111	除雪ドーザー	5	所有	3台ローリ兼用
				ロータリ除雪車	1	所有	
	(株)しゃこたん興業	積丹町大字美国町字大沢604番地	0135-44-2700	除雪ドーザー	4	所有	内借上1 内借上1 内借上3
小型ドーザー				2	所有		
ロータリ除雪車				1	所有		
小型ロータリ除雪車				1	所有		
ダンプ10t				4	所有		
ダンプ 4t	4	所有					
タイヤバックホウ0.4m級	1	所有					
小 計				25			
古平町	小樽開発建設部 小樽道路事務所 古平除雪ステーション	古平町浜町461	—	除雪トラック	2	所有	小樽事務所0134-22-9116
	古平町	古平町大字浜町50番地	0135-42-2181	ロータリ除雪車	2	所有	
				小形除雪車	1	所有	
	凍結防止剤散布車	1	所有				
	古平町	古平町大字港町3番地	0135-42-2153	除雪ドーザ	3	所有	着脱式
	(株)福津組	古平町大字港町3番地	0135-42-2153	ロータリ	2	所有	
(株)福津組	古平町大字港町3番地	0135-42-2153	ダンプ 4t	1	借上		
除雪ドーザ	5	所有					
除雪トラック	1	所有					
(有)横川建設工業	古平町大字新地町259番地	0135-42-3297	除雪ドーザ	3	所有		
(有)大伸運輸	古平町大字浜町271番地の1	0135-42-2752	除雪ドーザ	3	所有		
ダンプ 11t	10	所有					
小 計				34			
仁木町	仁木町	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-2511	除雪ドーザ	3	所有	内小型1台 専用車
				ロータリ	4	所有	
				除雪トラック	2	所有	
	(有)仁木重機	仁木町西町3丁目28番地	0135-32-3125	除雪トラック	2	所有	
	(有)仁木小型運輸	仁木町南町1丁目11番地	0135-32-2074	除雪ドーザ	3	所有	専用車
除雪トラック	1	所有					
仁木町除雪事業協同組合	仁木町北町3丁目111番地	0135-32-3125	除雪ドーザ	2	所有		
			除雪トラック	1	所有		
ロータリ	1	所有					
小 計				24			

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	車 種	台 数	所有・ 借上の別	備 考
余市町	小樽開発建設部 小樽道路事務所 余市除雪ステーション	余市町大川町12-23-2	—	除雪トラック 小形除雪車	4 2	所有 所有 所有	小樽事務所0134-22-9116
	後志総合振興局 小樽建設管理部余市出張所 余市除雪ステーション	余市町黒川町1248	0135-23-2196	ロータリ除雪車 除雪トラック 除雪ドーザ 小型除雪車	3 9 1 2	所有 所有 所有 所有	
	余市町	余市町朝日町26番地	0135-21-2111	除雪トラック ロータリ除雪車 除雪ドーザ	4 2 2	所有 所有 所有	
	中村建設(株)	余市町黒川町1294番地6	0135-23-3830	小型ロータリ除雪車 除雪ドーザ 除雪トラック	7 5 1	所有 所有 所有	
	庄木興業(株)	余市町港町211番地	0135-23-5048	除雪ドーザ バックホウ	2 1	所有 所有	
	和田建設工業(株)	余市町大川町15丁目6	0135-22-6688	除雪ドーザ	1	所有	
	赤石建設(株)	余市町大川町11丁目40番地	0135-23-5111	除雪ドーザ 除雪ドーザ	2 1	所有 借上	
	古垣建設(株)	余市町入舟町126番地	0135-22-5578	除雪ドーザ	3	所有	
	東広建設(株)	余市町栄町395番地	0135-23-5777	除雪ドーザ	2	所有	
	(有)エイト産業	余市町美園町469番地	0135-22-4625	除雪ドーザ バックホウ	1 1	所有 所有	
	中山建設(株)	余市町沢町1丁目15番地	0135-22-5194	除雪ドーザ	4	所有	
	丸正自動車運輸(株)	余市町黒川町4丁目33番地	0135-23-5525	除雪ドーザ	1	所有	
	(株)堀川管工設備工業	余市町富沢町4丁目31番地	0135-23-3032	除雪ドーザ	2 1	所有 借上	
	小 計				61		
赤井川村	後志総合振興局 小樽建設管理部事業課 赤井川除雪ステーション	赤井川村字都43	—	大型ロータリ除雪車 除雪トラック 小型ロータリー除雪車	1 2 1	所有 所有 所有	事業課 0134-54-7670
	赤井川村	赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	雪上車	1	所有	
	八洲建設(株)	赤井川村字赤井川405	0135-34-6601	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック	3 3 2	所有 所有 所有	ユニック
	木村林業(株)	赤井川村字都190	0135-34-6800	除雪ドーザ ロータリ 除雪トラック タイヤショベル ダンプ 4t ダンプ 2t バックホウ	3 3 4 0 1 1 1	所有 所有 所有 所有 所有 所有 所有	0.2m³
	(有)助っ人	赤井川村字都163-6	0135-34-6823	ダンプ 4t ロータリ ユンボ タイヤショベル トラック	1 2 3 1 1	所有 所有 所有 所有 所有	ハンドロータリ 0.2、0.1、0.08 7t セルフ
	中山建設(株)	赤井川村字赤井川310	0135-34-6122	タイヤショベル	1	所有	
	小 計				35		
合 計				762			

資料 2 - 8 - 9 港湾等分布図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

     	   
第三種空港 第二種空港 その他の空港 五十六条港湾 地方港湾 重要港湾 国際戦略港湾、国際拠点港	凡例 農林水産省所管 第一種漁港 第二種漁港 第三種漁港 第四種漁港

資料 2 - 8 - 1 0 港湾等整備状況

令和 7 年 4 月 1 日現在

町村名	位置		施設名	所在地	連絡先・電話番号 *管理者連絡先	接岸可能トン数 (重量トン数)	水深 (m)	岸壁等の長さ (m)
	方位	距離 番号						
泊村	北北西	2	茶津漁港	泊村大字堀株村字茶津	古宇郡漁業協同組合〔泊本所〕 0135-75-3111	漁船 3	-2.0	53
	〃	4	泊(後志)漁港	〃 大字泊村	古宇郡漁業協同組合〔泊本所〕 0135-75-3111	〃 30	-3.0~-4.0	458
	〃	8	盃漁港 (カブト分区)	〃 大字盃村	古宇郡漁業協同組合〔泊本所〕 0135-75-3111	〃 28	-3.0~-3.5	130
	〃	9	盃漁港	〃 大字興志内村	古宇郡漁業協同組合〔泊本所〕 0135-75-3111	〃 15	-3.0	225
岩内町	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	貨物船 7,000	-8.0	266
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	貨物船 5,000	-7.5	261
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	貨物船 5,000	-7.5	130
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	貨物船 1,000	-5.0	225
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先、 万代地先、大和地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	漁船 30	-4.0	1,298
	南	6	地方港湾岩内港	岩内町大浜地先、 万代地先、大和地先	岩内町建設経済部建設課 0135-67-7097	漁船 10	-3.0	649
	南南西	10	敷島内漁港	岩内町字敷島内	岩内町建設経済部水産農 林課 0135-67-7096	漁船 3	-1.5	19
神 恵 内 村	北北西	14	神恵内漁港	神恵内村大字神恵内村	古宇郡漁業協同組合〔神 恵内支所〕 0135-76-5021	漁船 20	-2.0~-3.5	545
	北北西	16	赤石漁港	神恵内村大字赤石村	古宇郡漁業協同組合〔神 恵内支所〕 0135-76-5021	漁船 5	-2.5	92
	北西	23	珊瑚内漁港	神恵内村大字珊瑚内村	古宇郡漁業協同組合〔神 恵内支所〕 0135-76-5021	漁船 5	-2.5	144
	北西	26	川白漁港	神恵内村大字珊瑚内村字川 白	古宇郡漁業協同組合〔神 恵内支所〕 0135-76-5021	漁船 10	-2.5~-3.0	250

町村名	位置		施設名	所在地	連絡先・電話番号 *管理者連絡先	接岸可能トン数 (重量トン数)	水深 (m)	岸壁等 の長さ (m)
	方位	距離 番号						
寿都町	南西	24	横 澗 漁 港	寿都町字磯谷町横澗	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 5 10	-2.5 -3.0	283 100
		27	鮫 泊 漁 港	寿都町字磯谷町鮫取澗	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-1.5	41
	南西	30	美谷〔歌棄〕漁 港	寿都町字歌棄町美谷	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-2.0	31
						漁船 5 10	-2.5 -3.0	138 30
	南南西 超	30	有 戸 漁 港	寿都町字歌棄町有戸	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 5 10	-2.5 -3.0	60 110
	南西 超	30	樽 岸 漁 港	寿都町字樽岸町建岩	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	接岸可能 岸壁無し	—	—
	南西 超	30	寿 都 漁 港	寿都町字大磯町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 5	-2.5	575
漁船 20						-3.5	673	
南西 超	30	政 泊 漁 港	寿都町字政泊町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-2.0	82	
蘭越町	南西	21	尻 別 漁 港	蘭越町港町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 5	-1.5	129
積丹町	北北西 超	30	神 岬 漁 港	積丹町大字神岬町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-1.5	30
						漁船 10	-3.0	45
	北北西 超	30	余 別 漁 港	積丹町大字余別町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-2.0	65
						漁船 5	-2.5	129
						漁船 10 20	-3.0 -3.5	73 100
	北北西 超	30	余 別 漁 港 (来岸分区)	積丹町大字余別町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 20	-3.5	190
	北 超	30	野 塚 漁 港	積丹町大字野塚町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-2.0	39
						漁船 5	-2.5	34
	北 超	30	日 司 漁 港	積丹町字日司	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 10	-3.0	383
漁船 20						-3.5	121	
北 超	30	入 舸 漁 港	積丹町大字入舸町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 3	-2.0	26	
					漁船 5 10	-2.5 -3.0	51 42	
北 超	30	幌 武 意 漁 港	積丹町大字幌武意町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 10	-3.0	143	
					漁船 20	-3.5	60	
北北東 超	30	美 国 漁 港	積丹町字美国	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 5	-2.5	303	
					漁船 10	-3.0	372	
					漁船 50	-4.5	393	

町村名	位置		施設名	所在地	連絡先・電話番号 *管理者連絡先	接岸可能トン数 (重量トン数)	水深 (m)	岸壁等 の長さ (m)									
	方位	距離 番号															
古 平 町	北北東	28	古平漁港	古平町大字港町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1393	5	-2.5	106									
						10	-3.0	237									
						20	-3.5	345									
						30	-4.0	669									
						50	-4.5	30									
						100	-5.0	147									
余 市 町	北東	29	余市漁港 (湯内地区)	余市町豊浜町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1393	5	-2.5	45									
						10	-3.0	34									
						20	-3.5	8									
	北東	29	余市漁港 (島泊地区)	余市町潮見町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1393	接岸可能 岸壁無し	—	—									
						北東	29	余市漁港 (出足平地 区)	余市町白岩町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1393	5	-2.5	90				
	10	-3.0	50														
	北東	29	余市漁港 (本港地区)	余市町入舟町	後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1393	5	-2.5	72									
						10	-3.0	72									
					20	-3.5	189										
北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	貨物船 1,000	-5.0	145										
					北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	漁船 20未満	-3.5	144					
										北東	29	地方港湾余市港	余市町港町地先	余市町建設水道部建設課 0135-21-2127	漁船 20	-3.0	130
															北東	29	地方港湾余市港

資料 2 - 8 - 1 1 船舶保有状況

1 1 3 町村

令和 7 年 4 月 1 日現在 町村調べ

町村名	位置		港湾・漁港名	所属所	連絡電話番号	船舶数 () は無線装備									船舶合計 (隻)	乗船可能人員 (人)	地区人員 (人)
	方位	距離番号				0~1t	1~3t	3~5t	5~10t	10~20t	20~30t	30~50t	50t以上	1000t以上			
泊村	北北西	2	茶津漁港	古宇郡漁業協同組合 [泊本所]	0135-75-3111										0	0	357
	北北西	4	泊(後志)漁港	古宇郡漁業協同組合 [泊本所]	0135-75-3111	6	2	3	4	4					19 (7)	200	801
	北北西	9	盃漁港(カブト地区)	古宇郡漁業協同組合 [泊本所]	0135-75-3111	10	4								14	46	121
	北北西	10	盃漁港(盃地区)	古宇郡漁業協同組合 [泊本所]	0135-75-3111	0	0		4	2					6 (5)	62	141
	小計						16	6	3	8	6				39 (12)	308	1,420
岩内町	南	6	地方港湾岩内港	岩内郡漁業協同組合	0135-62-1313	16	3	31	3	5					58 (23)	760	10,918
	南南西	10	敷島内漁港	岩内郡漁業協同組合	0135-62-1313										0	0	166
	小計						16	3	31	3	5				58 (23)	760	11,084
神恵内村	北北西	14	神恵内漁港	古宇郡漁業協同組合 [神恵内支所]	0135-76-5021	13	7	4	5						29 (4)	188	594
	北北西	16	赤石漁港	古宇郡漁業協同組合 [神恵内支所]	0135-76-5021	15	3	3							21 (1)	77	83
	北西	23	珊内漁港	古宇郡漁業協同組合 [神恵内支所]	0135-76-5021	10	1	2							13	56	43
	北西	26	川白漁港	古宇郡漁業協同組合 [神恵内支所]	0135-76-5021	10	2	6	1						19 (4)	90	52
	小計						48	13	15	6					82 (9)	411	772
寿都町	南西	27	横潤漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	15	0	6							21 (6)	99	190
	南西	28	鮫取潤漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	2									2	6	11
	南西	29	美谷漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	12	2	4	1	2					21 (7)	126	81
	南南西超	30	有戸漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	23	6	3	2	3					37 (7)	201	367
	南西超	30	樽岸漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	2	3	4							9 (4)	60	196
	南西超	30	寿都漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	37	8	26	5	2					78 (29)	483	1,795
	南西超	30	政泊漁港	寿都町漁業協同組合	0136-62-2555	1	1	1	1						4 0	30	5
	小計						92	20	44	9	7				172 (54)	1,005	2,645

町村名	位置		港湾・漁港名	所属所	連絡先電話番号	船舶数()は無線装備										船舶合計(隻)	乗船可能人員(人)	地区人員(人)
	方位	距離番号				0~1t	1~3t	3~5t	5~10t	10~20t	20~30t	30~50t	50t以上	1000t以上				
蘭越町	南西	21	尻別漁港	寿都町漁業協同組合港町協力会	0136-62-2555	4		1								5	25	152
積丹町	北北東	30超	美国漁港	東しやこたん漁業協同組合[美国支所]	0135-44-2311	46	22	9	11	3						91 (14)	323	1,077
	北	30超	幌武意漁港	東しやこたん漁業協同組合[美国支所]	0135-44-2311	7	8	3	5							23 (5)	98	44
	北	30超	入舸漁港	東しやこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	14	2	1	6							23 (6)	100	72
	北	30超	日司漁港	東しやこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	28	3	0	9	1						41 (10)	199	114
	北	30超	野塚漁港	東しやこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	13	2	1	4							20 (4)	80	141
	北北西	30超	余別漁港(来岸地区)	東しやこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	13	5	1	3	1						23 (4)	96	56
	北北西	30超	余別漁港(余別地区)	東しやこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	24	5	13	7	1						50 (8)	175	125
	北北西	30超	神岬漁港	東しやこたん漁業協同組合[積丹支所]	0135-45-6246	17	6	1								24	62	25
	小計						162	53	29	45	6					295 (51)	1,133	1,654
古平町	北北東	28	古平漁港	東しやこたん漁業協同組合(本所)	0135-42-2511	31 (1)	19 (6)	7 (4)	15 (15)	7 (7)						79 (33)	172	2,566
余市町	北東	29	地方港湾余市港	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	22	17	10	4	6						59 (20)	630	16,362
	北東	29	余市漁港(本港地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	8	15	3		1						27 (4)	132	1,172
	北東	29	余市漁港(出足平地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	11	4	6								21 (6)	128	20
	北東	29	余市漁港(島泊地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	5	1									6	26	5
	北東	29	余市漁港(湯内地区)	余市郡漁業協同組合	0135-23-2131	7	2	1								10 (1)	50	45
小計						53	39	20	4	7					123 (31)	966	17,604	
合計						422	153	150	90	38	0	0	0	0		853 (212)	4,780	37,897

2 発電所周辺の定期航路船舶（一般旅客）

令和7年4月1日現在 北海道運輸局調べ

航 路	船 種	総 ト ン 数	旅 客 定 員	トラック輸送能力	乗用車輸送能力
苫小牧～小樽～秋田～ 新潟～敦賀～舞鶴	自動車 航送船	① 16,897 トン	746 人	158 台	65 台
		① 16,897	746	158	65
		② 14,214	600	150	22
		② 14,214	600	150	22
		③ 18,229	846	146	58
		③ 18,229	846	146	58
		④ 17,400	590	158	58
④ 17,400	590	158	58		
江 差 ～ 奥 尻	自動車 航送船	3,631	460	18	48
函 館 ～ 青 森	自動車 航送船	2,048	159	47	0
		2,999	300	60	0
		2,997	300	60	0
		2,949	300	60	0
		8,820	510	71	230
		8,828	583	71	230
		8,850	583	71	230
8,851	583	71	230		
函 館 ～ 大 間	自動車 航送船	1,912	478	21	60
室 蘭 ～ 青 森	自動車 航送船	8,820	510	71	230
苫小牧 ～ 八 戸	自動車 航送船	8,901	400	70	30
		9,483	600	68	30
		10,536	500	92	30
		8,543	494	82	30
苫小牧 ～ 仙台 ～ 名古屋	自動車 航送船	15,795	768	183	113
		13,694	535	166	146
		15,762	777	184	100
苫小牧 ～ 大 洗	自動車 航送船	11,410	154	160	62
		15,600	157	155	50
		13,816	590	154	146
		13,816	590	154	146
小樽～祝津 ～オタモイ周遊	旅客船	19	84	0	0
合 計		31 隻	15,979	3,313	2,547

資料 2 - 8 - 1 2 防災関係機関所有船舶状況

1 北海道

令和 7 年 4 月 1 日現在

定係港	所属(連絡)先	船舶名	主要寸法 護衛艦 DD	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗船定員 (人)	備考
函館	水産林務部水産局 漁業管理課	海王丸	49.20×7.80×4.19	306	16	28	

2 第一管区海上保安本部

令和 7 年 4 月 1 日現在

海上保安部署	所在地	船艇名	護衛艦 DE	要 項 目		搭載人員 (人) 注 1	所要時間 (h) 注 2
				トン数 133 (トン)	長 さ 30 (メートル)		
小樽海上保安部	小樽市港町5-2	しれとこ	1,000トン型巡視船	1,300	89	141	4
		えさん	1,000トン型巡視船	1,500	96	125	4
		ほろべつ	350トン型巡視船	230	56	36	4
		やぐるま	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
		すずかぜ	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
留萌海上保安部	留萌市大町3-37-1	ちとせ	500トン型巡視船	650	72	85	6
		はまなす	20メートル型巡視艇	26	20	26	6
函館海上保安部	函館市海岸町24-4	つがる	ヘリコプター1機搭載型巡視船	3,100	105	420	11
		おくしり	350トン型巡視船	335	56	47	11
		ゆきぐも	30メートル型巡視艇	100	32	36	11
		すずらん	20メートル型巡視艇	26	20	26	11
江差海上保安署	江差町字姥神町167	かむい	180トン型巡視船	200	43	28	6
瀬棚海上保安署	せたな町字三本杉30	あかしあ	20メートル型巡視艇	26	20	26	3
合 計		13隻				1,048	

(注1) 船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合の人員

(注2) 平均速力約1.5ノット(K)/毎時(h)で計算

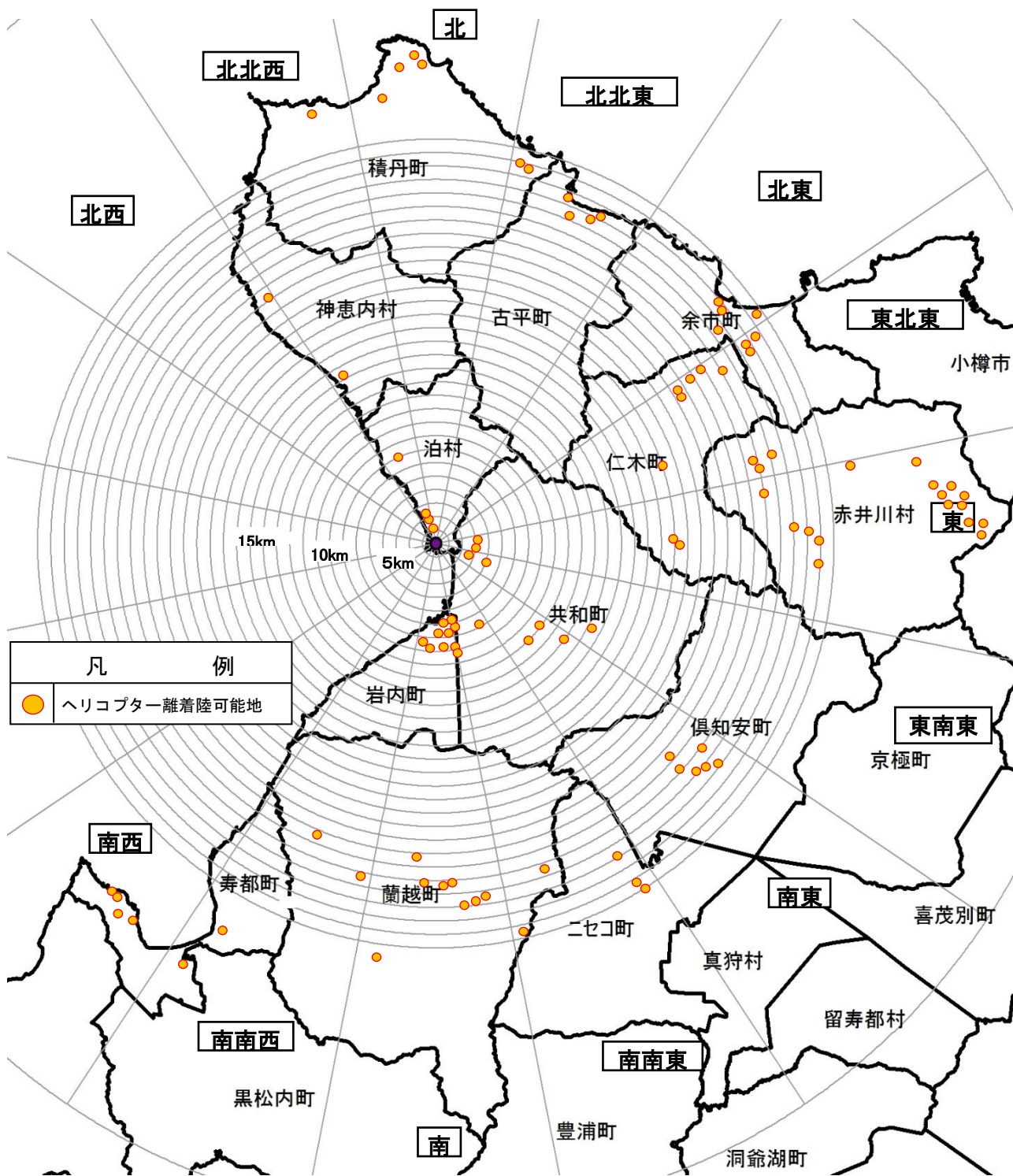
3 海上自衛隊艦艇（大湊警備区所在）

令和7年7月1日現在

定係港	所在地	艦艇名	艦種	主要項目					接岸距離		
				トン数 (トン)	長さ (メートル)	速力 (ノット)	収容人員 (名)	所要時間 (h)			
大湊	青森県 むつ市 大湊町4-1	第7護衛隊	ゆうだち	護衛艦 DD	4,550	151	30	600	7~10	沖合800m (水深15m以深)	
			まきなみ		4,650	151	30	600			
			すずなみ					600			
			しらぬい					600			
		第15護衛隊	はまぎり	3,550	137	30	600				
			おおよど	2,000	109	27	400				
			ちくま				400				
			ゆうべつ	護衛艦 FFM	3,900	133	30	—			
		総監直轄	すおう	多用途支援 艦AMS	980	65	15	200			10
		函館	函館市 大町10-3	第45掃海隊	いずしま	掃海艇 MSC	510	54			14
えのしま	570				60		14	100			
余市	余市郡 余市町港町	第1ミサイル 艇隊	わかたか	200t ミサイル艇 PG	200	50	44	34	1	状況により 接岸可能	
			くまたか					34			
合計		13					4,238				

[ヘリポート及び航空輸送に関する資料]

資料 2-8-13 ヘリコプター離着陸可能地分布図



資料 2 - 8 - 1 4 ヘリコプター離着陸可能地

令和 7 年 4 月 1 日現在 町村調べ

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積	施設管理者及び電話番号	
	方位	距離番号						
泊村	東南東	2	旧堀株小学校グラウンド	泊村大字堀株村35-1	堀株地区集会所隣接	30m×60m	泊村役場	0135-75-2021
	北北西	2	泊村山村広場	泊村茅沼村字南坂の上	泊中学校隣接	80m×120m	泊村教育委員会	0135-75-2311
	北北西	3	泊村公民館	泊村茅沼村172-7	泊村公民館隣接	64m×16m	泊村教育委員会	0135-75-3258
	北北西	8	泊小学校グラウンド	泊村盃村134-1	泊小学校隣接	80m×120m	泊村教育委員会	0135-75-2311
	小計			4ヶ所				
共和町	東	3	北電野球場	共和町宮丘91-17	北海道原子力環境センターから北北東へ0.6km	90m×80m	北電泊発電所総務課	0135-75-3331
	東	3	宮丘地区ヘリコプター離着陸スペース	共和町宮丘211-1	北海道原子力環境センターから北北東へ0.8km	20m×20m	北電泊発電所総務課	0135-75-3331
	東	3	町営採草地	共和町宮丘184-16	北海道原子力環境センターから北へ0.5km	90m×100m	共和町役場	0135-73-2011
	東南東	4	北辰小学校グラウンド	共和町発足2900	国道229号(大曲)から東へ0.5km	90m×160m	共和町教育委員会	0135-73-2011
	南南東	7	西陵小学校グラウンド	共和町梨野舞納42-3	共和町役場から西へ5.9km	90m×120m	共和町教育委員会	0135-73-2011
	南東	10	共和町野球場	共和町南幌似37-2	共和町役場から北へ0.5km	120m×100m	共和町教育委員会	0135-73-2011
	南東	11	北海道原子力防災センター駐車場	共和町南幌似141-1	共和町役場から南へ0.6km	45m×53m	北海道原子力防災センター	0135-71-2880
	南東	12	共和中学校グラウンド	共和町幌似2119	共和町役場から南東へ1.1km	260m×100m	共和町教育委員会	0135-73-2011
	東南東	13	東陽小学校グラウンド	共和町国富20-2	共和町役場から東へ2.5km	100m×100m	共和町教育委員会	0135-73-2011
	小計			9ヶ所				
岩内町	南	6	新港東埠頭	岩内町字大浜476	岩内町役場から北北東へ2.7km	137m×77m	岩内町役場	0135-62-1011
	南	7	東小学校グラウンド	岩内町字東山130	岩内町役場から東へ1km	110m×110m	岩内町教育委員会	0135-67-7099
	南	7	(旧)地域交流センターグラウンド	岩内町字高台203	岩内町役場から東へ0.1km	110m×110m	岩内町役場	0135-62-1011
	南	7	西小学校グラウンド	岩内町字野東172-1	岩内町役場から西南西へ1.4km	170m×170m	岩内町教育委員会	0135-67-7099
	南	7	東山公園	岩内町字東山9	岩内町役場から東北東へ1.2km	120m×120m	岩内町役場	0135-62-1011
	南	8	第一中学校グラウンド	岩内町字宮園313-20	岩内町役場から東南東へ1.5km	150m×150m	岩内町教育委員会	0135-67-7099
	南	8	第二中学校グラウンド	岩内町字野東41	岩内町役場から南西へ1.4km	150m×150m	岩内町教育委員会	0135-67-7099
	南	8	岩内高等学校グラウンド	岩内町字宮園243-1	岩内町役場から南東へ0.4km	170m×170m	岩内高等学校	0135-62-1445
	南	8	運動公園野球場	岩内町字宮園313	岩内町役場から東南東へ1.3km	120m×91m	岩内町役場	0135-62-1011
	南	8	運動公園陸上競技場	岩内町字宮園313	岩内町役場から東南東へ1.4km	160m×160m	岩内町役場	0135-62-1011
	南	8	運動公園多目的グラウンド	岩内町字宮園313	岩内町役場から東南東へ1.4km	80m×50m	岩内町役場	0135-62-1011
	南	8	運動公園サッカー・ラグビー場	共和町老古美	岩内町役場から東南東へ1.5km	70m×110m	岩内町役場	0135-62-1011
	小計			12ヶ所				
神恵内村	北北西	14	神恵内村総合グラウンド	神恵内村大字神恵内村	神恵内小学校裏 北北西0.03km	117m×84m	神恵内村教育委員会	0135-76-5011
	北西	23	珊内防災広場	神恵内村大字珊内村	神恵内村日本郷土玩具館裏	50m×40m	神恵内村役場	0135-76-5011
	小計			2ヶ所				

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの 方向及び距離	地積	施設管理者及び 電話番号
	方位	距離番号					
寿都町	南南西	30超	潮路小学校グラウンド	寿都町字歌棄町歌棄155	寿都町役場から東南東へ10km	70m×100m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	南南西	30超	風太公園	寿都町字湯別町下湯別	寿都町役場から南東へ6.5km	110m×75m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	南西	30超	寿都中学校グラウンド	寿都町字六条町290-1	寿都町役場から南東へ0.7km	90m×100m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	南西	30超	寿都町防災広場	寿都町字渡島町	寿都町役場から南東へ0.2km	36m×36m	寿都町役場 0136-62-2511
	南西	30超	寿都高等学校グラウンド	寿都町字新栄町166	寿都町役場から北西へ0.7km	90m×100m	寿都高等学校 0136-62-2144
	南西	30超	寿都小学校グラウンド	寿都町字矢追町579	寿都町役場から北西へ0.7km	70m×100m	寿都町教育委員会 0136-62-2100
	小計			6カ所			
蘭越町	南	24	旧三和小学校グラウンド	蘭越町字三和414-1	旧三和小学校地続き	105m×70m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南南西	24	旧御成小学校グラウンド	蘭越町字御成416-1	旧御成小学校地続き	105m×45m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南	26	蘭越高等学校グラウンド	蘭越町蘭越町475-16	蘭越高等学校地続き	150m×100m	蘭越高等学校 0136-57-5034
	南	26	蘭越町山村広場駐車場	蘭越町蘭越町241-23	蘭越町役場から西南西0.5km	60m×35m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南	26	蘭越町総合運動公園	蘭越町蘭越町896	蘭越町役場から北東1.2km	120m×100m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南南西	26	旧名駒小学校グラウンド	蘭越町名駒町396	旧名駒小学校地続き	48m×100m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南南東	26	旧湯里小学校グラウンド	蘭越町字湯里131	旧湯里小学校地続き	30m×70m	蘭越町役場 0136-57-5111
	南	27	蘭越小学校グラウンド	蘭越町蘭越町222-53	蘭越小学校地続き	90m×60m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南	27	蘭越中学校グラウンド	蘭越町蘭越町514-6	蘭越中学校地続き	170m×190m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南	27	尻別川大谷地先（ヘリポート）	蘭越町字大谷地先	蘭越町栄橋から西0.8km	20m×20m	小樽開発建設部 0136-57-5331 蘭越河川事業所
	南南東	29	昆布小学校グラウンド	蘭越町昆布町309-1	昆布小学校地続き	65m×85m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	南	30超	蘭越町目名サッカー場	蘭越町目名町221	旧目名小学校地続き	78m×115m	蘭越町教育委員会 0136-57-5111
	小計			12カ所			
ニセコ町	南南東	27	旧ニセコヘリポート	ニセコ町字曾我870番地6	旧ニセコヘリポート	45m×45m	ニセコ町役場 0136-44-2121
	南南東	30	ニセコ町陸上競技場	ニセコ町字富士見138番地1	ニセコ高校から南0.1km	100m×50m	ニセコ町教育委員会（総合体育館） 0136-44-2034
	南南東	30	ニセコ町運動公園	ニセコ町字富士見168番地4	ニセコ中学校から東0.2km	125m×65m	ニセコ町教育委員会（総合体育館） 0136-44-2034
	小計			3ヶ所			
倶知安町	南東	26	倶知安中央公園	倶知安町南3東4	倶知安役場から南東0.2km	135m×113m	倶知安町建設課 0136-56-8011
	南東	24	旭ヶ丘公園多目的広場	倶知安町字旭	倶知安農業高校から北へ0.5km	150m×200m	倶知安町建設課 0136-56-8011
	南東	26	倶知安小学校グラウンド	倶知安町南1東3	倶知安小学校から東へ0.1km	100m×100m	倶知安小学校 0136-22-1168
	南東	25	倶知安中学校グラウンド	倶知安町北5西2	倶知安中学校から北へ0.1km	150m×100m	倶知安中学校 0136-22-0192
	南東	25	倶知安西小学校グラウンド	倶知安町北6西3	倶知安西小学校から南へ0.1km	100m×100m	倶知安西小学校 0136-22-2125
	南東	24	倶知安町営球場	倶知安町字旭	倶知安農業高等学校から北へ0.3km	100m×100m	倶知安町社会教育課（総合体育館） 0136-22-2288
	小計			6カ所			

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離	地積	施設管理者及び電話番号
	方位	距離番号					
積丹町	北北東	29	研修広場（美国小学校グラウンド）	美国町字大沢213番地1	美国小学校北東隣接	120m×120m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北北東	29	美国中学校グラウンド	美国町字大沢344番地1	美国中学校北東隣接	120m×110m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	旧幌武意小学校グラウンド	幌武意町44番地	旧幌武意小学校北東隣接	60m×50m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	旧入舸小学校グラウンド	入舸町字沢199番地	旧入舸小学校北東隣接	60m×60m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	野塚小学校グラウンド	野塚町326番地	野塚小学校北北東隣接	60m×70m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北	30超	日司地区緑地広場（日司小学校グラウンド）	日司町字日和山120番地	日司小学校から西南西へ0.07km	90m×90m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	北北西	30超	余別小学校グラウンド	余別町字沢544番地1	余別小学校北東隣接	70m×100m	積丹町教育委員会 0135-44-2115
	小計			7カ所			
古平町	北北東	27	ほほえみくらすグラウンド	古平町大字浜町893番地5	古平町役場から南西へ0.6km	120m×120m	古平町教育委員会 0135-42-2590
	北北東	28	古平小学校グラウンド	古平町大字浜町932番地	古平町役場から西南西へ0.4km	100m×100m	古平町教育委員会 0135-42-2590
	北北東	28	古平中学校グラウンド	古平町大字浜町385番地	古平町役場から南東へ0.7km	150m×150m	古平町教育委員会 0135-42-2590
	北北東	28	中島グラウンド	古平町大字浜町1715番地1	古平町役場から南東へ0.7km	100m×100m	古平町役場 0135-42-2181
	小計			4カ所			
仁木町	東北東	26	旧町民野球場	仁木町北町8丁目25-1	J R 仁木駅北1.2km	105m×105m	仁木町役場 0135-32-2511
	東北東	20	ふれあい遊トピア公園	仁木町大江1丁目929	J R 然別駅南南西1.1km	120m×180m	仁木町役場 0135-32-2511
	東	18	銀山中学校グラウンド	仁木町銀山2丁目113	J R 銀山駅東0.9km	100m×110m	銀山中学校 0135-33-5223
	東北東	25	仁木中学校グラウンド	仁木町北町4丁目52	J R 仁木駅北1.0km	100m×110m	仁木中学校 0135-32-2079
	東北東	25	仁木小学校グラウンド	仁木町西町1丁目52	J R 仁木駅西0.7km	60m×100m	仁木小学校 0135-32-2013
	東北東	25	消防仁木支署（ドクターヘリ専用）	仁木町西町1丁目5	J R 仁木駅西0.6km	35m×60m	消防仁木支署 0135-32-2644
	東北東	26	フルーツパークにき（多目的活性化広場）	仁木町東町16丁目121	J R 仁木駅南3.0km	71m×100m	仁木町役場 0135-32-2511
	東	17	銀山学園（ドクターヘリ専用）	仁木町銀山2丁目134	J R 銀山駅北東0.7km	30m×55m	銀山学園 0135-33-5311
	小計			8カ所			
余市町	北東	28	都市公園予定地	余市町黒川町1268番地	余市町役場から南南東へ2.2km	100m×120m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	余市運動公園自由広場	余市町入舟町420番地1	余市町役場から南南東へ0.6km	70m×75m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	余市運動公園野球場	余市町入舟町514番地	余市町役場から南へ0.8km	90m×90m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	余市運動公園陸上競技場	余市町山田町12番地	余市町役場から南へ1.0km	45m×80m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	28	沢町小学校グラウンド	余市町沢町4丁目22番地	余市町役場から西北西へ1.1km	80m×100m	学校長 0135-22-3941
	東北東	29	余市農道離着陸場	余市町登町742番地9	余市町役場から南東へ3.4km	60m×920m	余市町役場 0135-21-2111
	北東	30	大川小学校グラウンド	余市町大川町10丁目1番地	余市町役場から東へ1.5km	120m×120m	学校長 0135-22-3887
	小計			7カ所			

町村名	位置		施設名	所在地	著名地点からの 方向及び距離	地積	施設管理者及び 電話番号	
	方位	距離番号						
赤井川村	東北東	25	赤井川村山村広場	赤井川村字赤井川72-6	赤井川小学校隣接 北緯43度04分49秒 東経140度48分41秒	120m×100m	赤井川村教育委員会 0135-34-6211	
	東北東	25	赤井川中学校グラウンド	赤井川村字赤井川67	赤井川中学校隣接 北緯43度05分00秒 東経140度48分35秒	150m×140m	赤井川村教育委員会 0135-34-6211	
	東	27	都小学校グラウンド	赤井川村字都113	都小学校隣接 北緯43度03分04秒 東経140度50分03秒	110m×110m	赤井川村教育委員会 0135-34-6211	
	東	30超	旧落合小学校グラウンド	赤井川村字落合260	落合線交点から東へ300m 北緯43度04分47秒 東経140度53分12秒	100m×50m	赤井川村 0135-34-6211	
	東	30超	キロロ1	キロロスキー場内	センターリフト乗り場前 北緯43度04分02秒 東経140度59分23秒	—	(株)キロロアソシエイツ 0135-34-7111	
	東	30超	キロロ10		圧雪車車庫前 北緯43度04分02秒 東経140度59分23秒	—		
	東	30超	キロロ2		長峰第1コース 北緯43度04分08秒 東経140度59分47秒	—		
	東	30超	キロロ3		長峰第2リフト乗り場前 北緯43度04分17秒 東経141度00分25秒	—		
	東	30超	キロロ4		パノラマコースお立ち台 北緯43度03分35秒 東経141度00分54秒	—		
	東	30超	キロロ5		朝里第2リフト乗り場前 北緯43度03分10秒 東経141度00分55秒	—		
	東	30超	キロロ6		余市第1Bコース 北緯43度03分30秒 東経141度00分12秒	—		
	東	30超	キロロ7		第3駐車場	マウンテンホテル前 北緯43度04分17秒 東経140度59分17秒		120m×60m
	東	30超	キロロ8		第6駐車場	ホテルピアノ前 北緯43度04分37秒 東経140度58分59秒		70m×70m
	東	30超	キロロ9	キロロ入口	山村活性化支援センター前 北緯43度05分24秒 東経140度57分04秒	250m×60m		
	東北東	26	北後志消防組合赤井川支署	赤井川村字赤井川260-2	北後志消防組合赤井川支署隣接 北緯43度05分03秒 東経140度49分10秒	50m×60m	赤井川村 0135-34-6211	
	東	29	AKAIGAWA TOMO PLAYPARK	赤井川村字明治56	AKAIGAWA TOMO PLAYPARK 隣接 北緯43度01分57秒 東経140度51分55秒	180m×70m	(株)ブルーウェーブスジャパン 0135-34-7575	
	東北東	27	冷水トンネル駐車帯	赤井川村字日ノ出347-4	冷水トンネル隣接 北緯43度06分48秒 東経140度49分09秒	40m×50m	小樽建設管理部 事業室事業課 0134-54-7670	
	東	28	赤井川運輸敷地	赤井川村字明治24-2	赤井川運輸隣接 北緯43度02分38秒 東経140度51分14秒	100m×150m	(有)赤井川運輸 0135-34-6231	
	東	27	都バス巡回場	赤井川村字都185-1	国道393号・道道余市赤井川線交点 北緯43度03分00秒 東経140度50分41秒	40m×20m	赤井川村 0135-34-6211	
小計			計	19ヵ所				
合計			計	99ヵ所				

資料 2-8-15 ヘリコプター機数、運航所要時間

令和 7 年 4 月 1 日現在

所 属	所 在 地	機 種		機数	搭 乗 定 員	所要時間（距離／巡航速度）		備 考
		形 式	定 員			距 離 (km)	時 間 (分)	
北海道警察	札幌市東区栄町 (札幌飛行場内)	AW139	17	2	34	丘珠→泊 約68	約20	巡航230km/h
		A109E	8	1	8	丘珠→泊 約68	約20	巡航260km/h
		EC135P3H	8	1	8	丘珠→泊 約68	約20	巡航230km/h
		B412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約20	巡航213km/h
	帯広市泉町 (帯広空港内)	上記より 1 機を交代配備				帯広→泊 約220	約60	
北海道	札幌市東区栄町 964番地	AS365N3	14	1	14	丘珠→泊 約68	夏期：18 冬期：22	夏期：巡航230km/h 冬期：巡航185km/h
		B-412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約20	巡航204km/h
陸上自衛隊	札幌市東区丘珠 丘珠駐屯地	UH-1J	11	12	132	丘珠→泊 約68	約22	巡航185km/h
	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	11	4	44	旭川→泊 約175	約57	巡航185km/h
	帯広市南町 7 帯広駐屯地	UH-1J	11	4	44	帯広→泊 約220	約72	巡航185km/h
海上自衛隊	青森県むつ市 大字城ヶ沢字早崎 2 (大湊航空基地)	SH-60K	3	7	21	大湊→泊 約300	約90	巡航220km/h
航空自衛隊	千歳市平和 千歳基地	UH-60J	14	3	42	千歳→泊 約110	約30	巡航220km/h
	青森県三沢市後久保 三沢基地	CH-47	58	2	116	三沢→泊 約270	約80	巡航250km/h
海上保安庁	函館市 函館航空基地	S-76D	14	2	28	函館→泊 約144	約40	巡航260km/h
	巡視船つがる (函館)	S-76D	14	1	14	函館→泊 約144	約40	巡航260km/h
	釧路市 釧路航空基地	S-76D	14	1	14	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
		S-76C	14	2	28	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
	巡視船そうや (釧路)	S-76C	14	1	14	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
北海道開発局	札幌市東区丘珠町	B-412EPI	11	1	11	丘珠→泊 約68	約24	巡航170km/h
合 計				47	602			

(注) 定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員である。

[報道機関及び広報施設等に関する資料]

資料 2 - 8 - 1 6 主な報道機関一覧

令和 7 年 4 月 1 日現在 道広報広聴課調べ

報道機関名	所在地	電話番号(代表)	F A X 番号
北海道新聞社	060-8711 札幌市中央区大通東4丁目1	011-221-2111	011-210-5592
朝日新聞北海道支社	060-8602 札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろ創世スクエア9階	011-281-2131	011-221-5824
毎日新聞北海道支社	060-8643 札幌市中央区北4条西6丁目1	0570-064-988	011-222-1049
読売新聞北海道支社	060-8656 札幌市中央区北4条西4丁目1-8	011-242-3111	011-222-0490
日本経済新聞社札幌支社	060-8621 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル2階	011-281-3211	011-281-0656
産経新聞社札幌支局	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1-7 MMS札幌駅前ビル1階	011-241-0360	011-241-0361
共同通信社札幌支社	060-0041 札幌市中央区大通東4丁目1 北海道新聞社ビル7F	011-231-0848	011-221-8898
時事通信社札幌支社	060-0041 札幌市中央区大通東4丁目1 北海道新聞社ビル6F	011-241-2801	011-241-2862
日本放送協会札幌放送局 (NHK)	060-8703 札幌市中央区北1条西9丁目1-5	011-232-4001	011-232-5190
北海道放送 (HBC)	060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	011-221-6807
札幌テレビ放送 (STV)	060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1番 地1	011-241-1181	011-271-1535
北海道テレビ放送 (HTB)	060-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6番 地	011-233-6000	011-233-6008
北海道文化放送 (uhb)	060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目1-5	011-214-5200	011-272-5506
テレビ北海道 (TVh)	060-8517 札幌市中央区大通東6丁目12番 地4	011-232-1117	011-232-7173

資料 2 - 8 - 1 7 広報施設の整備状況

令和 7 年 4 月 1 日現在 町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	放送時間	放送区域	屋外子局設置数	設置台数	地区世帯数(世帯)
	方位	距離								
泊村	北北西	4	泊村 有線放送施設	泊村 大字茅沼村臼別191-7	0135-75-2021	随時	全村	18	889	842
共和町	南東	11	共和町 防災行政無線	共和町 南幌似38-2	0135-67-8796	随時	全町	21	2,900	2,766
岩内町	南	7	岩内町 防災行政無線	岩内町 字高台134番地1	0135-62-1011	随時	全町	5	7,248	6,387
神恵内村	北北西	14	神恵内村 情報通信基盤施設	神恵内村 大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	随時	全村	6	577	454
寿都町	南西	30超	寿都町 防災行政無線	寿都町 字渡島町140番地1	0136-62-2511	随時	全町	31	1,800	1,561
蘭越町	南	26	蘭越町行政通信システム	蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	随時	全町	34	2,185	2,394
ニセコ町	南南東	30	ラジオニセコ (コミュニティFM) 放送事業者 (株)ニセコリゾート観光協会 FM放送事業部 周波数：76.2MHz	ニセコ町 字中央通33番地	0136-55-5762	00:00 ～ 24:00	全町	スタジオ 1ヶ所 簡易 スタジオ 1ヶ所	防災 ラジオ 個人 1,256 事業所等 251 計 1,426	3,150 *世帯 数・事 業所数
倶知安町	南東	26	倶知安町 防災行政無線	倶知安町 北1条東3丁目3番地	0136-56-8000	随時	全町	24	2,559	9,338
積丹町	北北東	30	積丹町地域情報通信基盤施設	積丹町 大字美国町字船瀬48番地5	0135-44-2111	随時	全町	40	979	1,004
古平町	北北東	28	古平町 防災無線施設	古平町 大字浜町50番地	0135-42-2181	随時	全町	28	1,519	1,636
仁木町	東北東	25	仁木町 防災行政無線	仁木町 西町1丁目36番地1	0135-32-3953	随時	全町	35	1,608	1,702
赤井川村	東北東	25	赤井川村 防災行政無線	赤井川村 字赤井川74-2	0135-34-6211	随時	全村	20	518	1,000

[避難者収容施設に関する資料]

資料 2 - 8 - 1 8 避難者収容施設の状況

1 避難・退避所として利用できる施設の状況

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
泊村	東南東	2	堀株地区集会所	泊村大字堀株35-1	0135-75-2717	有	鉄筋コンクリート	172	
	北北西	2	渋井地区集会所	泊村大字堀株字渋井132	0135-75-2733	有	鉄筋コンクリート	103	
	北北西	2	とまり保育所	泊村大字茅沼村6-2	0135-75-2330	有	鉄筋コンクリート造	253	
	北北西	2	泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	0135-75-2203	有	鉄筋コンクリート鉄骨造	1,900	
	北	3	泊村総合福祉センター	泊村大字茅沼村500-2	0135-65-2277	有	鉄筋コンクリート鉄骨造	620	
	北	3	泊村養護老人ホームむつみ荘 (放射線防護施設)	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	有	鉄筋コンクリート	103	定員30名
	北	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘 (放射線防護施設)	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	有	鉄筋コンクリート	84	定員60名
	北北西	3	茅沼地区集会所	泊村大字茅沼村672-2	0135-75-2004	有	鉄筋コンクリート	221	
	北北西	3	泊村公民館	泊村大字茅沼村172-7	0135-75-3258	有	鉄筋コンクリート	511	
	北北西	4	臼別地区集会所	泊村大字茅沼村字臼別196-5	0135-75-2351	有	鉄筋コンクリート	144	
	北北西	4	泊村アイスセンター	泊村大字泊村 1	0135-65-2578	有	鉄筋コンクリート鉄骨造	592	
	北北西	4	泊地区集会所	泊村大字泊村47-4	0135-75-4150	有	鉄筋コンクリート	344	
	北北西	5	照岸・糸泊地区集会所	泊村大字泊村81-7	0135-75-3758	有	鉄筋コンクリート	143	
	北北西	8	泊小学校 (放射線防護施設)	泊村大字盃村134-1	0135-75-2003	有	鉄筋コンクリート造	760	
	北北西	9	盃地区集会所	泊村大字興志内村1-2	0135-75-2302	有	鉄筋コンクリート	154	
			小 計	15施設				6,104	
共和町	東	3	ほくでん体育館	共和町宮丘184-34	0135-74-3403	有	鉄筋コンクリート造	778	
	東	3	共和町農村環境改善センター	共和町宮丘184-11	0135-74-3925	無	鉄骨造	303	
	東南東	4	北辰小学校	共和町発足2900	0135-74-3324	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,035	
	東	4	宮丘地区寿の家	共和町宮丘423-7	0135-74-3856	有	木 造	137	
	東	5	聖賢寺	共和町宮丘761-1	0135-74-3905	無	木 造	200	
	南東	5	梨野舞納地区住民センター	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3855	無	木 造	151	
	南東	5	梨野舞納体育館	共和町梨野舞納330-1	—	無	鉄骨造	235	
	南東	5	はまなす幼児センター	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	有	鉄骨造平屋建ALC版張	351	
	東南東	5	発足コミュニティーセンター	共和町発足18	—	有	木 造	70	
東南東	6	発足克雪管理センター	共和町発足14-8	0135-74-3001	有	鉄骨造2階建	127		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
共和町	東南東	6	J Aきょうわ発足支所	共和町発足190	0135-74-3011	無	鉄筋コンクリート造	91	
	東	6	専念寺	共和町発足8-2	0135-74-3739	無	木造	200	
	東	7	リ3会館	共和町発足90-402		有	木造	60	
	南南東	7	憩いの家	共和町梨野舞納54-61	0135-62-6463	無	木造	100	
	南南東	7	西部住民センター	共和町梨野舞納47-3	0135-62-8932	有	鉄筋コンクリート造	157	
	南南東	7	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3	0135-62-5675	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,044	
	南東	8	大谷地コミュニティセンター	共和町前田111-5	0135-73-2880	無	木造	71	
	南東	8	前田地区寿の家	共和町前田11-94	0135-73-2872	有	木造	190	
	南東	8	中央幼児センター	共和町前田11-15	0135-73-2116	有	鉄骨造平屋建ALC版張	525	
	南東	8	J Aきょうわ本所	共和町前田167	0135-73-2121	無	鉄筋コンクリート造	201	
	南東	9	鳳翔寺	共和町前田97	0135-73-2812	無	木造	200	
	南南東	9	晃円寺	共和町老古美22-2	0135-62-2061	無	木造	150	
	南東	10	明善寺	共和町南幌似83-3	0135-73-2554	無	木造	150	
	南東	10	孝修寺	共和町南幌似6	0135-73-2570	無	木造	200	
	南東	10	かかし古里館	共和町南幌似103-13	0135-73-2617	有	鉄筋コンクリート造	190	
	南東	11	共和町生涯学習センター	共和町南幌似37-22	0135-73-2508	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	1,120	
	南東	11	共和町特別養護老人ホームみのりの里・共和(放射線防護施設)	共和町南幌似57-13	0135-71-2580	有	鉄骨造平屋建ALC版張	50	入所者のみ対象
	南東	11	共和町保健福祉センター(放射線防護施設)	共和町南幌似57-12	0135-73-2292	有	鉄骨造平屋建ALC版張	180	
	南東	11	西村計雄記念美術館	共和町南幌似143-2	0135-71-2525	無	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	455	
	南東	12	共和中学校	共和町幌似2119	0135-73-2333	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,718	
東南東	13	東陽小学校	共和町国富20-2	0135-72-1163	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	1,555		
東南東	13	国富地区防災センター(放射線防護施設)	共和町国富31-1	—	有	鉄筋コンクリート造	84		
東南東	13	照光寺	共和町国富334	0135-72-1476	無	木造	50		
東南東	15	西隆寺	共和町小沢126	0135-72-1863	無	木造	200		
東南東	16	小沢地区住民センター	共和町小沢95-256	0135-72-1833	有	木造平屋建ALC版張	140		
東南東	16	小沢体育館	共和町小沢95-30	0135-72-1864	有	鉄骨造	363		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
共和町	東南東	16	共和町ふれあいセンター	共和町小沢95-30	0135-72-1862	無	鉄骨造平屋建ALC版張	103	
	東南東	16	共和町いきいきセンター	共和町小沢95-30	0135-72-1101	無	鉄骨造平屋建ALC版張	263	
			小計	37施設				13,197	
岩内町	南	7	岩内地域人材開発センター	岩内町字東山8-16	0135-62-2183	有	鉄筋コンクリート造	695	
	南	7	いわない東保育所	岩内町字東山82-1	0135-62-7555	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	507	
	南	7	東小学校	岩内町字東山130	0135-62-0246	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	2,687	
	南	7	本弘寺	岩内町字東山11-3	0135-62-0435	無	木造	284	
	南	7	願誠寺・高田幼稚園	岩内町字栄136	0135-62-1241	無	木造	732	
	南	7	働く婦人の家	岩内町字高台6	0135-62-7462	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	318	
	南	7	岩内町保健センター(放射線防護施設)	岩内町字高台134-1	0135-67-7086	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	160	
	南	7	光照寺	岩内町字高台131	0135-62-0137	無	木造	432	
	南	7	蓮華寺	岩内町字高台13-1	0135-62-0265	無	木造	151	
	南	7	全修寺	岩内町字高台25	0135-62-0166	無	木造	660	
	南	7	帰厚院	岩内町字高台143	0135-62-0123	無	木造	290	
	南	7	老人福祉センター	岩内町字清住166	0135-62-3328	有	鉄筋コンクリート造	572	
	南	7	いわない西保育所	岩内町字相生12-13	0135-62-1162	有	鉄筋コンクリート造	379	
	南	7	智恵光寺	岩内町字清住229	0135-62-1379	無	木造	411	
	南	7	北海道岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,914	
	南	7	岩内神社	岩内町字宮園41	0135-62-0143	無	木造	290	
	南	7	西小学校(放射線防護施設)	岩内町字野束172-1	0135-62-0263	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,584	
	南	7	岩内厚生園	岩内町字宮園1-2	0135-62-0729	有	鉄筋コンクリート造	55	
	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	0135-62-2200	有	鉄筋コンクリート造	56	
	南	8	第一中学校	岩内町字宮園313-20	0135-62-0333	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	2,715	
	南	8	第二中学校	岩内町字野束41	0135-62-0289	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	3,421	
	南	8	デイサービスセンター	岩内町字野束69-35	0135-61-2046	有	鉄筋コンクリート造	213	
	南	8	コミュニティホーム岩内(放射線防護施設)	岩内町字野束69-26	0135-62-3800	有	鉄筋コンクリート造	150	
	南	10	いわない高原ホテル	岩内町字野束505	0135-62-5101	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	1,124	
	南	10	岩内あけぼの学園(放射線防護施設)	岩内町字野束210	0135-62-9701	有	鉄筋コンクリート造	100	
			小計	25施設				23,900	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
神恵内村	北北西	14	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	0135-76-5070	無	鉄筋コンクリート造2階建	338	
	北北西	14	漁村センター	神恵内村大字神恵内村65-1	0135-76-5672	有	鉄筋コンクリート造2階建	693	
	北北西	14	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	0135-76-5206	無	鉄筋コンクリート造2階建	815	
	北北西	14	神恵内中学校	神恵内村大字神恵内村字横澗11-7	0135-76-5301	有	鉄筋コンクリート造3階建	831	
	北北西	14	神恵内ハイツ998(放射線防護施設)	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5998	有	鉄筋コンクリート造2階建	171	
	北西	17	赤石集会所	神恵内村大字赤石村23-1	0135-76-5621	有	鉄筋コンクリート造2階建	229	
	北西	23	珊内集会所	神恵内村大字珊内村52-27	0135-77-6248	有	鉄筋コンクリート造平屋建	127	
	北西	26	川白ふれあいセンター	神恵内村大字珊内村川白	0135-77-6044	有	鉄筋コンクリート造3階建	189	
				小計	8施設				3,393
寿都町	南西	24	磯谷会館	寿都町字磯谷町島古丹1	—	有	木造	50	
	南西	27	横澗会館	寿都町字磯谷町横澗1	—	有	木造	50	
	南西	28	鮫取澗会館	寿都町字磯谷町鮫取澗189	—	有	木造	30	
	南西	29	美谷会館	寿都町字歌棄町美谷156-2	—	有	木造	40	
	南南西	30超	有戸・種前地区会館	寿都町字歌棄町有戸170-1	—	有	木造	30	
	南南西	30超	歌棄会館	寿都町字歌棄町歌棄346-1	—	有	木造	50	
	南南西	30超	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155	0136-64-5003	有	鉄筋コンクリート	210	
	南南西	30超	湯別自然体験学習会館	寿都町字湯別町下湯別319	—	有	鉄筋コンクリート	90	
	南南西	30超	湯別会館	寿都町字湯別町上湯別103	—	有	木造	40	
	南南西	30超	寿都温泉ゆべつのゆ	寿都町字湯別町下湯別462	0136-64-5211	有	鉄筋コンクリート	420	
	南南西	30超	農村活性化センター	寿都町字湯別町下湯別461-1	—	有	鉄筋コンクリート	200	
	南西	30超	樽岸生涯学習研修会館	寿都町字樽岸町樽岸172	—	有	鉄筋コンクリート	80	
	南西	30超	樽岸会館	寿都町字樽岸町樽岸152-1	—	有	木造	50	
	南西	30超	寿都中学校	寿都町字六条町290-1	0136-62-2158	有	鉄筋コンクリート	390	
	南西	30超	六開岩会館	寿都町字開進町173-2	—	有	木造	30	
	南西	30超	寿都町総合文化センター	寿都町字開進町187-1	0136-62-2100	有	鉄筋コンクリート	300	
	南西	30超	寿都町子どもふれあいセンター	寿都町字開進町187-1	0136-62-2637	有	木造	360	
	南西	30超	寿都町総合体育館	寿都町字開進町187-10	0136-62-3391	有	木造一部鉄筋コンクリート	410	
	南西	30超	渡島会館	寿都町字渡島町140-2	—	有	鉄筋モルタル	50	
南西	30超	新栄会館・青少年研修会館	寿都町字新栄町96-1	—	有	木造	70		
南西	30超	産業・大磯会館	寿都町字大磯町81-1	—	有	木造	40		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
寿都町	南西	30超	寿都高等学校	寿都町字新栄町136	0136-62-2144	有	鉄筋コンクリート	300	
	南西	30超	寿都町観光交流センター	寿都町字大磯町29-1	0136-62-2550	有	鉄筋コンクリート	150	
	南西	30超	寿都小学校	寿都町字矢追町801-1	0136-62-2030	有	鉄筋コンクリート	260	
	南西	30超	矢追会館	寿都町字矢追町91	-	有	木造	30	
	南西	30超	政治会館	寿都町字政治町弁慶56	-	有	木造モルタル	10	
				小計	26施設				3,740
蘭越町	南西	21	蘭越町港直売センター(道の駅「シェルプラザ・港」)	港町1390-1	0136-56-2700	有	鉄筋コンクリート造	30	
	南西	21	介護予防拠点センターみなと	蘭越町港町617	0136-56-2221	無	鉄筋コンクリート造	115	
	南西	21	港地区津波避難タワー	蘭越町港町617	0136-57-5111	無	鉄筋コンクリート造	80	
	南	22	三和一町内会館	蘭越町字三和381-7	0136-56-2632	無	木造	65	
	南南西	23	旧御成小学校	蘭越町字御成416-1	0136-56-2830	有	木造	293	
	南南西	23	御成地区生活改善センター	蘭越町字御成423-5	0136-56-2361	有	ブロック造	93	
	南南西	23	初田地区集会所	蘭越町字初田248-2	0136-56-2571	有	木造	46	
	南	23	蘭越町克雪管理センター	蘭越町字豊岡419-3	0136-57-6343	有	鉄骨造	102	
	南	23	蘭越町地場産業振興コミュニティセンター	蘭越町字吉国922-2	0136-57-5809	有	ブロック造	66	
	南	23	蘭越町三和コミュニティ会館ほたるの里	蘭越町字三和414-1	0136-56-2351	有	木造	135	
	南	24	豊国上地区地域研修センター	蘭越町字豊国232-2	0136-57-5040	有	木造	46	
	南南西	24	共栄農事組合研修センター	蘭越町字共栄111-1	-	無	木造	28	
	南南東	25	日出ふれあいセンター	蘭越町字日出100-6	0136-58-2451	有	木造	37	
	南	25	旧蘭越地区研修センター	蘭越町蘭越町491	-	有	ブロック造	92	
	南	25	蘭越町総合体育館	蘭越町蘭越町428-1	0136-57-6765	有	鉄筋コンクリート造	1,102	
	南	25	蘭越町山村開発センター	蘭越町蘭越町258-6	0136-57-5286	有	鉄筋コンクリート造	313	
	南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57-6969	無	鉄筋コンクリート造	257	
	南南西	25	名駒地区生活改善センター	蘭越町名駒町210-9	0136-56-2360	有	ブロック造	203	
	南南西	25	瑞龍寺	蘭越町名駒町364	0136-56-2016	有	木造	200	
	南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57-5111	無	鉄筋コンクリート造	427	56-7021(行政通信システム)
南	26	蘭越小学校	蘭越町蘭越町222-1	0136-57-5134	有	鉄筋コンクリート造	1270		
南	26	蘭越上地域振興センター	蘭越町蘭越町944-2	0136-57-6657	有	ブロック造	107		
南	26	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町蘭越町43-1	0136-57-5030	有	鉄筋コンクリート造	256		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
蘭越町	南	26	蘭越町ふれあいプラザ21	蘭越町蘭越町8-2	0136-57-5203	有	鉄筋コンクリート造	65	
	南	26	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	有	鉄筋コンクリート造	2373	
	南	26	法誓寺	蘭越町字大谷287	0136-57-5404	有	木造	152	
	南	26	蘭越町農村研修センター	蘭越町字大谷439-11	0136-57-6581	有	鉄筋コンクリート造	212	57-7020 (行政通信システム)
	南	26	大谷団地集会所	蘭越町字大谷357-1	-	有	木造	20	58-7014 (行政通信システム)
	南南東	27	黄金地区共同利用集会所	蘭越町字黄金277	-	有	木造	70	
	南南東	27	昆布活性化センター	蘭越町昆布町114-4	0136-58-2110	有	鉄筋コンクリート造	139	
	南	27	淀川コミュニティセンター	蘭越町字大谷510-3	0136-57-5836	有	木造	52	
	南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136-58-2240	有	鉄筋コンクリート造	656	
	南	28	水上地区集会所	蘭越町字水上95	0136-57-6079	有	木造	17	55-3490 (行政通信システム)
	南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57-5111	有	鉄筋コンクリート造	558	
	南	30超	目名地区生活改善センター	蘭越町目名町393-2	0136-55-3534	有	ブロック造	151	
	南	30超	高齢者生活福祉センターめな	蘭越町目名町391	0136-55-3015	有	ブロック造	128	
	南	30超	田下地区集会所	蘭越町字田下83-2	0136-55-3066	有	ブロック造	61	
			小 計	37施設				10,017	
ニセコ町	南南東	28	ニセコ町曾我活性化センター	ニセコ町字曾我127番地1	-	有	鉄筋コンクリート造	90	
	南南東	28	ニセコ地域コミュニティセンター	ニセコ町字ニセコ138番地8	-	有	木造	50	
	南南東	30	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	無	鉄筋コンクリート造	120	
	南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234	有	鉄筋コンクリート造	520	
	南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	0136-44-1100	有	鉄筋コンクリート造	310	
	南南東	30	福井地区コミュニティセンター	ニセコ町字福井379番地2	-	有	木造	130	
	南南東	30	西富地区町民センター	ニセコ町字西富171番地7	0136-58-2251	有		69	
	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見1番地	0136-44-2252	有	鉄筋コンクリート造	900	
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	有	鉄筋コンクリート造	810	
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	0136-44-2224	有	鉄筋コンクリート造	960	
	南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2034	有	R C一部鉄骨造	520	
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-1950	有	鉄筋コンクリート造	140	福祉
	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2700	有	鉄筋コンクリート造	490	福祉
	南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	0136-44-3245	無	鉄筋コンクリート造	217	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	0136-43-2155	無	鉄筋コンクリート造	46	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町国際交流施設 (北海道インターナショナルスクールニセコ校)	ニセコ町字富士見12番地	0136-55-5252	有	鉄骨造	130	福祉
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	有	鉄筋コンクリート造	250	
	南南東	30超	近藤地域コミュニティセンター	ニセコ町字近藤258番地35	—	有	木造一部RC造	80	
	南南東	30超	元町地域コミュニティセンター	ニセコ町字元町240番地	0136-44-2094	有	木造一部RC造	80	
	南南東	30超	里見地域コミュニティセンター	ニセコ町字里見67番地4	—	有	木造	50	
	南南東	30	有島記念館	ニセコ町字有島57番地	0136-44-3245	無	鉄筋コンクリート造	715	
	南南東	30	ニセコ子ども館	ニセコ町字富士見51番地	0136-44-2323	無	木造	152	
			小計	22施設				6,829	
倶知安町	南東	24	北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	0136-22-0498	有	鉄筋コンクリート造	897	8ヶ所に集約
	南東	25	倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-0192	有	鉄筋コンクリート造	1,580	
	南東	25	西小学校	倶知安町南6条西3丁目	0136-22-2125	有	鉄筋コンクリート造	1,181	
	南東	25	総合体育館	倶知安町南3条西4丁目	0136-22-2288	有	鉄骨鉄筋コンクリート造	1,482	
	南東	26	東小学校	倶知安町北4条東9丁目	0136-22-5255	有	鉄筋コンクリート造	1,051	
	南東	26	文化福祉センター	倶知安町南3条東4丁目	0136-22-4151	有	鉄筋コンクリート造	1,161	
	南東	26	倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	0136-22-1168	有	鉄筋コンクリート造	1,678	
	南東	26	サンスポーツランドくっちゃん	倶知安町字樺山	0136-23-3220	有	鉄骨鉄筋コンクリート造	25	
		小計	8施設				3,915		
積丹町	北北東	27	川上町宮牧野看視舎	積丹町美国町字ヤケノ804番地	—	有	木造	29	
	北北東	29	美国小学校 (放射線防護施設)	積丹町美国町字大沢214番地甲の1	0135-44-2044	有	鉄筋コンクリート	1,452	
	北北東	29	美国中学校	積丹町美国町字大沢351番地2	0135-44-2047	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	720	
	北北東	30	B&G海洋センター	積丹町美国町字大沢392番地2	0135-44-3260	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	708	
	北北東	30	研修センター	積丹町美国町字美良波115番地5	0135-44-3466	有	鉄骨造	221	
	北北東	30	総合文化センター	積丹町美国町船潤48番地12	0135-44-2111	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	1,203	
	北	30超	婦美会館	積丹町婦美町字婦美519番地1	0135-44-2620	有	木造	160	
	北	30超	丸山会館	積丹町野塚町字丸山1101番地1	0135-45-6303	有	木造	105	
	北	30超	旧幌武意小学校	積丹町幌武意町字番屋の沢27番地1	—	有	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造	347	
	北	30超	寿の家	積丹町幌武意町字番屋の沢24番地1	0135-45-6233	有	木造	100	
	北	30超	旧入舸小学校	積丹町入舸町158番地1	—	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	387	
	北	30超	入舸会館	積丹町入舸町487番地1	0135-45-6556	有	木造	113	
北	30超	日司小学校	積丹町日司町233番地1	0135-45-6075	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	440		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
積丹町	北	30超	日司みなと防災センター	積丹町日司町127番地	0135-45-6205	無	鉄筋コンクリート・木造	70	
	北	30超	野塚小学校	積丹町野塚町326番地	0135-45-6009	有	鉄骨造・木造	508	
	北	30超	野塚地区ふれあい交流館	積丹町野塚町字新道220番地1	0135-45-6904	有	鉄筋コンクリート・木造	155	
	北	30超	岬の湯しゃこたん	積丹町野塚町字ウエント川の上212番地1	0135-47-2050	有	鉄筋コンクリート・木造	242	
	北北西	30超	来岸会館	積丹町来岸町21番地7	0135-46-5036	有	木造	82	
	北北西	30超	余別地区コミュニティセンター	積丹町余別町字沢544番地1	0135-46-5476	有	木造	116	
	北北西	30超	余別小学校	積丹町余別町字沢544番地1	0135-46-5002	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	445	
	北北西	30超	神岬会館	積丹町神岬町39番地1	0135-46-5054	有	木造	164	
				小計	21施設				7,738
古平町	北北東	24	明和地区集会所	古平町浜町1099番地54	—	有	木造	60	
	北北東	27	ふれあいセンターさわえ	古平町沢江町5番地	—	無	鉄骨	67	
	北北東	27	ほほえみくらす	古平町浜町893番地5	0135-42-2500	有	鉄筋コンクリート	1,500	
	北北東	27	いこいの家	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4300	有	鉄筋コンクリート	195	
	北北東	27	れい明会館	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4500	有	鉄筋コンクリート	330	
	北北東	27	共働の家 (放射線防護施設)	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4500	有	鉄筋コンクリート一部木造	75	
	北北東	27	元気プラザ	古平町浜町644番地	0135-42-2182	無	鉄筋コンクリート一部鉄骨	161	
	北北東	27	福祉センター	古平町浜町711番地	0135-42-2833	有	鉄筋コンクリート	436	
	北北東	27	いきいき生活支援センター風花	古平町浜町645番地	0135-41-2850	有	木造	75	
	北北東	28	古平中学校	古平町浜町385番地	0135-42-2557	有	鉄筋コンクリート一部鉄骨	1,578	
	北北東	28	沖町住民センター	古平町沖町13番地16		有	木造	124	
	北北東	28	海洋センター	古平町浜町1715番地1	0135-42-2300	有	鉄筋コンクリート	811	
	北北東	28	中心拠点誘導複合施設「かなえーる」	古平町浜町50番地	0135-42-2181	有	鉄筋コンクリート	477	
	北北東	28	古平小学校 (放射線防護施設)	古平町浜町370番地	0135-42-2138	有	鉄筋コンクリート	1,238	
	北北東	28	文化会館	古平町浜町40番地2	0135-42-2590	有	鉄筋コンクリート一部鉄骨	266	
	北北東	28	多機能型地域住民活性化ステーション結	古平町浜町15番地1	0135-41-2051	有	木造	45	
	北北東	28	ぷらっとほーむ	古平町浜町106番地	0135-42-3820	有	鉄筋コンクリート	73	
	北北東	28	漁港会館	古平町港町439番地1	0135-42-2337	有	鉄筋コンクリート	212	
	北北東	29	ふるびら温泉「しおかぜ」	古平町新地町90番地1	0135-42-2290	無	鉄筋コンクリート一部木造	68	
	北北東	30	ふるびら幼児センターみらい	古平町丸山町29番地	0135-42-2649	無	鉄骨鉄筋コンクリート	278	
			小計	20施設				8,069	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
仁木町	東	18	銀山小学校	仁木町銀山2丁目446番地	0135-33-5314	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	273	
	東	18	銀山中学校	仁木町銀山2丁目113番地	0135-33-5223	有	鉄筋コンクリート造	382	
	東	18	銀山学園 (放射線防護施設)	仁木町銀山2丁目134番地	0135-33-5311	無	鉄筋コンクリート造	235	
	東	18	仁木町銀山生活改善センター	仁木町銀山2丁目470番地	0135-33-5004	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	153	
	東	18	仁木町銀山老人憩の家	仁木町銀山2丁目470番地	0135-33-5004	有	木造	27	
	東	18	仁木町児童館	仁木町銀山2丁目459番地	0135-33-5156	有	ブロック造、木造	76	
	東北東	18	大江学園	仁木町大江2目457番地15	0135-32-3662	無	鉄筋コンクリート造	366	
	東北東	20	大江へき地保育所	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3453	有	鉄筋コンクリート造	32	
	東北東	20	仁木町大江コミュニティセンター	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3452	有	鉄筋コンクリート造	76	
	東北東	21	然別生活館	仁木町然別95番地	0135-32-3526	有	ブロック造、鉄骨造、木造	130	
	東	21	長沢会館	仁木町長沢南464番地2	0135-33-5765	有	木造	27	
	東北東	23	砥の川会館	仁木町砥の川303番地1	0135-32-3660	有	木造	12	
	東	23	尾根内会館	仁木町尾根内221番地4	0135-33-5204	有	木造	39	
	東北東	25	町営住宅みずほ32附属集会室	仁木町東町1丁目9番地10	—	無	鉄筋コンクリート造	50	
	東北東	25	仁木小学校	仁木町西町1丁目52番地	0135-32-2013	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	474	
	東北東	25	新おたる農業協同組合本所	仁木町北町3丁目4番地2	0135-32-2428	無	鉄筋コンクリート造	150	
	東北東	25	仁木中学校	仁木町北町4丁目52番地	0135-32-2079	有	校舎：鉄筋コンクリート造 屋体：鉄骨造	646	
	東北東	25	町営住宅ふれあい39附属集会室	仁木町北町4丁目56番地	—	無	鉄筋コンクリート造	50	
	東北東	25	仁木町民センター	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3958	有	鉄筋コンクリート造	286	
	東北東	25	仁木町保健センター	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3959	有	鉄筋コンクリート造	134	
	東北東	25	仁木町すこやか子育て支援センター	仁木町西町1丁目46番地2	0135-32-2514	有	鉄筋コンクリート造	376	
	東北東	25	仁木町山村開発センター	仁木町西町1丁目52番地	0135-32-3622	有	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	686	
	東北東	25	いきいき88	仁木町北町1丁目88番地1	0135-32-2650	有	鉄筋コンクリート造	43	
	東北東	26	町営住宅コスモス30附属集会室	仁木町北町5丁目3番地4	—	無	鉄筋コンクリート造	50	
	東北東	26	仁木町観光管理センター	仁木町北町8丁目17番地	0135-32-2180	有	鉄骨造	66	
	東北東	26	農村公園フルーツパークにき	仁木町東町16丁目121番地	0135-32-3500	有	鉄筋コンクリート造	161	
東北東	26	緑会館	仁木町東町15丁目66番地	0135-32-3501	有	木造	15		
			小計	27施設				5,015	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
余市町	北東	25	豊丘老人寿の家	余市町豊丘町644番地2	0135-22-2801	有	木造モルタル	80	
	北東	26	余市幸住学園	余市町豊丘町197番地	0135-22-5515	有	鉄筋コンクリート	20	
	北東	27	農村活性化センター	余市町山田町577番地	0135-23-5568	有	鉄筋コンクリート	120	
	北東	27	美園会館	余市町美園町319番地19	0135-22-2098	有	木造	20	
	北東	28	黒川小学校	余市町黒川町9丁目147番地	0135-22-3686	有	鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート	2,820	
	北東	28	老人福祉センター	余市町黒川町9丁目61番地4	0135-23-7118	有	鉄筋コンクリート	120	
	北東	28	総合体育館	余市町入舟町420番地	0135-23-5210	有	鉄骨鉄筋コンクリート	1,570	
	北東	28	福祉センター入舟分館	余市町入舟町400番地	0135-23-4338	有	木造その他	280	
	北東	28	中央保育所	余市町美園町43番地36	0135-22-2159	有	木造モルタル	140	
	北東	28	山田町農業構造改善センター	余市町山田町326番地	0135-22-7061	有	木造	80	
	北東	28	沢町小学校	余市町沢町4丁目22番地	0135-22-3941	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	1,570	
	北東	28	沢町児童館	余市町富沢町3丁目46番地	0135-23-5673	有	木造	70	
	北東	28	梅川町農業構造改善センター	余市町梅川町1085番地5	0135-23-4397	有	木造モルタル	80	
	北東	28	円山公園ふれあい交流施設	余市町富沢町2丁目32番地1	0135-23-4414	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	170	
	北東	28	余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目1番地	0135-23-3191	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	1,890	
	北東	28	宝隆寺	余市町沢町5丁目85番地	0135-22-2201	有	鉄骨・木造	200	
	北東	28	永全寺	余市町富沢町2丁目21番地	0135-22-2427	有	木・ブロック鉄骨	100	
	北東	28	即信寺	余市町梅川町826番地	0135-22-2444	有	木造・鉄筋コンクリート	410	
	北東	28	余市豊浜学園(放射線防護施設)	余市町豊浜町293番地	0135-22-2183	有	鉄筋コンクリート	30	
	北東	29	中央公民館	余市町大川町4丁目143番地	0135-23-5001	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	1,110	
	北東	29	即信寺支院	余市町大川町4丁目96番地	0135-22-4444	有	鉄筋	100	
	北東	29	黒川会館	余市町黒川町12丁目66番地1	0135-23-7969	有	木造モルタル	70	
	北東	29	黒川八幡生活館	余市町黒川町572番地3	0135-22-5469	有	木造モルタル	60	
北東	29	農協会館	余市町黒川町5丁目22番地	0135-23-3121	有	鉄筋コンクリート	400		
北東	29	経済センター	余市町黒川町3丁目114番地	0135-23-2116	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	260		
北東	29	東中学校	余市町朝日町71番地	0135-22-3293	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	2,110		
北東	29	西中学校	余市町梅川町339番地	0135-22-3086	有	鉄骨・鉄筋コンクリート	2,060		
北東	29	福祉センター	余市町富沢町5丁目13番地	0135-22-6228	有	鉄筋コンクリート	380		
北東	29	余市神社	余市町富沢町14丁目4番地	0135-22-3840	有	鉄骨	140		
余市	北東	29	白岩会館	余市町白岩町179番地	0135-23-3585	有	木造モルタル	20	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	防災計画に指定の有無	構造	収容可能人員(人)	備考
	方位	距離							
余市町	北東	29	豊浜生活改善センター	余市町豊浜町329番地1	0135-23-2690	有	木造モルタル	80	
	北東	30	大川小学校	余市町大川町10丁目1番地	0135-22-3887	有	鉄筋コンクリート	1,610	
	北東	30	旭中学校	余市町大川町16丁目1番地	0135-22-2075	有	鉄筋コンクリート・鉄骨	2,240	
	北東	30	大川保育所	余市町大川町12丁目3番地2	0135-23-6015	有	木造モルタル	130	
	北東	30	大浜中老人寿の家	余市町大川町19丁目23番地	0135-22-4946	有	木造サイディング	90	
	北東	30	北星学園余市高等学校	余市町黒川町96番地	0135-22-6211	有	鉄筋コンクリート	2,830	
	東北東	28	黒川17区生活館	余市町黒川町1224番地	0135-22-2994	有	コンクリート・ブロック	40	
	東北東	30	登小学校	余市町登町1015番地	0135-22-3525	有	鉄筋コンクリート	550	
	東北東	30	登老人寿の家	余市町登町1012番地12	0135-23-2858	有	木造サイディング	120	
	東北東	30超	旧栄小学校	余市町栄町645番地	—	有	鉄筋コンクリート、鉄骨・鉄筋コンクリート	530	
	東北東	30超	栄町農業構造改善センター	余市町栄町601番地3	0135-22-3451	有	木造	80	
	東北東	30超	東大浜中福祉の家	余市町栄町399番地104	0135-23-3775	有	木造サイディング	140	
	東北東	30超	下水道管理センター	余市町登町136番地	0135-22-6952 0135-22-6953	有	鉄筋コンクリート	40	
			小計	43施設				24,960	
赤井川村	東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川72	0135-34-6860	有	鉄筋コンクリートRC造	1,489	
	東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川67	0135-34-6861	有	鉄筋コンクリートRC造	1,659	
	東北東	25	健康支援センター (高齢者・女性等活動支援センター)	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	有	鉄筋コンクリートRC造	228	
	東	25	赤井川村体育館	赤井川村字赤井川71-2	0135-34-6949	有	鉄骨造	586	
	東北東	26	生活改善センター	赤井川村字赤井川277-3	0135-34-6124	有	コンクリートブロック・鉄骨造	288	
	東	27	都小学校	赤井川村字都113	0135-34-6121	有	鉄筋コンクリートRC造	1,106	
	東	27	都住民センター	赤井川村字都127-15	0135-34-6440	有	鉄骨造	165	
	東	30超	山村活性化支援センター	赤井川村字常盤443-1	0135-34-6669	有	鉄筋コンクリートRC造	274	
		小計	8施設				5,795		
		合計	297施設				122,672		

2 泊発電所周辺のコンクリート建物設置状況

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室(部屋等)			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
泊村	東南東	2	堀株地区集会所	泊村大字堀株村35-1	0135-75-2717	6	276	250	有
	北北西	2	渋井地区集会所	泊村大字堀株字渋井132	0135-75-2733	4	165	150	有
	北北西	2	とまり保育所	泊村大字茅沼村6-2	0135-75-2330	8	405	368	有
	北北西	2	泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	0135-75-2203	11	3,041	2,764	有
	北	3	泊村総合福祉センター	泊村大字茅沼村500-2	0135-65-2277	18	992	901	有
	北	3	泊村養護老人ホームむつみ荘 (放射線防護施設)	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	40	600	103	有
	北	3	泊村特別養護老人ホームむつみ荘 (放射線防護施設)	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	60	900	84	有
	北北西	3	茅沼地区集会所	泊村大字茅沼村672-2	0135-75-2004	5	355	322	有
	北北西	3	泊村公民館	泊村大字茅沼村172-7	0135-75-3258	6	819	744	有
	北北西	4	臼別地区集会所	泊村大字茅沼村字臼別196-5	0135-75-2351	5	231	210	有
	北北西	4	泊村アイスセンター	泊村大字泊村1	0135-65-2578	16	948	861	無
	北北西	4	泊地区集会所	泊村大字泊村47-4	0135-75-4150	5	551	500	有
	北北西	5	照岸・糸泊地区集会所	泊村大字泊村81-7	0135-75-3758	6	229	208	有
	北北西	8	泊小学校 (放射線防護施設)	泊村大字盃村134-1	0135-75-2003	20	1,217	1,106	無
	北北西	9	盃地区集会所	泊村大字興志内村1-2	0135-75-2302	5	247	224	有
	計		15 施設			215	10,976	8,795	
共和町	東	3	ほくでん体育館	共和町宮丘184-34	0135-74-3403	2	1,284	1,167	有
	東南東	4	北辰小学校	共和町発足2900	0135-74-3324	16	1,041	946	有
	東南東	6	J Aきょうわ発足支所	共和町発足190	0135-74-3011	1	151	137	有
	南南東	7	西部住民センター	共和町梨野舞納47-3	0135-62-8932	4	260	236	有
	南南東	7	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3	0135-62-5675	16	1,056	960	有
	南東	8	J Aきょうわ本所	共和町前田167	0135-73-2121	2	332	301	有
	南東	10	かかし古里館	共和町南幌似103-13	0135-73-2617	3	314	286	有
	南東	11	共和町生涯学習センター	共和町南幌似37-22	0135-73-2508	12	1,743	1,585	有

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
共和町	南東	11	西村計雄記念美術館	共和町南幌似143-2	0135-71-2525	7	751	682	無
	南東	12	共和中学校	共和町幌似2119	0135-73-2333	30	2,116	1,923	有
	東南東	13	東陽小学校	共和町国富20-2	0135-72-1163	26	1,736	1,578	有
	東南東	13	国富地区防災センター (放射線防護施設)	共和町国富31-1	-	3	640	86	有
	計		12 施設			122	11,424	9,887	
岩内町	南	7	岩内地域人材開発センター	岩内町字東山8-16	0135-62-2183	4	221	200	無
	南	7	いわない東保育所	岩内町字東山82-1	0135-62-7555	14	838	761	有
	南	7	東小学校	岩内町字東山130	0135-62-0246	36	2,186	1,987	有
	南	7	働く婦人の家	岩内町字高台6	0135-62-7462	8	350	318	有
	南	7	岩内町保健センター (放射線防護施設)	岩内町字高台134-1	0135-67-7086	6	806	160	有
	南	7	北海道岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	51	3,096	2,814	有
	南	7	老人福祉センター	岩内町字清住166	0135-62-3328	13	630	572	有
	南	7	いわない西保育所	岩内町字相生12-13	0135-62-1162	7	417	379	有
	南	7	西小学校 (放射線防護施設)	岩内町字野束172-1	0135-62-0263	43	2,969	2,699	有
	南	7	岩内厚生園	岩内町字宮園1-2	0135-62-0729	21	326	55	有
	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	0135-62-2200	56	962	56	有
	南	8	第一中学校	岩内町字宮園313-20	0135-62-0333	40	2,181	1,982	有
	南	8	第二中学校	岩内町字野束41	0135-62-0289	45	2,769	2,517	有
	南	8	デイサービスセンター	岩内町字野束69-35	0135-61-2046	5	235	213	有
	南	8	コミュニティホーム岩内 (放射線防護施設)	岩内町字野束69-26	0135-62-3800	100	1,344	150	有
	南	10	いわない高原ホテル	岩内町字野束505	0135-62-5101	41	1,237	1,124	有
	南	10	岩内あけぼの学園 (放射線防護施設)	岩内町字野束210	0135-62-9701	48	457	100	有
計		17 施設			538	21,024	16,087		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積 (㎡)	収容可能 人員 (人)	
神恵内村	北北西	14	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横澗20-4	0135-76-5070	4	121	110	無
	北北西	14	漁村センター	神恵内村大字神恵内村65-1	0135-76-5672	6	763	693	有
	北北西	14	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	0135-76-5206	20	897	815	有
	北北西	14	神恵内中学校	神恵内村大字神恵内村字横澗11-7	0135-76-5301	18	915	831	有
	北北西	14	神恵内ハイツ998 (放射線防護施設)	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5998	49	3,873	171	有
	北西	17	赤石集会所	神恵内村大字赤石村23-1	0135-76-5621	5	252	229	有
	北西	23	珊内集会所	神恵内村大字珊内村52-27	0135-77-6248	3	140	127	有
	北西	26	川白ふれあいセンター	神恵内村大字珊内村川白	0135-77-6044	4	208	189	有
	計		8 施設			109	7,169	3,165	
寿都町	南南西	30超	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155	0136-64-5003	17	693	210	有
	南南西	30超	湯別自然体験学習会館	寿都町字湯別町下湯別319	—	12	312	90	無
	南南西	30超	寿都温泉ゆべつのゆ	寿都町字湯別町下湯別462	0136-64-5211	6	1,380	420	有
	南南西	30超	農村活性化センター	寿都町字湯別町下湯別461-1	—	3	684	200	有
	南西	30超	樽岸生涯学習研修会館	寿都町字樽岸町樽岸172	—	12	295	80	無
	南西	30超	寿都中学校	寿都町字六条町290-1	0136-62-2158	19	1,287	390	有
	南西	30超	寿都町総合文化センター	寿都町字開進町187-1	0136-62-2100	13	1,000	300	有
	南西	30超	寿都高等学校	寿都町字新栄町136	0136-62-2144	24	1,012	300	有
	南西	30超	寿都町観光交流センター	寿都町字大磯町29-1	0136-62-2550	3	495	150	有
	南西	30超	寿都小学校	寿都町字矢追町801-1	0136-62-2030	12	869	260	有
	計		10 施設			121	8,027	2,400	
蘭越町	南西	21	蘭越町港直売センター (道の駅「シェルプラザ・港」)	港町1390-1	0136-56-2700	1	60	30	有
	南西	22	介護予防拠点センター みなと	蘭越町港町617	0136-56-2221	4	281	115	有
	南西	22	港地区津波避難タワー	蘭越町港町617	0136-57-5111	1	257	80	無
	南南東	24	交流促進センター 雪秩父	蘭越町字湯里682	0136-58-2328	3	163	81	有
	南	25	蘭越町総合体育館	蘭越町蘭越町428-1	0136-57-6765	6	2,204	1,102	無
	南	25	蘭越町山村開発センター	蘭越町蘭越町258-6	0136-57-5286	4	626	313	有

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室(部屋等)			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
蘭越町	南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57-6969	6	415	257	有
	南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57-5111	10	901	427	有
	南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越町250-3	0136-57-5439	9	590	295	有
	南	26	蘭越町農村研修センター	蘭越町字大谷439-11	0136-57-6581	6	423	212	有
	南	26	蘭越町民センターらぶちゃんホール	蘭越町蘭越町43-1	0136-57-5030	6	511	256	有
	南	26	蘭越町ふれあいプラザ21	蘭越町蘭越町8-2	0136-57-5203	3	130	65	無
	南	26	蘭越小学校	蘭越町蘭越町222-1	0136-57-5134	23	2,540	1,270	有
	南	26	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	36	4,746	2,373	有
	南南東	27	昆布活性化センター	蘭越町昆布町114-4	0136-58-2110	3	278	139	有
	南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	38	787	393	有
	南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136-58-2240	14	1,311	656	有
	南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57-5111	16	1,115	558	有
		計		18 施設			189	17,338	8,622
ニセコ町	南南東	28	ニセコ町曾我活性化センター	ニセコ町字曾我127番地1	—	3	182	91	有
	南南東	30	ニセコ町役場	ニセコ町字富士見55番地	0136-44-2121	—	—	—	有
	南南東	30	ニセコ町民センター	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234	9	1,039	520	有
	南南東	30	ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯	ニセコ町字中央通33番地	0136-44-1100	4	595	297	有
	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2252	20	1,192	596	有
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	14	1,463	732	有
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見138番地	0136-44-2224	15	1,181	591	有
	南南東	30	ニセコ町総合体育館	ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2034	3	2,328	1,164	有
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-1950	1	262	131	有
	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2700	11	942	468	有
	南南東	30	有島アートギャラリー	ニセコ町字有島57番地11	0136-44-3245	2	435	217	有

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室(部屋等)			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町学習交流センター	ニセコ町字本通105番地10	0136-43-2155	2	93	46	無
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	7	615	308	有
	計		13 施設			91	10,327	5,161	
倶知安町	南東	24	北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	0136-22-0498	8	3,588	897	無
	南東	24	雪ん子会館	倶知安町字旭	0136-23-2743	1	288	72	無
	東南東	25	克雪センター	倶知安町字瑞穂	0136-22-3285	1	337	103	無
	南東	25	後志労働福祉センター	倶知安町南1条東1丁目	0136-23-2918	1	758	190	無
	南東	25	南児童館	倶知安町南2条東1丁目	0136-22-0419	1	200	30	無
	南東	25	中小企業センター	倶知安町南2条西1丁目	0136-22-2455	1	462	217	無
	南東	25	倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-0192	9	6,751	1,580	無
	南東	25	北児童館	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-2968	1	200	30	無
	南東	25	総合体育館	倶知安町南3条西4丁目	0136-22-2288	2	5,927	1,482	無
	東南東	26	東部地域会館	倶知安町字寒別	0136-23-2629	1	219	55	無
	南東	26	東小学校	倶知安町北4条東9丁目	0136-22-5255	8	4,473	1,051	無
	南東	26	東地域会館	倶知安町北3条東7丁目	-	1	206	51	無
	南東	26	小川原脩記念美術館	倶知安町北6条東7丁目	0136-21-4141	1	1,305	189	無
	南東	26	文化福祉センター	倶知安町南3条東4丁目	0136-22-4151	2	4,643	1,161	有
	南東	26	倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	0136-22-1168	14	6,914	1,678	無
	南東	26	西小学校	倶知安町南6条西3丁目	0136-22-2125	9	4,725	1,181	無
	南東	26	サンスポーツランドくっちゃん	倶知安町字樺山	0136-23-3220	1	227	25	無
	南東	27	高砂地域センター	倶知安町字高砂	0136-23-2696	1	150	38	無
	東南東	28	八幡地域センター	倶知安町字八幡	0136-22-3638	1	485	121	無
計		19 施設			64	41,858	10,151		
積丹町	北北東	29	美国小学校(放射線防護施設)	積丹町美国町字大沢214番地甲の1	0135-44-2044	15	1,114	1,013	無
	北北東	29	美国中学校	積丹町美国町字大沢351番地2	0135-44-2047	16	1,408	1,280	無

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
積丹町	北北東	30	B & G海洋センター	積丹町美国町字大沢392番地2	0135-44-3260	3	1,333	1,212	無
	北北東	30	総合文化センター	積丹町美国町船潤48番地12	0135-44-2111	12	745	677	有
	北	30超	旧幌武意小学校	積丹町幌武意町字番屋の沢27番地1	—	6	258	235	無
	北	30超	旧入舸小学校	積丹町入舸町158番地1	—	6	282	256	無
	北	30超	日司小学校	積丹町日司町233番地1	0135-45-6075	6	280	255	無
	北	30超	日司みなと防災センター	積丹町日司町127番地	0135-45-6205	4	203	185	有
	北	30超	克雪管理センター	積丹町野塚町字新道220番地1	0135-45-6904	4	220	200	無
	北	30超	岬の湯しゃこたん	積丹町野塚町字ウエント川の212番地1	0135-47-2050	4	226	205	有
	北北西	30超	余別小学校	積丹町余別町字544番地1	0135-46-5002	5	300	273	無
		計		11 施設			81	6,369	5,791
古平町	北北東	27	ほほえみくらす	古平町浜町893番地5	0135-42-2500	16	2,475	1,500	有
	北北東	27	いこいの家	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4300	10	326	195	有
	北北東	27	れい明会館	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4501	1	545	330	無
	北北東	27	共働の家 (放射線防護施設)	古平町歌棄町204番地9	0135-42-4500	4	150	75	有
	北北東	27	元気プラザ	古平町浜町644番地	0135-42-2182	6	266	161	有
	北北東	27	福祉センター	古平町浜町711番地	0135-42-2833	12	721	436	有
	北北東	28	古平中学校	古平町浜町385番地	0135-42-2557	19	2,604	1,578	有
	北北東	28	海洋センター	古平町浜町1715番地1	0135-42-2300	3	1,339	811	無
	北北東	28	古平小学校 (放射線防護施設)	古平町浜町370番地4他	0135-42-2138	22	2,044	1,238	有
	北北東	28	文化会館	古平町浜町40番地2	0135-42-2590	7	440	266	有
	北北東	28	ぶらっとほ一む	古平町浜町106番地	0135-42-3820	5	147	73	無
	北北東	28	漁港会館	古平町港町439番地1	0135-42-2337	7	350	212	有
	北北東	29	ふるびら温泉「しおかぜ」	古平町新地町90番地1	0135-42-2290	2	113	68	有
	北北東	30	ふるびら幼児センター みらい	古平町丸山町29番地	0135-42-2649	8	460	278	有
			14 施設			122	11,980	7,221	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
仁木町	東北東	18	大江学園	仁木町大江2丁目457番地15	0135-32-3662	2	625	366	有
	東	18	銀山小学校	仁木町銀山2丁目446番地	0135-33-5314	3	547	273	無
	東	18	銀山中学校	仁木町銀山2丁目113番地	0135-33-5223	5	764	382	有
	東	18	仁木町銀山生活改善センター	仁木町銀山2丁目470番地	0135-33-5004	3	307	153	有
	東	18	銀山学園 (放射線防護施設)	仁木町銀山2丁目134番地	0135-33-5311	2	400	235	有
	東北東	20	大江へき地保育所	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3453	4	65	32	無
	東北東	20	仁木町大江コミュニティセンター	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3452	4	153	76	有
	東北東	25	町営住宅みずほ32附属集会室	仁木町東町1丁目9番地10	—	1	70	50	無
	東北東	25	仁木小学校	仁木町西町1丁目52番地	0135-32-2013	6	948	474	有
	東北東	25	新おたる農業協同組合本所	仁木町北町3丁目4番地2	0135-32-2428	1	194	150	無
	東北東	25	仁木中学校	仁木町北町4丁目52番地	0135-32-2079	3	1,293	646	有
	東北東	25	町営住宅ふれあい39附属集会室	仁木町北町4丁目56番地	—	1	70	50	無
	東北東	25	仁木町民センター	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3958	4	572	286	無
	東北東	25	仁木町保健センター	仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3959	4	268	134	有
	東北東	25	仁木町すこやか子育て支援センター	仁木町西町1丁目46番地2	0135-32-2514	2	752	376	有
	東北東	25	仁木町山村開発センター	仁木町西町1丁目52番地	0135-32-3622	1	1,372	686	無
	東北東	25	いきいき88	仁木町北町1丁目88番地1	0135-32-2650	2	86	43	有
	東北東	26	町営住宅コスモス30附属集会室	仁木町北町5丁目3番地4	—	1	70	50	無
	東北東	26	農村公園フルーツパークにき	仁木町東町16丁目121番地	0135-32-3500	3	323	161	有
	計		19 施設			52	8,879	4,623	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
余市町	北東	26	余市幸住学園	余市町豊丘町197番地	0135-22-5515	1	170	20	有
	北東	27	農村活性化センター	余市町山田町577番地	0135-23-5568	3	206	120	有
	北東	28	黒川小学校	余市町黒川町9丁目147番地	0135-22-3686	47	4,590	2,820	有
	北東	28	老人福祉センター	余市町黒川町9丁目61番地4	0135-23-7118	6	212	120	有
	北東	28	総合体育館	余市町入舟町420番地	0135-23-5210	6	2,602	1,570	有
	北東	28	沢町小学校	余市町沢町4丁目22番地	0135-22-3941	30	2,596	1,570	有
	北東	28	円山公園ふれあい交流施設	余市町富沢町2丁目32番地1	0135-23-4414	8	284	170	有
	北東	28	余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目1番地	0135-23-3191	27	3,026	1,890	有
	北東	28	即信寺	余市町梅川町826番地	0135-22-2444	11	680	410	有
	北東	28	余市豊浜学園 (放射線防護施設)	余市町豊浜町293番地	0135-22-2183	1	114	30	有
	北東	29	中央公民館	余市町大川町4丁目143番地	0135-23-5001	13	1,534	1,110	有
	北東	29	農協会館	余市町黒川町5丁目22番地	0135-23-3121	7	671	400	有
	北東	29	経済センター	余市町黒川町3丁目114番地	0135-23-2116	4	438	260	有
	北東	29	東中学校	余市町朝日町71番地	0135-22-3293	15	3,482	2,110	有
	北東	29	西中学校	余市町梅川町339番地	0135-22-3086	24	3,328	2,060	有
	北東	29	福祉センター	余市町富沢町5丁目13番地	0135-22-6228	7	636	380	有
	北東	30	大川小学校	余市町大川町10丁目1番地	0135-22-3887	31	2,603	1,610	有
	北東	30	旭中学校	余市町大川町16丁目1番地	0135-22-2075	28	3,648	2,240	有
	北東	30	北星学園余市高等学校	余市町黒川町96番地	0135-22-6211	39	4,669	2,830	有
	東北東	28	黒川17区生活館	余市町黒川町1224番地	0135-22-2994	3	81	40	有
東北東	30	登小学校	余市町登町1015番地	0135-22-3525	7	909	550	有	
東北東	30超	旧栄小学校	余市町余市町栄町645番地	—	9	880	530	無	
東北東	30超	下水道管理センター	余市町登町136番地	0135-22-6952 0135-22-6953	1	66	40	有	
	計		23 施設			328	37,425	22,880	
赤井	東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川72	0135-34-6860	7	2,976	1,489	有

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	普通教室（部屋等）			給食設備の有無
	方位	距離番号				数	面積(m ²)	収容可能人員(人)	
井川村	東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川67	0135-34-6861	4	3,317	1,659	有
	東北東	25	健康支援センター（高齢者・女性等活動支援センター）	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2050	6	455	228	有
	東北東	26	生活改善センター	赤井川村字赤井川277-3	0135-34-6124	8	575	288	有
	東	27	都小学校	赤井川村字都113	0135-34-6121	3	2,212	1,106	有
	東	30超	山村活性化支援センター	赤井川村字常盤443-1	0135-34-6669	8	548	274	有
	計		6 施設			36	10,083	5,044	
合計		185 施設			2,068	202,878	109,827		

資料 2 - 8 - 1 9 生活物資の備蓄状況

令和 7 年 4 月 1 日現在 町村調べ

備蓄物資 種類	関係町村												
	泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿都町	蘭越町	ニセコ町	倶知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村
主食 (食)	10,024	4,500	2,500	2,200	2,811	7,849	5,391	3,300	5,548	4,000	4,620	18,198	1,455
副食 (食)	7,290	4,895	2,460	970	2,915	1,020	4,462	2,660	465	3,065	180	6,430	1,338
飲料水 (リットル)	5,124	400	1,320	960	6,044	2,568	3,228	2,400	3,144	7,111	1,587	7,902	701
毛布・寝袋 (枚・組)	1,262	1,600	1,000	400	590	1,252	1,200	1,000	340	550	546	1,016	149
トイレ													
簡易型 (台)	200	8	10	5	1	5	20	26	—	7	—	66	5
携帯型 (個)	—	2,300	1,600	—	5,699	2,500	600	9,300	2,011	8,500	7,300	4,300	1,000

[医療施設等に関する資料]

資料 2-8-20 町村別医療機関の状況

令和 7 年 4 月 1 日現在 道地域医療課調べ

町村名	病 院						一般診療所 (歯科除く)				総 数	
	施設数	許 可 病 床 数					施 設 数			許可 病床数	施設数	許可 病床数
		一般	療養	精神	結核	感染	計	有床	無床			
泊 村								1	1		1	
共和町								3	3		3	
岩内町	1	96	76			172	3	6	9	57	10	229
神恵内村								1	1		1	
寿都町							1		1	19	1	19
蘭越町	1		39			39		1	1		2	39
ニセコ町								1	1		1	0
倶知安町	1	157		40		2	199	1	7	8	1	200
古平町								1	1	18	1	18
積丹町								1	1		1	
仁木町								1	1	19	1	19
余市町	2	118	52	185		355	1	12	13	19	15	374
赤井川村								1	1		1	
計	5	371	167	225	0	2	765	7	35	42	133	898

資料 2-8-21 医療機関一覧

1 病 院

令和 7 年 4 月 1 日現在 道地域医療課調べ

町村名	病 院 名	開 設 者	所 在 地	電話番号	許 可 病 床 数					診 療 科 名	備 考 (診療日・診療時間等)	
					一般	療養	精神	結核	感染			計
岩内町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	岩内町 字高台209番2	0135- 62-1021	96	76				172	内科・循環器内科・消化器内科・消化器外科・呼吸器外科・胸部外科・血管外科・乳腺外科・肛門外科 外科・整形外科 小児科・眼科 神経精神科 リハビリテーション科	月～金 8:45～17:05 ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
蘭越町	医療法人社団静和会 昆布温泉病院	医療法人社団静和会	蘭越町 字黄金118番地	0136- 58-2231	39					39	内科・整形外科 リハビリテーション科	内科・リハビリテーション科 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 土 9:00～12:00 整形外科 第1.3.5水 9:00～12:00 13:00～15:00
倶知安町	J A 北海道厚生連 ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院	北海道厚生農業 協同組合連合会	倶知安町 北4条東1丁目 2番地	0136- 22-1141	157	40		2	199	内科・精神科・神経内科 消化器科・循環器科・小児科 外科・整形外科・皮膚科 泌尿器科・産婦人科・眼科 耳鼻咽喉科・麻酔科・脳神経外科 リハビリテーション科	月～金 8:30～11:30 13:15～17:00 ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる	
余市町	社会福祉法人 北海道社会事業協会 余市病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	余市町 黒川町19丁目 1番地1	0135- 23-3126	118	52				170	内科・呼吸器科・小児科 外科・整形外科・脳神経外科 心臓血管外科・皮膚泌尿器科 産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 放射線科・リハビリテーション科 麻酔科	月～金 8:50～12:20 13:20～17:10 土 8:50～12:20 (第2・第4を除く) ※診療日、診療時間は、診療科目ごとに異なる
	医療法人社団修徳会 林病院	医療法人社団修徳会 林病院	余市町 山田町50番地1	0135- 22-5188		185				185	内科・精神科・神経科	月～金 9:00～16:30 内科は月、火、木曜日のみ

資料 2 - 8 - 2 2 - 1 道総合振興局 保健行政室・地域保健室(保健所)所在地一覧

令和 7 年 4 月 1 日現在 道地域医療課調べ

保健行政室・地域保健室(保健所)名	所 在 地	電 話 番 号
後志総合振興局保健環境部	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 (後志合同庁舎内)	
岩内地域保健室 (岩内保健所)	岩内郡岩内町字清住 2 5 2 - 1	0135-62-1537
保健行政室 (倶知安保健所)	虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目 (後志合同庁舎内)	0136-23-1914
保健行政室余市地域保健支所 (倶知安保健所余市支所)	余市郡余市町朝日町 1 2 番地	0135-23-3104
胆振総合振興局保健環境部	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 (胆振合同庁舎内)	
保健行政室 (室蘭保健所)	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 (胆振合同庁舎内)	0143-24-9833
苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	苫小牧市若草町 2 丁目 2 番 2 1 号	0144-34-4168

資料 2 - 8 - 2 2 - 2 原子力災害拠点病院等一覧

1 原子力災害拠点病院

令和 7 年 4 月 1 日現在 道地域医療課調べ

機関名	所在地	電話番号
札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	011-611-2111
北海道大学病院	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161

2 原子力災害医療協力機関

令和 7 年 4 月 1 日現在 道地域医療課調べ

機関名	所在地	電話番号
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	0166-65-2111
国立病院機構北海道医療センター	札幌市西区山の手5条7丁目1番1号	011-611-8111
国立病院機構北海道がんセンター	札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号	011-811-9111
北海道社会事業協会岩内病院	岩内郡岩内町字高台209番2	0135-62-1021
J A 北海道厚生連ニセコ羊蹄広域俱知安厚生病院	虻田郡俱知安町北4条東1丁目2番地	0136-22-1141
北海道社会事業協会余市病院	余市郡余市町黒川町19丁目1番地1	0135-23-3126
小樽市立病院	小樽市若松1丁目1番1号	0134-25-1211
黒松内町国保くろまつないブナの森診療所	黒松内町字黒松内586-1	0136-72-3301
伊達赤十字病院	伊達市末永町81番地	0142-23-2211
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-23-7126
北海道社会事業協会	札幌市中央区北4条西6丁目1-1 毎日札幌会館6F	011-221-0611
北海道厚生農業協同組合連合会	札幌市中央区北4条西1丁目1	011-232-6523
北海道医師会	札幌市中央区大通西6丁目6	011-231-1726
北海道薬剤師会	札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12	011-811-0184
北海道放射線技師会	札幌市中央区北3条西29丁目3-2	011-643-2713

資料 2 - 8 - 2 3 幼稚園、学校、社会福祉施設一覧

1 幼稚園

(1) PAZ

令和 7 年 4 月 1 日現在 町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
共和町	南東	5	共和町立北幼稚園	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	鉄骨造	14	はまなす幼児センター

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	備考
	方位	距離番号						
共和町	南東	8	共和町立南幼稚園	共和町前田11-15	0135-73-2116	鉄骨造	8	中央幼児センター
岩内町	南	7	高田幼稚園	岩内町字栄136	0135-61-2288	木造	38	
	南	7	岩内幼稚園	岩内町高台180	0135-62-1666	木造 鉄骨造	41	
蘭越町	南	26	蘭越ひばり幼稚園	蘭越町蘭越町219-36	0136-57-5611	木造	16	
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地	0136-44-2700	鉄筋コンクリート造	26	幼稚園 (短時間型)
倶知安町	南東	25	倶知安幼稚園	倶知安町北5条東2丁目	0136-22-1354	木造	210	
	南東	25	倶知安藤幼稚園	倶知安町北5条西1丁目	0136-22-1733	鉄骨造	80	
	南東	25	倶知安めぐみ幼稚園	倶知安町南4条西2丁目	0136-22-1276	木造	75	
余市町	北東	27	学校法人夢の森学園夢の森幼稚園	余市町沢町331番地	0135-22-2215	木造	32	
	北東	29	学校法人余市杉の子学園杉の子幼稚園	余市町黒川町15丁目2番地2	0135-23-4654	木造・一部鉄骨	100	
	北東	29	学校法人北海道キリスト教学園リタ幼稚園	余市町黒川町1丁目17番地	0135-22-3430	鉄骨	75	

2 学 校

(1) PAZ

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構 造	生徒数	備 考
	方位	距離 番号						
泊村	北北西	8	泊小学校	泊村大字盃村134-1	0135-75-2003	鉄筋コンクリート	50	
	北北西	2	泊中学校	泊村大字茅沼村字南坂の上6-3	0135-75-2203	鉄筋コンクリート	22	
共和町	東南東	4	北辰小学校	共和町発足2900	0135-74-3324	鉄筋コンクリート造	65	

(2) UPZ

町村名	位 置		名 称	所 在 地	電話番号	構 造	生徒数	備 考
	方位	距離 番号						
共和町	東南東	13	東陽小学校	共和町国富20-2	0135-72-1163	鉄筋コンクリート造	98	
	南南東	7	西陵小学校	共和町梨野舞納42-3	0135-62-5675	鉄筋コンクリート造	68	
	南 東	12	共和中学校	共和町幌似2119	0135-73-2333	鉄筋コンクリート造	128	
岩内町	南	7	東小学校	岩内町字東山130	0135-62-0246	鉄筋コンクリート	223	
	南	7	西小学校	岩内町字野東172-1	0135-62-0263	鉄筋コンクリート	170	
	南	7	北海道岩内高等学校	岩内町字宮園43-1	0135-62-1445	鉄筋コンクリート	190	
	南	8	第一中学校	岩内町字宮園313-20	0135-62-0333	鉄筋コンクリート	139	
	南	8	第二中学校	岩内町字野東41	0135-62-0289	鉄筋コンクリート	109	
神恵内村	北北西	15	神恵内小学校	神恵内村大字神恵内村字横澗154	0135-76-5206	鉄筋コンクリート	25	
	北北西	15	神恵内中学校	神恵内村大字神恵内村字横澗11-7	0135-76-5301	鉄筋コンクリート	16	
寿都町	南西	30超	寿都小学校	寿都町字矢追町579番地	0136-62-2030	鉄筋コンクリート	68	
	南南西	30超	潮路小学校	寿都町字歌棄町歌棄155番地	0136-64-5003	鉄筋コンクリート	38	
	南西	30超	寿都中学校	寿都町字六条町290番地1	0136-62-2158	鉄筋コンクリート	60	
	南西	30超	北海道寿都高等学校	寿都町字新栄町136番地	0136-62-2144	鉄筋コンクリート	70	
蘭越町	南	27	蘭越小学校	蘭越町蘭越町226番地	0136-57-5134	鉄筋コンクリート	139	
	南南東	29	昆布小学校	蘭越町昆布町210番地	0136-58-2240	鉄筋コンクリート	49	
	南	27	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136-57-6355	鉄筋コンクリート	93	
	南	26	蘭越高等学校	蘭越町蘭越町475-16	0136-57-5034	鉄筋コンクリート	44	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
ニセコ町	南南東	30	ニセコ小学校	ニセコ町字富士見12番地	0136-44-2252	鉄筋コンクリート造	238	
	南南東	30超	近藤小学校	ニセコ町字近藤266番地	0136-44-2852	鉄筋コンクリート造	48	
	南南東	30	ニセコ中学校	ニセコ町字富士見143番地	0136-44-2321	鉄筋コンクリート造	153	
	南南東	30	ニセコ高等学校	ニセコ町字富士見141番地9	0136-44-2224	鉄筋コンクリート造	104	
	南南東	30	北海道インターナショナルスクールニセコ校	ニセコ町字富士見12番地	0136-55-5252	鉄筋コンクリート造	16	
倶知安町	南東	24	町立北陽小学校	倶知安町北6条西2丁目	0136-22-0498	鉄筋コンクリート造	163	
	南東	25	町立西小学校	倶知安町南6条西3丁目	0136-22-2125	鉄筋コンクリート造	144	
	南東	26	町立倶知安小学校	倶知安町南3条東3丁目	0136-22-1168	鉄筋コンクリート造	227	
	南東	26	町立東小学校	倶知安町北4条東9丁目	0136-22-5255	鉄筋コンクリート造	155	
	南東	27	町立西小学校樺山分校	倶知安町字樺山	0136-22-0998	木造	9	
	南東	25	町立倶知安中学校	倶知安町北5条西2丁目	0136-22-0192	鉄筋コンクリート造	389	
	南東	24	道立倶知安高等学校	倶知安町北7条西2丁目	0136-22-1085	鉄筋コンクリート造	344	
	南東	25	道立倶知安農業高等学校	倶知安町字旭15	0136-22-1148	鉄筋コンクリート造	67	
積丹町	北北東	30	美国小学校	積丹町美国町字大沢214番地	0135-44-2044	鉄筋コンクリート造	41	
	北	30超	日司小学校	積丹町日司町223番地1	0135-45-6075	鉄筋コンクリート・鉄骨	2	
	北	30超	野塚小学校	積丹町野塚町326番地	0135-45-6009	鉄骨造・木造	0	
	北北西	30超	余別小学校	積丹町余別町544番地	0135-46-5002	鉄筋コンクリート・鉄骨	9	
	北北東	30	美国中学校	積丹町美国町字大沢351番地	0135-44-2047	鉄筋コンクリート・鉄骨	29	
古平町	北北東	28	古平小学校	古平町大字浜町370番地	0135-42-2138	鉄骨コンクリート一部鉄骨	81	
	北北東	28	古平中学校	古平町大字浜町385番地	0135-42-2557	鉄骨コンクリート一部鉄骨	40	
仁木町	東	18	銀山小学校	仁木町銀山2-446	0135-33-5314	鉄筋コンクリート造鉄骨造	29	
	東北東	25	仁木小学校	仁木町西町1-52-4	0135-32-2013	鉄筋コンクリート造鉄骨造	106	
	東	18	銀山中学校	仁木町銀山2-113	0135-33-5223	鉄筋コンクリート造	25	
	東北東	25	仁木中学校	仁木町北町4-52	0135-32-2079	鉄筋コンクリート造鉄骨造	49	
	東北東	25	北海道芸術高等学校	仁木町東町5-4	0135-48-5131	鉄筋コンクリート造	180	通信制のため、最大収容人数。

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	生徒数	備考
	方位	距離番号						
余市町	北東	28	沢町小学校	余市町沢町4丁目22番地	0135-22-3941	鉄筋コンクリート造	110	
	北東	29	黒川小学校	余市町黒川町9丁目147番地	0135-22-3686	鉄筋コンクリート造	285	
	北東	30	大川小学校	余市町大川町10丁目1番地	0135-22-3887	鉄筋コンクリート造	203	
	東北東	30	登小学校	余市町登町1015番地	0135-22-3525	鉄筋コンクリート造	22	
	北東	29	東中学校	余市町朝日町71番地	0135-22-3293	鉄筋コンクリート造	168	
	北東	29	西中学校	余市町梅川町339番地	0135-22-3086	鉄筋コンクリート造	68	
	北東	30	旭中学校	余市町大川町16丁目1番地	0135-22-2075	鉄筋コンクリート造	117	
	北東	28	余市紅志高等学校	余市町沢町6丁目1番地	0135-23-3191	鉄筋コンクリート・鉄骨	102	道所管
	北東	30	北星学園余市高等学校	余市町黒川町19丁目2番地1	0135-22-6211	鉄筋コンクリート	188	
	北東	29	北海道余市養護学校	余市町梅川町377番地3	0135-23-7831	鉄筋コンクリート造	113	道所管
赤井川村	東北東	25	赤井川小学校	赤井川村字赤井川72	0135-34-6860	鉄筋コンクリート造	30	
	東	27	都小学校	赤井川村字都113	0135-34-6121	鉄筋コンクリート造	12	
	東北東	25	赤井川中学校	赤井川村字赤井川67	0135-34-6949	鉄筋コンクリート造	18	

3 児童福祉施設関係

(1) PAZ

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
泊村	北北西	2	とまり保育所	泊村大字茅沼村6-2	0135-75-2330	鉄筋コンクリート		33	保育所
共和町	南東	5	共和町立へき地保育所	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	鉄骨造		39	はまなす幼児センター

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
共和町	南東	8	共和中央保育所	共和町前田11-15	0135-73-2116	鉄骨造		75	中央幼児センター
岩内町	南	7	いわない東保育所	岩内町字東山82-1	0135-62-7555	鉄筋コンクリート造、鉄骨造		88	保育所
	南	7	いわない西保育所	岩内町字 相生12-13	0135-62-1162	鉄筋コンクリート造		37	保育所
	南	7	岩内厚生園	岩内町字宮園1-2	0135-62-0729	鉄筋コンクリート造	49		児童養護
	南	7	チャレンジキッズどんぐり	岩内町高台202	0135-67-7811	鉄筋コンクリート造		56	児童発達、放課後デイ
神恵内村	北北西	15	神恵内保育所	神恵内村大字神恵内村字横潤20-4	0135-76-5070	鉄筋コンクリート造		11	保育所
蘭越町	南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越250-3	0136-57-5439	鉄筋コンクリート造		84	保育所
	南	27	北海愛星学園	蘭越町字大谷289	0136-57-5537	鉄筋コンクリート造	20		児童養護
ニセコ町	南南東	30	ニセコ町幼児センター	ニセコ町字富士見17番地	0136-44-2700	鉄筋コンクリート造		140	保育所
倶知安町	南東	25	くっちゃん保育所ぬくぬく	倶知安町南3条5-6	0136-55-8080	木造		111	保育所
	南東	25	児童ちゃれんじサポート さやえんどう	倶知安町南3条東2丁目1	0136-23-4722	木造		8	放課後デイ
	南東	25	羊蹄山ろく発達支援センター	倶知安町北3条東2丁目4	0136-22-6970	コンクリートブロック造		20	児童発達、放課後デイ
	南東	25	北児童館	倶知安町北5条西2丁目1-19	0136-22-2968	鉄筋コンクリート造		25	児童厚生
	南東	25	南児童館	倶知安町南2条東1丁目16-6	0136-22-0419	鉄筋コンクリート造		2	児童厚生
積丹町	北北東	30	びくに保育所	美国町字船潤248番地	0135-44-2250	鉄骨造		20	保育所

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離 番号							
古平町	北北東		こどもホーム	古平町大字浜町357番地	0135-48-9844	木造		29	放課後児童クラブ（定員25人）
	北北東	30	認定こども園ふるびら幼児センターみらい	古平町大字丸山町29番地	0135-42-2649	鉄骨鉄筋コンクリート造		53	認定こども園
仁木町	東	18	櫻ヶ丘学園	仁木町銀山2丁目247	0135-33-5024	鉄筋コンクリート造	59		児童養護
	東北東	25	にき保育園	仁木町西町1-52	0135-32-3000	鉄骨造		54	保育所
余市町	北東	28	中央保育所	余市町美園町43番地36	0135-22-2159	木造		35	保育所
	北東	28	ほうりゅうじ保育園	余市町沢町5丁目80番地1	0135-22-2401	鉄骨造合金メッキ鋼板葺		48	保育所
	北東	28	沢町児童館	余市町富沢町3丁目46	0135-23-5673	木造		0	児童厚生
	北東	29	北後志母子通園センター	余市町富沢町5丁目13	0135-23-6894	鉄筋コンクリート造		11	児童発達 1日につき通所定員10人
	北東	29	さくら	余市町黒川町15丁目14-13	0135-33-5024	木造	6		地域小規模児童養護
	北東	29	どんぐり	余市町富沢町10丁目25-4	0135-23-8051	木造		8	児童発達、放課後デイ
	北東	30	大川保育所	余市町大川町12丁目3番地2	0135-23-6015	木造		40	保育所
	北東	30	かがやき	余市町黒川町20丁目5番地8	0135-48-5612	木造・合金メッキ鋼板葺		70	放課後デイ 定員20人
北東	30	はばたき	余市町黒川町620番地4	0135-48-7796	木造・合金メッキ鋼板葺平屋建		40	児童発達、放課後デイ	

4 障がい者福祉施設関係

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
共和町	南南東	7	地域活動支援センター前田の家	共和町前田67-2	0135-73-2485	木造		12 (30)	
岩内町	南	10	岩内あけぼの学園	岩内町字野東210	0135-62-9701	鉄筋コンクリート造、鉄骨造	47 (60)		
	南	7	ベーカリーサンライズ	岩内町字大浜17-18	0135-62-0573	鉄骨造		52 (51)	
	南	7	アットホームのぞみ	岩内町字大浜5-2	0135-63-1945	木造	30 (30)		
寿都町	南西	27	寿都浄恩学園	寿都町磯谷町横潤1128	0136-65-6373	鉄筋コンクリート	71 (80)		
ニセコ町	南南東	30	ニセコ生活の家	ニセコ町有島47-47	0136-44-1730	鉄筋コンクリート造		7 (10)	
倶知安町	南東	23	羊蹄セルブ	倶知安町字峠下113-14	0136-23-0425	鉄筋コンクリート造		34 (40)	
	南東	23	福祉ホーム羊蹄	倶知安町峠下113-14	0136-23-0425	鉄筋コンクリート造	8 (10)		
	南東	24	ワークステーション輝	倶知安町北5条西3丁目5	0136-22-2891	木造		14 (20)	
	南東	25	グループホームそら	倶知安町北4条東1丁目1-13	0136-55-8817	木造	5 (5)		
	南東	25	グループホームかぜ	倶知安町北4条東1丁目1-13	0136-55-8816	木造	5 (5)		
	南東	26	グループホームゆめ	倶知安町北3条東7丁目11-25	0136-23-1020	木造	5 (5)		
	南東	25	倶知安事業所 メープル	倶知安町北2条西1丁目11-1	0136-21-2477	木造		15 (15)	
	南東	25	ワークショップようてい	倶知安町北3条西2丁目3	0136-55-5828	木造		23 (20)	
	南東	25	グループホームよろこび	倶知安町南2条東1丁目16-2	0136-55-5828	木造	6 (6)		よろこび事務所所在地
	南東	25	(グループホームえがお)	倶知安町北4条東4丁目3-82	—	木造	4 (4)		よろこび分室
	南東	25	(グループホームここに)	倶知安町北4条東5丁目1-12	—	木造	4 (4)		よろこび分室
	南東	25	(グループホームまどか)	倶知安町北3条西2丁目1-1	—	木造	4 (4)		よろこび分室
	南東	25	(グループホームしずく)	倶知安町北3条西1丁目10-5	—	木造	4 (4)		よろこび分室
	南東	25	夢の匠	倶知安町南6条西2丁目5-14	0136-23-4350	木造		5 (10)	
	南東	24	あゆ〜む	—	0136-22-6056	木造	4 (4)		
南東	—	グループホームのぞみ	—	0136-23-0127	木造	4 (4)			
南東	—	グループホーム北斗	—	0136-55-5258	木造	6 (6)			

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
古平町	北北東	27	共働の家	古平町歌棄町204-9	0135-42-4500	木造	96 (100)		障害施設(生活)
	北北東	27	みっくすベジタ	古平町歌棄町204-20	0135-42-4186	木造		81 (80)	就労B
	北北東	27	きょうどう	古平町歌棄町204-5	0135-42-4171	木造		72 (80)	生活介護・就労移行・就労B
	北北東	27	地域生活総合支援センター いこいの家	古平町歌棄町204	0135-42-4300	木造	1 (30)		短期入所
	北北東	27	若者宿	古平町歌棄町203	0135-42-2936	木造	215 (215)		共同生活援助
	北北東	27	つどい	古平町歌棄町204-9	0135-42-4307	木造		0 (10)	地活センター
仁木町	東北東	18	大江学園	仁木町大江2丁目457	0135-32-3662	鉄筋コンクリート	42 (40)		障害施設(生活)
	東	18	銀山学園	仁木町銀山2丁目134	0135-33-5311	鉄筋コンクリート	75 (100)		障害施設(生活)
	東	18	陽だまり	仁木町銀山2丁目547-2	0135-33-5737	鉄筋コンクリート		35 (40)	就労B
	東	18	あんごの森「銀山」	仁木町銀山2丁目521-15	0135-33-5590	木造		2 (14)	就労B
	東	18	回復の森「銀山」	仁木町銀山2丁目521-15	0135-33-2900	木造	2 (8)		共同生活援助
	東	18	コタン	仁木町銀山2丁目10番地4	0135-33-5310	木造	52 (61)		共同生活援助
余市町	北東	26	余市幸住学園	余市町豊丘町197番地	0135-22-5515	鉄筋コンクリート	50 (50)		通所定員40人
	北東	28	余市豊浜学園	余市町豊浜町293番地	0135-22-2183	鉄筋コンクリート	28 (30)		
	北東	25	こうずみとよおか	余市町豊丘町590	0134-54-7404	木造	31 (40)		
	北東	28	こうずみメープル(ひのき、ポプラ、けやき、メープル、オリーブ、さくら)	余市町沢町3丁目47番地	0135-21-3010	木造	36 (36)		通所定員20人
	北東	28	サポートセンターたね	余市町入舟町462番地2	0135-22-7242	木造		35 (60)	
	北東	30	サポートセンターたね(まーぶる)	余市町黒川町17丁目21番地	0135-22-0535	木造	3 (4)		
	北東	30	サポートセンターたね(ショコラ)	余市町黒川町17丁目2-8 コーポ山田A-2	-	軽量鉄骨造	3 (4)		
	北東	29	樹の杜	余市町入舟町273番地1	0135-23-8051	木造	8 (9)		
	北東	29	余市はまなす	余市町富沢町11丁目32番地2	0135-22-5242	木造		19 (19)	
	北東	29	余市作業所	余市町黒川町4丁目27番地	0135-23-7115	木造		22 (20)	
	北東	29	どりーむ・わーくす	余市町黒川町808番地	0135-48-5485	木造		22 (20)	
	北東	27	あおぞら	余市町山田町505番地1	0135-48-8839	木造		12 (20)	

※ () は定員数

5 高齢者福祉施設関係

令和7年4月1日現在 町村調べ

(1) PAZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
泊村	北	3	泊村養護老人ホームむつみ荘	泊村大字茅沼村711-3	0135-65-2255	鉄筋コンクリート造	40 (40)		
			泊村特別養護老人ホームむつみ荘				56 (60)		
	北	3	泊村在宅老人デイサービスセンター	泊村大字茅沼村500-2	0135-65-2277	鉄筋コンクリート鉄骨造		12 (18)	

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
共和町	南東	8	グループホーム和みの郷ケアサポート共和	共和町前田11番地15	0135-67-7682	木造1階建	18 (18)		
	南東	11	共和町特別養護老人ホームみのりの里共和	共和町南幌似57番地13	0135-71-2580	鉄骨造	56 (56)		
	東南東	16	共和町いきいきセンター	共和町小沢95-30	0135-72-1101	鉄骨造		30 (30)	
岩内町	南	7	七福神恵比寿館	岩内町字栄7-3	0135-62-2200	鉄筋コンクリート造	29 (56)		
	南	7	グループホーム「そよかぜ」岩内	岩内町字栄2-10	0135-62-1100	木造	9 (9)		
	南	8	社会福祉法人溪仁会 岩内ふれ愛の郷	岩内町字野東69-4	0135-62-3131	鉄筋コンクリート造	57 (57)		
	南	8	コミュニティホーム岩内	岩内町字野東69-26	0135-62-3800	鉄筋コンクリート造	102 (102)		
	南	8	岩内町デイサービスセンター	岩内町字野東69-35	0135-61-2046	鉄筋コンクリート造		60 (18)	
神恵内村	北西	14	神恵内村高齢者グループホーム「かもめの家」	神恵内村大字神恵内村10番地	0135-76-5616	鉄筋コンクリート造	9 (9)		
	北北西	14	神恵内ハイツ998	神恵内村大字神恵内村字大川116-1	0135-76-5998	鉄筋コンクリート造	80 (86)		
創生会デイサービスセンター							30 (20)		
蘭越町	南	27	特別養護老人ホーム一灯園	蘭越町字大谷272番地	0136-57-5498	鉄筋コンクリート造	70 (70)		
	南	27	特別養護老人ホーム一灯園ほのぼの館	蘭越町字大谷272番地	0136-57-5498	鉄筋コンクリート造	10 (10)		
	南	27	高齢者グループホームらんこし	蘭越町字大谷268番地1	0136-55-8781	木造	18 (18)		
	南	27	医療法人社団静和会 昆布温泉病院介護医療院	蘭越町字黄金118番地	0136-58-2231	鉄筋コンクリート造	77 (81)		
	南南東	28	蘭越町通所介護事業所こんぶ	蘭越町昆布町24番地1	0136-58-3500	鉄筋コンクリート造		30 (30)	

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離 番号							
ニセコ町	南南東	30	ニセコハイツ	ニセコ町字有島87番地4	0136-44-2772	鉄筋コンクリート造	41 (50)		ショートステイ10床
	南南東	30	ニセコ町デイサービスセンター	ニセコ町字有島87番地5	0136-44-1950	鉄筋コンクリート造		30 (30)	
倶知安町	南東	23	羊蹄ハイツ	倶知安町字峠下113番地2	0136-22-3131	鉄筋コンクリート造	70 (70)		短期入所8床
			デイサービスセンター羊蹄ハイツ		0136-55-5141			16 (18)	
	南東	26	介護老人保健施設麗華苑	倶知安町南3条東5丁目2番地	0136-22-0003	鉄筋コンクリート造	123 (140)		
	南東	26	グループホーム羊蹄	倶知安町北4条東7丁目2-11	0136-23-1500	鉄骨造	17 (18)		
	南東	26	デイサービスセンターろっかえん	倶知安町南3条東5丁目1-2	0136-22-0003	鉄筋コンクリート造		17 (10)	
	南東	26	倶知安町老人デイサービスセンター	倶知安町南3条東4丁目2-2	0136-23-3522	鉄筋コンクリート造		27 (20)	
	南東	25	通所介護リハホース	倶知安町南3条西1丁目1	0136-55-8186	鉄骨造		15 (15)	
積丹町	北北東	30	積丹町エイジングステーションやすらぎ	積丹町大字美国町字大沢300番地	0135-44-3224	鉄筋コンクリート造	4 (11)	5 (15)	
	北北東	30	地域密着型特別養護老人ホームゆうるり	積丹町大字美国町字大沢326番地1	0135-48-5201	鉄筋コンクリート造	19 (20)		
古平町	北北東	27	古平町デイサービスセンター	古平町大字浜町711番地	0135-42-2833	鉄筋コンクリート造		56 (18)	
	北北東	27	風花	古平町大字浜町645番地	0135-41-2850	木造	12 (18)		認知症グループホーム ショートステイ1床 認知症デイサービス 日利用人数6人
	北北東	27	セルフケア	古平町大字浜町893番地5	0135-42-2505	鉄筋コンクリート造		7 (10)	
	北北東	27	いこいの家	古平町大字歌棄町204番地	0135-42-4307	鉄筋コンクリート造	—	23 (30)	
仁木町	東	18	仁木町デイサービスセンターえんれいそう	仁木町銀山2丁目134番地	0135-33-5777	鉄筋コンクリート造	—	10 (16)	
	東北東	26	グループホーム仁木やすらぎの里	仁木町北町8丁目40番地5	0135-32-3586	木造	9 (9)		
			デイサービス仁木やすらぎの里					3 (3)	
東北東	26	特別養護老人ホーム仁木長寿園	仁木町北町8丁目40番地4	0135-32-3585	鉄骨造	50 (50)		短期入所3床	
余市町	北東	26	恵泉虹乃家	余市町豊丘町335番地2	0135-48-5085	木造	6 (6)		
	北東	27	グループホームこもれび	余市町美園町199番地	0135-22-7727	木造	6 (9)		
	北東	28	養護老人ホームかるな和順	余市町沢町5丁目77番地	0135-22-2408	鉄筋コンクリート造	80 (85)		短期入所5床
			デイサービスセンターかるな		0135-22-0063		—	13 (13)	
	北東	28	介護老人保健施設よいち	余市町山田町201番地	0135-21-4567	鉄筋コンクリート造	113 (126)		
	北東	29	デイサービスセンターよいち銀座はくちょう	余市町黒川町2丁目91番地	0135-48-5544	木造		2 (10)	
	北東	29	デイサービスひかり	余市町黒川町3丁目36番地	0135-48-5336	木造		30 (30)	
北東	29	デイサービスセンターぷらっと・よいち	余市町黒川町8丁目26番地	0135-23-7755	木造	—	8 (10)		

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離 番号							
余市町	北東	29	グループホーム延寿園	余市町黒川町12丁目3番地	0135-22-1132	鉄筋コンクリート造	18 (18)		
			デイサービス華		0135-22-7000			10 (10)	
	北東	29	グループホーム美優さくらんぼ	余市町黒川町13丁目36番地14	0135-23-2500	木造	18 (18)		
	北東	29	グループホームなかじま	余市町大川町4丁目23番地	0135-30-7200	木造	18 (18)		
	北東	29	介護医療院こじま	余市町黒川町7丁目13番地	0135-22-4827	鉄筋コンクリート造	— (24)		
	北東	29	介護医療院なかじま	余市町黒川町3丁目109番地	0135-22-3866	鉄筋コンクリート造	19 (19)		
	北東	29	小規模多機能型居宅介護事業所ほっとハウスよいち	余市町黒川町15丁目7番地11	0135-48-5078	木造	20 (29)		
	北東	29	サービス付高齢者住宅ふる一つの郷	余市町黒川町15丁目7番地11	0135-48-5707	木造	21 (24)		
	北東	29	デイサービス 花ごころ	余市町入舟町9番地6	0135-48-6301	木造		25 (25)	
	北東	29	サービス付高齢者住宅ぬくもりの郷	余市町黒川町15丁目14番地16	0135-48-5166	木造	21 (26)		
	北東	29	有料老人ホームみどり	余市町大川町4丁目23番地	0135-48-5563	木造	6 (9)		
	北東	29	高齢者マンション華	余市町黒川町12丁目3番地	0135-22-1130	鉄筋コンクリート造	11 (39)		
	北東	29	ハッピーサポート花ごころ	余市町入舟町9番地4	0135-48-6321	木造	—	20 (30)	
	北東	29	GRACEガーデンモイレ	余市町入舟町9番地4	0135-48-5312	木造	18 (24)		
	北東	29	サービス付き高齢者向け住宅三恒	余市町黒川町16丁目4番地1	0135-48-7735	木造	26 (22)		
	北東	30	でいさあーびす笑	余市町黒川町20丁目12番地18	0135-48-5800	木造	—	10 (10)	
	北東	30	特別養護老人ホーム フルーツシャトーよいち	余市町黒川町19丁目1番地2	0135-22-5350	鉄筋コンクリート造	110 (118)		
			短期入所生活介護事業所 フルーツシャトーよいち				21 (25)		
			高齢者グループホーム フルーツシャトーよいち				17 (17)		
共用型指定認知症対応型通所介護事業所フルーツ・シャトーよいち							2 (3)		
デイサービスセンターフルーツ・シャトーよいち			—				25 (40)		
北東	30	グループホーム夢	余市町黒川町19丁目13番地2	0135-21-6222	木造	18 (18)			
北東	30	グループホームポランの家	余市町大川町8丁目11番地	0135-22-1577	木造	17 (18)			
北東	30	リハビリ特化型デイサービスカラダラボ余市	余市町大川町17丁目3	0135-48-5102	鉄筋コンクリート造		109 (120)		
赤井川村	東北東	26	グループホームあまらんす	赤井川村字赤井川409-1	0135-35-3789	木造	17 (18)		
			グループホームあまらんす2号館				15 (18)		
	東北東	26	赤井川村デイサービスセンター	赤井川村字赤井川318-1	0135-35-2000	木造		27 (15)	

※ () は定員数

6 その他社会福祉施設

令和7年4月1日現在 町村調べ

(1) PAZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者	通所者	備考
	方位	距離番号							
共和町	南東	5	共和町立へき地保育所	共和町梨野舞納330-1	0135-74-3900	鉄骨造		39 (50)	児童福祉関係

(2) UPZ

町村名	位置		名称	所在地	電話番号	構造	入所者		備考
	方位	距離番号							
神恵内村	北北西	14	神恵内村老人福祉寮「生き生きホーム998」	神恵内村大字神恵内村字大川26番地28	0135-76-5858	鉄筋コンクリート造	4 (7)		高齢者福祉関係
	北北西	14	神恵内村高齢者共同生活支援施設「友遊館」	神恵内村大字神恵内村字ツボ石45番地	0135-76-5822	鉄筋コンクリート造 2階建	16 (27)		高齢者福祉関係
蘭越町	南南東	28	昆布保育所	蘭越町昆布町26-2	0136-55-5528	木造		32 (35)	児童福祉関係
	南南東	28	高齢者生活福祉センターこんぶ	蘭越町昆布町24番地1	0136-58-3500	鉄筋コンクリート造	8 (10)		高齢者福祉関係
ニセコ町	南南東	30	高齢者グループホームきら里	ニセコ町字有島87番地1	0136-55-5275	木造	18 (18)		高齢者福祉関係
積丹町	北	30超	みなと保育所	積丹町日司町63番地の5	0135-45-6928	木造		4 (35)	児童福祉関係
古平町	北北東	27	いきいき生活支援センター風花	古平町大字浜町645番地	0135-41-2850	木造		6 (6)	高齢者福祉関係
仁木町	東	18	銀山へき地保育所	仁木町銀山2丁目459番地	0135-33-5156	コンクリートブロック造		6 (30)	児童福祉関係
	東北東	19	大江へき地保育所	仁木町大江1丁目345番地1	0135-32-3453	鉄骨造		2 (20)	児童福祉関係
赤井川村	東北東	25	赤井川村立赤井川へき地保育所	赤井川村字赤井川318-1	0135-34-6817	鉄筋コンクリート造		17 (40)	児童福祉関係

※ () は定員数

[飲料水及び農林水産物に関する資料]

資料 2-8-24 給水状況

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	事業名	取水地点		水源	給水地区名	給水地区内人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	年間給水量(m3)	
		方位	距離番号							
泊村	泊村簡易水道	北	7	モヘル川水系モヘル川	表流水	泊、孟、茅沼一部	1,446	1,440	1,602	167,214
		北北東	7	玉川水系玉川支流一の沢川	表流水					
	泊発電所専用水道	北北東	5	泊村大字茅沼村字古舗673番4(玉川)	表流水	北電泊発電所構内	1,000	1,000	1,210	37,092
		北	1	泊村大字堀株村690番4(茶津川)	表流水					
		南西	1	泊発電所3号炉取水口	海水					
計		5カ所				2,446	2,440	2,812	204,306	
共和町	共和町簡易水道	南東	13	堀株川水系ワクンベツ二の川支流林川	湧水	国富	429	428		69,001
		南東	17	堀株川水系中平川支流アダチ川	湧水	ワイス、小沢、前田、南幌似、幌似、梨野舞納	3,415	3,225	4,870	294,228
		南南東	12	野束川水系運上屋川	湧水	老古美				
		東	3	共和町宮丘34-1	地下水	宮丘、発足、梨野舞納	1,393	1,116		112,299
計		4カ所				5,237	4,769	4,870	475,528	
岩内町	岩内町水道事業	南南西	9	幌別川鳴神の滝上流	表流水	岩内町市街一円(野東、敷島内、宮園の一部を除く)	10,913	9,437	18,430	1,127,962
		南南西	15	雷電親子別川上流	表流水					
	岩内協会病院専用水道	南	7	岩内町字高台209-2岩内協会病院敷地内	地下水	岩内協会病院内	1,134	1,134	1,134	20,281
計		3カ所				12,047	10,571	19,564	1,148,243	
神恵内村	神恵内村簡易水道事業(神恵内・赤石地区)	北北西	14	神恵内村大字赤石村二の目川	表流水	神恵内、赤石	687	674		76,451
	神恵内村簡易水道事業(珊内地区)	北西	23	神恵内村大字珊内村能蘭沢川	表流水	珊内	45	45	1,579	6,188
	神恵内村簡易水道事業(川白地区)	北西	26	神恵内村大字珊内村字川白オネナイ川	表流水	川白	52	52		3,349
	計		3カ所				784	771	1,579	85,988
寿都町	寿都町簡易水道事業(磯谷地区)	南西	25	寿都町字磯谷町島古丹1728番地先金瀬の川	湧水	島古丹、能津登、横潤一部	67	67		
	寿都町簡易水道事業(歌棄地区)	南西	30超	寿都町字歌棄町有戸365番地先神社の川	湧水	湯別町、歌棄町、鮫取潤、横潤一部	705	705		
	寿都町簡易水道事業(市街地区)	南西	30超	寿都町字樽岸国有林後志森林管理署3072イ林小班朱太川支流小川	表流水	政治町、矢追町、大磯町、新栄町、開進町、岩崎町、六条町、樽岸町	1,848	1,845	4,060	661,126
		南西	30超	寿都町字矢追国有林後志森林管理署3058イ班小班滝の潤川	表流水					
計		4カ所				2,620	2,617	4,060	661,126	
蘭越町	蘭越町簡易水道	南南東	21	蘭越町字湯里道有林170班内浅瀬川(蘭越地区)	湧水	蘭越町、字豊国・字大谷・字淀川の各一部	4,142	2,348	3,226	206,748
		南南西	30超	蘭越町字田下217番地3ポン貝殻沢川第2川(目名地区)	湧水	字淀川・字水上・目名町・字田下・字貝川・字相生・字三和・字讚岐の各一部		388		25,173
		南南西	21	蘭越町字上里100番地1堤の沢川第2支流川(三和地区)	湧水	名駒町・字鮎川・字淀川・字清水・字栄・字三和・字吉国・字富岡の各一部		396	558	31,173
		南南西	22	蘭越町字上里114番地三部沢川(御成地区)	湧水	港町・字御成・字初田・字共栄の各一部		258	390	21,412
		南南東	20	蘭越町字湯里680番地1地先ニセコアンベツ2号川(昆布地区)	湧水	昆布町・字黄金・字湯里・字日出の各一部		652	726	78,991
計		5カ所				4,142	4,042	4,900	363,497	

町村名	事業名	取水地点		水源	給水地区名	給水地区内人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	年間給水量(m3)	
		方位	距離番号							
ニセコ町	ニセコ町簡易水道	南東	30超	尻別川水系カシュンベツ川支流第2カシュンベツ川(ニセコ町字羊蹄146地先)	湧水	ニセコ町市街地区一円(字富士見、本通、中央通、元町、有島)	2,722	2,710	2,913	364,450
		南東	30超	ニセコ町字羊蹄146-4	地下水					
		南南東	30超	尻別川水系タクベツ川支流木村川(ニセコ町字豊里105地先)	湧水	字里見	252	242	260	28,527
		南南東	30超	尻別川水系ルベシベ川支流17号川(ニセコ町字絹丘175地先)	表流水	字宮田				
		南東	30超	尻別川水系カシュンベツ川支流岩松川(ニセコ町字近藤755-3地先)	湧水	字近藤、豊里、羊蹄	537	509	470	49,637
		南東	30超	ニセコ町字近藤755-6	地下水					
		南南東	30超	尻別川水系ニセコアンベツ川支流大沢の川(ニセコ町字ニセコ485地先)	湧水	字ニセコ	248	214	247	93,307
		南南東	30超	ニセコ町字ニセコ483	地下水					
		南南東	25	尻別川水系尻別川支流東の沢川(ニセコ町字東山2地先)	湧水	字曾我、東山	597	575	610	118,477
		南南東	25	ニセコ町字曾我532-7	地下水					
	ニセコ町簡易水道	南南東	30超	尻別川水系名無川(ニセコ町字絹丘417-1地先)	表流水	字福井、黒川、富川、西富	341	306	300	28,106
	桂地区飲用水供給施設	南南東	30超	尻別川水系桂の沢川支流蝮の沢川(ニセコ町字桂台261地先道有林倶知安事業区49林班1小班)	湧水	字桂台	12	11	100	920
	ニセコ温泉郷地区飲用水供給施設	南南東	21	尻別川水系硫黄川支流硫黄3号川(倶知安町花園国有林9林班ロ小班)	湧水	五色温泉郷地区	1	1	100	995
	いこいの村地区専用水道	南南東	23	尻別川水系大沢の川支流佐々木の沢川(ニセコ町字ニセコ355-3地先)	湧水	ホテルニセコいこいの村関連施設及びホテルノーザンリゾートアンヌプリの一部	2	2	100	24,373
	計	14カ所					4,712	4,570	5,100	708,792
倶知安町	倶知安町上水道(高砂地区)	南東	28	尻別川支流ソースケ川	湧水	倶知安町市街地及び周辺高台地区	13,346	13,313	15,500	2,047,221
		南東	28	尻別川支流尻別4号川	湧水					豊岡・寒別地区
	倶知安町上水道(山田地区)	南東	25	尻別川支流親爺川	伏流水	山田・樺山地区	1,609	1,542	-	655,623
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	29	倶知安町字比羅夫	深井戸	山田・樺山地区				
		南東	25	尻別川支流冷水川	湧水	山田・樺山地区				
	倶知安町上水道(ワイス地区)	南東	20	硫黄3号川支流硫黄5号川	湧水	花園地区	0	0	-	8,249
	ニセコ高原リゾート花園地区専用水道	南東	21	ジャコ川	湧水	花園地区	163	163	475	-
榊泉郷専用水道	南東	26	倶知安町字山田	地下水	山田地区	117	117	538	-	
陸上自衛隊倶知安駐屯地専用水道	南東	27	尻別川水系南別川	湧水	倶知安駐屯地内	94	94	600	-	
巽地区飲料水利用組合	南東	30	尻別川支流尻別4号川	湧水	豊岡地区	48	48	58	-	
	計	12カ所					15,377	15,277	17,171	2,734,183

町村名	事業名	取水地点		水源	給水地区名	給水地区内人口(人)	現在給水人口(人)	計画給水人口(人)	年間給水量(m3)				
		方位	距離番号										
積丹町	積丹町簡易水道事業	北	30超	積丹川水系伊佐内川	表流水	美国・婦美・野塚(丸山)	1,170	842	1,710	79,192			
		北	30超	積丹川水系ウエンド川	表流水	幌武意・入舸・日司・野塚(丸山除く)・西河・来岸・余別・神岬	583	582	1,735	69,784			
	計	2カ所				1,753	1,424	3,445	148,976				
古平町	古平町簡易水道	北北東	24	古平川水系泥の木川	表流水	古平	2,566	2,509	4,060	276,168			
	計	1カ所				2,566	2,509	4,060	276,168				
仁木町	仁木町統合簡易水道	東北東	18	余市川水系然別川	表流水	仁木・旭台・砥の川・然別大江地区	3,043	2,758	4,091	262,796			
		東	17	余市川水系馬群別川	表流水	銀山地区							
		東	24	尾根内688番地2	地下水	尾根内・長沢南・銀山地区一部							
計	3カ所				3,043	2,758	4,091	262,796					
余市町	余市町水道事業	北東	25	ヌッチ川水系豊丘中の川(左岸)(豊丘町452番地)	表流水	大川町、黒川町、入舟町、朝日町、美園町、浜中町、富沢町及び港町の全部並びに栄町、登町、山田町、沢町、梅川町、豊丘町のそれぞれ一部の区域	16,202	16,015	20,724	681,886			
		北東	26	余市川水系余市川(左岸)(山田町721-1地先)	伏流水					1,556,187			
		北東	26	湯内川水系湯内川(豊浜町386-1地先)	伏流水	豊浜町の一部				45	42	100	7,827
		北東	28	登川水系元服川(登町国有林石狩森林管理署3019イ林小班)	湧水	黒川町・登町の一部				300	275	536	38,454
		北東	30超	栄地区浄水場敷地内(栄町1550-4)	地下水	栄町の一部				237	176		13,002
	白岩町飲料水供給施設	北東	28	北後志衛生施設組合清掃センター敷地内(白岩町270)	地下水	白岩町の一部	19	19	95	—			
	潮見町簡易給水施設	北東	29	島泊川水系能登屋沢川(潮見町)	表流水	潮見町の一部	5	5	49	—			
	余市カントリー株式会社専用水道	東北東	28	エーブランドホテル・ゴルフ場・ログヴィレッジ敷地内(登町2358-1)	地下水	エーブランドホテル・ゴルフ場・ログヴィレッジ敷地内	6	0	230	—			
	プロヴァンスの丘自主給水施設	東北東	30	プロヴァンスの丘敷地内	地下水	プロヴァンスの丘敷地内	8	8	—	—			
	檜の木台営農用水施設	東北東	30超	登町535-1	地下水	栄町の一部	19	19	39	—			
計	10カ所				16,841	16,559	21,773	2,297,356					
赤井川村	赤井川地区簡易水道	東北東	26	余市川水系 日の出沢川	表流水	字赤井川、字日ノ出、字池田、字旭丘	680	680	707	69,480			
	都地区簡易水道	東	30超	余市川水系 賀老の沢川	表流水	字都、字旭丘	182	182	300	21,830			
	常盤地区簡易水道	東	30超	余市川水系 朝里沢川、赤井川村字常盤	表流水 地下水	字常盤	437	437	300	146,019			
	池田地区飲料水供給施設	東	23	余市川水系 無名川	表流水	字池田、字赤井川の一部	42	42	95	3,820			
	常盤地区専用水道	東	30超	余市水系 山一沢川	表流水	字常盤、字落合	55	55	95	13,485			
	曲川地区簡易給水施設	東	25	赤井川村字曲川	地下水	字曲川	26	26	49	1,546			
	落合地区簡易給水施設	東	30超	赤井川村字落合	地下水	字落合	12	12	49	4,779			
計	7カ所				1,434	1,434	1,595	260,959					

※ 「—」は、数値がないもの。(水量計未設置等)

※ 各水道事業等の位置は、「資料3-4-1 緊急時モニタリングの方法 環境試料採取地点図(飲料水)」を参照。

資料 2-8-25 農産物の収穫状況

令和 7 年 町村調べ

町村名	農産物種類 項目	水 稻	麦 類	豆 類	いも類	根菜類	果菜類	葉菜類	飼料作物
	共和町	面積 (ha)	1,554.9	406.7	280.0	190.4	0.0	362.5	14.4
収量 (t)		8,941.0	1,455.0	540.9	2,902.0	0.0	8,445.0	267.0	
岩内町	面積 (ha)	78.2	10.9	ㄨ	0.1	ㄨ	3.2	ㄨ	
	収量 (t)	252.9	19.6	ㄨ	0.0	ㄨ	8.0	ㄨ	
神恵内村	面積 (ha)						0.0		
	収量 (t)						0.0		
寿都町	面積 (ha)	1.3	ㄨ	ㄨ	6.0	2.0	0.0	ㄨ	
	収量 (t)	6.3	ㄨ	ㄨ	229.3	145.1	ㄨ	ㄨ	
蘭越町	面積 (ha)	1,555.0	97.2	146.5	56.3	0.0	28.4	30.6	62.3
	収量 (t)	8,288.2	398.1	272.6	1,701.5	0.0	934.7	183.2	ㄨ
ニセコ町	面積 (ha)	382.2	136.0	327.1	206.6	43.9	94.0	106.6	221.4
	収量 (t)	2,002.7	590.3	665.7	6,782.1	2,170.3	1,044.0	133.3	ㄨ
倶知安町	面積 (ha)	233.2	573.5	933.2	947.5	392.2	39.8	57.7	24.6
	収量 (t)	878.7	2,762.6	1,541.1	21,764.6	23,134.0	266.7	595.5	1,205.4
積丹町	面積 (ha)				0.5		18.9	0.5	
	収量 (t)				8.6		343.0	1.2	
古平町	面積 (ha)	11.0		0.4	0.5		5.7	0.6	1.9
	収量 (t)	54.3		3.9	10.0		97.5	0.1	9.0
仁木町	面積 (ha)	457.0		2.0	0.9		92.9	0.8	
	収量 (t)	2,417.6		5.0	4.5		3,919.5	3.0	
余市町	面積 (ha)	20.7		24.0		ㄨ	53.4	0.5	
	収量 (t)	109.3		195.0		ㄨ	2,030.0	5.0	
赤井川村	面積 (ha)	132.8	ㄨ	6.8	22.6	0.5	13.0	33.4	85.7
	収量 (t)	661.3	ㄨ	10.8	508.5	ㄨ	ㄨ	ㄨ	ㄨ

※「ㄨ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料 2 - 8 - 2 6 葉菜の収穫状況

令和 7 年 町村調べ

町村名	集落名	葉菜の種類	面積 (ha)	年間収穫量(t)	備考
共和町	全 町	アスパラガス	4.3	3.0	
	全 町	ブロッコリー	3.4	22.0	
	全 町	ねぎ	6.7	242.0	
岩内町	全 町	キャベツ	ㄨ	ㄨ	
	全 町	はくさい	ㄨ	ㄨ	
	全 町	ねぎ	ㄨ	ㄨ	
	全 町	アスパラガス	ㄨ	ㄨ	
	全 町	レタス	ㄨ	ㄨ	
	全 町	ほうれん草	ㄨ	ㄨ	
寿都町	全 町	アスパラガス	2.0	0.1	
	全 町	ねぎ	0.0	0.0	
蘭越町	全 町	アスパラガス	24.5	20.8	
	全 町	ほうれん草	—	—	
	全 町	はくさい	—	—	
	全 町	キャベツ	—	—	
	全 町	たまねぎ	4.5	154.3	
	全 町	ねぎ	—	—	
	全 町	ブロッコリー	1.6	7.9	
	全 町	にんにく	—	—	
ニセコ町	全 町	アスパラガス	12.2	36.5	
	全 町	ブロッコリー	92.2	871.6	
	全 町	たまねぎ	1.8	75.3	
	全 町	キャベツ	0.0	0.0	
倶知安町	全 町	ほうれんそう	0.2	0.4	
	全 町	たまねぎ	23.6	390.9	
	全 町	キャベツ	1.1	0.0	
	全 町	ブロッコリー	22.0	287.8	
	全 町	アスパラガス	10.8	6.9	
積丹町	全 町	にんにく	0.5	1.2	
古平町	全 町	アスパラガス	0.2	ㄨ	
	全 町	ニラ	0.1	ㄨ	
仁木町	全 町	アスパラガス	0.7	2.6	
余市町	全 町	キャベツ	ㄨ	ㄨ	
	全 町	はくさい	ㄨ	ㄨ	
	全 町	ねぎ	0.1	4.0	
	全 町	アスパラガス	0.4	1.0	
	全 町	ほうれんそう	ㄨ	ㄨ	
赤井川村	全 町	キャベツ	1.5	ㄨ	
	全 町	はくさい	0.0	ㄨ	
	全 町	ねぎ	0.0	ㄨ	
	全 町	アスパラガス	22.6	40.6	
	全 町	ブロッコリー	9.3	ㄨ	

※「ㄨ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料 2 - 8 - 2 7 畜産物の飼養状況

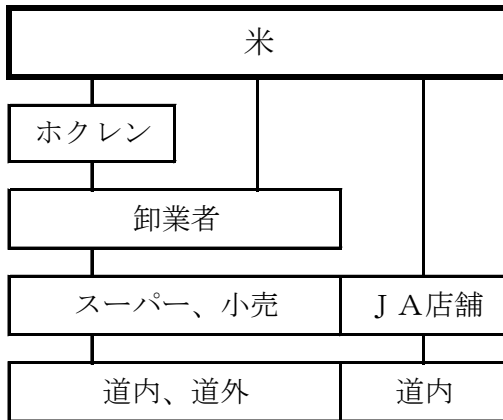
令和 7 年 町村調べ

町村名	畜産物名		乳 用 牛	肉 牛	豚	馬	採卵鶏 (鶏卵)	ブロイラー
	項 目							
泊 村	戸 数 (戸)					1		
	頭数・羽数 (頭羽)					1		
共和町	戸 数 (戸)	1				1	0	
	頭数・羽数 (頭羽)	ㄨ				ㄨ		
岩内町	戸 数 (戸)	2	1			1	0	
	頭数・羽数 (頭羽)	61	6			30	0	
神恵内村	戸 数 (戸)							
	頭数・羽数 (頭羽)							
寿都町	戸 数 (戸)		1	0		3		
	頭数・羽数 (頭羽)		92	0		7		
蘭越町	戸 数 (戸)	1	0	0		3	5	
	頭数・羽数 (頭羽)	68	0	0		5	455	
ニセコ町	戸 数 (戸)	7	1			2	2	
	頭数・羽数 (頭羽)	630	39			6	305	
倶知安町	戸 数 (戸)	11	3	0		3	6	
	頭数・羽数 (頭羽)	756	102	0		14	21,460	
積丹町	戸 数 (戸)	0	1				2	
	頭数・羽数 (頭羽)	0	52				264	
古平町	戸 数 (戸)			1			2	
	頭数・羽数 (頭羽)			2,200			1,032	
仁木町	戸 数 (戸)	0	0	1		4	3	0
	頭数・羽数 (頭羽)	0	0	3,047		4	91	0
余市町	戸 数 (戸)	3		1			6	
	頭数・羽数 (頭羽)	424		5,620			2,664	
赤井川村	戸 数 (戸)	1	1	2		2	2	
	頭数・羽数 (頭羽)	221	67	3,758		8	1,450	
合 計	戸 数 (戸)	26	8	4		16	25	0
	頭数・羽数 (頭羽)	2,160	358	11,578		71	27,630	0

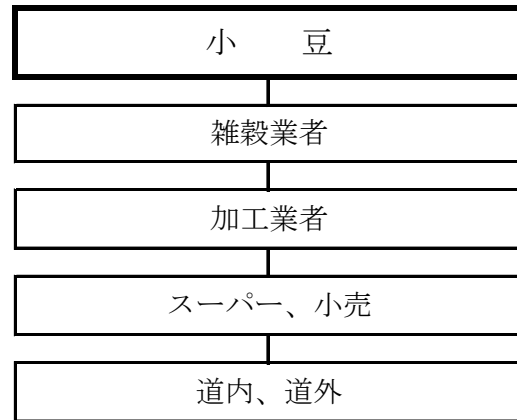
※「ㄨ」は、統計数値が公表されていないもの。

資料 2 - 8 - 2 9 農産物の出荷ルート

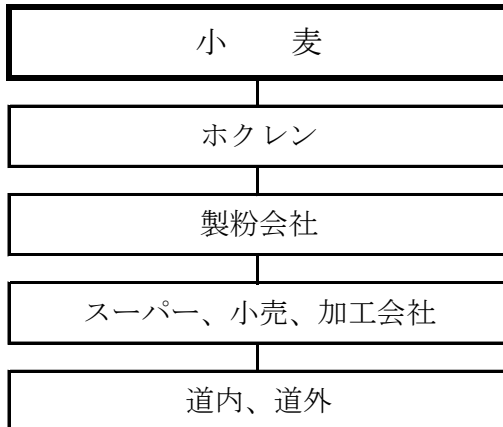
(共和町・岩内町)



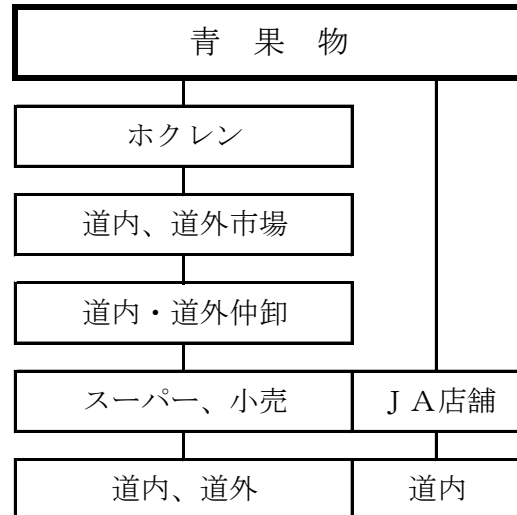
(共和町・岩内町)



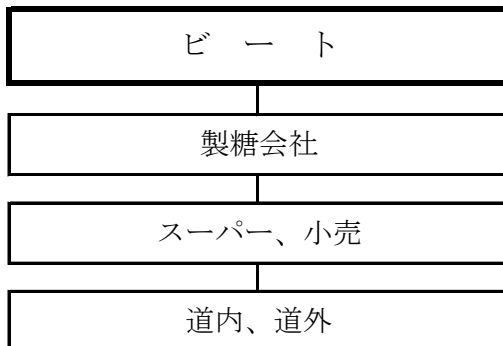
(共和町・岩内町)



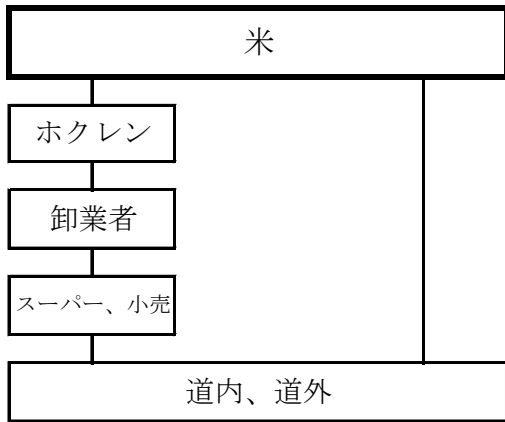
(共和町・岩内町)



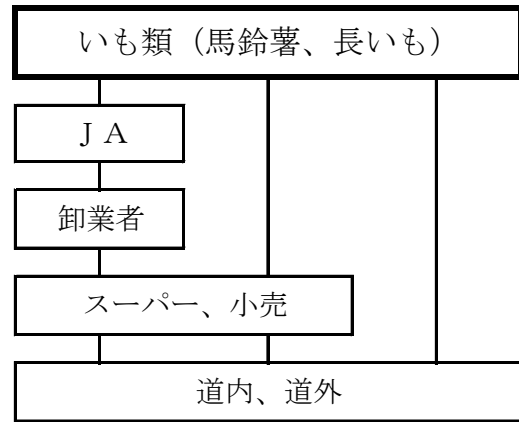
(共和町・岩内町)



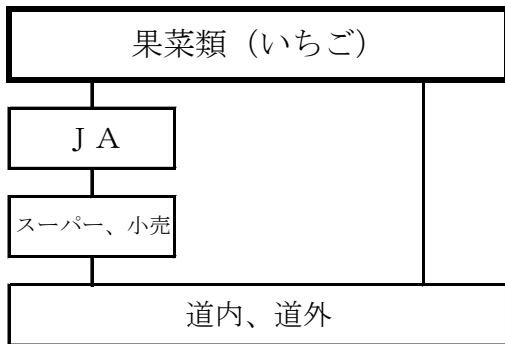
(寿都町)



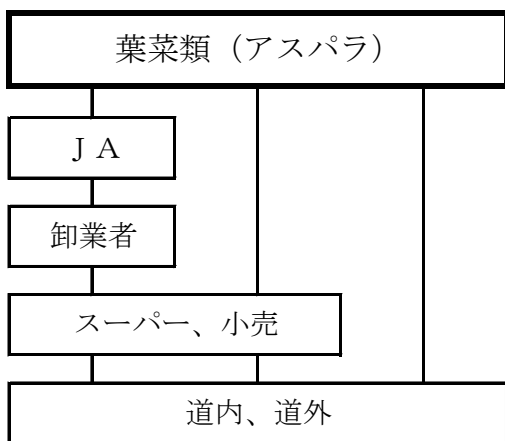
(寿都町)



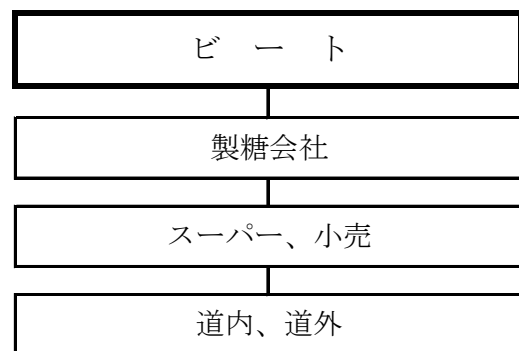
(寿都町)



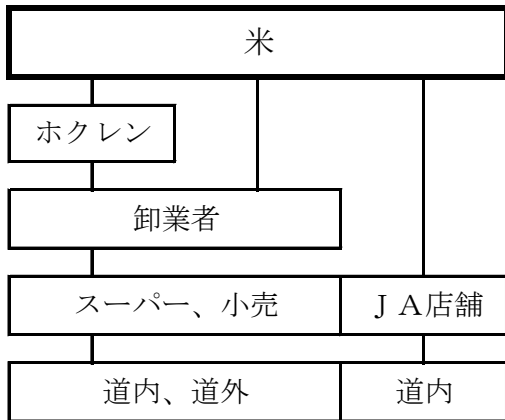
(寿都町)



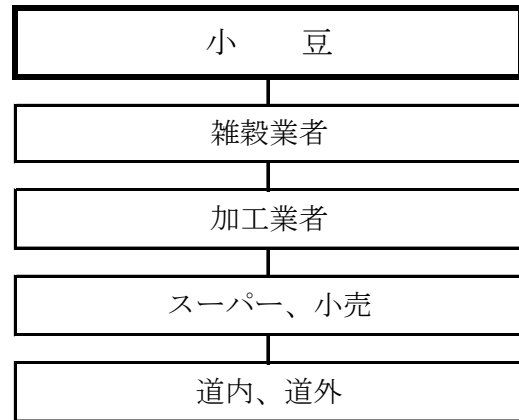
(寿都町)



(蘭越町)



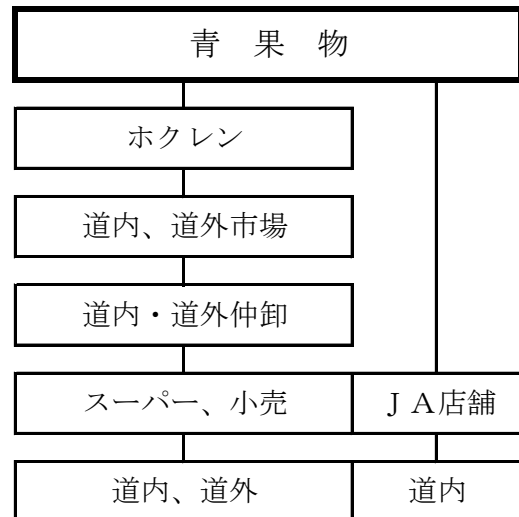
(蘭越町)



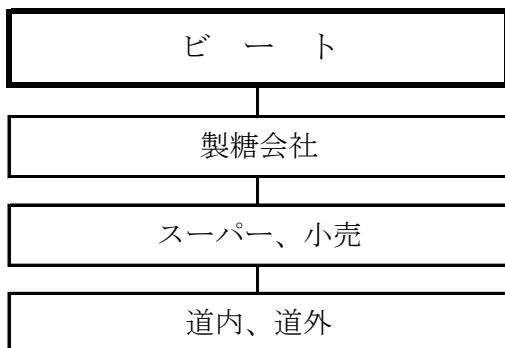
(蘭越町)



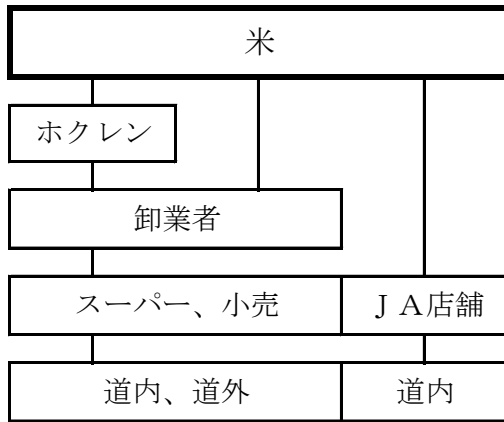
(蘭越町)



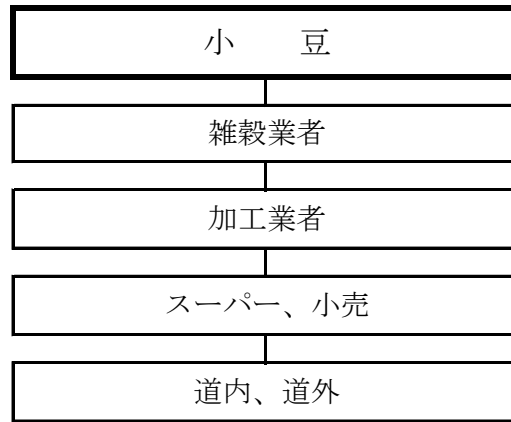
(蘭越町)



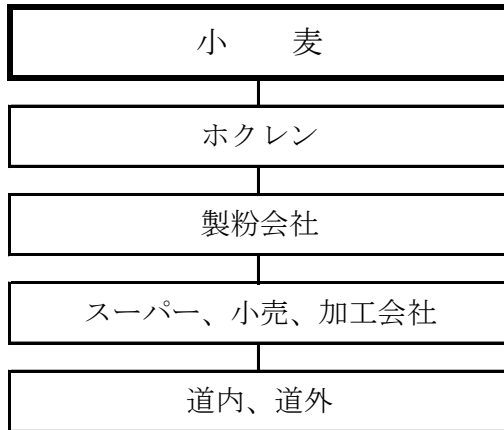
(ニセコ町)



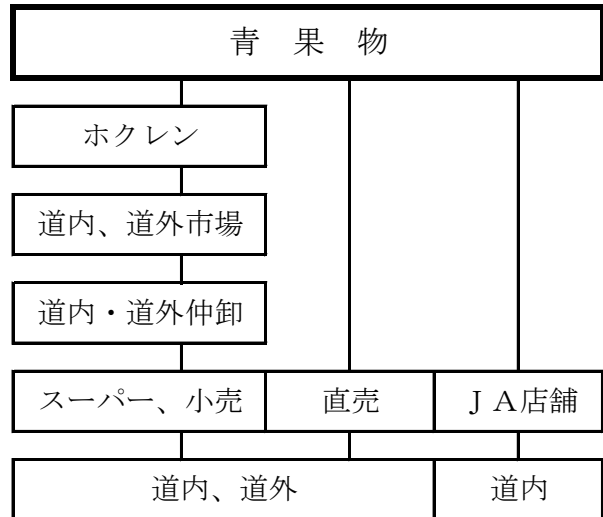
(ニセコ町)



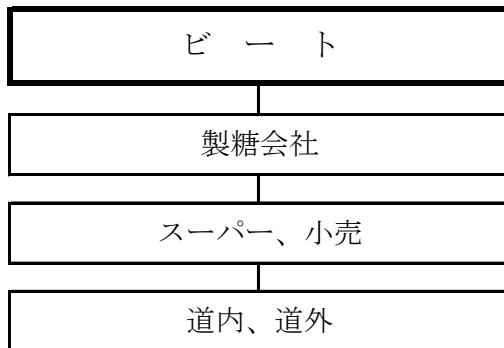
(ニセコ町)



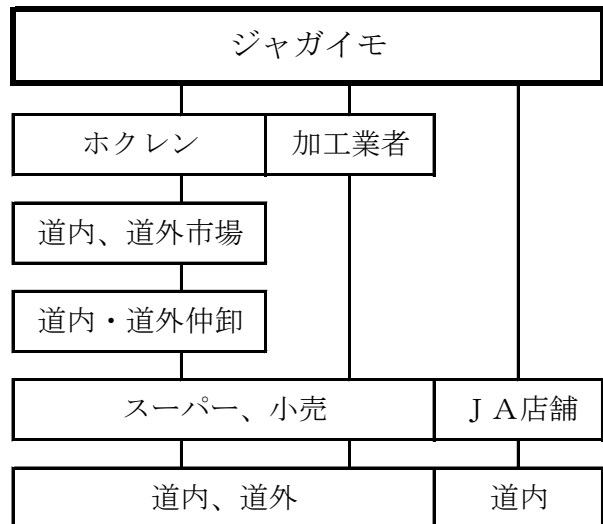
(ニセコ町)



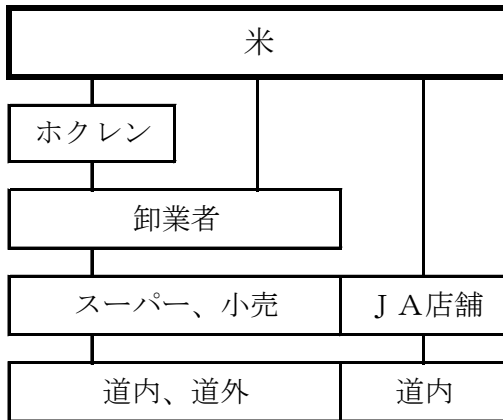
(ニセコ町)



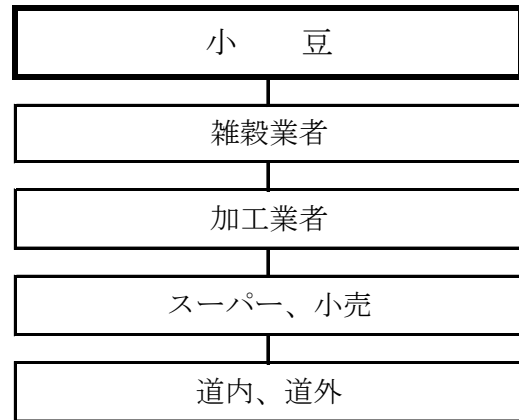
(ニセコ町)



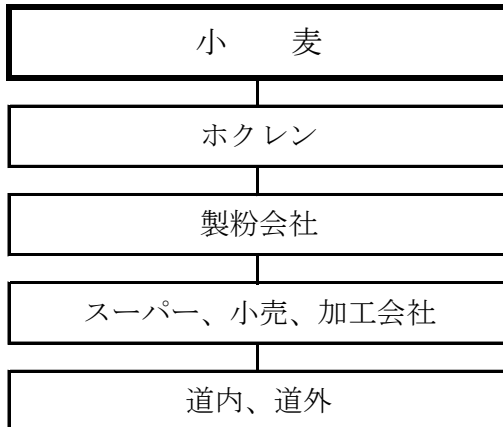
(倶知安町)



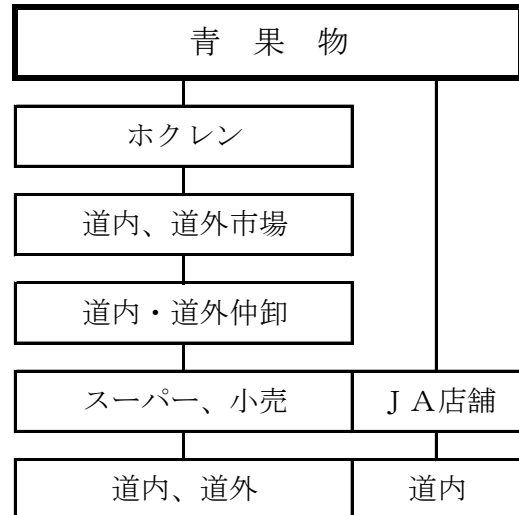
(倶知安町)



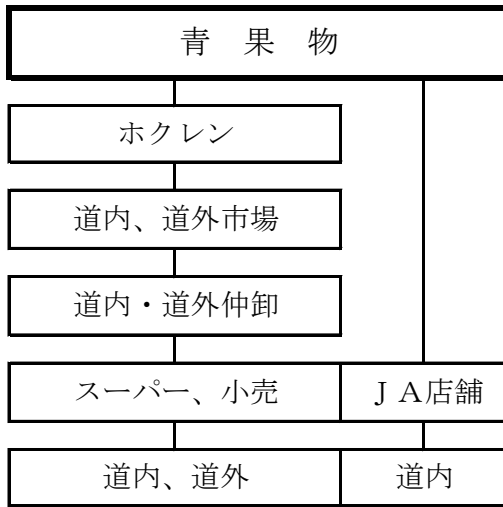
(倶知安町)



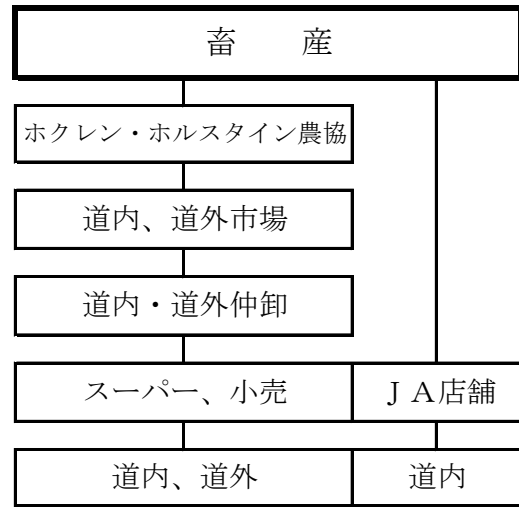
(倶知安町)



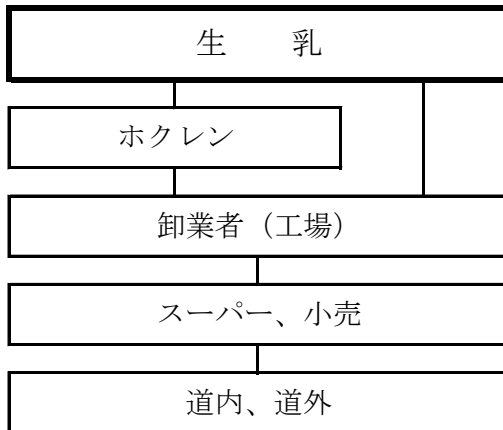
(積丹町)



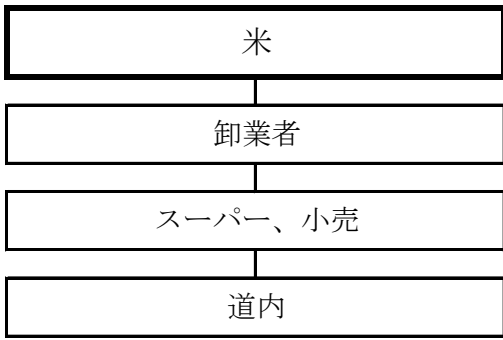
(積丹町)



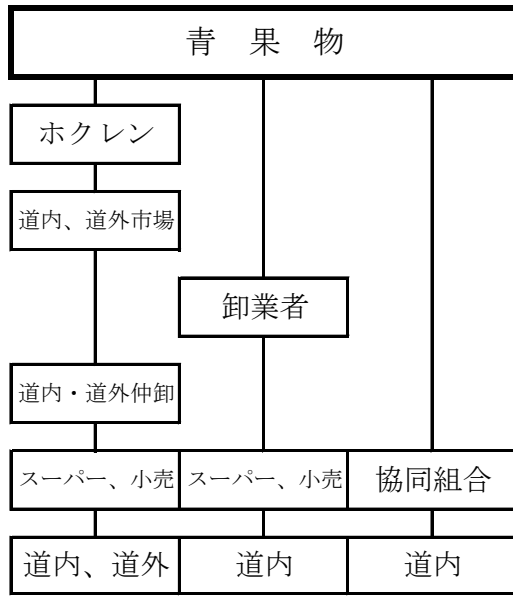
(積丹町)



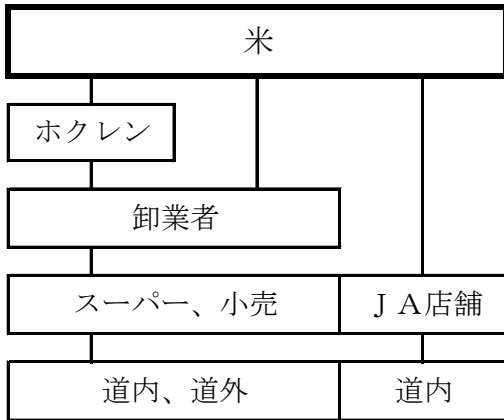
(古平町)



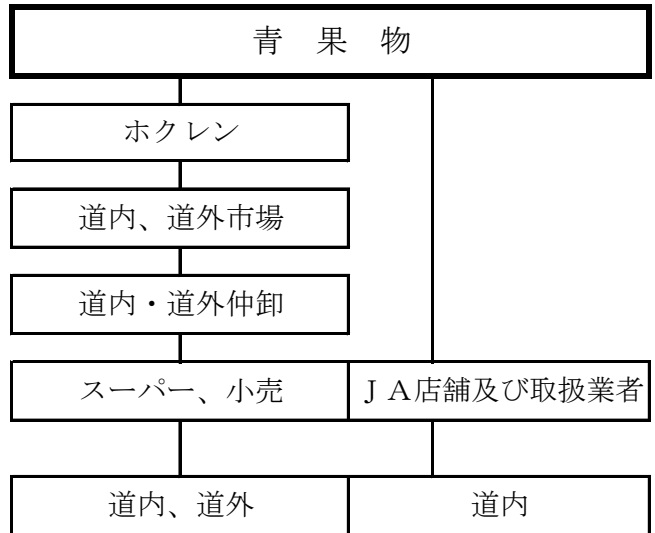
(古平町)



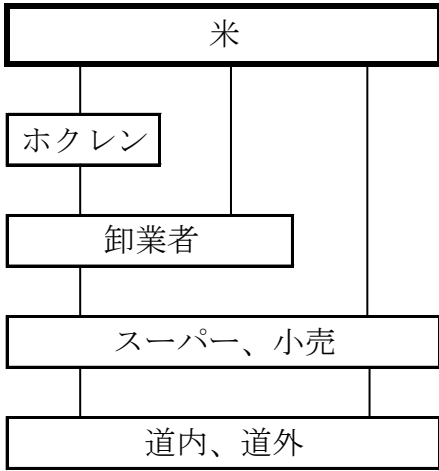
(仁木町)



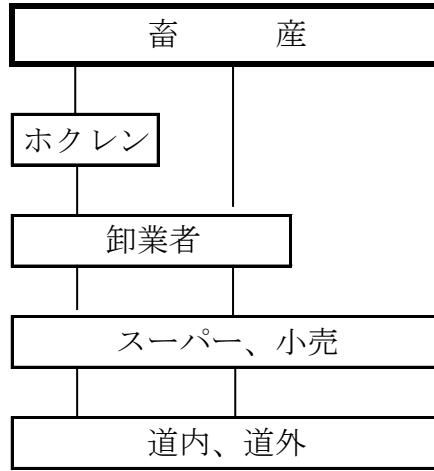
(仁木町)



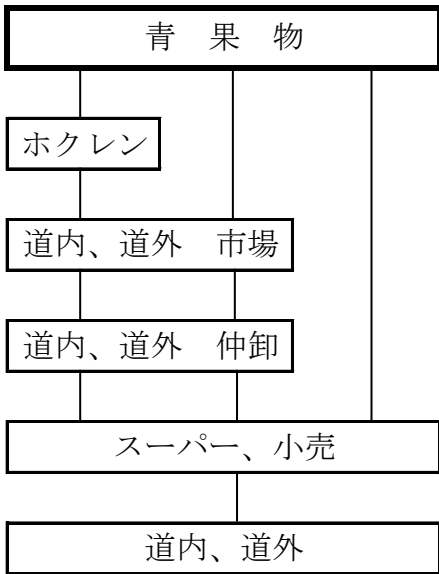
(余市町)



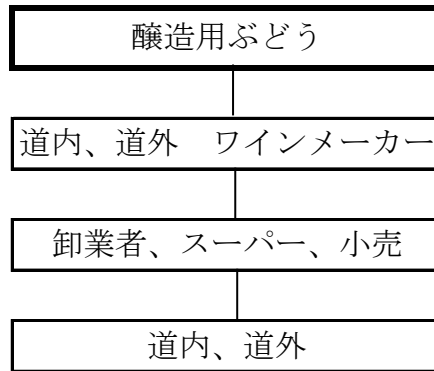
(余市町)



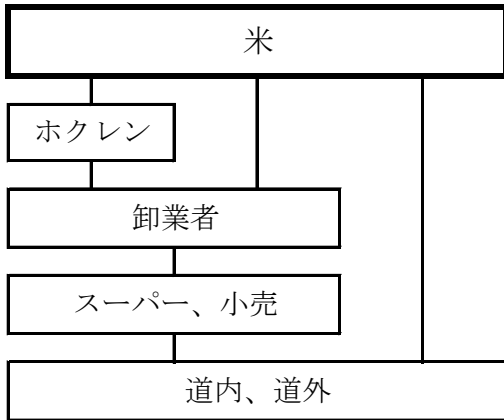
(余市町)



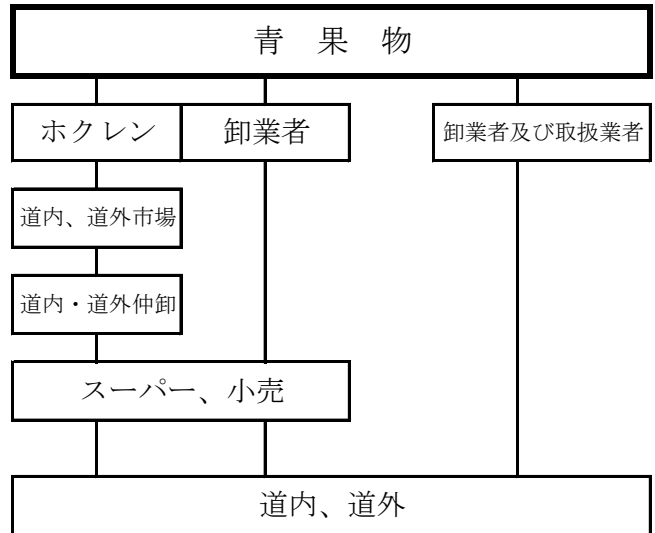
(余市町)



(赤井川村)



(赤井川村)



資料 2-8-30 沿岸漁業の漁獲量

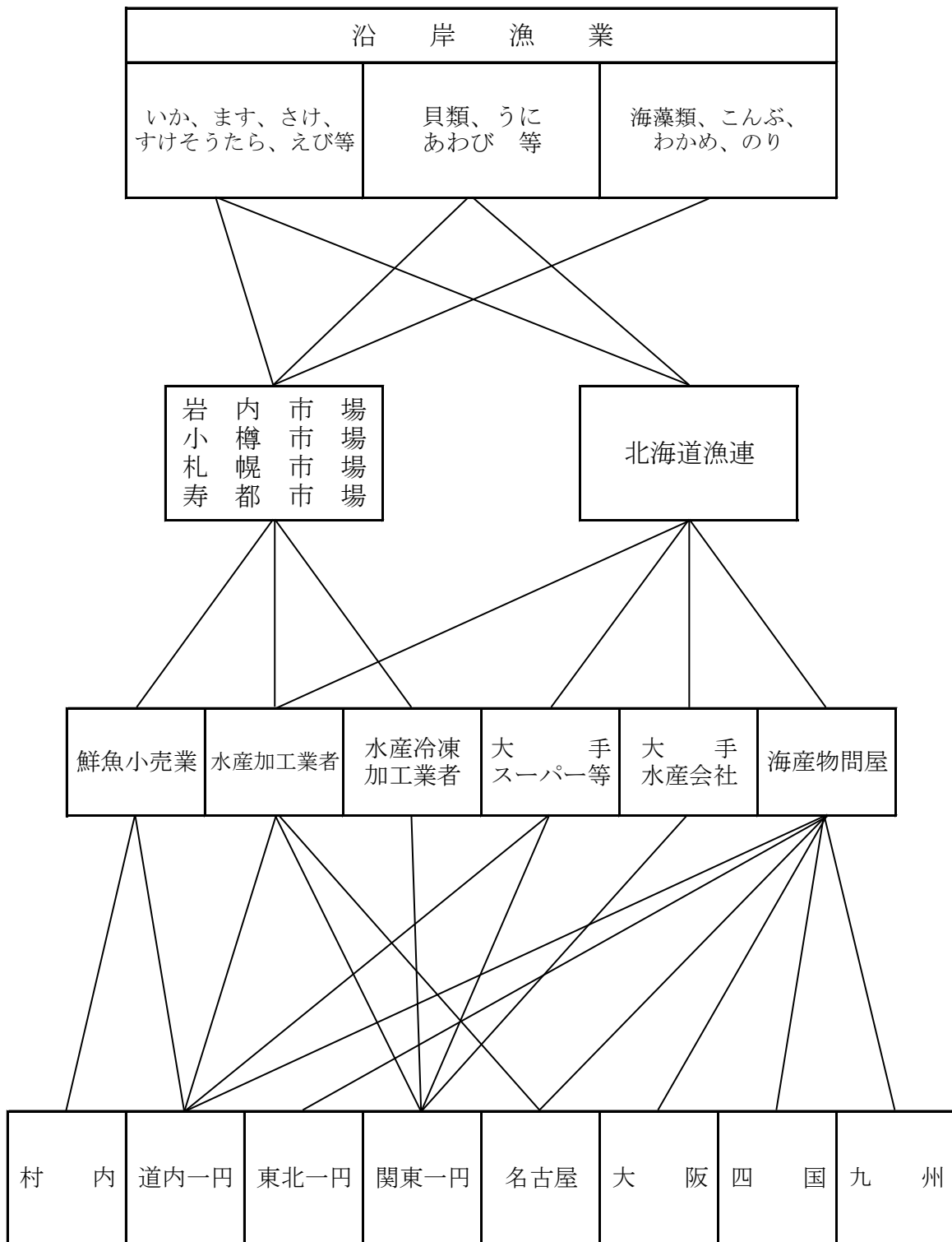
令和 7 年 町村調べ

町村名	漁協名	漁獲物		さけ ます	すけそ うだ ら たら	かれい ひら め	ほっけ さば	いかな ご その 他魚 類	いか た こ	うに な ま こ	貝類	海藻類	その他	
		項目												
泊 村	古宇郡漁業 協同組合 〔泊漁港〕	漁 法	底建網 さけ定置 刺網 定置網	定置網 刺網 底建網	刺網 底建網 定置網	刺網 定置網 底建網	刺網 敷網 定置網 底建網	いか釣 たこ漁業	ウニ採取 潜水器	採貝	採草	ホタテ養殖		
		経営体数	6	6	6	5	6	9	12	5	6	1		
		漁獲量 (t)	77.3	56.8	31.4	75.9	313.5	30.1	8.2	0	0	269.5		
	古宇郡漁業 協同組合 〔盃漁港〕	漁 法	定置網 さけ定置 刺網	定置網 刺網	刺網 定置網	定置網 刺網	刺網 敷網 定置網	いか釣 たこ漁業	ナマコ・ウ ニ採取 潜水 機	採貝	採草	さけ・ます 養殖		
		経営体数	4	3	4	1	4	6	7	5	0	1		
		漁獲量 (t)	16.8	1.5	2.7	14.9	70.6	10.4	3.1	0.2	0	13.1		
岩内町	岩内郡漁業 協同組合	漁 法	さけ定置網 小定置	延縄 刺網	小定置、刺網 延縄	刺網、小定置 底建網	小定置 刺網 敷網	釣 かご 小定置 底建網	けた引 潜水器 ウニ採取	採貝	採草			
		経営体数	13	3	13	13	8	17	42	9	9			
		漁獲量 (t)	963.1	273.7	109.6	448.7	234.3	77.5	23.4	2.20	0.00			
神恵内村	古宇郡漁業 協同組合 〔神恵内支所〕	漁 法	定置網 刺網 その他の網	定置網 刺網 その他の網	定置網 刺網 その他の網	定置網 刺網 その他の網	刺網、敷網 定置網	いか釣、刺網、 定置網、その他 の漁業	ウニ採取 潜水器 その他の漁業	採貝	採草	エビかご		
		経営体数	7	6	10	6	10	14	27	23	1	0		
		漁獲量 (t)	65.5	29.9	38.7	153.3	199.4	17.2	11.3	4.1	0.0	0.0		
寿都町	寿都町漁業 協同組合	漁 法	さけ定置網 底建網	刺網、底建 網	刺網 底建網	刺網 底建網	敷網 底建網	いか一本釣り 底建網 たこ樽流し たこ箱	ウニたも採り ウニはさみ採り なまこ桁引網 なまこヤス突き	採貝 潜水器	採藻	エビかご		
		経営体数	20	31	31	31	55	43	84	37	12	7		
		漁獲量 (t)	169.0	39.6	80.1	1,884.0	705.4	75.5	89.0	14.7	2.7	1.2		

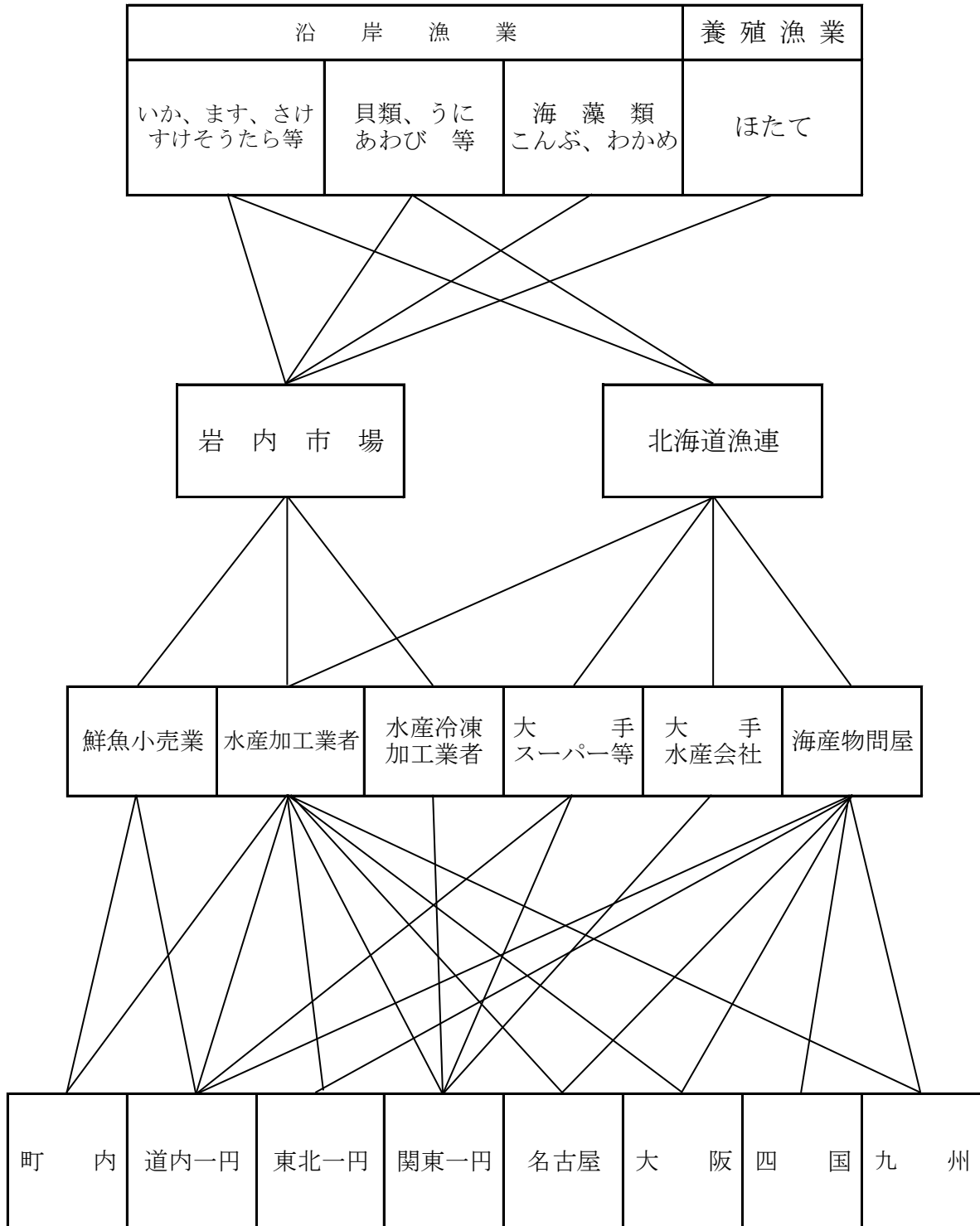
町村名	漁協名	漁獲物		さけ ます	すけそ うだ ら	かれい ひらめ	ほっけ さば	いかなご その他魚類	いか たこ	うに なまこ	貝類	海藻類	その他	
		項目	漁法											
蘭越町	寿都町漁業 協同組合 [港町協力会]	漁法	定置網	刺し網	定置網 刺し網	刺し網	刺網 定置網	刺網 かご その他の漁業	ウニ採取	採貝	採草	エビかご		
		経営体数	—	—	1	—	—	2	4	—	—	—		
		漁獲量 (t)	—	—	0.06	—	—	0.6	12.0	—	—	—		
積丹町	東しゃこたん 漁業協同組合 [美国支所]	漁法	刺し網、 小型定置網	刺し網、 一本釣、 小型定置網	刺し網、 小型定置網	刺し網、 小型定置網	敷網、かご、 刺し網、 釣り、 小型小定置	刺し網、釣 り、小型定置 網、たこ空釣 縄、底建網	ウニ採取 けた引き	採貝	採藻			
		経営体数	16	9	20	11	26	36	37	27	2			
		漁獲量 (t)	50,131	14,150	99,094	26,094	964,553	64,239	11,791	842	0.052			
	東しゃこたん 漁業協同組合 [積丹支所]	漁法	刺し網	刺し網、 底建網	刺し網、 底建網	刺し網、 底建網	敷網、刺し 網、釣り、 底建網	刺し網、釣 り、かご、 たこ空釣縄、 底建網	ウニ採取	採貝	採藻	えびかご		
		経営体数	14	18	29	22	28	56	63	50	3	1		
		漁獲量 (t)	8,932	200,630	31,029	548,847	113,586	62,581	15,534	1,064	154	39,024		
古平町	東しゃこたん 漁業協同組合 [本所]	漁法	定置網 小定置網 刺し網	刺し網	刺し網	刺し網	敷き網 (にしん)	いか釣 小定置網 たこ空釣り縄 たこ箱	ウニ採取 なまこ採取	採貝		エビかご	かに籠 刺し網	
		経営体数	15	17	29	26	25	39	25	24		5	7	
		漁獲量 (t)	132.6	1100.2	616.9	1217.2	491.6	192.5	8.2	3.4		37.7	0.1	
余市町	余市郡漁業 協同組合	漁法	さけ定置網 さけ刺し網特 別採捕	固定式刺し網 刺し網	固定式刺し網 刺し網	固定式刺し網	火光利用敷 網 小型定置 刺し網	釣り その他	磯廻り 桁曳網	採貝	採藻	エビ籠	ほっけ・ま ぐる・さけ 大型定置網	
		経営体数	26	45	92	5	47	117	113	119	197	8	2	
		漁獲量 (t)	115.7	1,008.9	554.3	185.4	1.6	77.6	23.2	4.1	0.1	197.1	65.7	

資料 2-8-3 2 水産物の出荷ルート

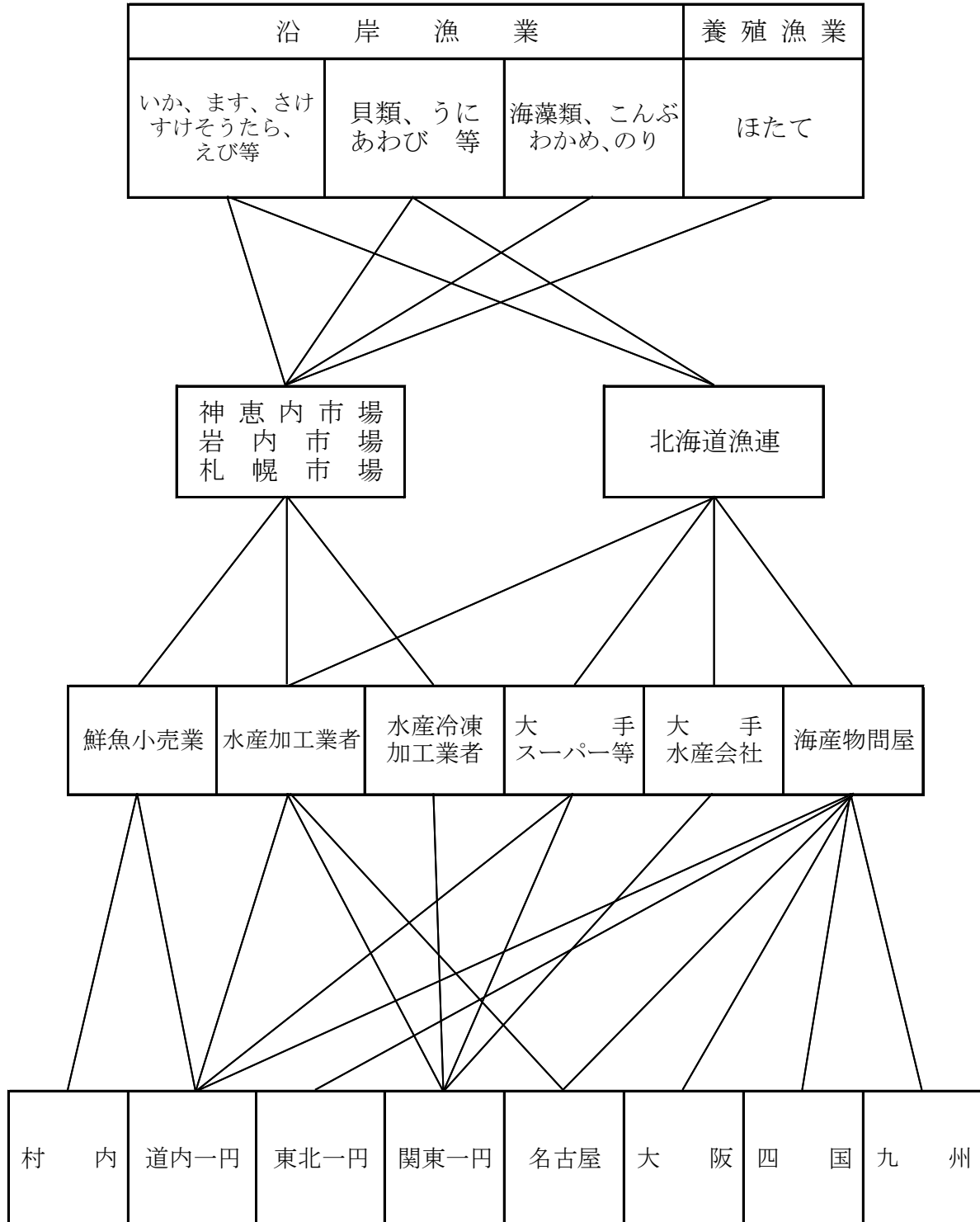
(泊 村)



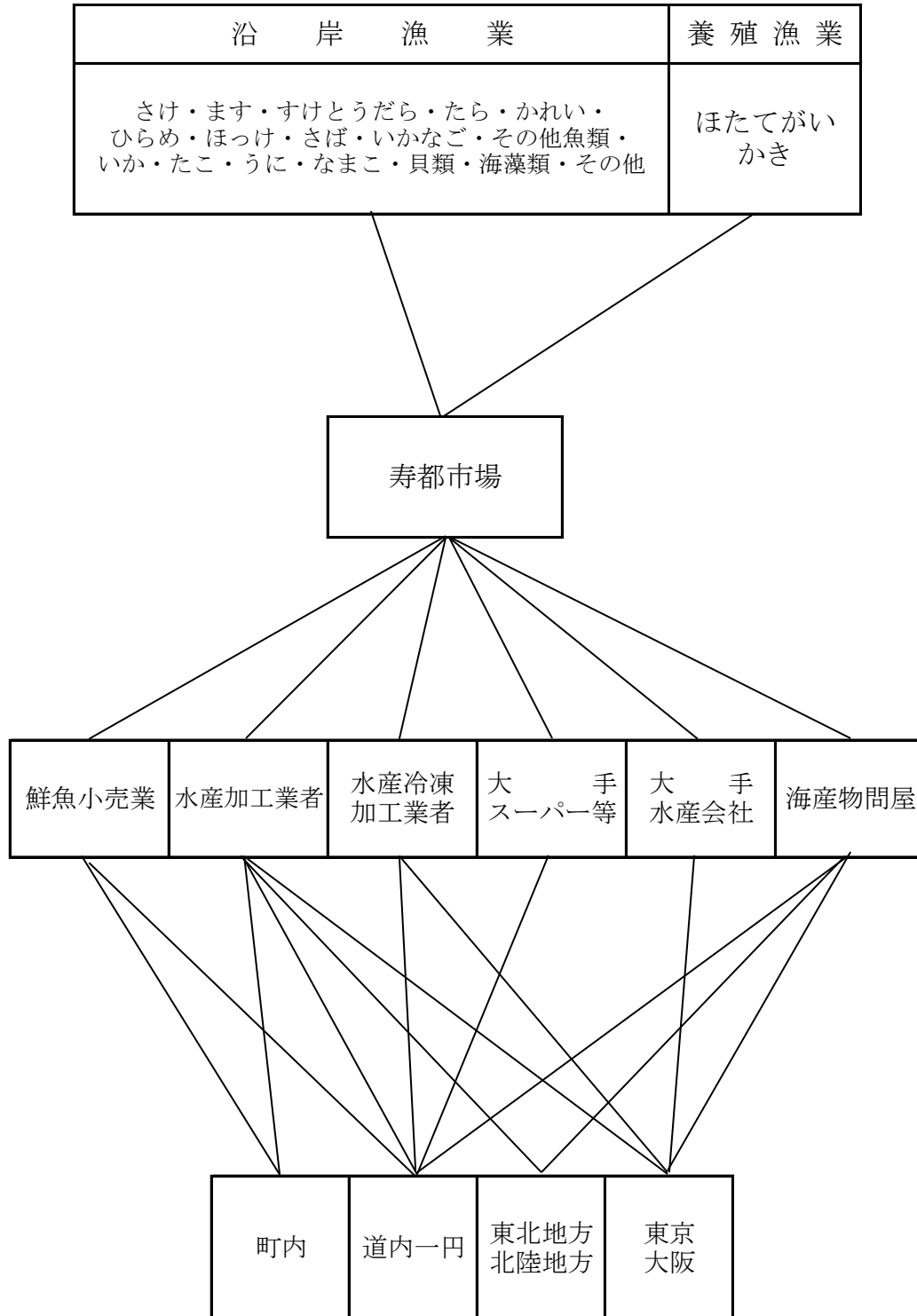
(岩内町)



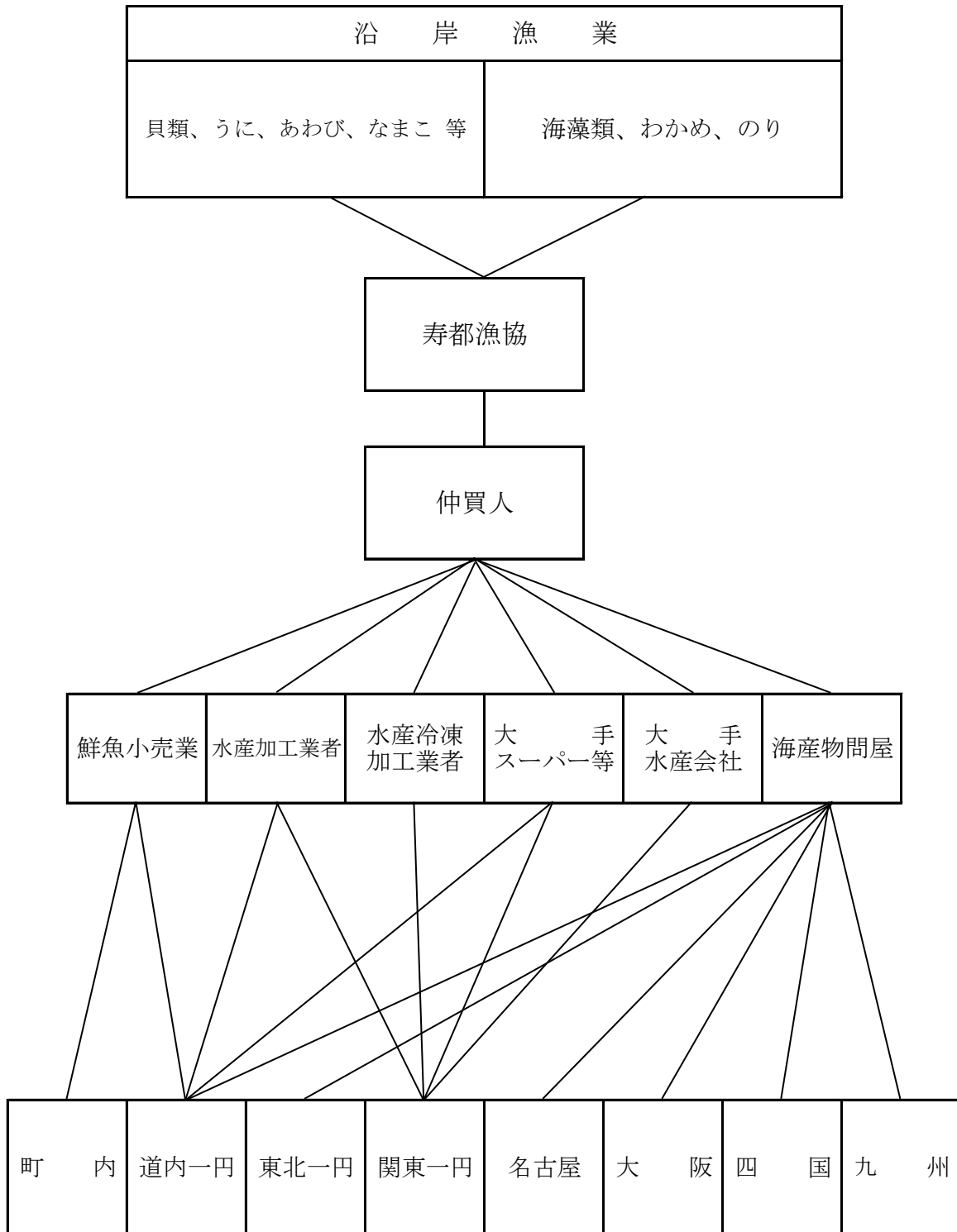
(神恵内村)



(寿都町)

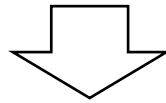


(蘭越町)

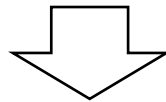


(積丹町)

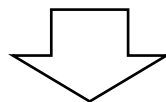
沿 岸 漁 業		
いか、たこ、ます さけ、すけそうたら かれい、ひらめ等	貝類、うに、あわび	海藻類



古平地方卸売市場



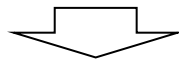
仲 買 人		
鮮魚小売業者	北海道漁連	水産加工業者



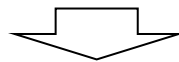
町内	道内一円	札幌中央 卸売市場	関東一円 の 卸売市場	関西一円 の 卸売市場	愛知県	金沢県 富山県	海外 (韓国・ 中国)
----	------	--------------	-------------------	-------------------	-----	------------	-------------------

(古平町)

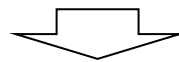
沿 岸 漁 業	
いか、ます、さけ、 すけそうたら、えび等	貝類、うに あわび 等



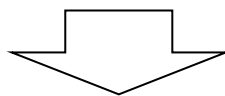
古平地方卸売市場



仲 買 人

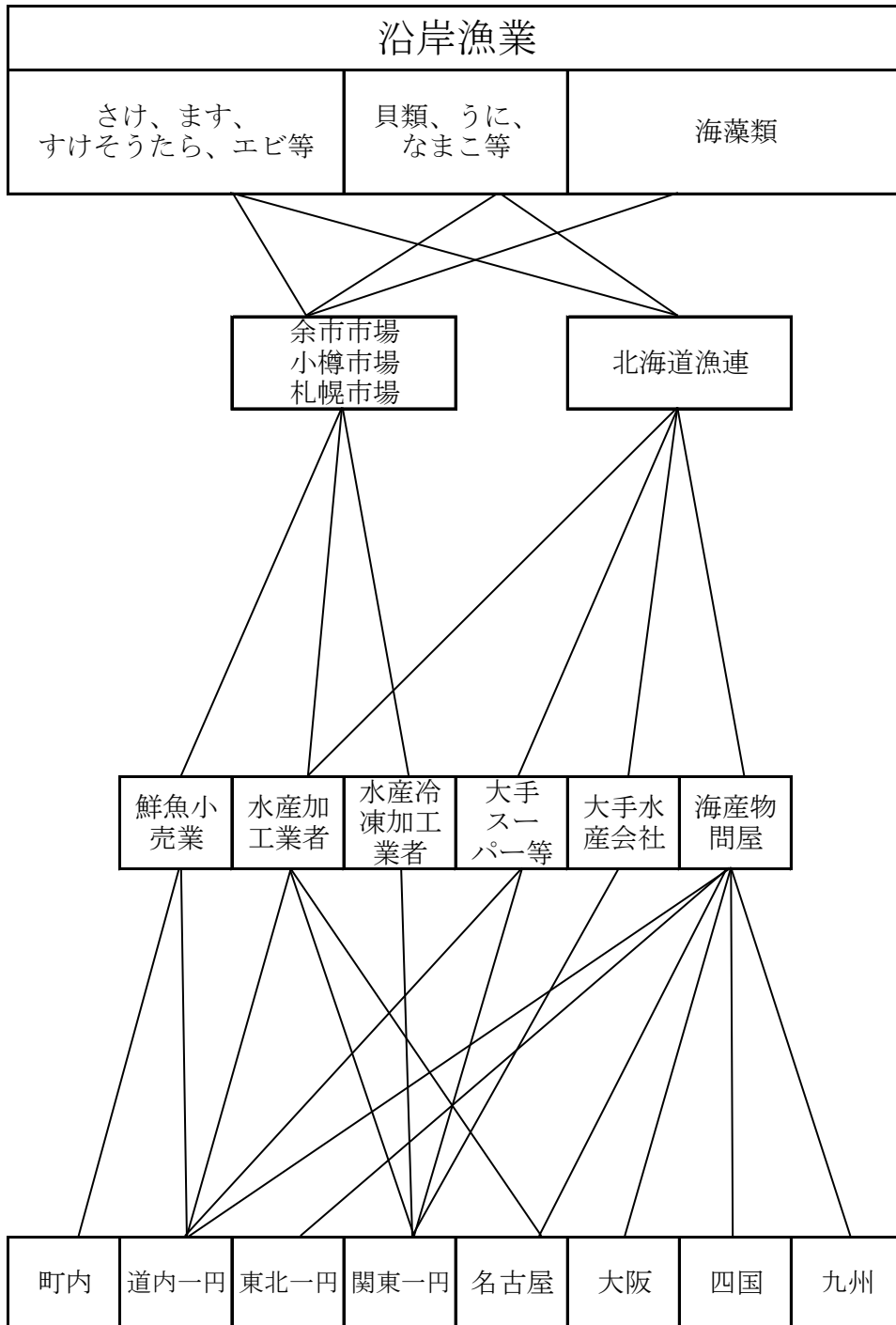


札幌中央 卸売市場	鮮魚小売業者	水産加工業者	大 手 スーパー等	北海道漁連
--------------	--------	--------	--------------	-------



町内	道内一円	中央卸売 市場	関東一円	愛知県	金沢県 富山県	海外 (韓国・ 中国)
----	------	------------	------	-----	------------	-------------------

(余市町)



資料 2 - 8 - 3 3 気象観測結果

1 地点別、月・年別平年値（統計期間 1991年～2020年） 札幌管区气象台調べ

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
平均気温 (°C)	寿都	-2.3	-1.9	1.2	6.5	11.5	15.4	19.5	21.2	18.1	12.1	5.6	-0.3	8.9
	共和	-3.4	-3.0	0.5	6.3	11.8	16.0	20.1	21.4	17.5	11.2	4.8	-1.1	8.5
	神恵内	-2.3	-1.9	1.4	6.7	11.7	15.7	19.8	21.4	18.3	12.5	5.9	-0.2	9.1
	余市	-3.8	-3.3	0.4	6.3	12.1	16.2	20.2	21.3	17.1	10.7	4.2	-1.9	8.3
	蘭越	-4.2	-3.7	-0.2	5.4	11.4	15.9	19.9	20.9	16.8	10.1	3.6	-2.1	7.8
	倶知安	-5.4	-4.9	-1.0	4.9	11.2	15.6	19.7	20.6	16.4	9.7	2.9	-3.1	7.2
	美国	-4.0	-3.5	-0.1	5.5	11.4	15.2	19.4	20.5	16.6	10.3	3.6	-2.2	7.7
日最高気温 (°C)	寿都	-0.2	0.3	3.9	10.2	15.7	19.2	23.0	24.6	21.6	15.6	8.4	2.0	12.0
	共和	-0.5	0.1	3.8	10.6	16.5	20.5	24.5	25.9	22.5	15.8	8.4	1.8	12.5
	神恵内	0.0	0.5	4.2	10.0	15.6	19.6	23.6	25.4	22.5	16.1	8.8	2.3	12.4
	余市	-0.5	0.2	4.0	10.8	17.3	21.2	24.8	26.0	22.4	15.9	8.2	1.5	12.6
	蘭越	-0.8	0.0	3.9	10.6	17.3	21.3	24.7	25.9	22.4	15.8	7.9	1.2	12.5
	倶知安	-2.0	-1.0	3.0	9.8	16.9	20.9	24.4	25.4	21.7	15.0	6.9	0.0	11.8
	美国	-1.2	-0.5	3.3	9.7	16.6	20.3	23.9	25.3	21.9	15.4	7.5	0.8	11.9
日最低気温 (°C)	寿都	-4.7	-4.6	-1.7	2.8	7.8	12.3	16.8	18.4	14.6	8.4	2.3	-2.8	5.8
	共和	-6.8	-6.7	-3.4	1.7	7.0	11.9	16.4	17.4	12.8	6.6	1.2	-4.2	4.5
	神恵内	-4.7	-4.4	-1.3	3.6	8.3	12.4	16.9	18.3	14.7	9.1	2.9	-2.8	6.1
	余市	-7.9	-7.8	-4.1	1.2	6.7	11.3	15.9	17.0	12.2	5.5	0.0	-5.6	3.7
	蘭越	-8.2	-8.1	-4.8	0.0	5.7	11.4	16.1	16.8	11.7	4.8	-0.5	-5.6	3.3
	倶知安	-9.6	-9.4	-5.7	0.1	6.0	11.3	16.1	16.7	11.3	4.5	-1.0	-6.8	2.8
	美国	-7.4	-7.3	-4.1	0.7	5.9	10.2	15.0	16.0	11.5	5.2	-0.3	-5.4	3.3
降水量 (mm)	寿都	120.2	87.4	68.1	59.3	65.9	60.7	94.5	130.1	149.8	128.0	148.2	138.5	1250.6
	共和	56.3	40.7	40.6	47.6	61.1	52.4	96.4	124.3	118.7	113.4	110.4	83.7	948.7
	神恵内	94.8	72.1	59.8	65.1	88.0	69.4	140.3	142.8	153.8	133.4	122.1	117.4	1257.6
	余市	124.5	100.5	83.9	65.1	63.6	51.4	102.5	129.4	153.5	138.4	161.8	150.6	1325.2
	蘭越	104.2	79.6	59.2	61.0	74.1	64.1	104.2	142.2	142.9	120.9	137.2	125.9	1220.4
	倶知安	184.5	129.4	98.3	67.1	75.8	59.9	102.3	153.1	133.3	128.2	182.8	217.7	1532.3
	ニセコ	112.7	73.9	68.2	75.4	66.4	76.2	94.8	147.2	153.3	124.2	158.2	177.7	1321.9
	赤井川	118.8	95.9	74.6	62.2	67.6	55.6	106.8	144.6	148.7	138.5	147.8	140.2	1301.6
	美国	203.0	145.2	119.2	96.2	82.5	60.3	123.6	169.7	208.6	193.8	246.6	252.1	1899.4
平均風速 (m/s)	寿都	4.4	4.6	4.3	4.5	4.3	4.3	3.8	3.5	3.6	3.8	4.1	4.6	4.2
	共和	4.6	4.4	4.1	3.7	3.1	2.4	2.1	2.2	2.6	3.2	4.2	4.8	3.4
	神恵内	4.2	4.0	3.6	2.7	2.2	1.9	1.8	2.0	2.6	3.4	4.2	4.7	3.1
	余市	2.2	2.5	2.9	3.1	2.7	1.9	1.8	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1	2.3
	蘭越	2.2	2.2	2.2	1.9	1.9	1.7	1.4	1.4	1.4	1.6	2.1	2.3	1.9
	倶知安	2.9	3.1	3.3	3.3	3.5	3.3	3.1	2.8	2.6	2.8	3.1	3.0	3.1
	美国	1.5	1.6	2.1	2.2	2.1	1.4	1.3	1.2	1.3	1.5	1.6	1.5	1.6

注：共和の平年値は、2008年11月の移設の前の観測値も使用して算出した。
ニセコの平年値は、2010年3月からの観測値を使用して算出した。

2 地点別、年・月別極値

札幌管区気象台調べ

(1) 日最高気温・日最低気温の極値

統計期間：表下部に記載

要素		月												年	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
日最高気温	寿都	値(℃)	12.2	13.7	17.5	27.7	29.0	31.3	33.0	34.0	31.1	26.8	22.5	15.1	34.0
		起年日	1903 24	2024 19	2018 28	1998 21	2019 27	2014 4	1924 20	1904 20	1933 1	2022 1	2023 3	1953 1	1904 8/20
	共和	値(℃)	10.0	14.9	18.4	24.7	30.0	32.5	34.7	35.0	33.4	27.4	21.7	15.3	35.0
		起年日	2023 13	2024 19	2023 23	2024 27	2019 27	2012 30	2021 28	2023 10	2012 18	2022 1	2023 3	2018 4	2023 8/10
	神恵内	値(℃)	9.2	12.5	16.2	23.9	30.0	29.1	33.5	33.1	32.2	26.1	19.6	15.0	33.5
		起年日	2023 13	2024 19	2023 23	2024 16	2019 27	2021 11	2021 28	2023 24	2012 18	2022 1	2003 3	2010 3	2021 7/28
	余市	値(℃)	10.2	13.8	17.6	27.2	34.5	33.5	34.6	34.9	32.6	27.2	21.0	15.0	34.9
		起年日	2023 13	2024 19	2023 23	1998 21	2019 26	2014 5	2000 31	1984 16	2019 8	2022 1	2003 3	2010 3	1984 8/16
	蘭越	値(℃)	8.7	13.2	15.9	25.4	33.1	32.7	33.7	35.4	32.1	27.5	22.0	13.6	35.4
		起年日	2009 23	2024 19	2023 22	2024 27	2019 26	2014 4	2000 31	2023 23	2020 8	2022 1	2023 3	2014 1	2023 8/23
	倶知安	値(℃)	8.7	13.1	14.4	24.5	32.5	32.5	34.1	34.6	32.0	26.8	20.0	12.5	34.6
		起年日	2009 23	2024 19	2023 22	2024 27	2019 26	2014 4	2000 31	2023 23	2020 8	2022 1	2023 3	2010 3	2023 8/23
	美国	値(℃)	9.3	13.7	16.2	25.6	33.7	31.3	34.0	35.2	33.4	27.6	20.8	14.1	35.2
		起年日	2023 13	2024 19	2023 23	1998 21	2019 26	2014 4	2018 29	2023 31	2012 18	2022 1	2023 3	2010 3	2023 8/31
日最低気温	寿都	値(℃)	-15.7	-15.0	-11.4	-7.7	-1.4	2.7	7.1	10.8	4.8	-3.6	-9.0	-15.0	-15.7
		起年日	1912 3	1893 13	1922 1	1929 3	1887 4	1923 5	1887 3	1956 22	1964 28	1924 29	1887 30	1937 27	1912 1/3
	共和	値(℃)	-17.8	-17.0	-15.4	-8.7	-0.8	2.7	7.6	9.1	2.9	-1.1	-7.7	-16.4	-17.8
		起年日	1985 25	1991 20	1986 4	1978 1	2002 2	1989 11	2015 8	2017 30	2013 27	2014 22	1998 22	2012 24	1985 1/25
	神恵内	値(℃)	-13.2	-13.8	-9.6	-3.1	1.1	5.0	9.8	12.0	6.4	0.2	-8.3	-12.2	-13.8
		起年日	2023 25	2019 8	1997 3	2011 4	2003 1	2018 10	2015 8	2017 30	2013 27	2004 27	2016 23	1984 24	2019 2/8
	余市	値(℃)	-20.4	-21.5	-16.9	-7.0	-1.7	1.7	6.5	8.5	3.0	-2.7	-12.2	-15.7	-21.5
		起年日	1985 25	1978 17	2005 3	1979 5	1983 6	2017 6	1983 2	1993 8	1992 29	1986 20	1998 21	2020 20	1978 2/17
	蘭越	値(℃)	-24.7	-24.1	-19.2	-10.5	-2.6	2.0	5.5	7.5	1.3	-3.9	-11.9	-20.3	-24.7
		起年日	1985 25	1978 17	2004 4	1978 1	2016 2	2018 10	1979 6	2017 30	1980 27	2014 23	2008 26	2012 24	1985 1/25
	倶知安	値(℃)	-35.7	-28.7	-28.8	-18.6	-4.8	0.1	4.6	4.8	-1.3	-8.9	-22.0	-27.0	-35.7
		起年日	1945 27	1944 12	1957 2	1978 1	1955 3	1973 3	1951 5	1971 19	1964 28	1964 25	1962 27	1953 7	1945 1/27
	美国	値(℃)	-17.1	-17.8	-13.6	-8.0	-2.5	1.6	5.9	8.8	2.3	-2.7	-9.7	-15.6	-17.8
		起年日	1985 25	1978 17	2001 10	1979 5	1980 7	1983 2	2004 2	2017 30	2013 27	1996 31	1998 21	2021 27	1978 2/17

注：「極値」はある期間に観測された値の最大値(最高値)または最小値(最低値)、「起年日」は極値が発現した日。
統計期間は、寿都は1884年6月～2025年6月、倶知安は1944年1月～2025年6月、その他の地点は1977年10月～2025年6月。

(2) 日降水量の極値

統計期間：表下部に記載

要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
寿都	値 (mm)	47.0	45.5	62.5	54.0	119.0	68.3	157.5	206.3	150.0	87.5	55.0	52.6	206.3
	起年日	2006 3	1972 14	2015 10	1947 21	1998 2	1886 28	1961 25	1962 3	2011 2	1991 15	1972 21	1925 2	1962 8/3
共和	値 (mm)	49.0	24.5	65.0	45.5	103.0	51.0	100.0	118.0	109.5	76.0	49.0	44.5	118.0
	起年日	1981 12	2009 13	2015 10	2013 7	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2010 3	1981 8/23
神恵内	値 (mm)	78.0	55.0	64.5	86.0	122.0	62.5	171.0	122.0	135.0	95.0	71.0	42.0	171.0
	起年日	1981 21	1994 22	2015 10	1998 13	1998 2	2025 21	2010 29	2012 20	2011 2	2006 8	2020 19	2016 23	2010 7/29
余市	値 (mm)	52.5	40.0	36.0	54.0	91.0	44.5	146.5	132.0	148.5	90.0	81.0	62.0	148.5
	起年日	2024 7	2004 22	1990 12	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1997 5	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	2011 9/2
蘭越	値 (mm)	42.0	40.0	59.0	70.5	92.0	57.5	115.0	135.0	111.5	79.0	60.5	48.0	135.0
	起年日	1981 12	2004 22	2015 10	2013 7	1998 2	2018 12	1999 29	1981 23	2017 18	1979 19	2023 17	2010 3	1981 8/23
倶知安	値 (mm)	50.0	97.5	111.0	68.6	95.5	82.0	119.9	180.9	92.0	106.0	74.5	52.5	180.9
	起年日	1970 31	1972 14	2015 10	1966 16	1998 2	1981 28	1950 15	1962 3	1985 1	1979 19	1975 7	2012 4	1962 8/3
ニセコ	値 (mm)	31.5	20.5	76.0	37.0	41.0	63.0	66.5	98.0	83.0	65.0	62.5	43.0	98.0
	起年日	2024 7	2021 15	2015 10	2013 7	2025 3	2021 4	2024 29	2022 16	2017 18	2022 4	2012 7	2016 22	2022 8/16
赤井川	値 (mm)	41.0	48.0	58.0	63.0	131.0	49.5	76.5	114.0	115.5	91.0	72.0	47.0	131.0
	起年日	2007 7	1991 16	1990 12	1982 10	1998 2	2017 10	2024 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	1998 5/2
美国	値 (mm)	68.5	52.0	78.0	75.0	113.0	85.5	165.0	124.0	177.0	113.5	116.0	64.0	177.0
	起年日	2024 7	2004 22	1998 20	1998 13	1998 2	2025 21	2010 29	1981 23	2011 2	2021 20	1992 20	2022 23	2011 9/2

注：統計期間は、寿都は1884年6月～2025年6月、神恵内は1977年10月～2025年6月、倶知安は1944年1月～2025年6月、ニセコは2010年3月～2025年6月、赤井川は1976年5月～2025年6月、その他の地点は1976年4月～2025年6月（ただし、共和は移転前の値を含む）。

(3) 積雪の深さの月最大値

統計期間：表下部に記載

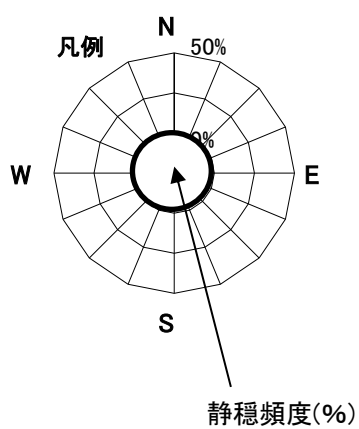
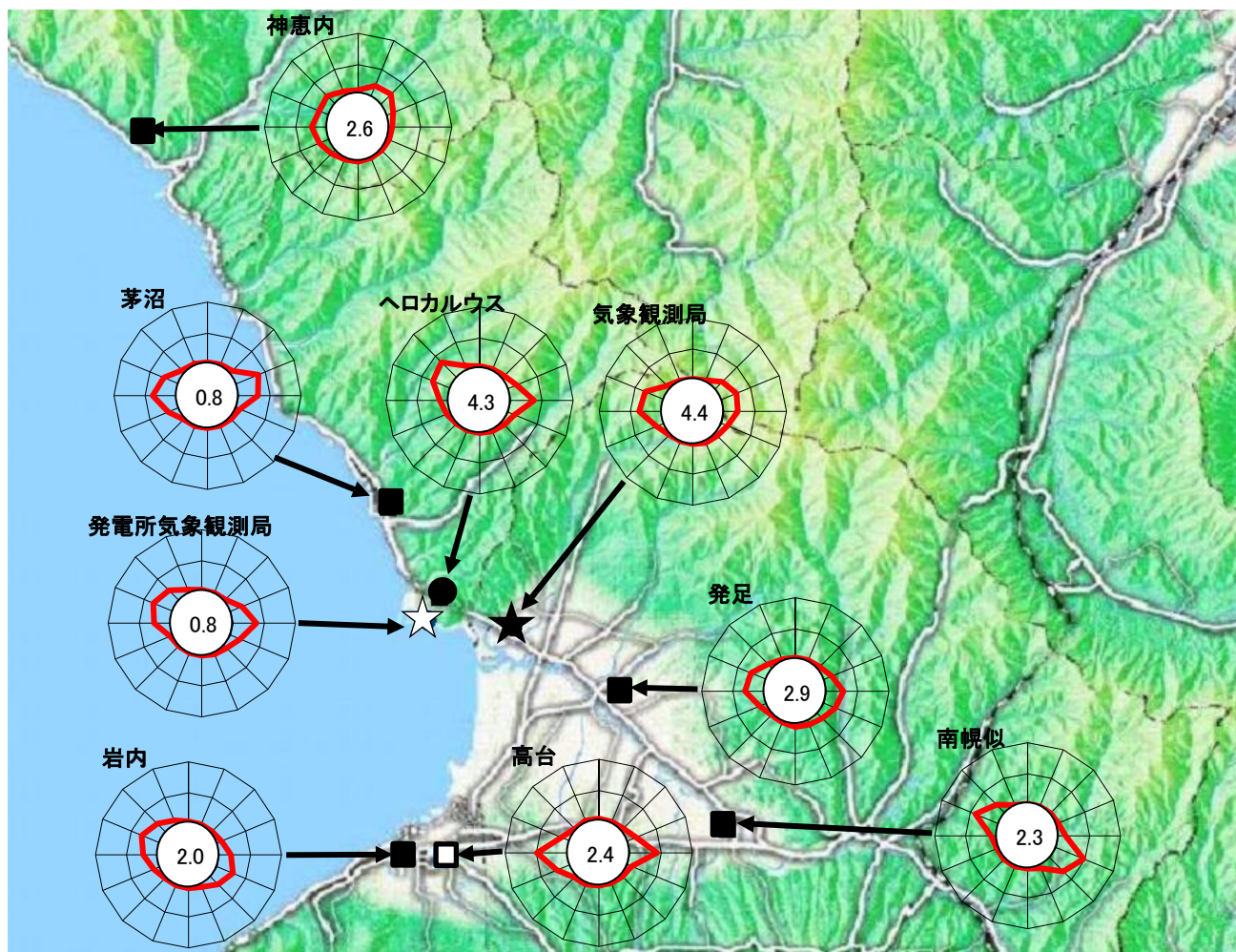
要素		月												年
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
寿都	値 (cm)	170	180	189	106	—	—	—	—	—	8	55	165	189
	起年日	1922 31	1945 17	1945 17	1957 2						1912 22	1962 27	1892 17	1945 3/17
共和	値 (cm)	170	177	167	106	—	—	—	—	—	5	61	138	177
	起年日	1990 28	1991 17	1985 9	1985 1						1996 27	2002 22	1985 17	1991 2/17
余市	値 (cm)	169	196	173	120	2	—	—	—	—	3	64	133	196
	起年日	2006 19	2006 10	2005 4	2005 1	2011 2					1984 28	1998 21	2005 29	2006 2/10
蘭越	値 (cm)	179	200	188	132	—	—	—	—	—	3	40	148	200
	起年日	2006 22	1988 21	2005 3	1984 2						2004 27	1999 30	2005 30	1988 2/21
倶知安	値 (cm)	236	262	312	256	38	—	—	—	—	47	119	203	312
	起年日	1970 31	1970 23	1970 25	1970 1	1970 1					1950 26	1953 25	1956 24	1970 3/25
赤井川	値 (cm)	185	248	230	183	32	—	—	—	—	8	72	134	248
	起年日	2005 26	1991 17	2015 13	2005 1	2006 1					2010 27	1998 21	2005 29	1991 2/17

注：統計期間は、寿都は1884年6月～2025年6月、共和は1984年10月～2025年6月(移転前の値を含む)、
余市・蘭越は1981年10月～2025年6月、倶知安は1944年1月～2025年6月、赤井川は1988年10月～2025年6月。

資料 2-8-34 風配図

1 泊発電所周辺風配図

令和6年度 道原子力環境センター調べ

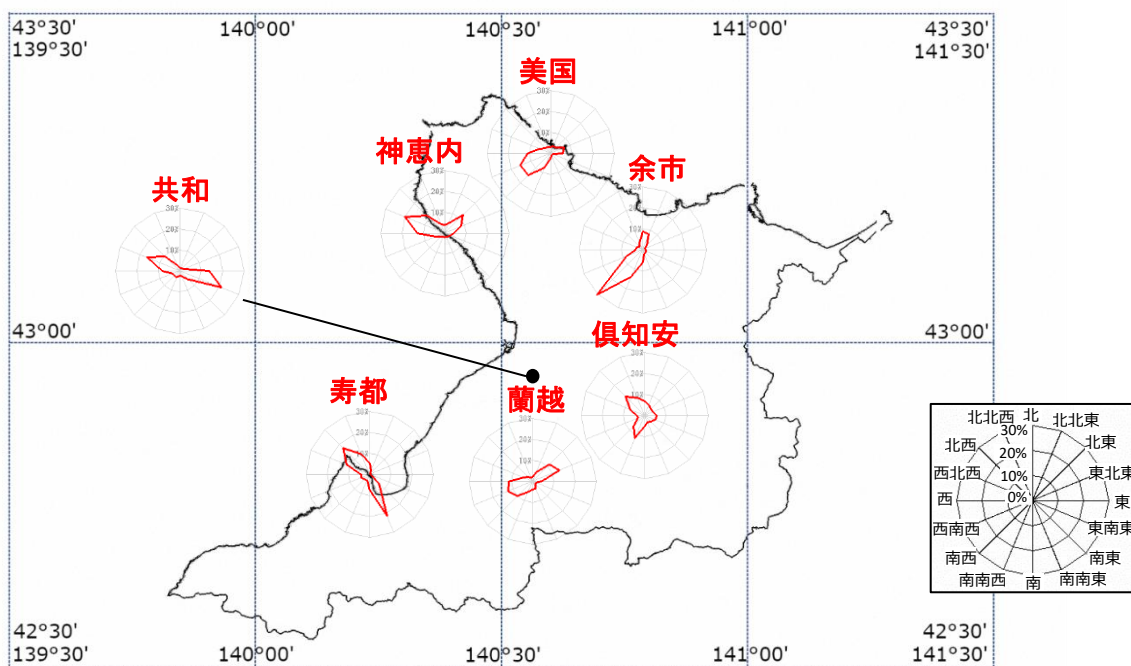


項目	道	北電
モニタリングステーション	■	□
モニタリングポスト	●	
気象観測局	★	☆

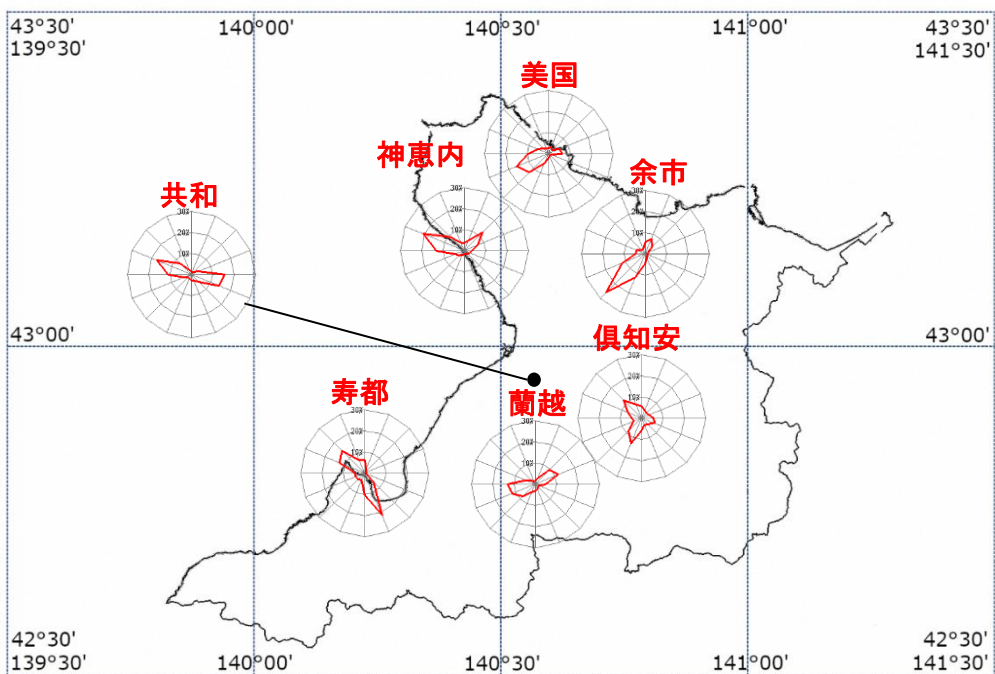
2 周辺風配図

札幌管区气象台調べ

(1) 年間風配図 (2024年)



(2) 累年風配図 (1991年～2020年)

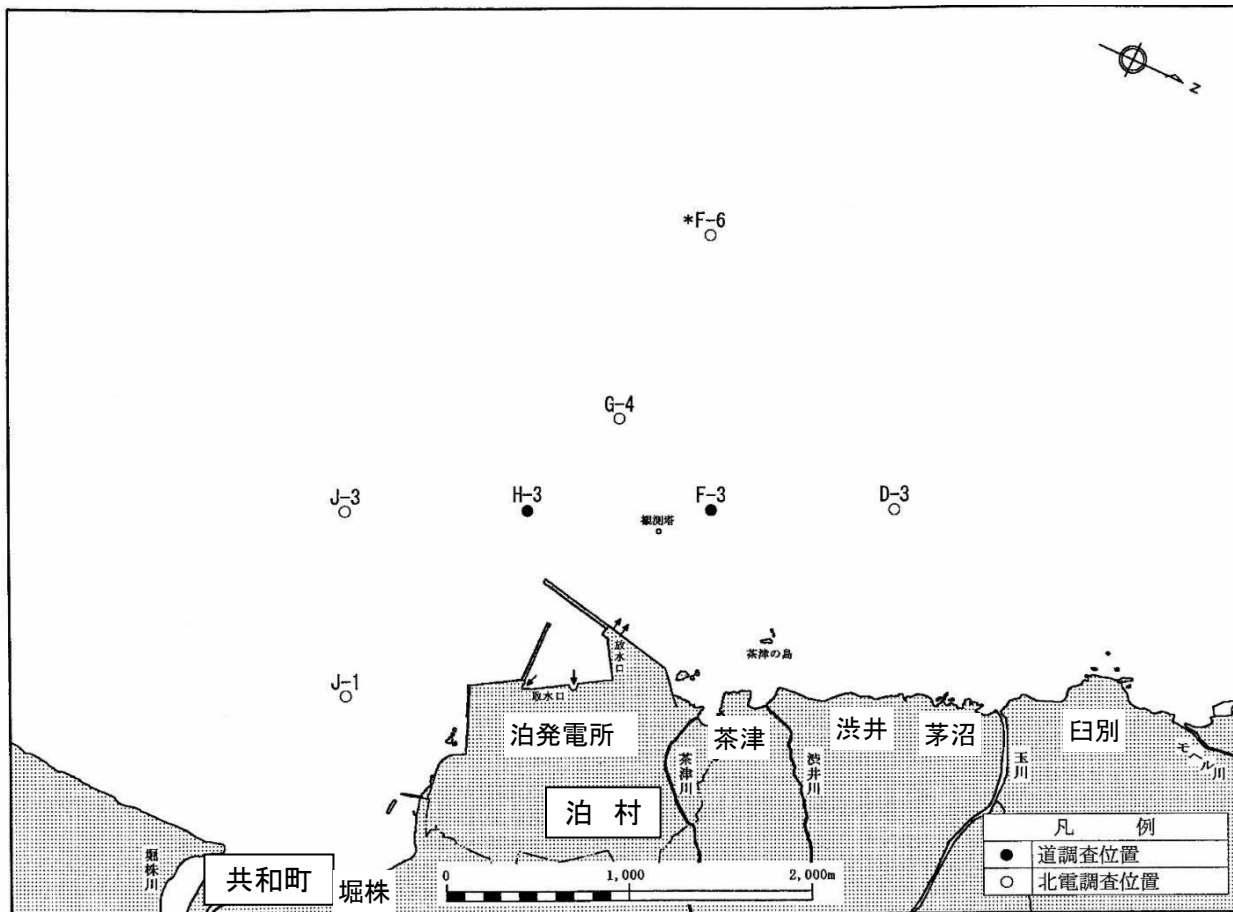


資料 2-8-35 泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布

道原子力環境センター調べ

1 流向流速調査地点

令和7年度



*F-6地点は平成18年10月から測定開始

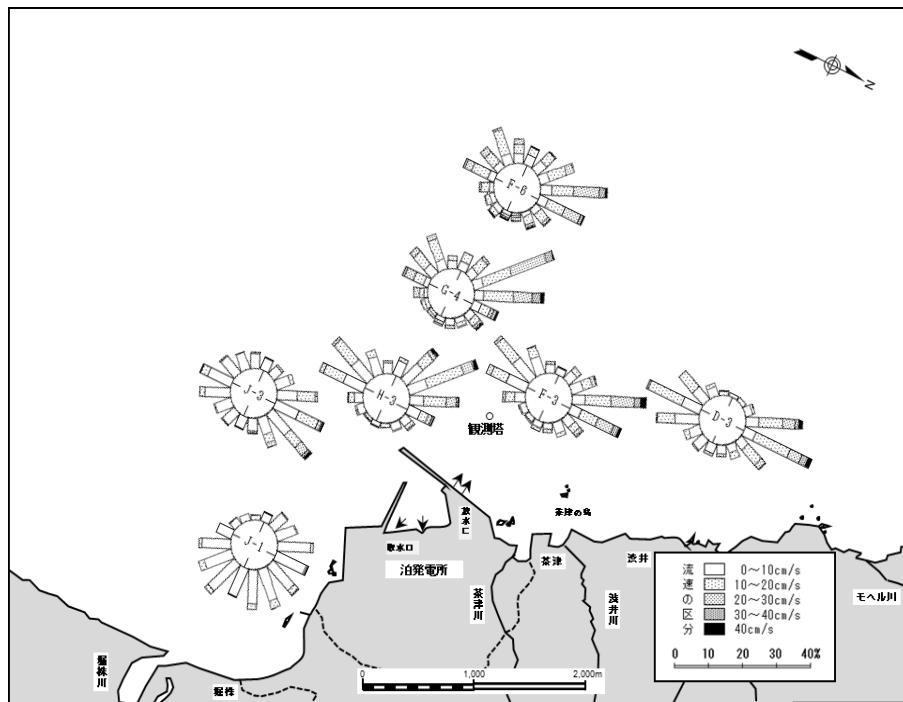
- F-3、 ● H-3 道
- D-3、 ○ F-6 } 北電
- G-4、 ○ J-1 } 北電
- J-3 } 北電

2 流向流速頻度分布図

(1) 流向流速頻度分布図 (第1四半期)

調査年月日：令和6年5月1日～5月15日

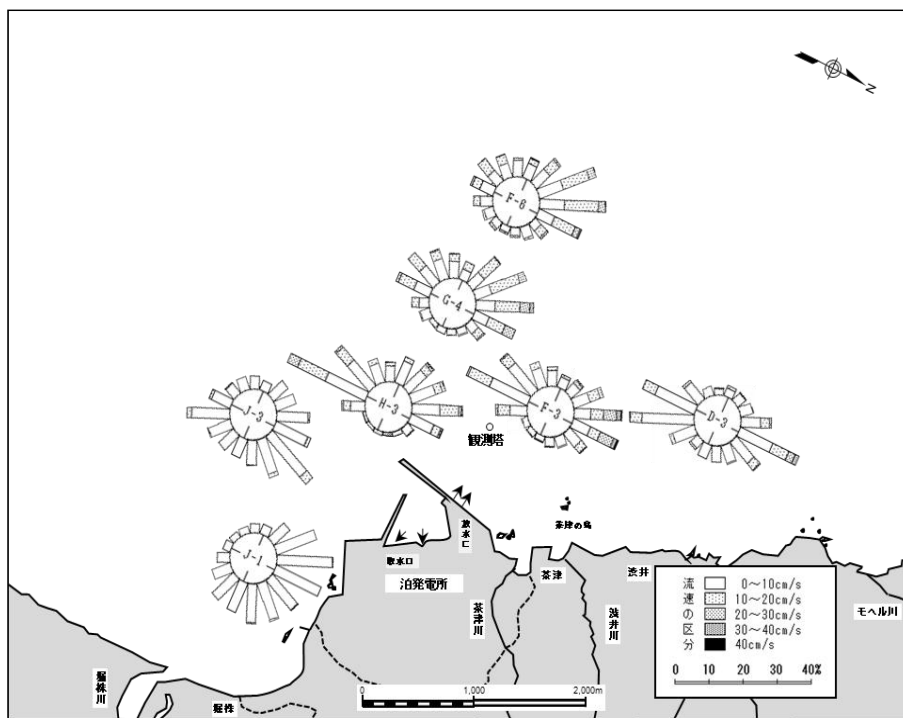
調査深度：2m



(2) 流向流速頻度分布図 (第2四半期)

調査年月日：令和6年8月1日～8月15日

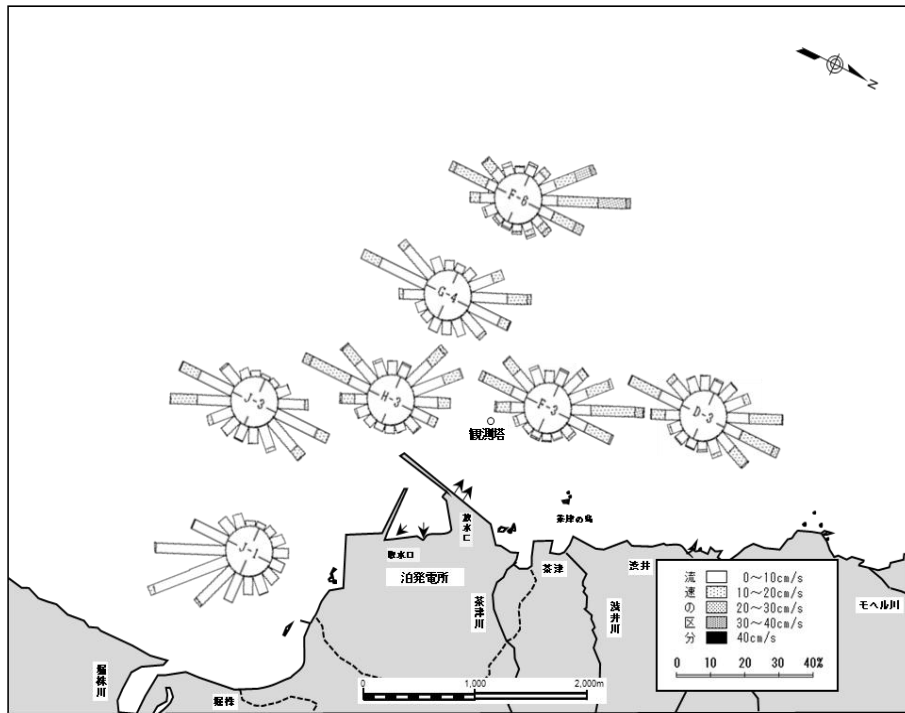
調査深度：2m



(3) 流向流速頻度分布図 (第3四半期)

調査年月日：令和6年11月1日～11月15日

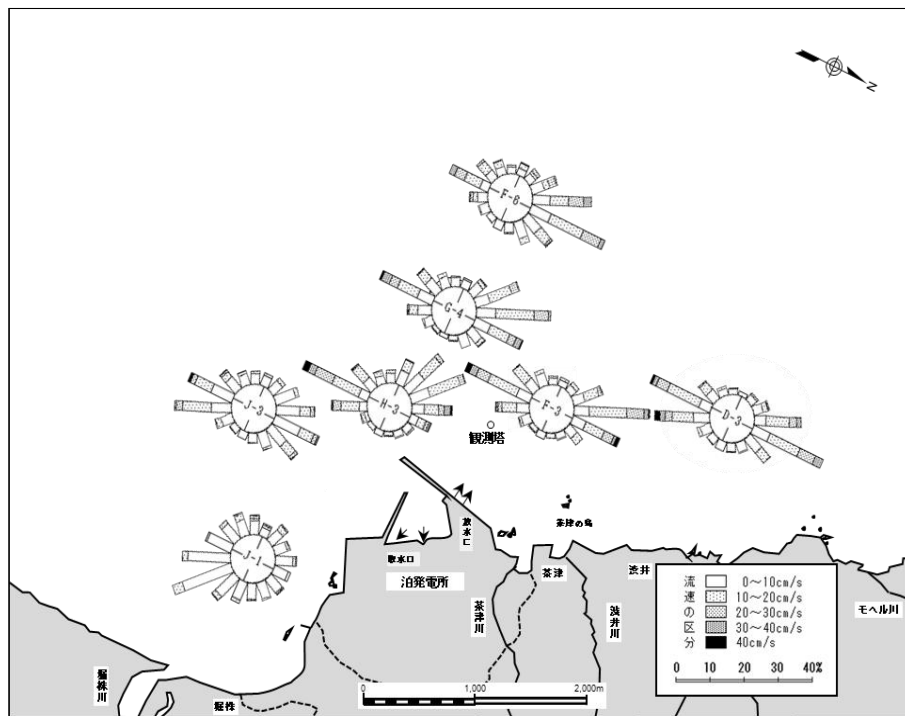
調査深度：2m



(4) 流向流速頻度分布図 (第4四半期)

調査年月日：令和7年2月1日～2月15日

調査深度：2m



資料 3 - 1 - 1 泊発電所異常事態通報様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
 連絡者名 _____
 連絡先 _____

警戒事態該当事象連絡

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1	
警戒事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類 <input type="checkbox"/> (AL11)原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> (AL21)原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> (AL24)蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL25)非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL29)停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL31)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL42)単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL51)原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (AL52)所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> (AL53)重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象による影響(<input type="checkbox"/> 地震、 <input type="checkbox"/> 津波、 <input type="checkbox"/> 設計基準超過、 <input type="checkbox"/> 委員長判断) <input type="checkbox"/> 重要な故障等(オンサイト統括判断)	
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) ECCSの作動状態 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(最大値: n Gy/h → n Gy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り(c p m → c p m) その他
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上 ^{*1} の地震が発生した場合) ※1:当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計 ^{*2} による観測地震加速度[発生日時 年 月 日 時 分頃(24時間表示)] ※2:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり(水平方向: gal)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下

泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m):100gal以下

特定事象発生通報(原子炉施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第 1 0 条 通 報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：北海道電力株式会社 泊発電所（事業区分：電気事業） 場所：北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1																																								
特定事象の発生箇所	泊発電所 号機																																								
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）																																								
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black;">原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</td> <td style="border: 1px solid black;">原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※ <input type="checkbox"/> (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ <input type="checkbox"/> (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> (SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 <input type="checkbox"/> (SE27) 直流電源の部分喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ <input type="checkbox"/> (SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ <input type="checkbox"/> (SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※ <input type="checkbox"/> (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ <input type="checkbox"/> (GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ <input type="checkbox"/> (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ <input type="checkbox"/> (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ <input type="checkbox"/> (GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE28) 炉心損傷の検出 ※ <input type="checkbox"/> (GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ <input type="checkbox"/> (GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</td> </tr> <tr> <td>想定される原因</td> <td colspan="2">故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他()</td> </tr> <tr> <td>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</td> <td colspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>原子炉の運転状態</td> <td colspan="2">発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)</td> </tr> <tr> <td>ECCSの作動状態</td> <td colspan="2">発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td colspan="2">作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</td> </tr> <tr> <td>主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(最大値:</td> <td>nGy/h→ nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>放水口ポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>その他特定事象の把握に参考となる情報</td> <td colspan="2"> <p>(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上※¹の地震が発生した場合)</p> <p>※1：当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計※²による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24時間表示)]</p> <p>※2：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり (水平方向: gal)</p> </td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> ※ <input type="checkbox"/> (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ <input type="checkbox"/> (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> (SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 <input type="checkbox"/> (SE27) 直流電源の部分喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ <input type="checkbox"/> (SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ <input type="checkbox"/> (SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <input type="checkbox"/> (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ <input type="checkbox"/> (GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ <input type="checkbox"/> (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ <input type="checkbox"/> (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ <input type="checkbox"/> (GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE28) 炉心損傷の検出 ※ <input type="checkbox"/> (GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ <input type="checkbox"/> (GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 	(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)		想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他()		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	<table border="0"> <tr> <td>原子炉の運転状態</td> <td colspan="2">発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)</td> </tr> <tr> <td>ECCSの作動状態</td> <td colspan="2">発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td colspan="2">作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</td> </tr> <tr> <td>主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(最大値:</td> <td>nGy/h→ nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>放水口ポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		原子炉の運転状態	発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)		ECCSの作動状態	発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)		排気筒	作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗		主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	モニタリングポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(最大値:	nGy/h→ nGy/h)	放水口ポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	その他			その他特定事象の把握に参考となる情報	<p>(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上※¹の地震が発生した場合)</p> <p>※1：当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計※²による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24時間表示)]</p> <p>※2：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり (水平方向: gal)</p>	
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準																																							
	<ul style="list-style-type: none"> ※ <input type="checkbox"/> (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ <input type="checkbox"/> (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ <input type="checkbox"/> (SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 <input type="checkbox"/> (SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 <input type="checkbox"/> (SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 <input type="checkbox"/> (SE27) 直流電源の部分喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 <input type="checkbox"/> (SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ <input type="checkbox"/> (SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> (SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※ <input type="checkbox"/> (SE51) 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 <input type="checkbox"/> (SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 <input type="checkbox"/> (SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※ <input type="checkbox"/> (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> ※ <input type="checkbox"/> (GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ <input type="checkbox"/> (GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE06) 施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ <input type="checkbox"/> (GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ <input type="checkbox"/> (GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※ <input type="checkbox"/> (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※ <input type="checkbox"/> (GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE28) 炉心損傷の検出 ※ <input type="checkbox"/> (GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ <input type="checkbox"/> (GE41) 格納容器圧力の異常上昇 ※ <input type="checkbox"/> (GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※ <input type="checkbox"/> (GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※ <input type="checkbox"/> (GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 																																							
(注記：※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)																																									
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他()																																								
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	<table border="0"> <tr> <td>原子炉の運転状態</td> <td colspan="2">発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)</td> </tr> <tr> <td>ECCSの作動状態</td> <td colspan="2">発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td colspan="2">作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗</td> </tr> <tr> <td>主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(最大値:</td> <td>nGy/h→ nGy/h)</td> </tr> <tr> <td>放水口ポストの指示値</td> <td>確認中、変化無し、変化有り(</td> <td>cpm→ cpm)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		原子炉の運転状態	発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)		ECCSの作動状態	発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)		排気筒	作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗		主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	モニタリングポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(最大値:	nGy/h→ nGy/h)	放水口ポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)	その他																	
原子炉の運転状態	発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中)																																								
ECCSの作動状態	発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗)																																								
排気筒	作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗																																								
主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)																																							
非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要)	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)																																							
モニタリングポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(最大値:	nGy/h→ nGy/h)																																							
放水口ポストの指示値	確認中、変化無し、変化有り(cpm→ cpm)																																							
その他																																									
その他特定事象の把握に参考となる情報	<p>(当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上※¹の地震が発生した場合)</p> <p>※1：当該特定事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。 観測用地震計※²による観測地震加速度 [発生日時 年 月 日 時 分頃 (24時間表示)]</p> <p>※2：観測用地震計は水平方向のみ観測可能。 観測中、検知なし、検知あり (水平方向: gal)</p>																																								

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m)：390gal以下、水平方向(EL.3.3m)：280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m)：140gal以下

泊3号機 水平方向(T.P.33.1m)：380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m)：200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m)：100gal以下

特定事象発生通報(事業所外運搬)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者

第 1 0 条 通 報

通報者名

連絡先

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生した特定事象の概要	<p>特定事象の種類</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</u></p> <p>※ <input type="checkbox"/> (XSE61) 事業所外運搬での放射線量率の上昇</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい</p> <p><u>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</u></p> <p>※ <input type="checkbox"/> (XGE61) 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</p> <p>※ <input type="checkbox"/> (XGE62) 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</p> <p>(注記: ※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)</p>
	<p>想定される原因</p> <p>火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他()</p>
	<p>検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等</p>
<p>その他特定事象の把握に参考となる情報</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象
発生後の経過連絡北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者
連絡者名
連絡先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
警戒事態該当事象の発生箇所(注1)	泊発電所 号機
警戒事態該当事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分(24時間表示)
警戒事態該当事象の種類(注1)	
発生事象と対応の概要 (注2)(注3)	
その他の事項の対応 (注4)	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

泊1・2号機 水平方向(EL.31.3m):390gal以下、水平方向(EL.3.3m):280gal以下、鉛直方向(EL.3.3m):140gal以下

泊3号機 水平方向(T.P.33.1m):380gal以下、水平方向(T.P.-1.7m):200gal以下、鉛直方向(T.P.-1.7m):100gal以下

(注1)最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2)設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3)当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計*の加速度gal数(水平方向)を記入する。

※:観測用地震計は水平方向のみ観測可能。

(注4)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（泊発電所 号機）

（原子炉施設）

1. プラント状況		(確認時刻： 月 日 時 分)									
原子炉出力(中性子束)	%	外部電源受電				有・無					
1次冷却材圧力	MPa (gage)	非常用交流発電機受電				有・無・不要					
加圧器水位	%	蒸気発生器による冷却				有・無・不要					
原子炉水位	%	原子炉容器注水				有・無・不要					
格納容器圧力	kPa (gage)	格納容器注水				有・無・不要					
炉心出口温度 (最高値)	℃										
格納容器内水素濃度 (ドライ値)	Vol%										
炉心損傷		有・無									
格納容器最高使用圧力		未満・以上・2倍以上									
2. 放射性物質放出見通し		(評価時刻： 月 日 時 分)									
放出開始予測時刻		月 日 時 分頃									
特記事項											
3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載)		(評価時刻： 月 日 時 分)									
放出開始時刻		月 日 時 分頃		放出箇所							
放出停止時刻		月 日 時 分頃		放出高さ (地上高)		m					
放出実績評価		評価時点の放出率				評価時刻までの放出量					
希ガス		Bq/h				Bq					
ヨウ素		Bq/h				Bq					
その他 (核種：)		Bq/h				Bq					
4. モニタ・気象情報		(確認時刻： 月 日 時 分)									
排気筒ガスモニタ		主排気筒 (注1)				cpm		非常用排気筒 (注2)		cpm	
モニタリング ポスト・ステーション	名称	EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPO-7		
	μ Sv/h										
気象情報		天候				風向					
		風速				m/s		大気安定度			
(注1) 3号機は排気筒モニタ、(注2) 3号機は当該設備が無いため記入不要											
5. その他											

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況		(確認時刻： 月 日 時 分)			
事故発生時の状況	輸送物		使用容器		
	出発地		到着予定地		
	輸送手段				
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明	
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明			
	特記事項				
2. 放射線量状況		(確認時刻： 月 日 時 分)			
距離・場所					
nSv/h					
μ Sv/h					
3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）		(確認時刻： 月 日 時 分)			
放出、漏えい 開始時刻	日 時 分頃	放出、漏えい 停止時刻	日 時 分頃		
放出、漏えい箇所					
4. その他					
気象・海象状況等					

参考 1 警戒事態、原災法第 10 条第 1 項及び原災法第 15 条第 1 項に該当する事象の整理表

EAL No.	警戒事態	1、2、3号機への適用要否	EAL No.	原災法第 10 条第 1 項	1、2、3号機への適用要否	EAL No.	原災法第 15 条第 1 項	1、2、3号機への適用要否
—	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	○
—	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	○
—	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	○	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	○
—	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	○	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	○
—	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	○	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	○
AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	×	—	—	—	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	×
AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能	×
AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失	×
—	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の 5 分間以上喪失	×
—	—	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出	×
AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失	×
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	×
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	○	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	○	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	○
—	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×
AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	SE42	2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×	GE42	2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	×
—	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	×	—	—	—
AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失	×
AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	×	—	—	—
AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	×	—	—	—
—	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	○	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	○
—	外的事象による影響(地震)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(津波)	○	—	—	—	—	—	—
—	重要な故障等(オンサイト総括判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(設計基準超過)	×	—	—	—	—	—	—
—	外的事象による影響(委員長判断)	○	—	—	—	—	—	—
—	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	○	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	○
—	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	○	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	○

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる。

資料3-1-2 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準

別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準（1/2）

連絡基準（警戒事態に該当する事象）	
<p><u>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（AL11）</u></p> <p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉冷却材の漏えい（AL21）</u></p> <p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）</u></p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（AL25）</u></p> <p>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）</u></p> <p>原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL30）</u></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（AL31）</u></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	【1、2、3号機適用】
<p><u>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（AL42）</u></p> <p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）</u></p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）</u></p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	【適用号機なし】
<p><u>重要区域での火災・^い溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）</u></p> <p>重要区域*において、火災又は^い溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p>	【適用号機なし】

別表 2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準 (2/2)

連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)	
<u>外的事象による影響 (地震)</u> 泊村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (津波)</u> 泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	【1、2、3号機適用】
<u>重要な故障等 (オンサイト総括判断)</u> オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	【1、2、3号機適用】
<u>外的事象による影響 (設計基準超過)</u> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象 (竜巻、洪水、台風、火山の影響等) が発生した場合 (超えるおそれがある場合を含む。)。	【適用号機なし】
<u>外的事象による影響 (委員長判断)</u> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	【1、2、3号機適用】

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお、泊発電所 1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL 01～06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE 61・62、XGE 61・62のみ適用する。

原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可 (同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。) 後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査 (同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。) の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL 31を除く全てについて適用となる。

以下、別表 2-1-2、2-1-3においても同様。

資料 3-1-3 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

別表 2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (1/2)

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器盤室	○	○
安全保護系	安全系継電器室	○	—
	安全系計装盤室	—	○
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	○	—
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	—	○
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	○	○
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	○	○
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	○	○
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	○	○
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	○	○
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	○	○
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	○	○
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	○	—
補助給水ピット	補助給水ピット	—	○
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	○	○
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	○	○
充てんポンプ	充てんポンプ室	○	○
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	○	○
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	○	○
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	○	○
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	○	○
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	○	○
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	○	○
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	○	○
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	○	—
	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	—	○
主蒸気逃がし弁/安全弁	主蒸気管室	○	○
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	○	○
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	○	○
安全系充電器	安全系充電器室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○

別表 2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (2/2)

安全機器名	重要区域	1、2号機	3号機
安全系予備充電器	安全系充電器室	○	—
予備充電器盤	常用系インバータ室	—	○
非常用直流母線	安全系原子炉コントロールセンタ室	○	—
	安全補機開閉器室	—	○
所内変圧器	所内変圧器設置場所	○	○
起動変圧器	起動変圧器設置場所	○	—
予備変圧器	予備変圧器設置場所	○	○
代替非常用発電機	代替非常用発電機設置場所	○	○
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機保管場所 (屋外保管エリア)	○	○
主盤	中央制御室	○	—
原子炉補助盤	中央制御室	○	—
運転コンソール	中央制御室	—	○
指令コンソール	中央制御室	—	○
保守コンソール	中央制御室	—	○
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	○	○

資料 3 - 1 - 4 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

別表 2 - 1 - 2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (1 / 3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)

【1、2、3号機適用】

原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について 1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を検出したとき。

- ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。
- ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1 時間当たり $1 \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。

通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)

【1、2、3号機適用】

排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当) 以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。

通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)

【1、2、3号機適用】

放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当) 以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。

火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 (SE04)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・管理区域外の場所において、1 時間当たり $50 \mu\text{Sv}$ 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。

火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

- ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍 (1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当) 以上の放射性物質を検出したとき。

施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ (SE06)

【1、2、3号機適用】

原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。

原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (2/3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 (SE 25)

【適用号機なし】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 30 分間以上継続すること。

直流電源の部分喪失 (SE 27)

【適用号機なし】

非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。

停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE 29)

【適用号機なし】

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE 31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。

格納容器健全性喪失のおそれ (SE 41)

【適用号機なし】

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE 42)

【適用号機なし】

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE 43)

【適用号機なし】

炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。

別表 2-1-2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (3 / 3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)	
<p><u>原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	
<p><u>所内外通信連絡機能の全て喪失 (SE52)</u> 【適用号機なし】</p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	
<p><u>火災・^{いづ}溢水による安全機能の一部喪失 (SE53)</u> 【適用号機なし】</p> <p>火災又は^{いづ}溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失すること。 ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器 (以下「安全機器等」という。) を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。</p>	
<p><u>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 (SE55)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	
<p><u>事業所外運搬での放射線量率の上昇 (XSE61)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 100 μ Sv/h 以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。) 	
<p><u>事業所外運搬での放射性物質漏えい (XSE62)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器 (L 型、IP-1 型を除く。) からの放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。) 	

資料 3 - 1 - 5 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準

別表 2 - 1 - 3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (1 / 2)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)	
<p><u>敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原災法第 11 条第 1 項に該当する放射線測定設備の二地点以上について 1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を検出するか又は一地点について 1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を 10 分間以上継続して検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 	
<p><u>通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE02)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当) 以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>	
<p><u>通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE03)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1 時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当) 以上の放射性物質を 10 分間以上継続して検出したとき。</p>	
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE04)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、1 時間当たり 5mSv 以上の放射線量を 10 分間以上継続して検出したとき。 	
<p><u>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE05)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理区域外の場所において、空气中濃度限度の 50 倍に 100 を乗じた濃度 (1 時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ に相当) 以上の放射性物質を検出したとき。 	
<p><u>施設内 (原子炉外) での臨界事故 (GE06)</u> 【1、2、3号機適用】</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体の内部を除く。) において、核燃料物質が臨界状態 (原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。) にあるとき。</p>	
<p><u>全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	
<p><u>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	
<p><u>蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 (GE24)</u> 【適用号機なし】</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	

別表 2 - 1 - 3 原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (2 / 2)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)	
<u>非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 (G E 2 5)</u>	【適用号機なし】
全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 1 時間以上継続すること。	
<u>全直流電源の 5 分間以上喪失 (G E 2 7)</u>	【適用号機なし】
全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。	
<u>炉心損傷の検出 (G E 2 8)</u>	【適用号機なし】
炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。	
<u>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (G E 2 9)</u>	【適用号機なし】
蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク (1、2 号機) / 燃料取替用水ピット (3 号機) からの注水ができないこと。	
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (G E 3 0)</u>	【適用号機なし】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	
<u>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (G E 3 1)</u>	【1、2、3 号機適用】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	
<u>格納容器圧力の異常上昇 (G E 4 1)</u>	【適用号機なし】
原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	
<u>2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (G E 4 2)</u>	【適用号機なし】
燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
<u>原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 (G E 5 1)</u>	【適用号機なし】
原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置 (いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。) が使用できなくなる。	
<u>住民の避難を開始する必要がある事象発生 (G E 5 5)</u>	【1、2、3 号機適用】
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	
<u>事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 (X G E 6 1)</u>	【1、2、3 号機適用】
火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 1 0 mSv/h 以上の放射線量を検出したとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)	
<u>事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (X G E 6 2)</u>	【1、2、3 号機適用】
火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器 (I P 型を除く。) から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量 (A ₂ 値) の放射性物質の漏えいがあったとき (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)	

(資料3-1-2、4、5付表) EAL事象の判断基準解釈
別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (1/27)

EAL No. ※1	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE01	<p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5μSvを検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1μSv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。 	

※1 EAL No. 記載例

例：

A	L
---	---

1

1

↑
事象区分

↑
事象分類

↑
連番

事象区分	
AL	警戒事態に該当する事象
SE	施設敷地緊急事態に該当する事象
GE	全面緊急事態に該当する事象
XAL	事業所外運搬 (EAL対象外)
XSE	
XGE	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬 (EAL対象外)

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお、泊発電所1、2、3号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、EAL01～06、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、XSE61・62、XGE61・62のみ適用する。

(第4号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の1第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。)

泊発電所における解釈

< S E O 1 : 敷地境界付近の放射線量の上昇 >

【1、2、3号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- ① 1地点以上において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。^{※1}
- ② 1地点以上において、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。^{※1}

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1 \text{Gy/h} = 1 \text{Sv/h}$ として運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- ① 落雷のときに検出された場合。
- ② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。
 - ・ 主排気筒ガスモニタ（1、2号機）
 - ・ 排気筒ガスモニタ（3号機）
 - ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（1、2、3号機）^{※2}
 - ・ 使用済燃料ピットエリアモニタ（1、2、3号機）

※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

「泊発電所における解釈」に記載する運転モード

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態
1	出力運転（出力領域中性子束指示値5%超）	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下） ～ 制御グループバンク全挿入 ^{※3} による原子炉停止	全ボルト締付
2 (起動時)	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値5%以下）	全ボルト締付
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超177℃未満	全ボルト締付
5	1次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付
6 ^{※4}		1本以上が緩められている

※3：挿入不能な制御棒を除く。

※4：全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

注：各EAL事象を判断するために使用する計器指示が（解説）に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、EAL事象とはならない。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (2/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE01	<p>原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり5μSvを検出するか又は一地点について1時間当たり5μSvを10分間以上継続して検出したとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5μSv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 	

泊発電所における解釈

<GE01：敷地境界付近の放射線量の上昇>

【1、2、3号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- ① 1地点において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を10分間以上継続して検出したとき。^{※1}
- ② 2地点以上において、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。^{※1}
- ③ 1地点以上において、 $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が10分間以上継続して $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。^{※1}

※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング指針等に基づき、 $1 \text{Gy/h} = 1 \text{Sv/h}$ として運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- ① 落雷のときに検出された場合。
- ② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書（自由様式）で報告した場合。
 - ・ 主排気筒ガスモニタ（1、2号機）
 - ・ 排気筒ガスモニタ（3号機）
 - ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ（1、2、3号機）^{※2}
 - ・ 使用済燃料ピットエリアモニタ（1、2、3号機）

※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (3/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE02	排気筒その他これらに類する場所において、 敷地境界付近に達した場合におけるその放射能 の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1時間当たり5 μ Svに相当)以上の放射性物 質を10分間以上継続して検出したとき。	
GE02		

泊発電所における解釈

<SE02/GE02：通常放出経路での気体放射性物質の放出>

【1、2、3号機適用】

敷地境界付近の最大となる地点で、 $5\ \mu\text{Sv/h}$ に相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値（cpm）に換算した値を10分間以上継続して検出したとき。

- ① 1号機主排気筒ガスモニタ（モニタ指示値： 1.4×10^5 cpm以上）
- ② 2号機主排気筒ガスモニタ（モニタ指示値： 1.4×10^5 cpm以上）
- ③ 3号機排気筒ガスモニタ（モニタ指示値： 1.4×10^5 cpm以上）

（注）「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE02、SE02」として実施する。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (4/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE03	放水口その他これらに類する場所において、 敷地境界付近に達した場合におけるその放射能 の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1時間当たり5 μ Svに相当)以上の放射性物 質を10分間以上継続して検出したとき。	
GE03		

泊発電所における解釈

< S E 0 3 / G E 0 3 : 通常放出経路での液体放射性物質の放出 >

【 1、 2、 3号機適用】

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値 (cpm) を 10 分間以上継続して検出したとき。

- ① 廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : 4.1×10^5 cpm 以上
- ② 3号機廃棄物処理設備排水モニタ指示値 : 3.2×10^5 cpm 以上

(注) 「G E 0 3」と「S E 0 3」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第 10 条該当事象の通報様式を使って「G E 0 3、S E 0 3」として実施する。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (5/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE04	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。 	/
GE04	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、1時間当たり5 mSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。 	/

泊発電所における解釈

< S E 0 4 : 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 >

【 1、 2、 3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 $50 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

（注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「S E 0 4」を適用する。

< G E 0 4 : 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 >

【 1、 2、 3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外（通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所）において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 5mSv/h 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、 5mSv/h 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。

（注）事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「G E 0 4」を適用する。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (6/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE05	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。 	
GE05	<p>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域外の場所において、空气中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度(1時間当たり500μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。 	

泊発電所における解釈

<SE05：火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $5\ \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値
- 二．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
- 三．検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値

(注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「SE02」、「SE03」で通報する。

(注2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「SE05」を適用する。

<GE05：火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が $500\ \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

【放射性物質の濃度】

- 一．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあつては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値
- 二．検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
- 三．検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値

(注1) 排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「GE02」、「GE03」で通報する。

(注2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「GE05」を適用する。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (7/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE06	<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</p>	/
GE06	<p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあるとき。</p>	/

泊発電所における解釈

< S E O 6 : 施設内 (原子炉外) 臨界事故のおそれ >

【 1、2、3号機適用】

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。

< G E O 6 : 施設内 (原子炉外) での臨界事故 >

【 1、2、3号機適用】

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と推定される時。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(8/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL11	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象に至る可能性があるため、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないときは、早期に関係者の体制を構築する必要があることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。</p> <p>「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5(一次冷却材の温度が93℃以下のことをいう。)に至るまでの状態を含むものとする(以下この表において同じ。)</p> <p>「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設の状態を示す事項(パラメータ)が原子炉トリップ設定値に達した場合をいう(以下この表において同じ。)</p> <p>「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップ及び原子炉制御室からの制御棒の挿入操作を行っても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>
GE11	<p>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p>	<p>左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備(原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。)及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。</p>

泊発電所における解釈

<AL11：原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1及び2において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、かつ、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、その他のチャンネルが動作すべき状態になっているかどうかを判断できない状態が、1時間以上継続したとき。
- (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。
 - ① 自動原子炉トリップ
 - ② 手動原子炉トリップ
 - ③ MGセット電源断（中央制御室からの母線遮断器開放）
 - ④ 制御棒の手動（自動）挿入

<GE11：全ての原子炉停止操作の失敗>

【適用号機なし】

運転モード1及び2において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下の全ての原子炉停止操作によっても、原子炉出力（中性子束）が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零若しくは負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。

- ① MGセット電源断（現場での遮断器開放）
- ② 現場での原子炉トリップ遮断器開放
- ③ ATWS緩和設備及びほう酸注入

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (9/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL21	<p>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが発生し、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</p>	<p>非常用炉心冷却装置（以下この表において「DB設備」という。）の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。</p> <p>また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。</p>
SE21	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p>	<p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下この表においてこれらを「SA設備」という。））であって、DB設備と同程度の能力（吐出圧力及び容量）を有する設備をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合（DB設備の作動失敗等）に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での簡単な操作により速やかに起動できることであり、現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない（以下この表において同じ。）。</p>
GE21	<p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。</p>	<p>当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

泊発電所における解釈

<AL21：原子炉冷却材の漏えい>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率が $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ を超えた場合において、4時間以内に $0.23\text{ m}^3/\text{h}$ 以下に漏えい量を回復できないと判断した場合において、12時間以内にモード3又は56時間以内にモード5にできないとき。
- (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。

<SE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプが起動しないとき。
 - ② 高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
 - ③ 全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。
 - ④ 低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
- ただし④において、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。

<GE21：原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。
ただし低圧注入系については、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。
- ③ 炉心出口温度 350°C 以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- ④ 1次冷却システムへの注水が確認できない場合において、全ての蒸気発生器広域水位が10%未満となったとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (10/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却されるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
SE 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	<p>左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関する SA 設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)及び即応性を有する設備をいう(以下この表において同じ)。</p> <p>なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>
GE 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	<p>一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、1 系統以上の DB 設備及び SA 設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。</p>

泊発電所における解釈

<AL24：蒸気発生器給水機能喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。

- ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。
- ② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。
1、2号機：60 m³/h
3号機：80 m³/h

<SE24：蒸気発生器給水機能の喪失>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%（水位計下端）以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。

- ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。
- ② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。
1、2号機：60 m³/h
3号機：80 m³/h

<GE24：蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。
- ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- ④ 原子炉圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (11 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 25	<p>非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう（以下この表において同じ。）。</p> <p>「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備（特定重大事故等対処施設に属するものを含む。）のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する（以下この表において同じ。）。</p>
SE 25	<p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。</p>	<p>左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。</p>
GE 25	<p>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</p>	<p>左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機（原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。）が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。</p>

泊発電所における解釈

<AL25：非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

交流動力電源が以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器又は代替非常用発電機のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。
- ② 全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。
- ③ 電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。

<SE25：非常用交流高圧母線の30分間以上喪失>

【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。

<GE25：非常用交流高圧母線の1時間以上喪失>

【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器（3号機は除く。）、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (12/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE 27	<p>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が 5 分間以上継続すること。</p>	<p>使用可能な非常用直流母線が残り 1 系統及び直流電源が残り 1 つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p>
GE 27	<p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分間以上継続すること。</p>	<p>原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の DB 設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p>

泊発電所における解釈

< S E 2 7 : 直流電源の部分喪失 >

【適用号機なし】

使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池、充電器（3号機については予備充電器含む。）又は可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。

ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。

< G E 2 7 : 全直流電源の5分間以上喪失 >

【適用号機なし】

全ての蓄電池、充電器（3号機については予備充電器含む。）及び可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができず、全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、その状態が5分間以上継続したとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (13/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 28	<p>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。</p>	<p>原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。</p>

泊発電所における解釈

<GE28：炉心損傷の検出>

【適用号機なし】

全ての運転モードにおいて、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が 1×10^{-5} mSv/h以上及び炉心出口温度が 350°C 以上となったとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (14/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
SE 29	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE 29	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）からの注水ができないこと。	原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ることから、全面緊急事態の判断基準とする。

泊発電所における解釈

<AL29：停止中の原子炉冷却機能の一部喪失>

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 1次冷却材配管の水位が低下し、1次冷却系統水位（低）（1、2号機）／RCSループ水位低低圧抽出ライン隔離（3号機）警報値以下となった状態が15分以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。
- ② 1台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、1系統の余熱除去機能が喪失したとき。

「ミッドループ運転」とは、1次冷却系統水位が原子炉容器ノズル上端以下の場合のプラント状態を指す。

1、2号機：T. P. 21. 62m以下

3号機：T. P. 22. 93m以下

以下、同じ。

<SE29：停止中の原子炉冷却機能の喪失>

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 1次冷却材配管の水位が低下し、1次冷却系統水位（低）（1、2号機）／RCSループ水位低低圧抽出ライン隔離（3号機）警報値以下となった状態が30分以上継続したとき。
ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。
- ② 全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。

<GE29：停止中の原子炉冷却機能の完全喪失>

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の冷却水喪失等による炉心の冷却機能及び蒸気発生器を通じた全ての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプ及び高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク（1、2号機）／燃料取替用水ピット（3号機）から炉心へ注入する手段の全てが喪失したとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (15/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能しない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合もあることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
SE30	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p> <p>「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう（以下この表において同じ。）。</p>
GE30	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位が回復できず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。</p>

泊発電所における解釈

<AL30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ>

【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口配管下端位置まで低下したとき。

- 1、2号機：NWL－135cm以下（T. P. 29. 51m）
- 3号機：NWL－135cm以下（T. P. 31. 31m）

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復の手段は、可搬設備等による全ての補給を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

<SE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失>

【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。

- 1、2号機：NWL－346cm以下（T. P. 27. 40m）
- 3号機：NWL－343cm以下（T. P. 29. 23m）

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

<GE30：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出>

【適用号機なし】

以下のいずれかとなったとき。

① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。

- 1、2号機：NWL－546cm（T. P. 25. 40m）
- 3号機：NWL－543cm（T. P. 27. 23m）

② 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (16 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 3 1	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。	<p>通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。</p> <p>また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が継続していると考えられることから併せて警戒事態の判断基準とする。</p> <p>「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。</p>
SE 3 1	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>
GE 3 1	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	<p>左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。</p>

泊発電所における解釈

<AL31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 【1、2、3号機適用】
使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

- ①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。
1、2号機：NWL-346cm以下（T. P. 27. 40m）
3号機：NWL-343cm以下（T. P. 29. 23m）
- ②使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

<SE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 【1、2、3号機適用】
使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

- 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。
1、2号機：NWL-546cm（T. P. 25. 40m）
3号機：NWL-543cm（T. P. 27. 23m）

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

<GE31：使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 【1、2、3号機適用】
使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

- 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部の水位に低下したとき。
1、2号機：NWL-746cm（T. P. 23. 40m）
3号機：NWL-743cm（T. P. 25. 23m）

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (17 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	<p>左記の状態が一定時間継続する場合は、その事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は施設敷地緊急事態に該当しないこととなる。</p>
G E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	<p>最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。</p>

泊発電所における解釈

<SE41：格納容器健全性喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値*を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続したとき。

※ 設定値は、以下のとおり。

【1、2号機】 格納容器圧力：0.115MPa

【3号機】 格納容器圧力：0.127MPa

<GE41：格納容器圧力の異常上昇>

【適用号機なし】

運転モードが、1、2、3及び4において、原子炉格納容器が最高使用圧力*¹又は最高使用温度*²に達したとき。

※1、※2 最高使用圧力及び最高使用温度とは、以下の状態をいう。

【1、2号機】

最高使用格納容器圧力：0.255MPa

最高使用格納容器温度：128℃（最高使用圧力時の飽和温度）

【3号機】

最高使用格納容器圧力：0.283MPa

最高使用格納容器温度：132℃（最高使用圧力時の飽和温度）

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (18/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL42	<p>燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p>	<p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁の喪失 4) 原子炉冷却系障壁の喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>
SE42	<p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</p>	<p>以下の4つのケースが考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 燃料被覆管障壁が喪失 +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3) 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失 4) 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失 <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

泊発電所における解釈

<AL42：単一障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

- ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
 ③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあるとき。 ④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)が発生し、抽出隔離 ^{※1} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{※2} 以下

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器水位：19%

【3号機】 加圧器水位：17%

※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】加圧器圧力異常低：11.87MPa【gage】

加圧器圧力低：12.55MPa【gage】+加圧器水位低：5%

【3号機】加圧器圧力異常低：11.48MPa【gage】

加圧器圧力低：12.17MPa【gage】+加圧器水位低：5%

<SE42：2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ> 【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。^{※1}

- ・ ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・ ② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・ ① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失
- ・ ③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失

①燃料被覆管障壁が喪失するおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)が発生し、抽出隔離 ^{※2} をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器水位が維持できない
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納容器自然対流冷却操作等を実施していない状況において、格納容器圧力が急激に低下したとき。 ・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路があるとき。

※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失のおそれ」の条件は既に成立している。

※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器水位：19%

【3号機】 加圧器水位：17%

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (19/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
GE 4 2	<p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。</p>	<p>以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系障壁が喪失 + 原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ</p> <p>なお、本事象については、原子力事業者が“NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。</p>

泊発電所における解釈

<GE42：2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

- ・①燃料被覆管障壁が喪失+②原子炉冷却系障壁が喪失+③格納容器障壁が喪失するおそれ

①燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
②原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい（蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。）が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力又は設定水位 ^{※1} 以下
③格納容器障壁が喪失するおそれ	格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値 ^{※2} を超過し、更に10分間以上継続して圧力が上昇

※1 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】

加圧器圧力異常低：11.87MPa【gage】

加圧器圧力低：12.55MPa【gage】+加圧器水位低：5%

【3号機】

加圧器圧力異常低：11.48MPa【gage】

加圧器圧力低：12.17MPa【gage】+加圧器水位低：5%

※2 格納容器スプレイ作動の設定値は、以下のとおり。

【1、2号機】格納容器圧力：0.115MPa【gage】

【3号機】格納容器圧力：0.127MPa【gage】

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (20/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE43	<p>炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p>	<p>原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>

泊発電所における解釈

<SE43：原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用>

【適用号機なし】

モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジエリアモニタで 1×10^{-5} mSv/h未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (21 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目 / 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
AL 5 1	<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p>	<p>原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p>
SE 5 1	<p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p>	<p>火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>
GE 5 1	<p>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</p>	<p>火災等により原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉を停止した後に冷温停止状態を維持することができなくなり、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。</p> <p>原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。</p>

泊発電所における解釈

<AL51：原子炉制御室他の機能喪失のおそれ> 【適用号機なし】
放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室での操作が容易にできなくなったとき（まだ、操作を実施することは可能な状態。）。

<SE51：原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失> 【適用号機なし】
以下のいずれかとなった場合。

- (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。
 - ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。
- (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。
 - ① 中央制御室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。
 - ② 中央制御盤における関連表示等が一部消失^{*}したとき。

※ 関連表示等が一部消失とは、以下の状況をいう。

(1、2号機)

操作盤のうち、主盤又は原子炉補助盤の「表示灯及び警報の消灯」若しくは「指示計及び記録計が使用不能」となったとき。

(3号機)

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態若しくは警報の監視が不能となったとき。

<GE51：原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失> 【適用号機なし】
以下のいずれかとなったとき。

- (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。
 - ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室から退避が必要になったとき。
- (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。
 - ① 中央制御室から退避が必要になったとき。
 - ② 中央制御盤における関連表示等が全て消失^{*}したとき。

※ 関連表示等が全て消失とは、以下の状況をいう。

(1、2号機)

全ての操作盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

(3号機)

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態かつ警報の監視が不能となったとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (22/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 5 2	<p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p>	<p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。</p>
SE 5 2	<p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p>	<p>原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。</p>

泊発電所における解釈

< A L 5 2 : 所内外通信連絡機能の一部喪失 >

【適用号機なし】

原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備のうち、どれか1つの手段のみとなったとき。

< S E 5 2 : 所内外通信連絡機能の全て喪失 >

【適用号機なし】

原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備の全ての通信手段が使用不能となったとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (23/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
AL 53	<p>重要区域※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。</p>	<p>原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。</p> <p>なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>
SE 53	<p>火災又は溢水が発生し、安全機器等※の機能の一部が喪失すること。</p> <p>※ 安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。</p>	<p>左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。</p>

泊発電所における解釈

<AL53：重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ>

【適用号機なし】

重要区域において、火災※¹又は溢水※²により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。

なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

- ※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。
- ※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

<SE53：火災・溢水による安全機能の一部喪失>

【適用号機なし】

火災※¹又は溢水※²により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなったとき。

なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

- ※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃性を含む。）が発火することをいう。
- ※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう（滞留水、流水、蒸気を含む。）。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (24/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
— (警戒)	泊村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。	
— (警戒)	泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。	
— (警戒)	オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	
— (警戒)	泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）。	

泊発電所における解釈

< (警戒) : 外的事象による影響 (地震) > 【1、2、3号機適用】
泊村*において、震度6弱以上の地震が発生した場合。

※ 泊村の震度が発表されない場合、運用上、近隣の岩内町の震度を用いる。

< (警戒) : 外的事象による影響 (津波) > 【1、2、3号機適用】
泊村沿岸を含む津波予報区*において、大津波警報が発表された場合。

※ 泊村沿岸を含む津波予報区とは、泊発電所前面海域を含む北海道日本海沿岸南部を指す。

< (警戒) : 重要な故障等 (オンサイト総括判断) > 【1、2、3号機適用】
オンサイト総括 (具体的な職位は「原子力規制庁 初動対応マニュアル」による。) が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合において、原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と認めた場合。

< (警戒) : 外的事象による影響 (設計基準超過) > 【適用号機なし】
泊発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象 (竜巻、洪水、台風、火山の影響等) が発生した場合 (超えるおそれがある場合を含む)。

< 参考 >

竜巻 : 泊発電所近傍で設計基準を超える竜巻が認知され、泊発電所に来襲する蓋然性が高いと判断された場合

火山の影響 : 降灰が継続し、設計降灰量 (40cm) を超えるおそれのある場合

積雪 : 設計積雪荷重を超えた場合 (原子炉建屋、原子炉補助建屋において2.2m以上)

外部火災 : 森林火災が発生し、防火帯に迫ってきた場合又は飛行機等が発電所敷地内に墜落し、火災が発生した場合

生物学的事象 : 大量の海生物が来襲し、原子炉補機冷却海水系統の機能が1系統以上喪失した場合 (運転モード外を除く。)

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (25 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目／ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
— (警戒)	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設計基準を超える外部事象が発生した場合、又は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合等原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>
SE 55	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>
GE 55	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<p>原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。</p>

泊発電所における解釈

< (警戒) : 外的事象による影響 (委員長判断) >

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生するおそれがある場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と判断した場合。

< SE 55 : 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 >

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施（施設敷地緊急事態要避難者の避難）を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

< GE 55 : 住民の避難を開始する必要がある事象発生 >

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があると原子力防災管理者が判断したとき。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (26 / 27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目 / 原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE61	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 100 μSv/h 以上の放射線量を検出したとき。 <p>(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)</p>	
XGE61	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器から 1 m 離れた地点で 10 mSv/h 以上の放射線量を検出したとき。 <p>(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)</p>	

泊発電所における解釈

< X S E 6 1 : 事業所外運搬での放射線量率の上昇 > 【 1、 2、 3 号機適用】
放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が放射線量を測定する。

< X G E 6 1 : 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 > 【 1、 2、 3 号機適用】
放射線量については、現場で輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が放射線量を測定する。

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (27/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE62	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき。 <p>（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p>	
XGE62	<p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く。）から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量（A₂値）の放射性物質の漏えいがあったとき。 <p>（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。）</p>	

泊発電所における解釈

< X S E 6 2 : 事業所外運搬での放射性物質漏えい> 【1、2、3号機適用】
輸送責任者（海上輸送の場合、船長）が、現場で放射性物質の漏えいを確認するか或いはその可能性がある
と判断した場合に通報が行われる。

< X G E 6 2 : 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい> 【1、2、3号機適用】
A₂値の放射性物質の漏えいがあったかどうかを現場で直接確認するのではなく、事故状況からB型輸送物
から有為な漏えいが認められた場合、A₂値相当の漏えいがあったとみなして運用される。

資料 3 - 2 - 1 古平町災害対策本部条例

昭和37年12月20日条例第21号

改正

平成12年3月28日条例第13号

平成24年9月26日条例第14号

古平町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、古平町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

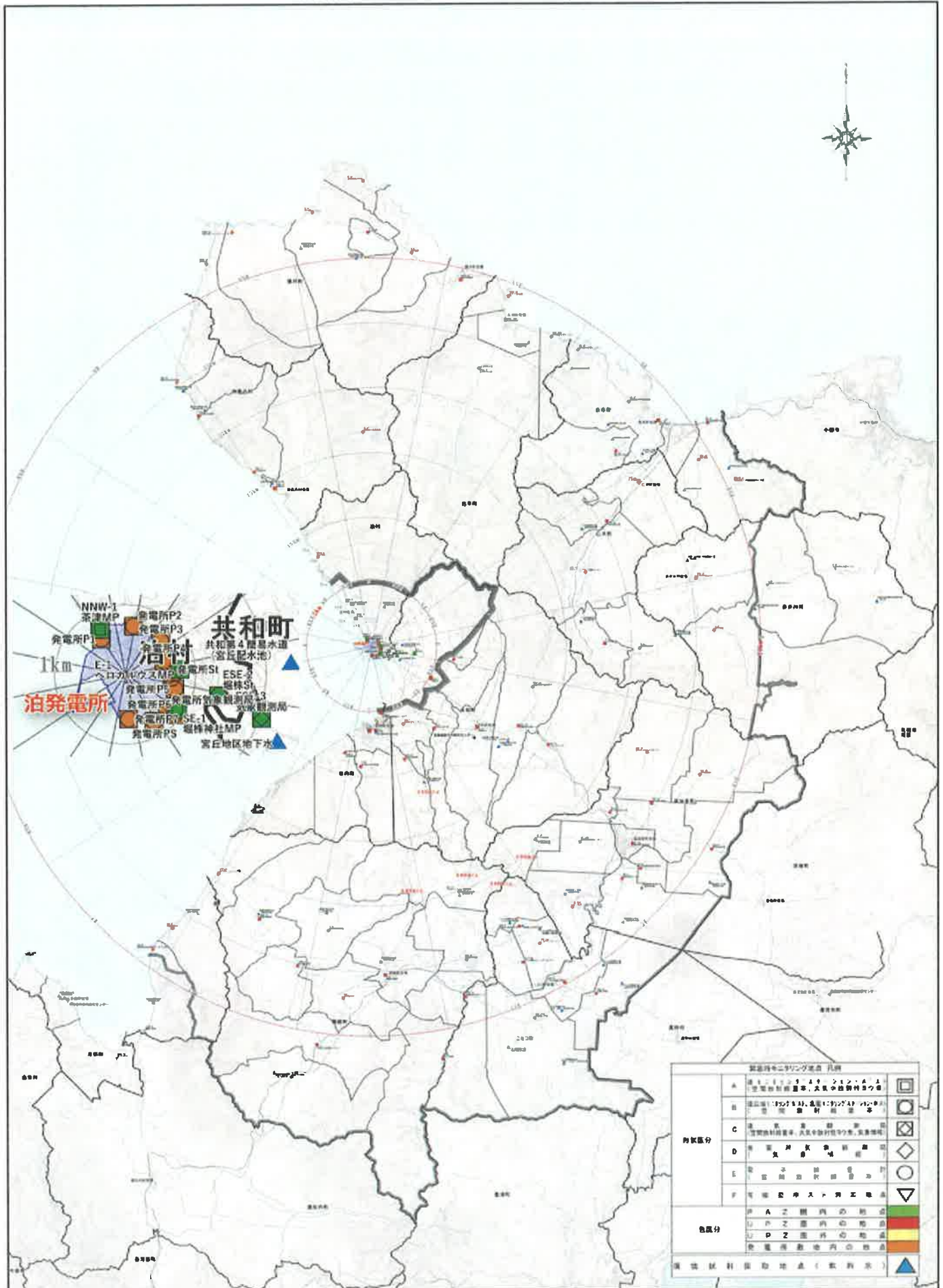
附 則（平成12年3月28日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

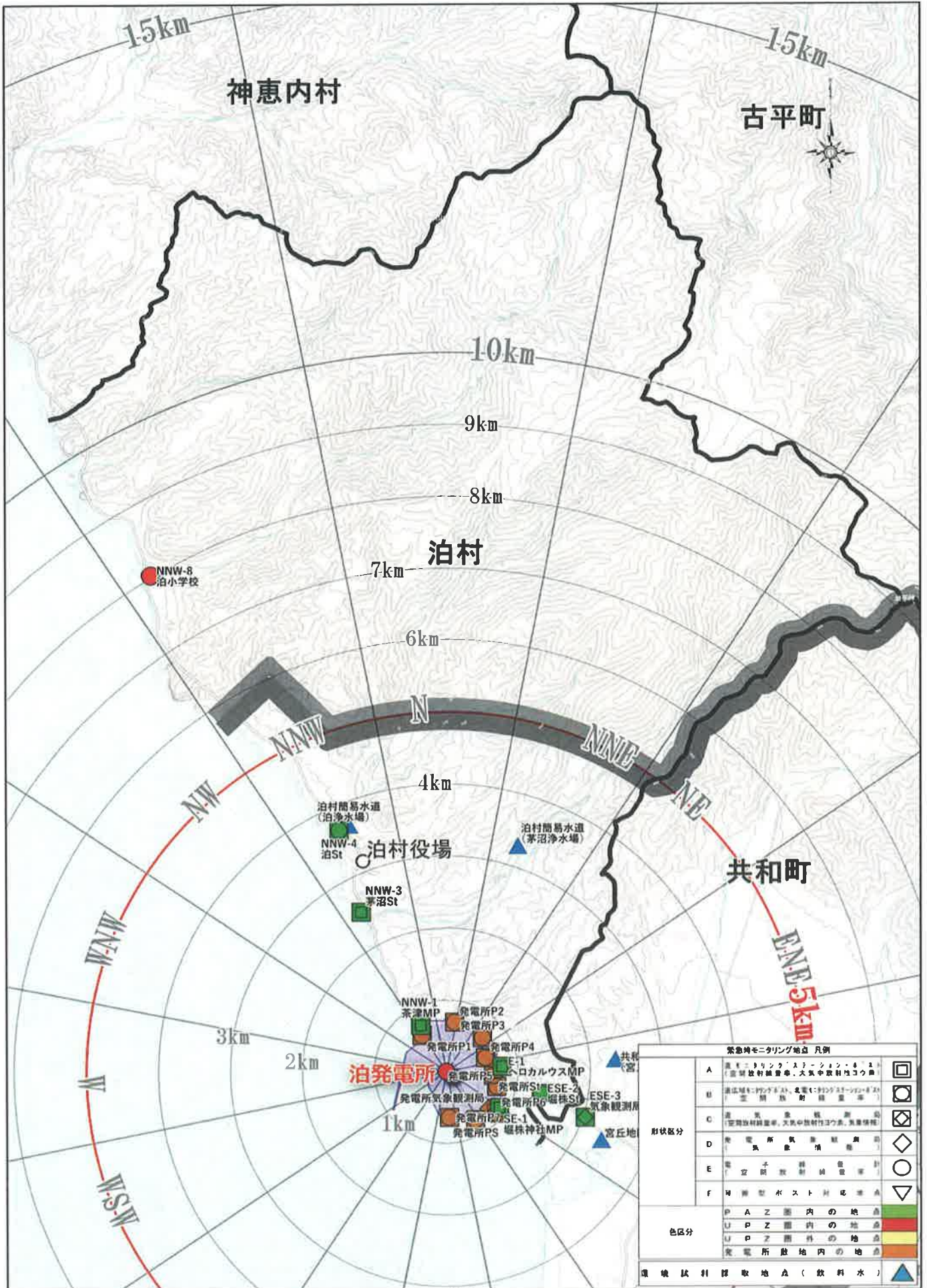
附 則（平成24年 9 月26日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3-4-1 緊急時モニタリング地点図 全域



緊急時モニタリング地点図 泊村



緊急時モニタリング地点 凡例

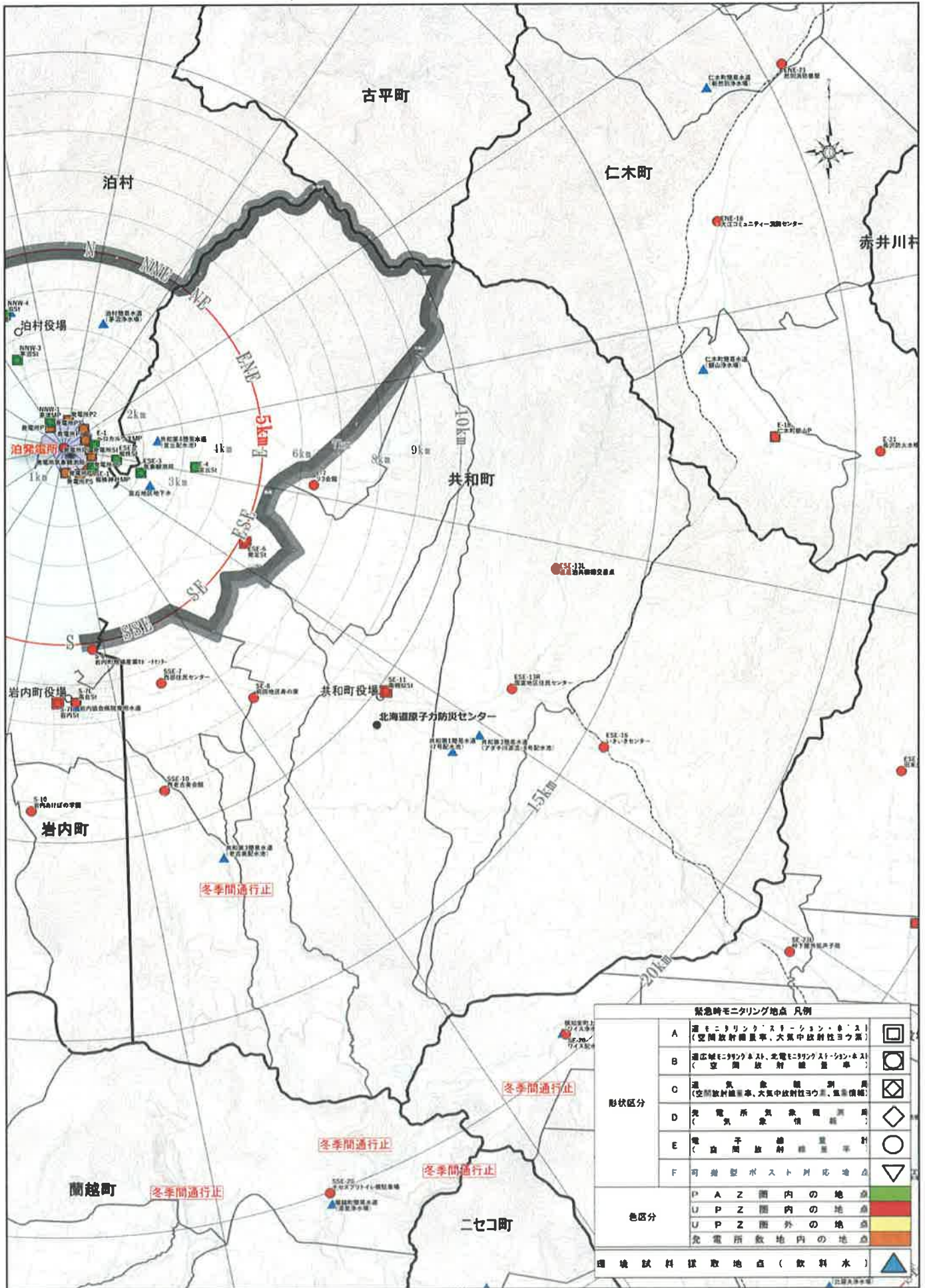
形状区分	説明	記号
A	モニタリングステーション・A (放射線計測器、大気中放射性ヨウ素)	□
B	液体検出器・A、大気中放射性ヨウ素計測器	○
C	気象観測所 (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素、気象情報)	◇
D	発電所気象観測所	◇
E	空同放射線計測器	○
F	汚染型ポスト付貯水点	▽

色区分	説明
緑	PAZ圏内の地点
黄	UPZ圏内の地点
赤	UPZ圏外の地点
青	発電所敷地内の地点

環境試料採取地点(飲料水) ▲

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平281質使、第307-GISMAP36589)

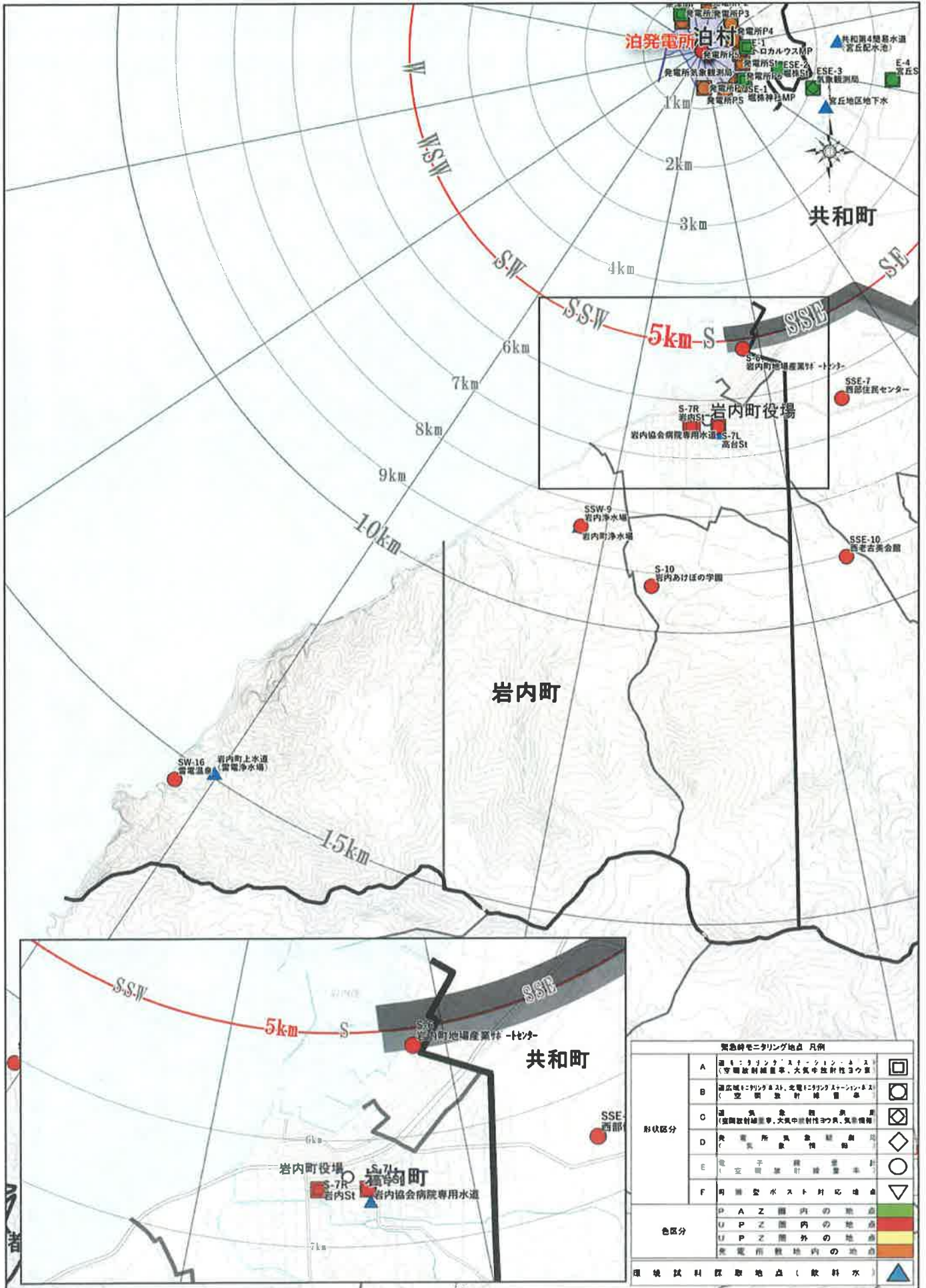
緊急時モニタリング地点図 共和町



緊急時モニタリング地点 凡例		
形状区分	A 遠モニタリングステーション・モニタリングポスト (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素)	□
	B 濃度モニタリングポスト、北電モニタリングステーション・モニタリングポスト (空間放射線量率)	◻
	C 温度、気象、気象観測所、風速観測所 (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素、気象情報)	◇
	D 発電所気象観測所 (気象情報)	◇
	E 電離線モニタリングポスト (空間放射線量率)	○
	F 可燃型ポスト対応地点	▽
色区分	P A Z 圏内の地点	緑
	U P Z 圏内の地点	赤
	U P Z 圏外の地点	黄
発電所敷地内の地点		黄
環境試料採取地点(飲料水)		▲

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情機、第307-CJSMAP36589)

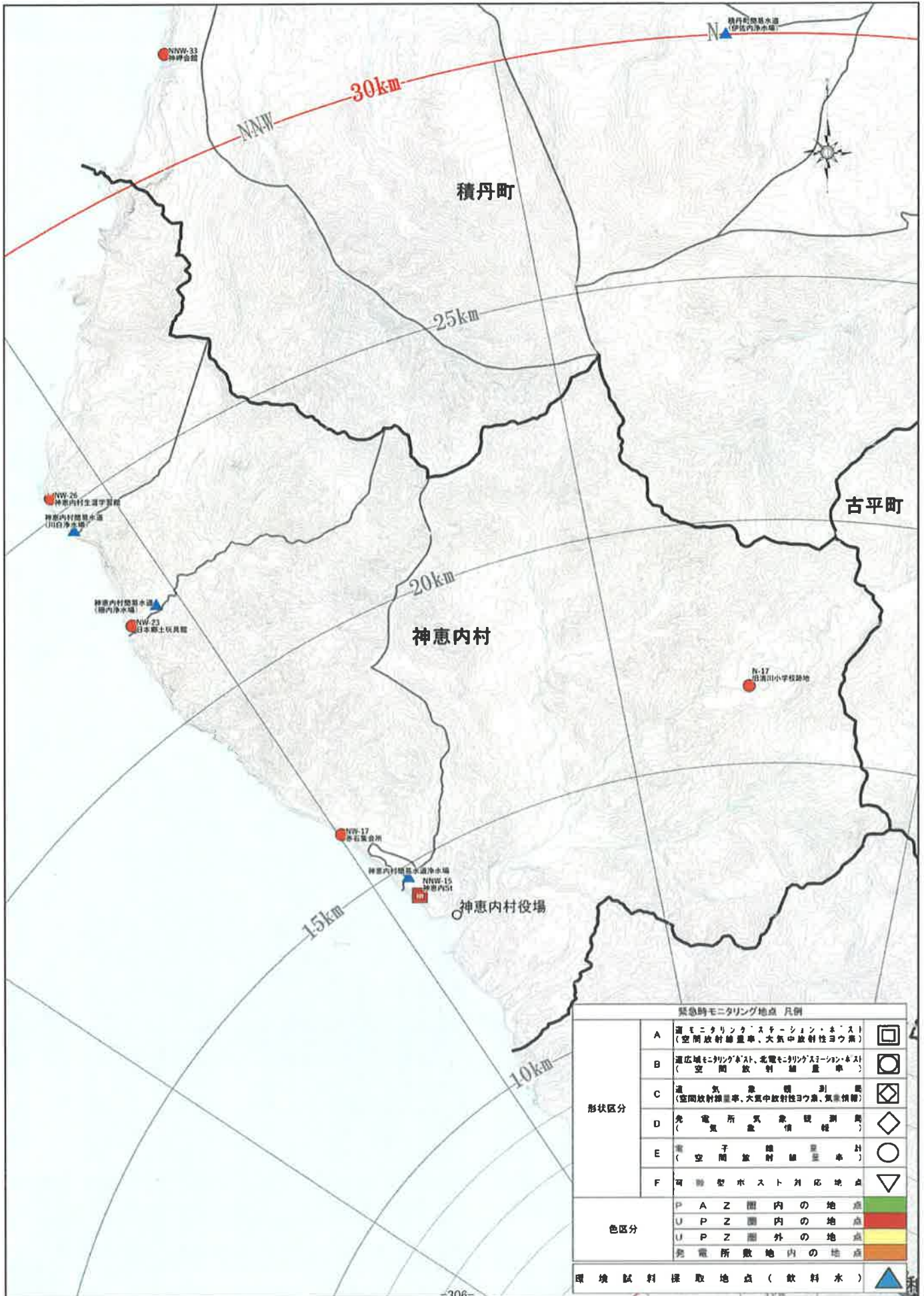
緊急時モニタリング地点図 岩内町



緊急時モニタリング地点 凡例			
形状区分	A	国境モニタリングステーション・ポスト (空間放射線測定器、大気中放射性ヨウ素)	□
	B	測定域モニタリングポスト、気象モニタリングステーション・ポスト (空間放射線測定器)	○
	C	測定域放射線測定器、大気中放射性ヨウ素、気象情報	◇
	D	発電所気象観測所	◇
	E	電子線放射線測定器	○
	F	可溶性ポスト対応地点	▽
色区分	P	A-Z 圏内の地点	緑
	U	P-Z 圏内の地点	赤
	L	P-Z 圏外の地点	黄
		発電所敷地内の地点	青
環境試料採取地点 (飲料水)			▲

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情機、第307-GISMAP36589)

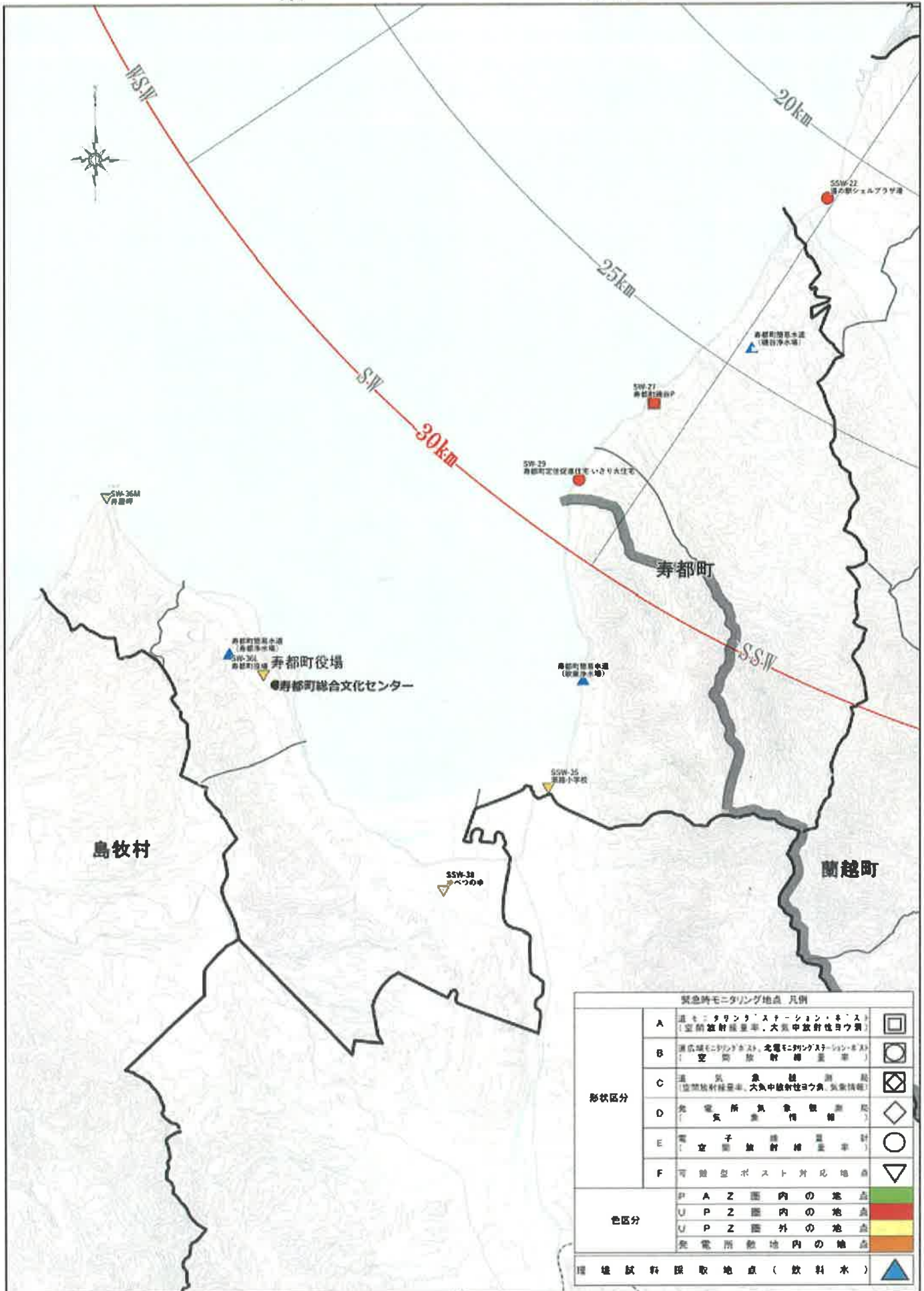
緊急時モニタリング地点図 神恵内村



緊急時モニタリング地点 凡例			
形状区分	A	道モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素)	□
	B	道広域モニタリングポスト、北電モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率)	◻
	C	道 気象観測所 (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素、気象情報)	◇
	D	発電所 気象観測所	◇
	E	電子放射線量率計 (空間放射線量率)	○
	F	可搬型ポスト対応地点	▽
色区分	P A Z 圏内の地点	緑	
	U P Z 圏内の地点	赤	
	U P Z 圏外の地点	黄	
	発電所敷地内の地点	橙	
環境試料採取地点(飲料水)			▲

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28(情使)第307-GISMAP36589)

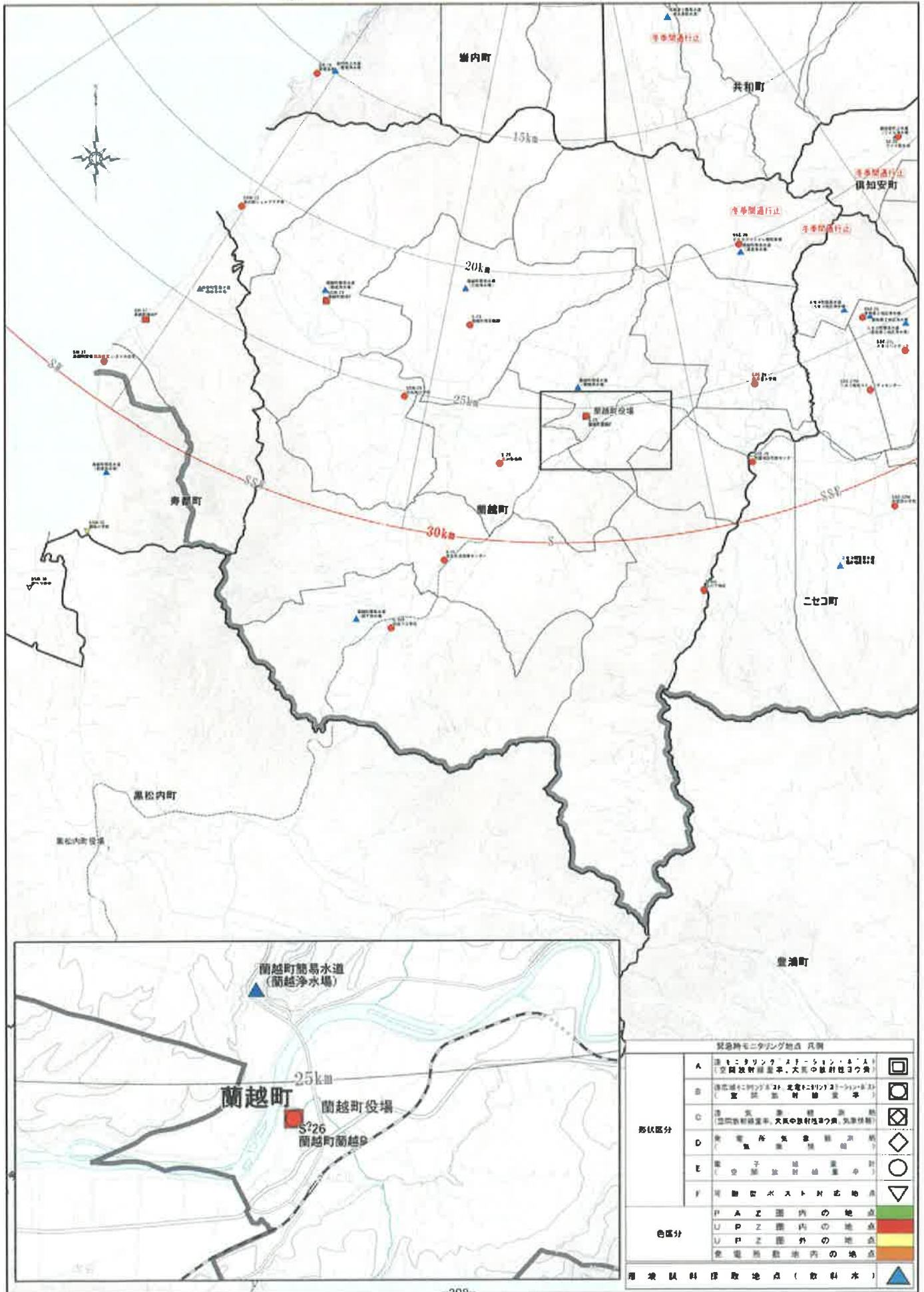
緊急時モニタリング地点図 寿都町



緊急時モニタリング地点 凡例			
形状区分	A	道モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率, 大気中放射性ヨウ素)	□
	B	道広域モニタリングポスト, 北極モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率)	◻
	C	道 気 象 観 測 所 (空間放射線量率, 大気中放射性ヨウ素, 気象情報)	⊠
	D	気 象 所 気 象 観 測 所 (気象情報)	◇
	E	電 子 線 検 査 計 (空間放射線量率)	○
	F	可 動 型 ポ ス ト 対 応 地 点	▽
色区分	PAZ 圏 内 の 地 点	■	
	UPZ 圏 内 の 地 点	■	
	UPZ 圏 外 の 地 点	■	
理 境 試 料 採 取 地 点 (飲 料 水)		▲	

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図を使用した(承認番号 平28慣検, 第307-QISMAP36589)

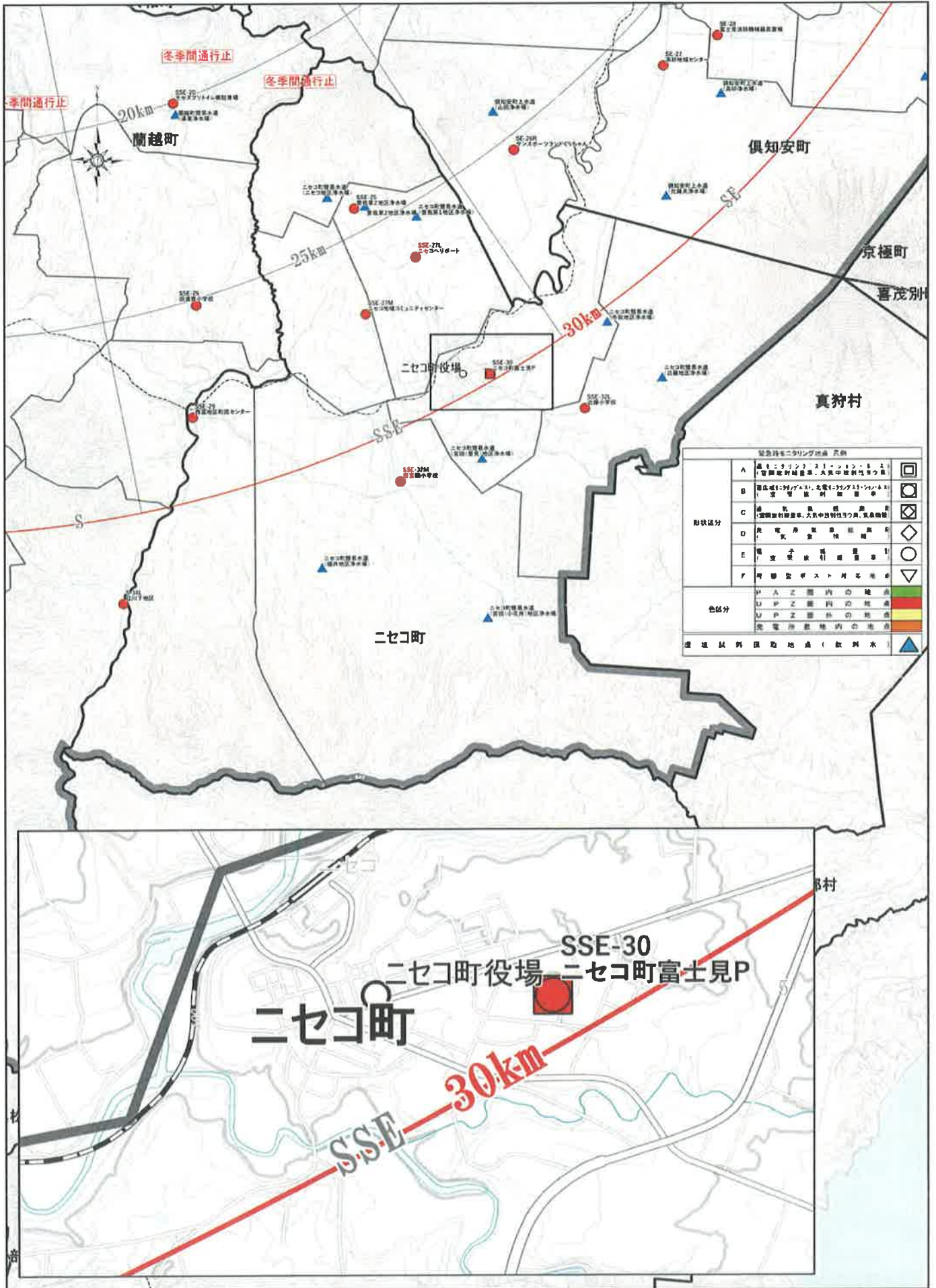
緊急時モニタリング地点図 蘭越町



緊急時モニタリング地点 凡例	
形状区分	A 遠くモニタリングステーション(AA) (空間放射線量率、大気中放射能濃度)
	B 遠くモニタリングステーション(B) (空間放射線量率、大気中放射能濃度)
	C 汚染監視所 (空間放射線量率、大気中放射能濃度、気象情報)
	D 気象所 (気象観測)
	E 電子放射線量率計
	F 汚染監視所 (飲料水)
色区分	P A 2 圏内の地点
	U P 2 圏内の地点
	U P 2 圏外の地点
	発電所敷地内の地点
	汚染監視採取地点 (飲料水)

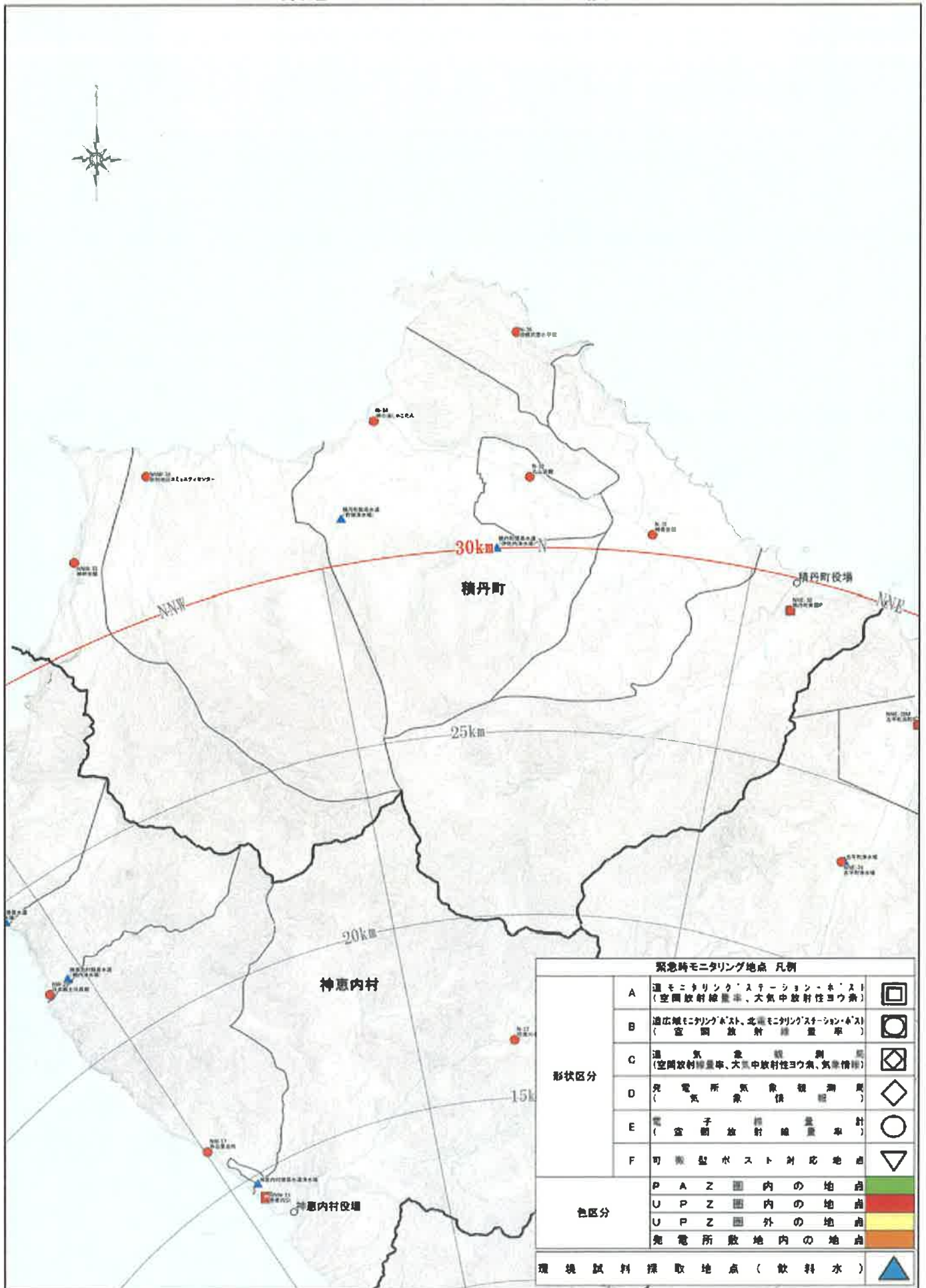
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28領使、第307-GISMAP18589)

緊急時モニタリング地点図 ニセコ町



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図を使用した（承認番号 平281機使、第307-GISMAP36589）

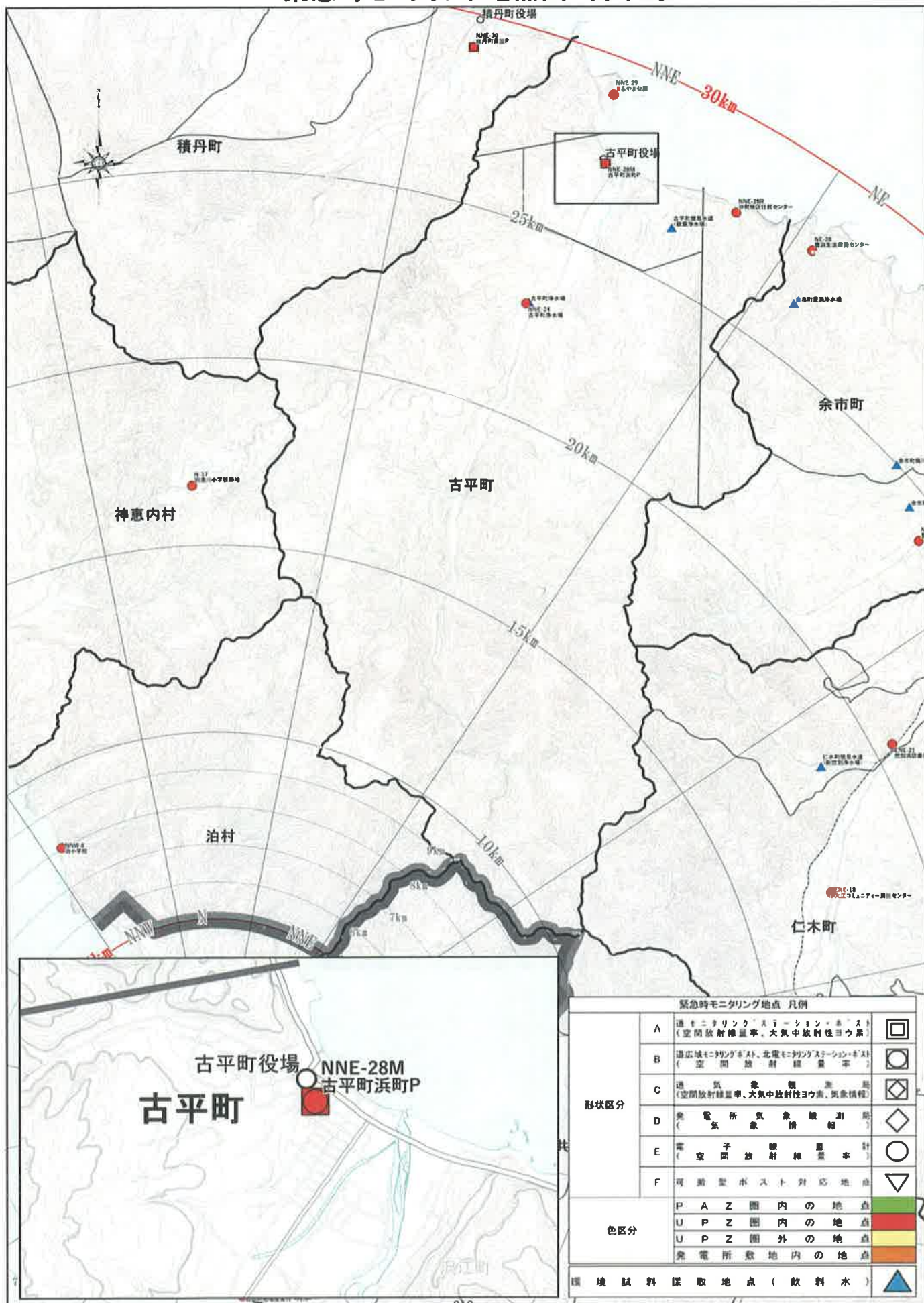
緊急時モニタリング地点図 積丹町



緊急時モニタリング地点 凡例			
形状区分	A	道モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素)	
	B	道広域モニタリングポスト、北道モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率)	
	C	道気象観測所 (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素、気象情報)	
	D	発電所気象観測所 (気象情報)	
	E	電子放射線量率計	
	F	可燃型ポスト対応地点	
色区分	P A Z 圏内の地点		
	U P Z 圏内の地点		
	U P Z 圏外の地点		
	発電所敷地内の地点		
環境試料採取地点(飲料水)			

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用し(承認番号 平28(情使、第307-G15MAP)36589)

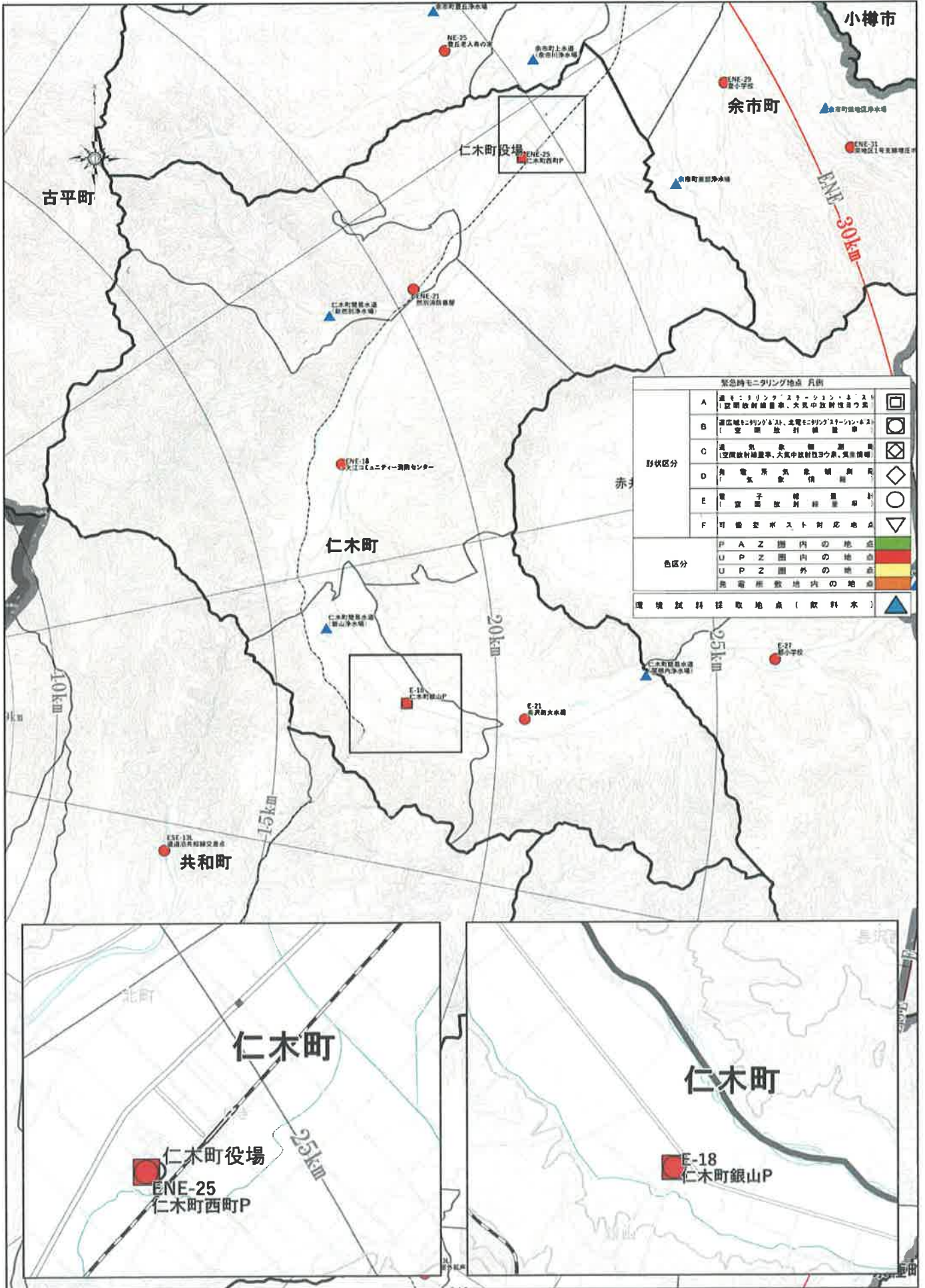
緊急時モニタリング地点図 古平町



緊急時モニタリング地点 凡例		
形状区分	A 遠モニタリング(スレーション・ポスト) (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素)	□
	B 圏広域モニタリングポスト、北電モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率)	◻
	C 遠気象観測所 (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素、気象情報)	◇
	D 発電所気象観測所 (気象情報)	◇
	E 電子線観測所 (空間放射線量率)	○
	F 可搬型ポスト対応地点	▽
色区分	P A Z 圏内の地点	■
	U P Z 圏内の地点	■
	U P Z 圏外の地点	■
環境試料採取地点(飲料水)		▲

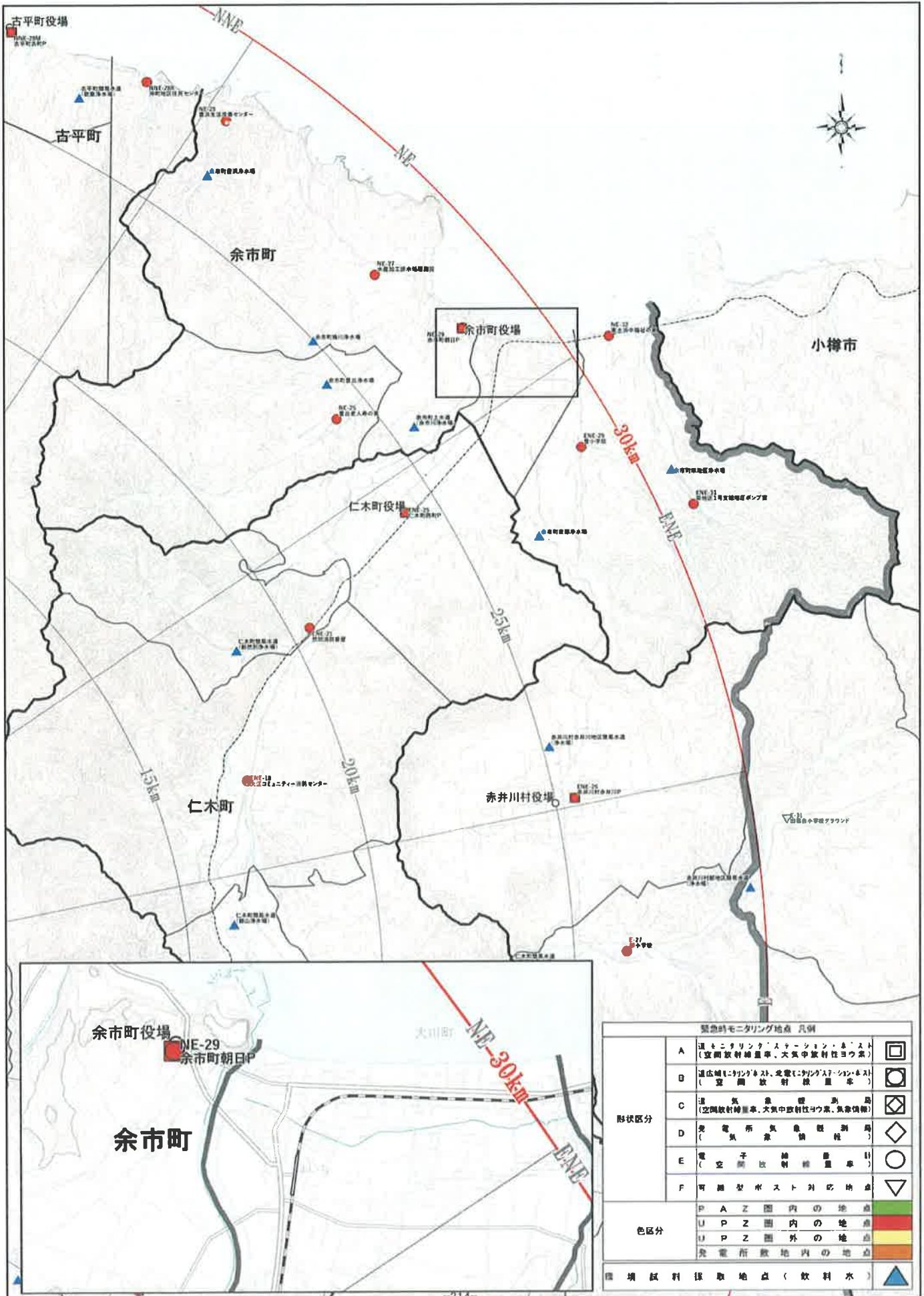
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情機、第307-GISMAP36589)

緊急時モニタリング地点図 仁木町



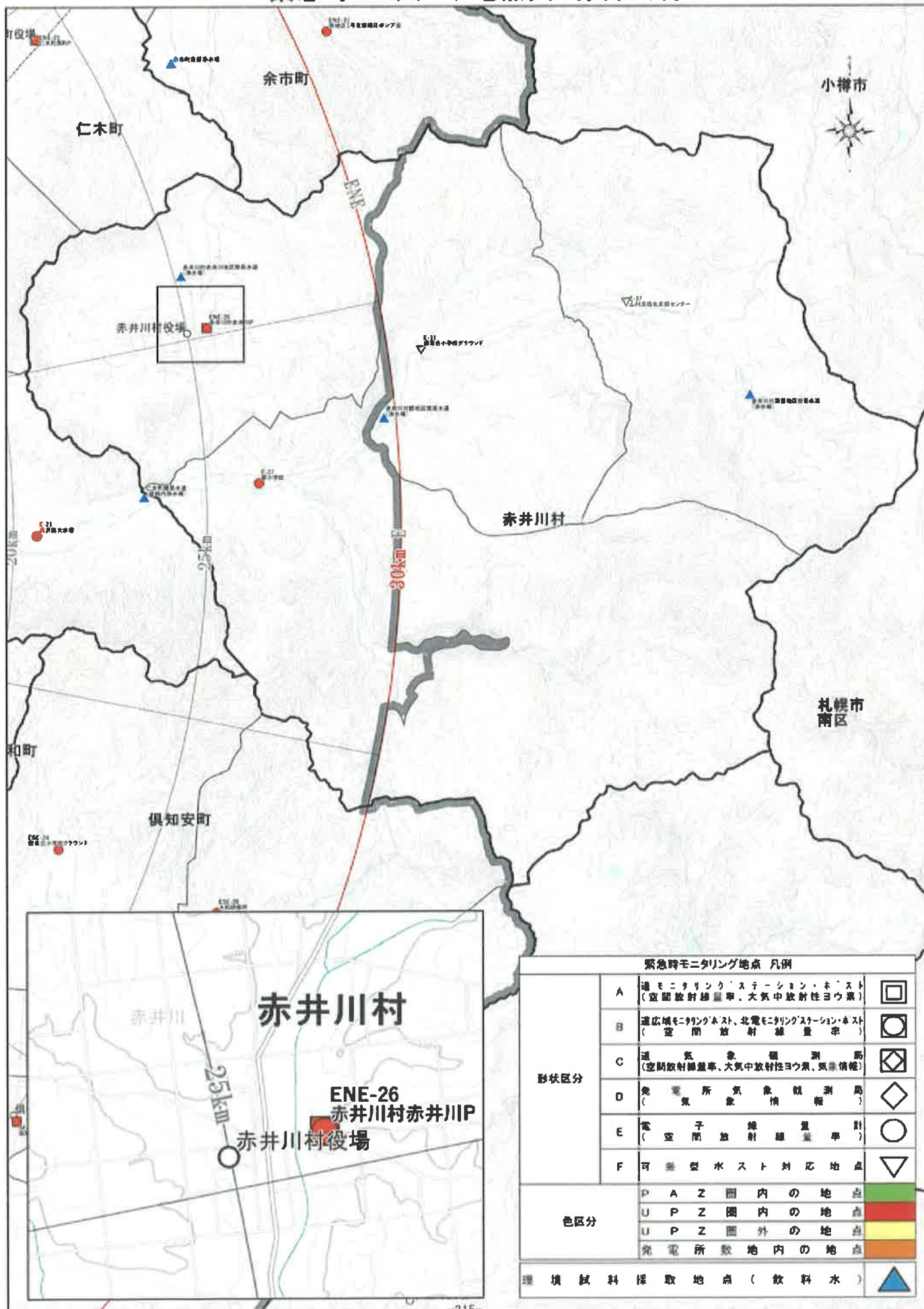
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

緊急時モニタリング地点図 余市町



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28領使、第307-GISMAP30589)

緊急時モニタリング地点図 赤井川村



緊急時モニタリング地点 凡例			
形状区分	A	場モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素)	□
	B	道広域モニタリングポスト、北電モニタリングステーション・ポスト (空間放射線量率)	◻
	C	道気象観測所 (空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素、気象情報)	◻
	D	発電所気象観測所 (気象情報)	◇
	E	電子線線量率計 (空間放射線量率)	○
	F	可溶性水スト対応地点	▽
色区分	P	AZ圏内の地点	■
	U	PZ圏内の地点	■
	L	PZ圏外の地点	■
		発電所敷地内の地点	■
埋填試料採取地点(飲料水)			▲

この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図を使用した(承認番号 平28情従、第307-GISMAP36589)

資料 3 - 4 - 2 緊急時モニタリング情報報告様式

第 報

緊急時モニタリング情報

報告時間	年 月 日 時 分
報告者	

1 緊急時モニタリングデータの概要 (月 日 時 分現在までのデータ)

2 モニタリング体制

(1) 固定局の測定状況

測定機器	局数	測定項目	欠測等
1・2号機放水口ポスト	北海道電力：1	計数率	
3号機放水口ポスト	北海道電力：1	計数率	
1号機排気筒モニタ	北海道電力：1	計数率	
2号機排気筒モニタ	北海道電力：1	計数率	
3号機排気筒モニタ	北海道電力：1	計数率	
PAZ内固定局	北海道電力：10局 北海道：5局	低線量率 (NaI)、高線量率 (電離箱)、感雨雪、風向風速等	
周辺モニタリングステーション (UPZ)	北海道電力：1局 北海道：4局	低線量率 (NaI)、高線量率 (電離箱)、感雨雪、風向風速等	
広域モニタリングポスト	北海道：12局	低線量率 (NaI)、高線量率 (半導体検出器)、感雨雪	
電子線量計	北海道：60局	高線量率 (半導体検出器)	

※ 表中局数は欠測局含む。

(2) その他対応状況

環境試料の放射能分析結果の報告様式(Ge半導体検出装置による測定)

【試料情報】

採取者： 班
 採取場所：
 採取日時： 年 月 日 時 分
 受領者： 班
 受領日時： 年 月 日 時 分
 試料名： 水 / 土壌 / ヨウ素カートリッジ / 大気モニター紙 / その他()
 試料形態： マリネリ2L / U8 / ポリ容器1L / ヨウ素カートリッジ / その他()
 供試料量： kg / m³

【分析情報】

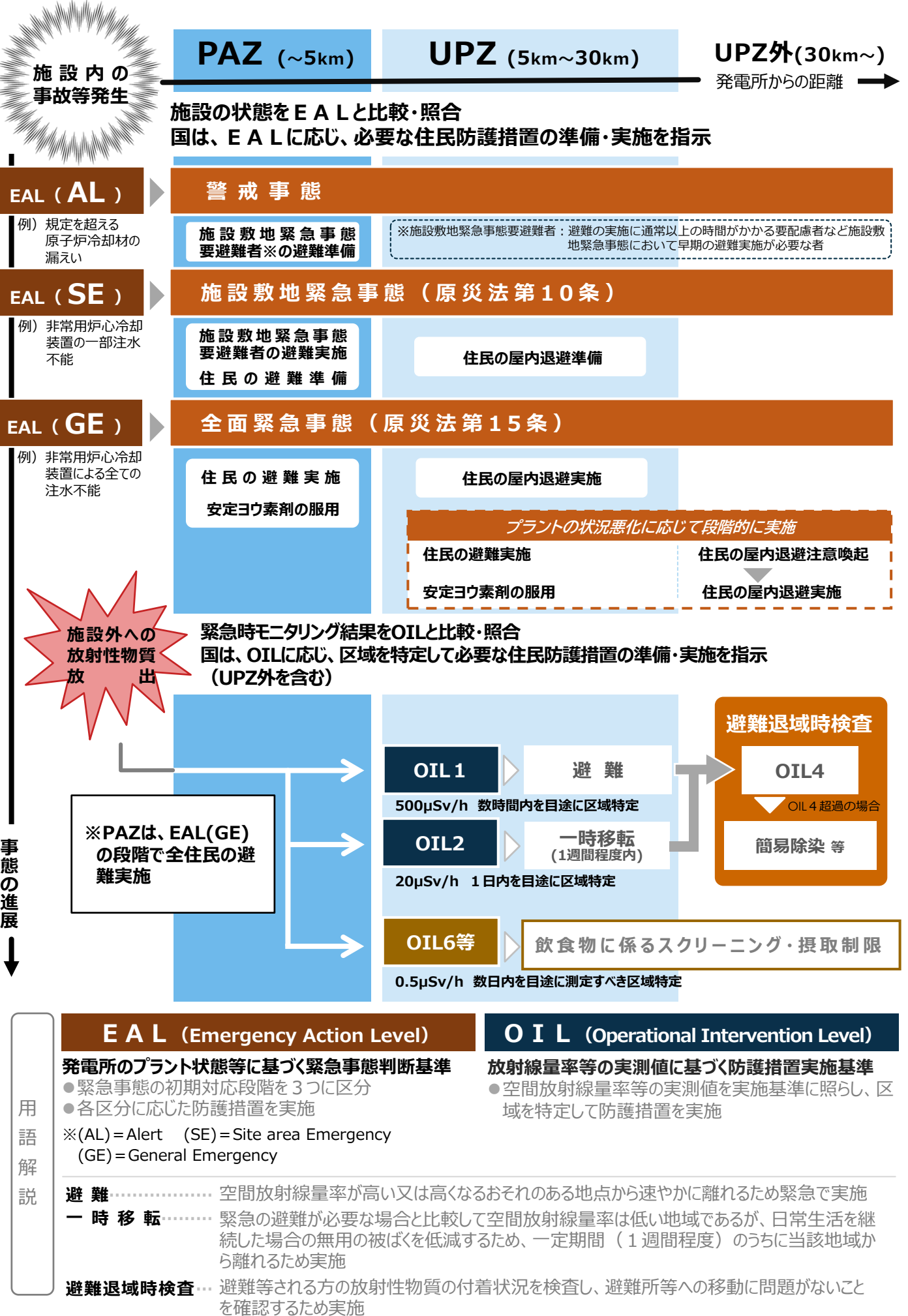
測定者： 班
 測定拠点： 札幌分室 / OFC / その他()
 使用機器：
 測定開始日時： 年 月 日 時 分
 測定時間： 秒

【放射能測定結果】

		放射能濃度	測定下限値
		単位：Bq/kg / Bq/m ³ / ()	
人工 核種	Cr-51		
	Mn-54		
	Fe-59		
	Co-60		
	I-131		
	Cs-134		
	Cs-137		
天然 核種	Be-7		
	K-40		
その他 検出さ れた人 工核種			
備考			

(注) 「ND」は「検出されず」を表す。

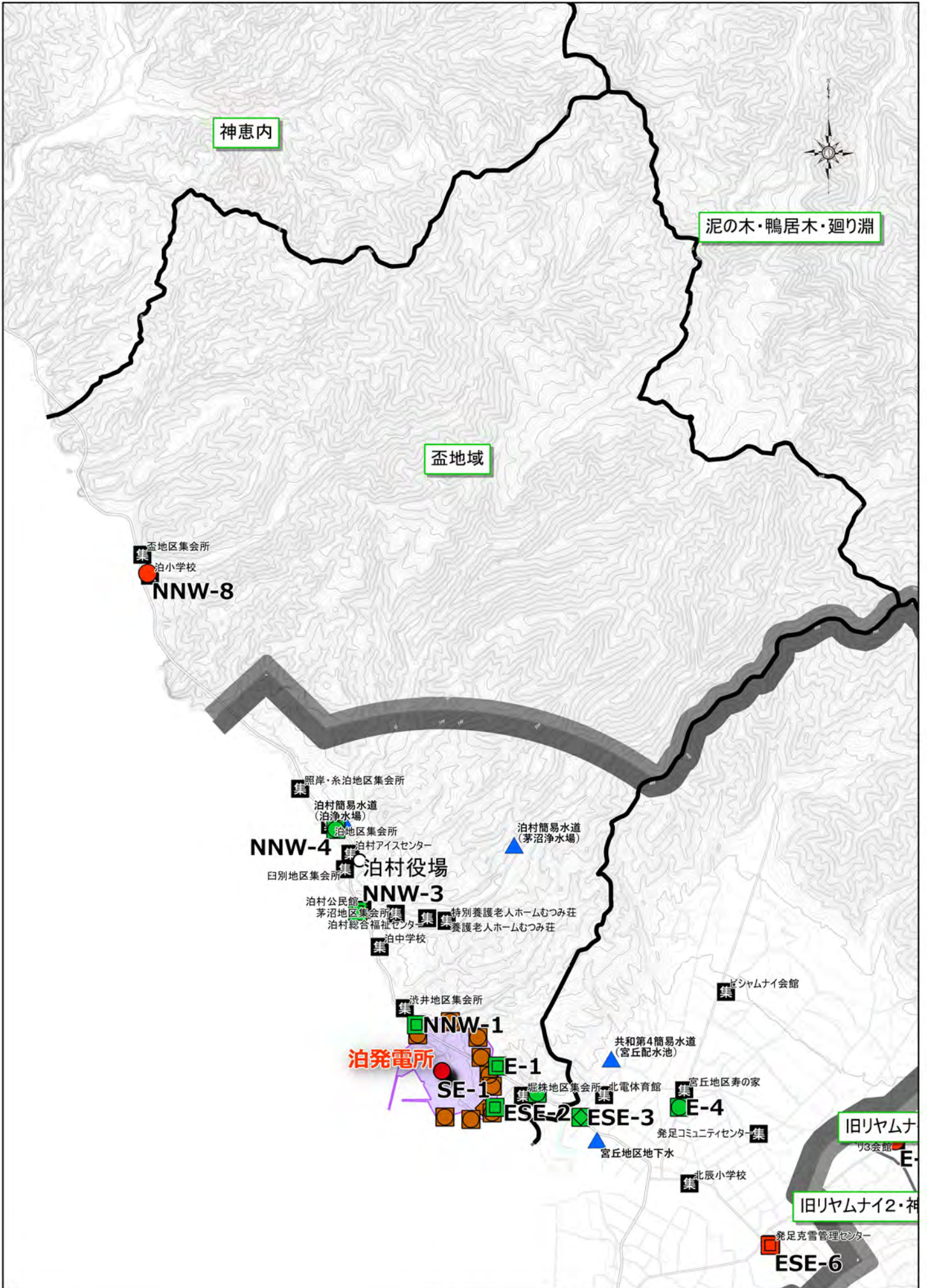
資料3-5-1 緊急時における防護措置の概要





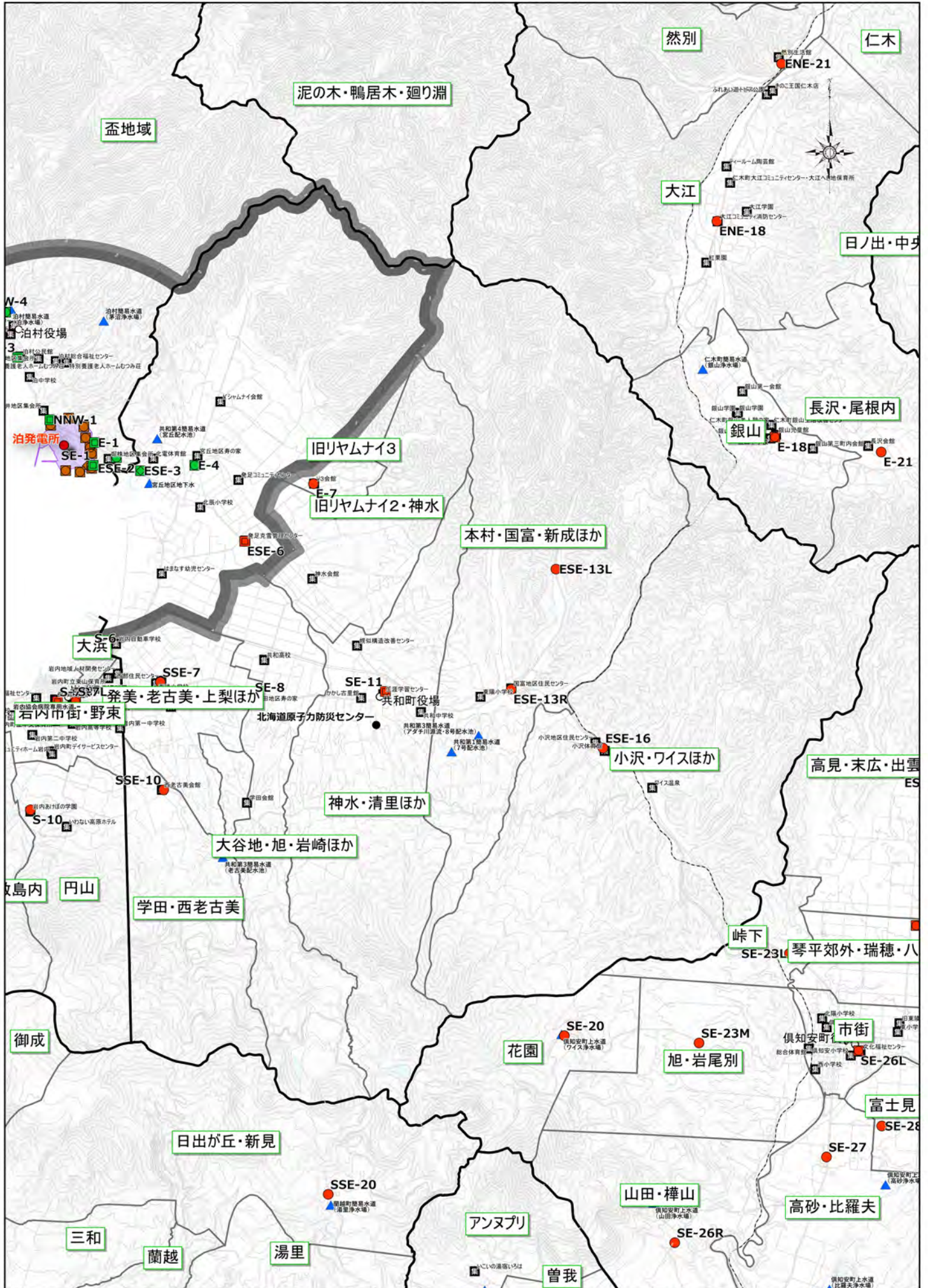
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 泊村



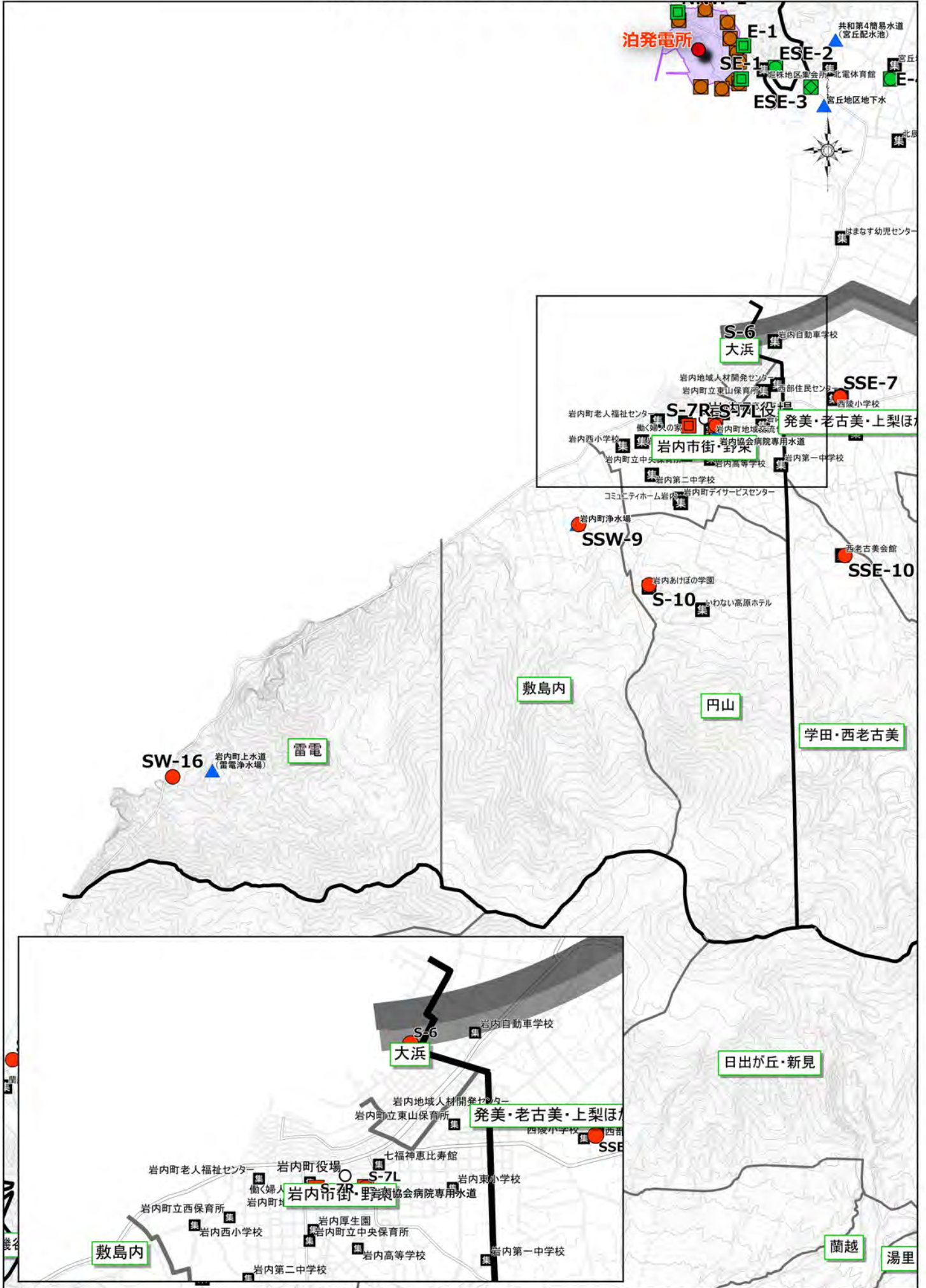
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 共和町



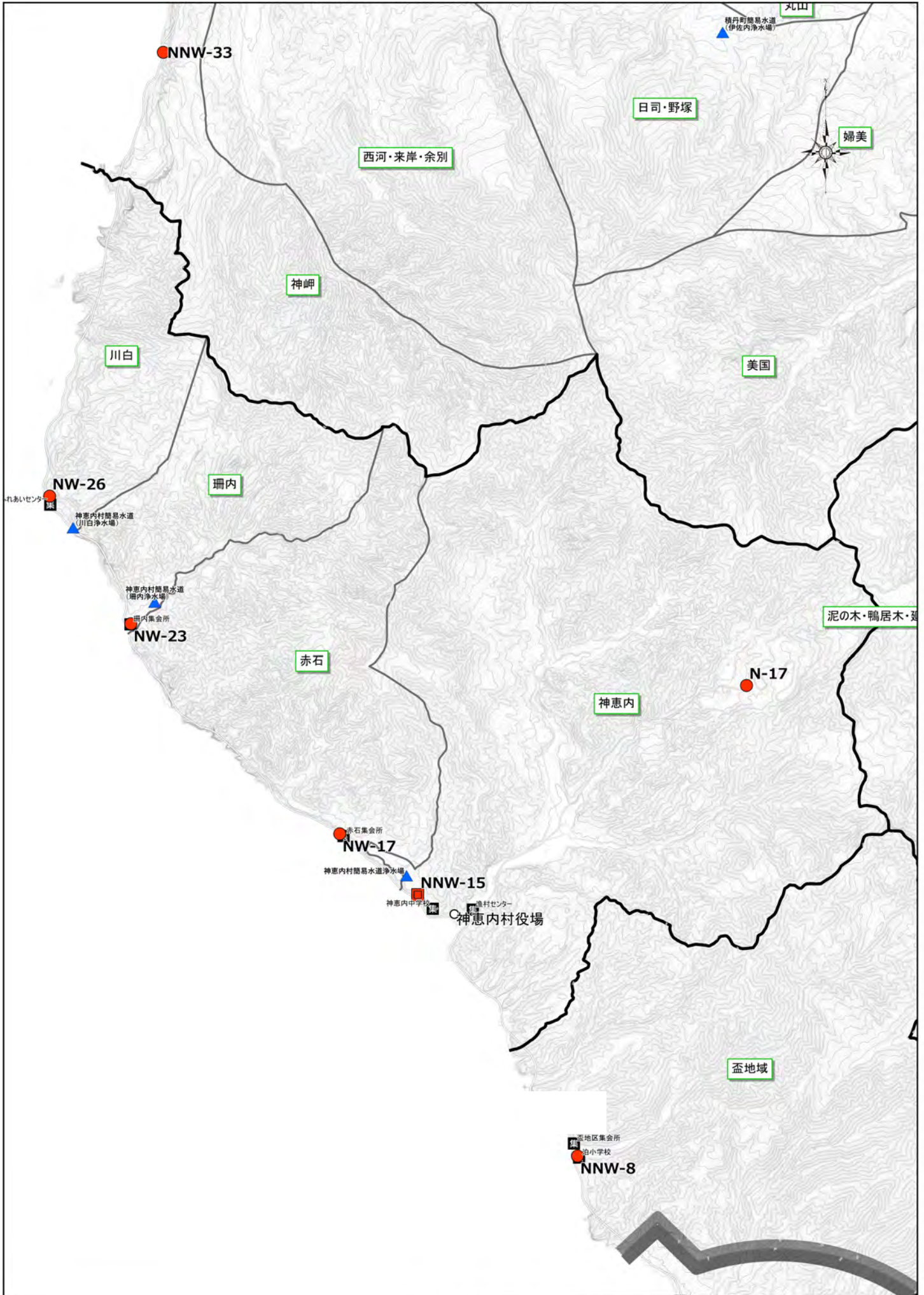
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 岩内町

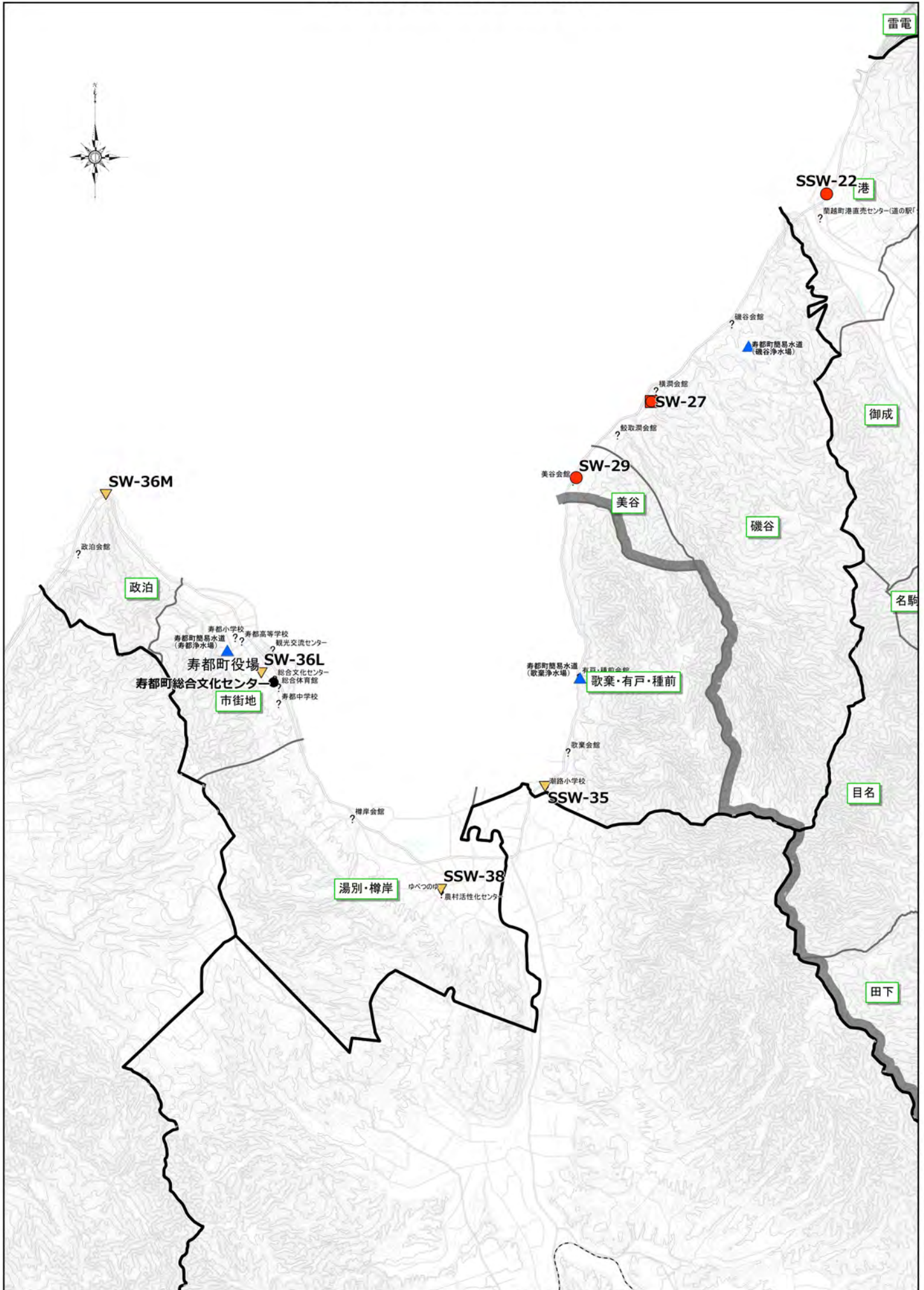


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

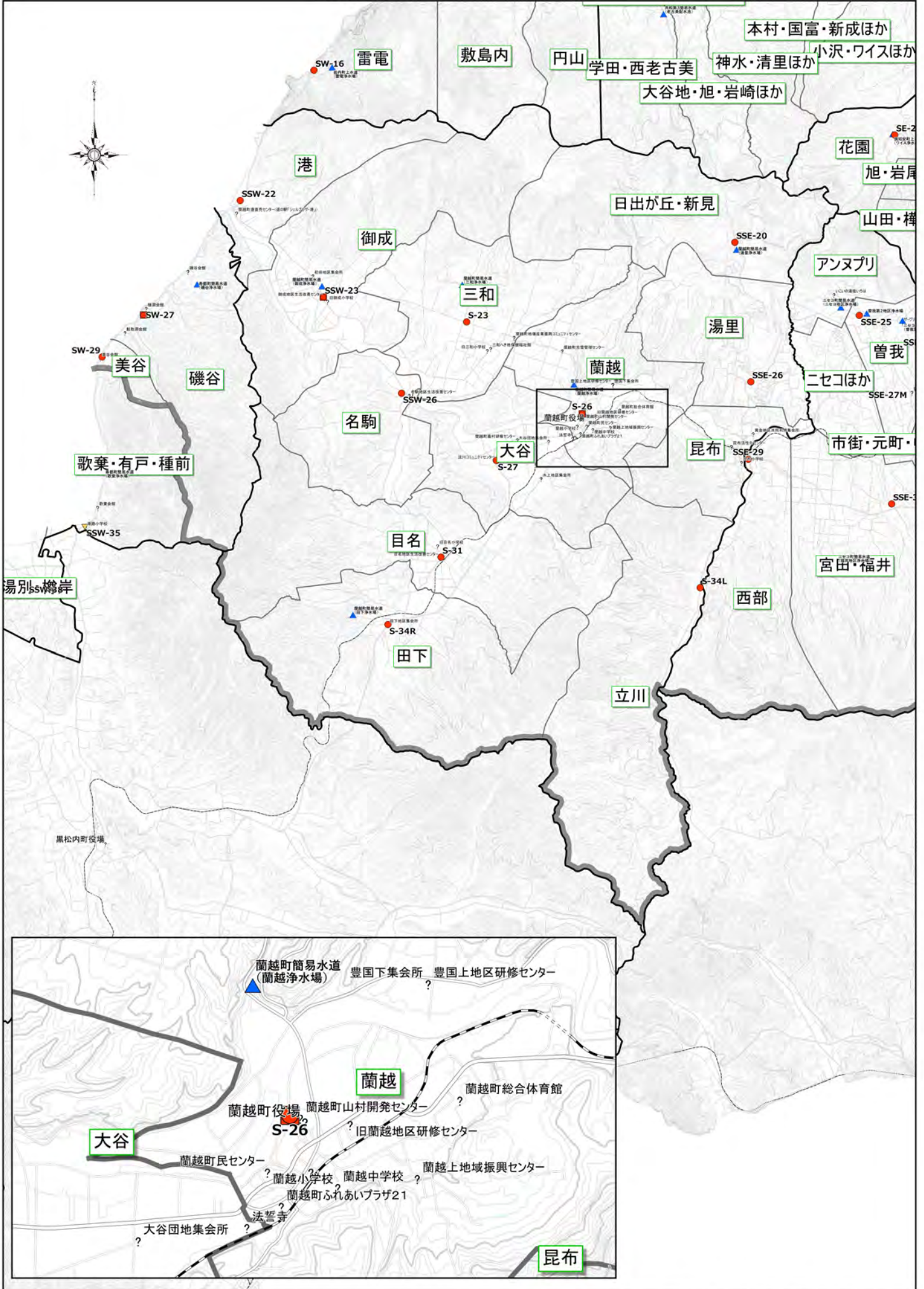
防護対策区域図 神恵内村



防護対策区域図 寿都町

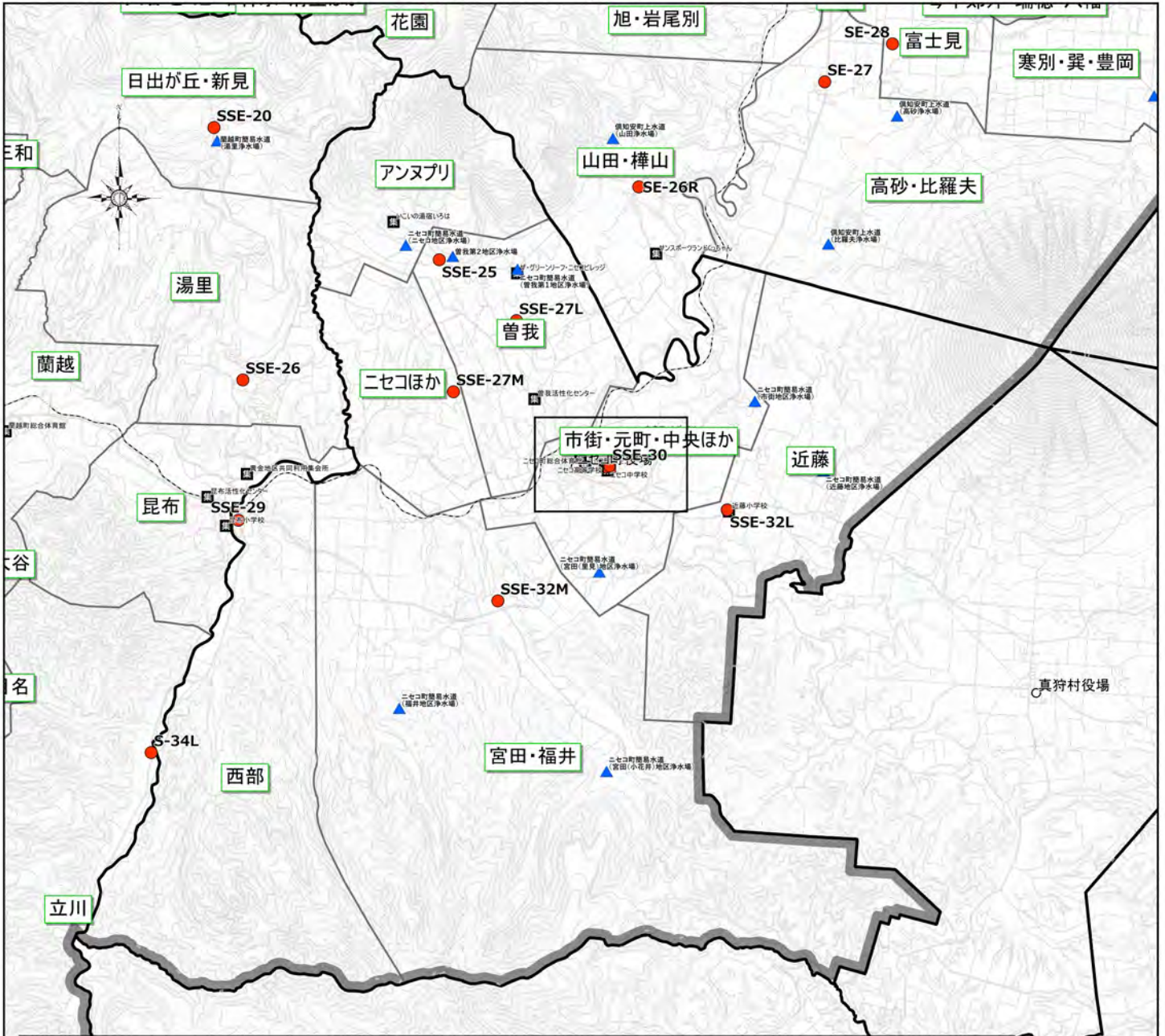


防護対策区域図 蘭越町

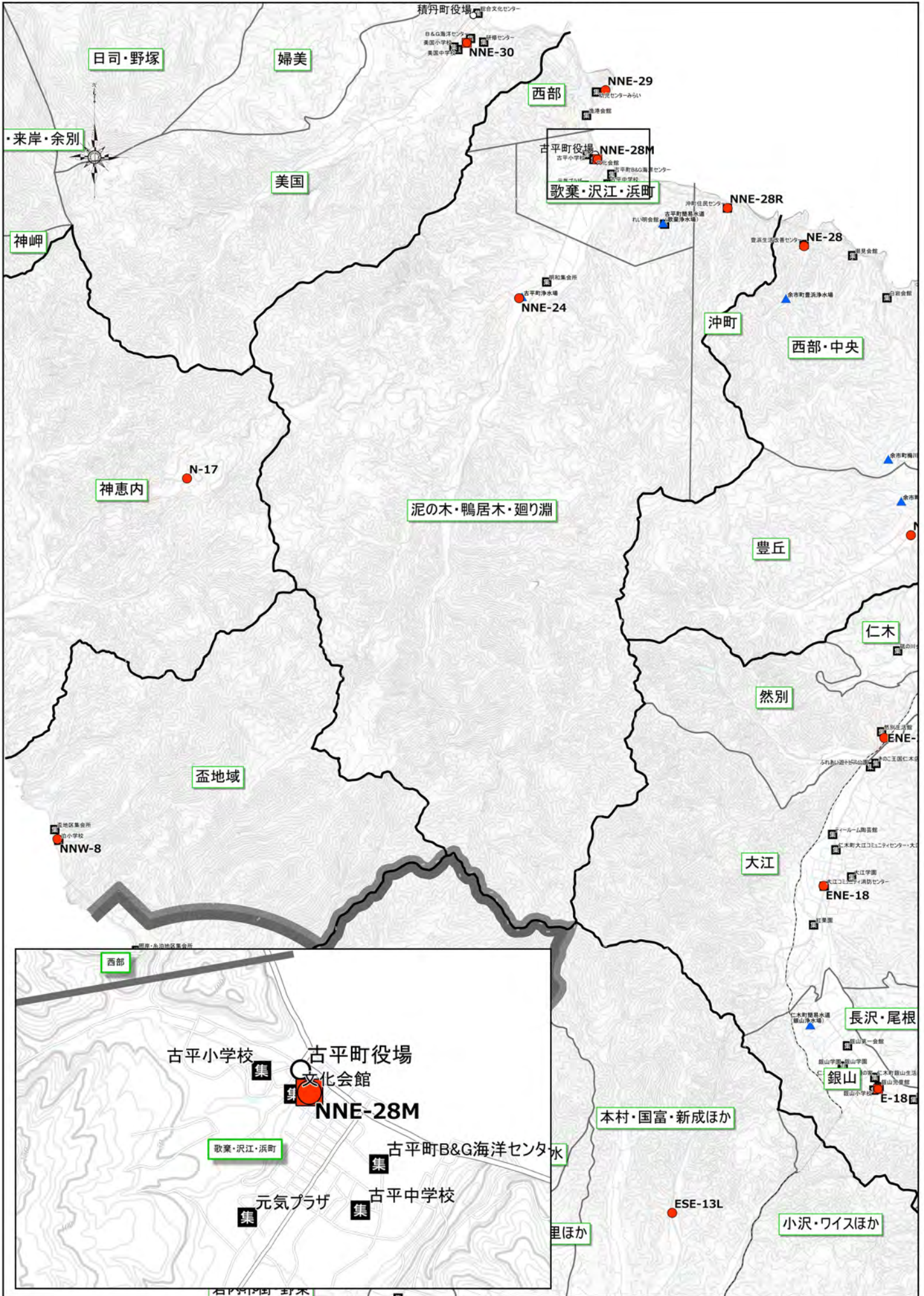


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 ニセコ町

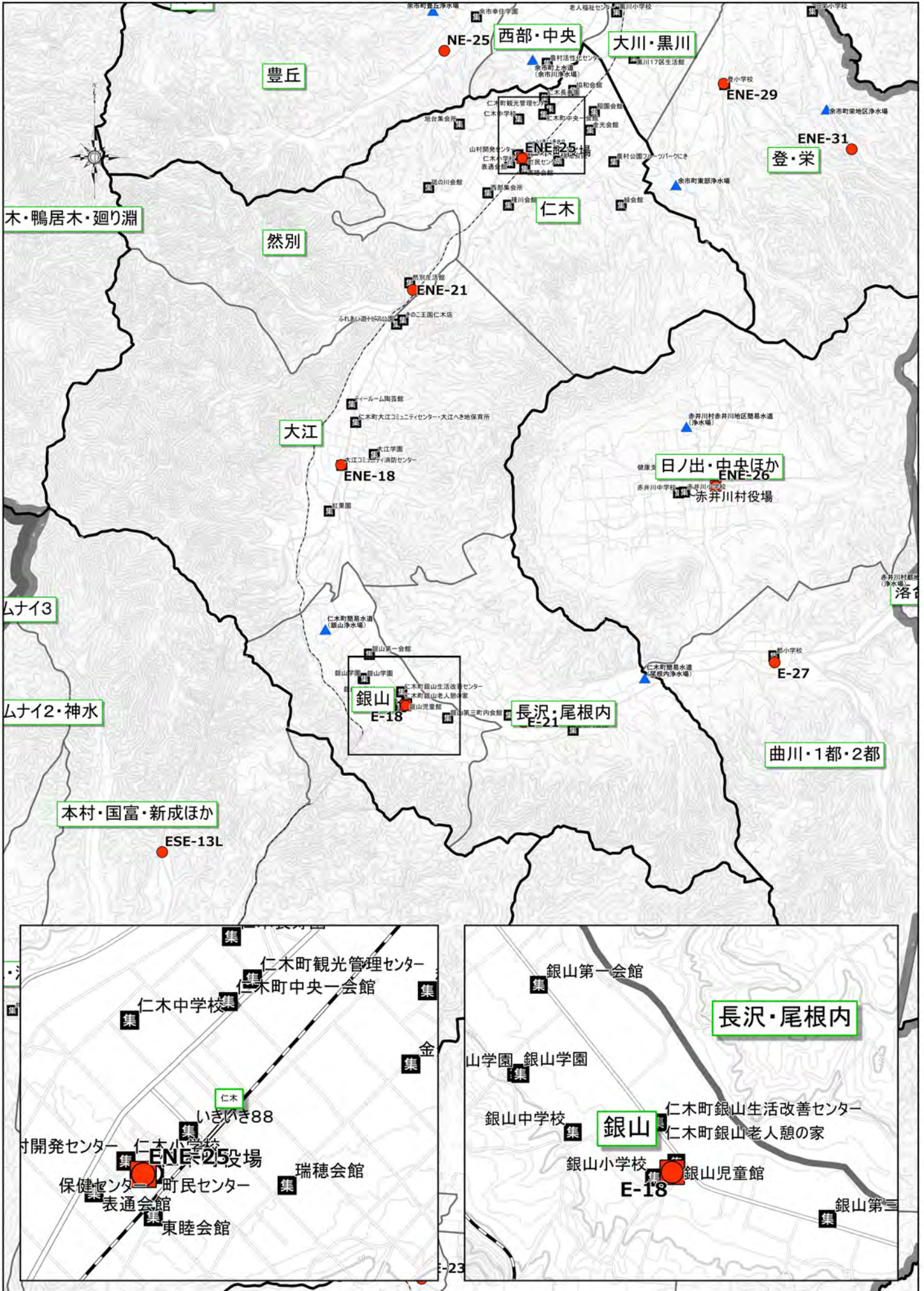


防護対策区域図 古平町



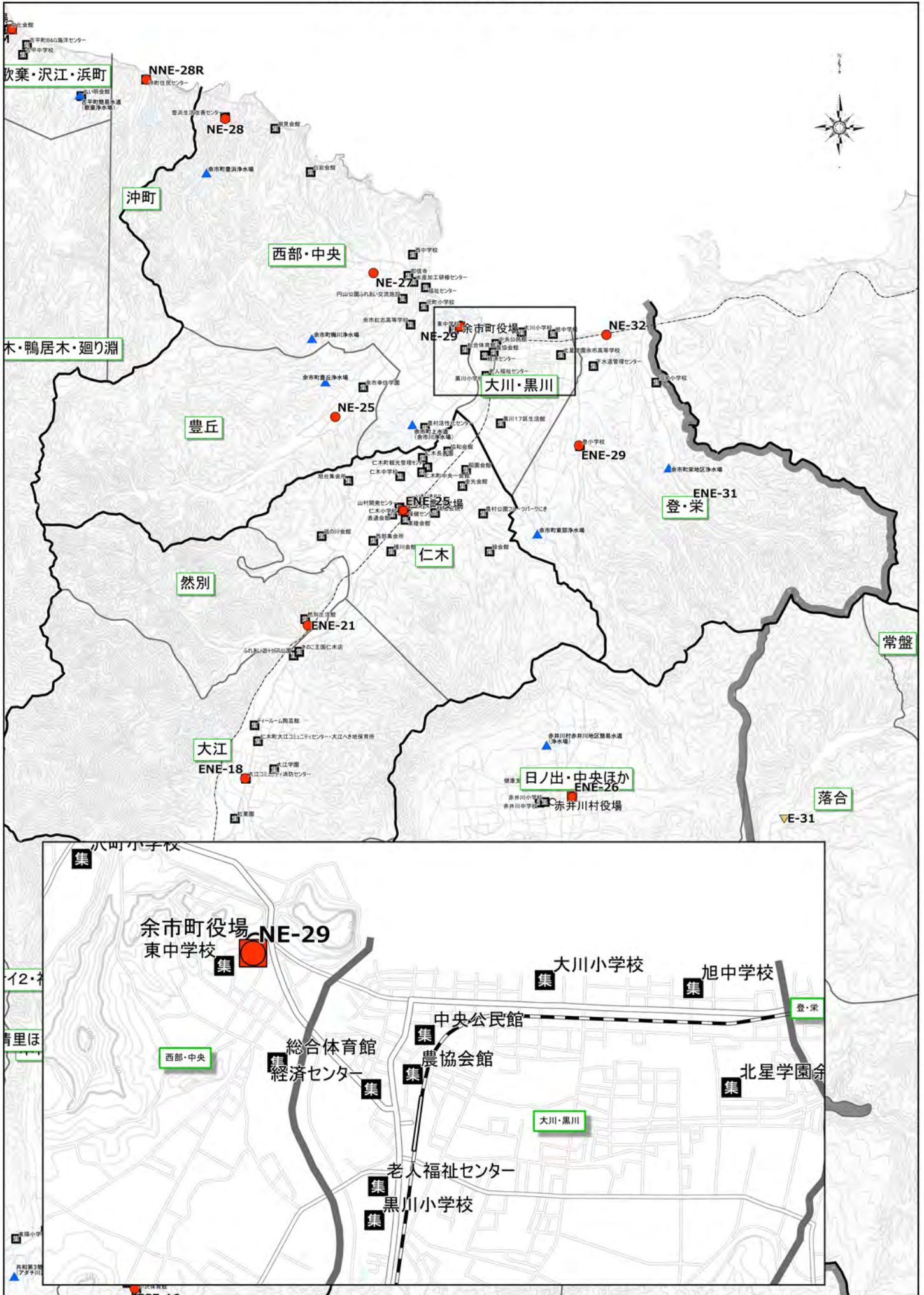
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 仁木町



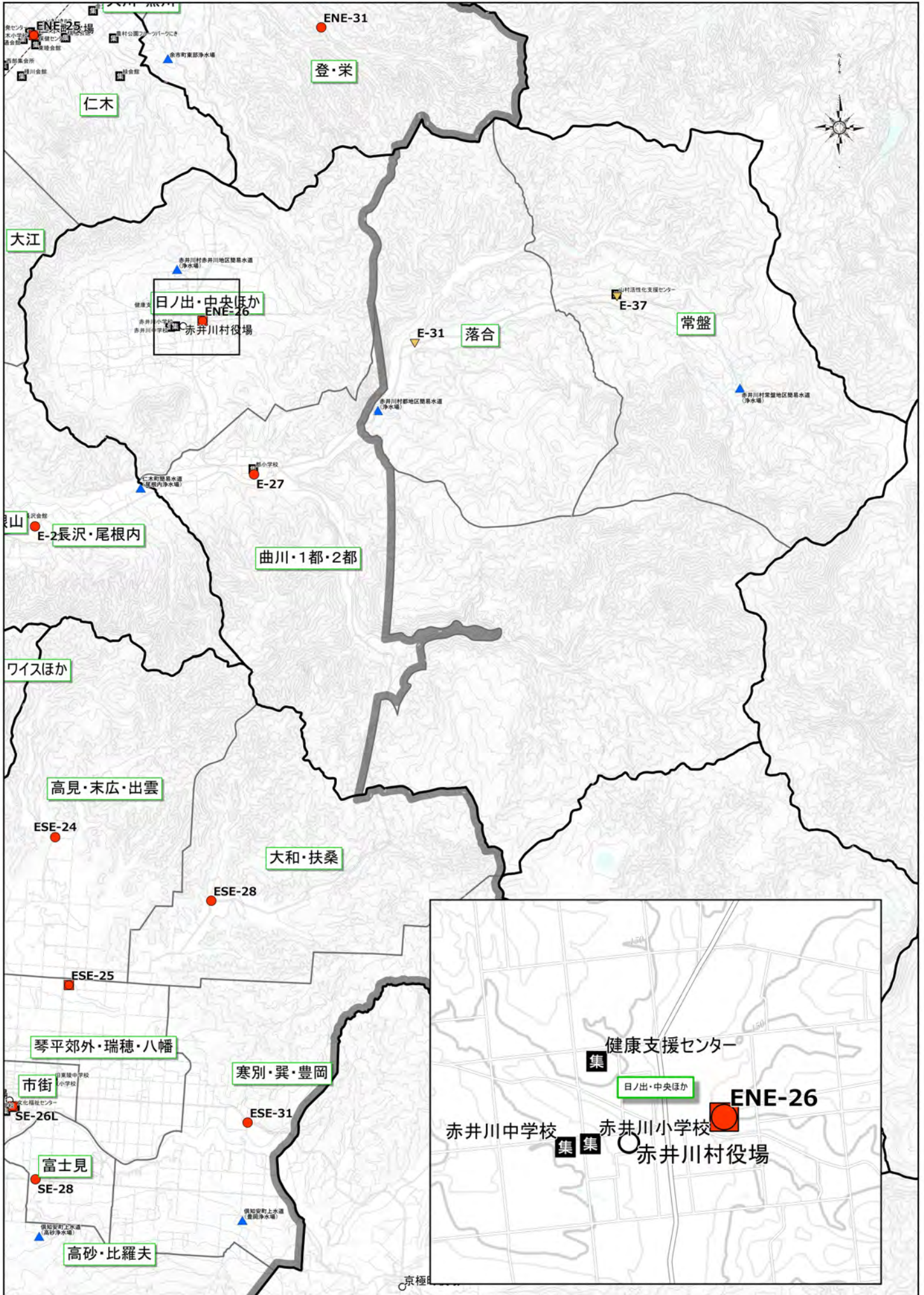
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 余市町



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

防護対策区域図 赤井川村



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した(承認番号 平28情使、第307-GISMAP36589)

資料 3 - 5 - 3 避難先

町村名	一時滞在場所	避難先 ※()は受入可能人数
泊 村	札幌市:札幌市南区体育館	札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
共和町	留寿都村:ルスツリゾート 洞爺湖町:洞爺湖文化センター	留寿都村:ルスツリゾート(3,128人) 洞爺湖町:15施設(6,134人)、壮瞥町:1施設(1,430人)
岩内町	札幌市:北海きたえーる	札幌市:33施設(19,429人)
神恵内村	札幌市:ガトーキングダムサッポロ	札幌市:4施設(3,071人)
寿都町	札幌市:札幌市北区体育館	札幌市:8施設(1,674人)
蘭越町	札幌市:札幌コンベンションセンター	札幌市:9施設(4,558人)
ニセコ町	札幌市:札幌市白石区体育館	札幌市:11施設(6,601人)、北広島市:1施設(575人)
倶知安町	室蘭市:室蘭市文化センター	室蘭市:18施設(1,233人)
	登別市:登別市総合体育館	登別市:19施設(7,487人)
	苫小牧市:苫小牧市総合体育館	苫小牧市:16施設(2,550人)
	伊達市:大滝基幹集落センター	伊達市:3施設(1,582人)
	千歳市:支笏湖市民センターほか	千歳市:16施設(3,535人)
積丹町	札幌市:札幌市西区体育館	札幌市:4施設(4,189人)
古平町	小樽市:小樽市総合体育館	小樽市:26施設(4,934人)
仁木町	札幌市:札幌市手稲区体育館	札幌市:7施設(3,690人)
余市町	札幌市:札幌市スポーツ交流施設	札幌市:48施設(18,490人)
赤井川村	赤井川村:キロロリゾート	赤井川村:キロロリゾート(1,440人) [一時滞在場所を兼ねる]
(予備)	白老町:白老町中央公民館	白老町:11施設(785人)

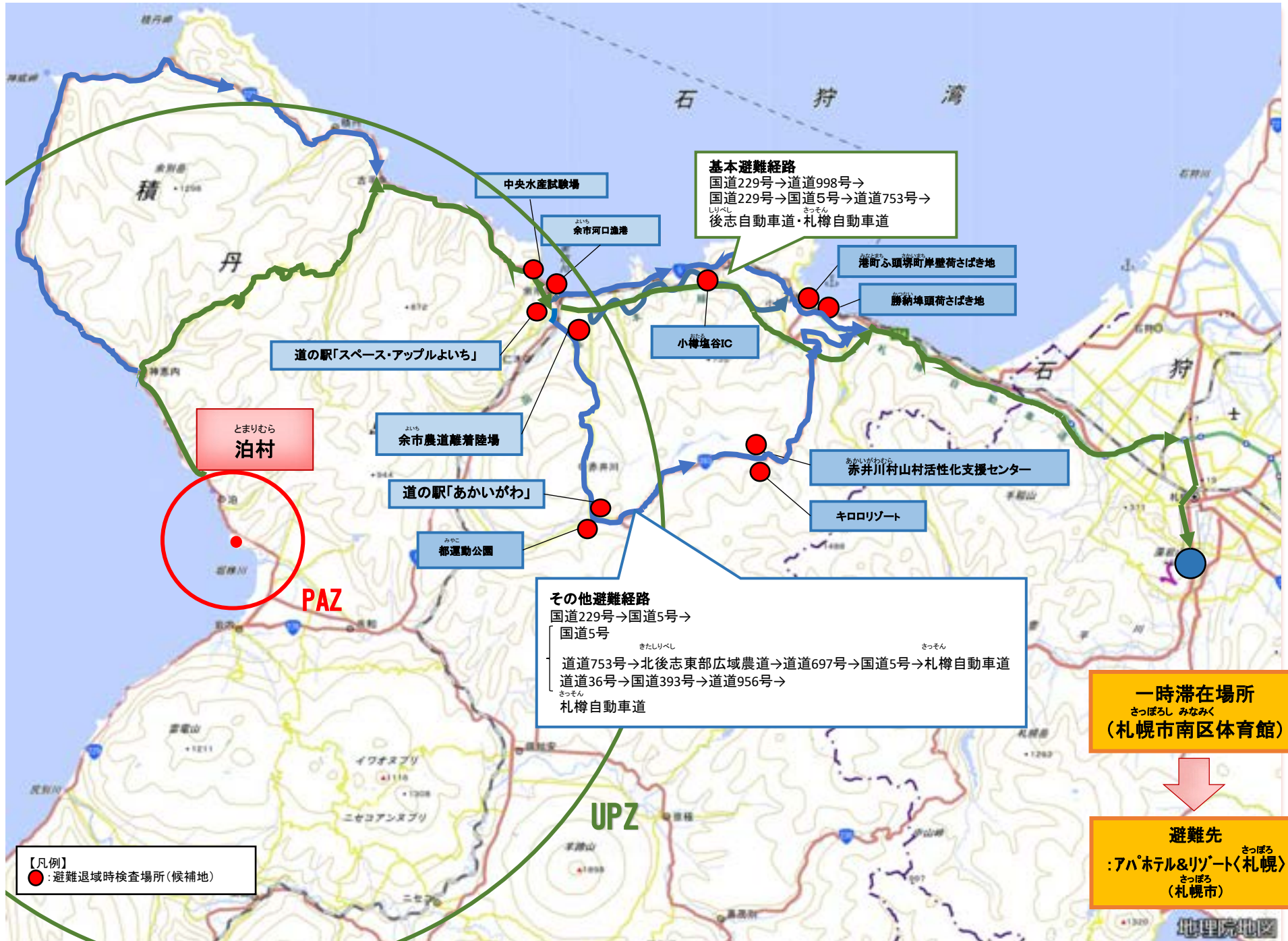


共和町



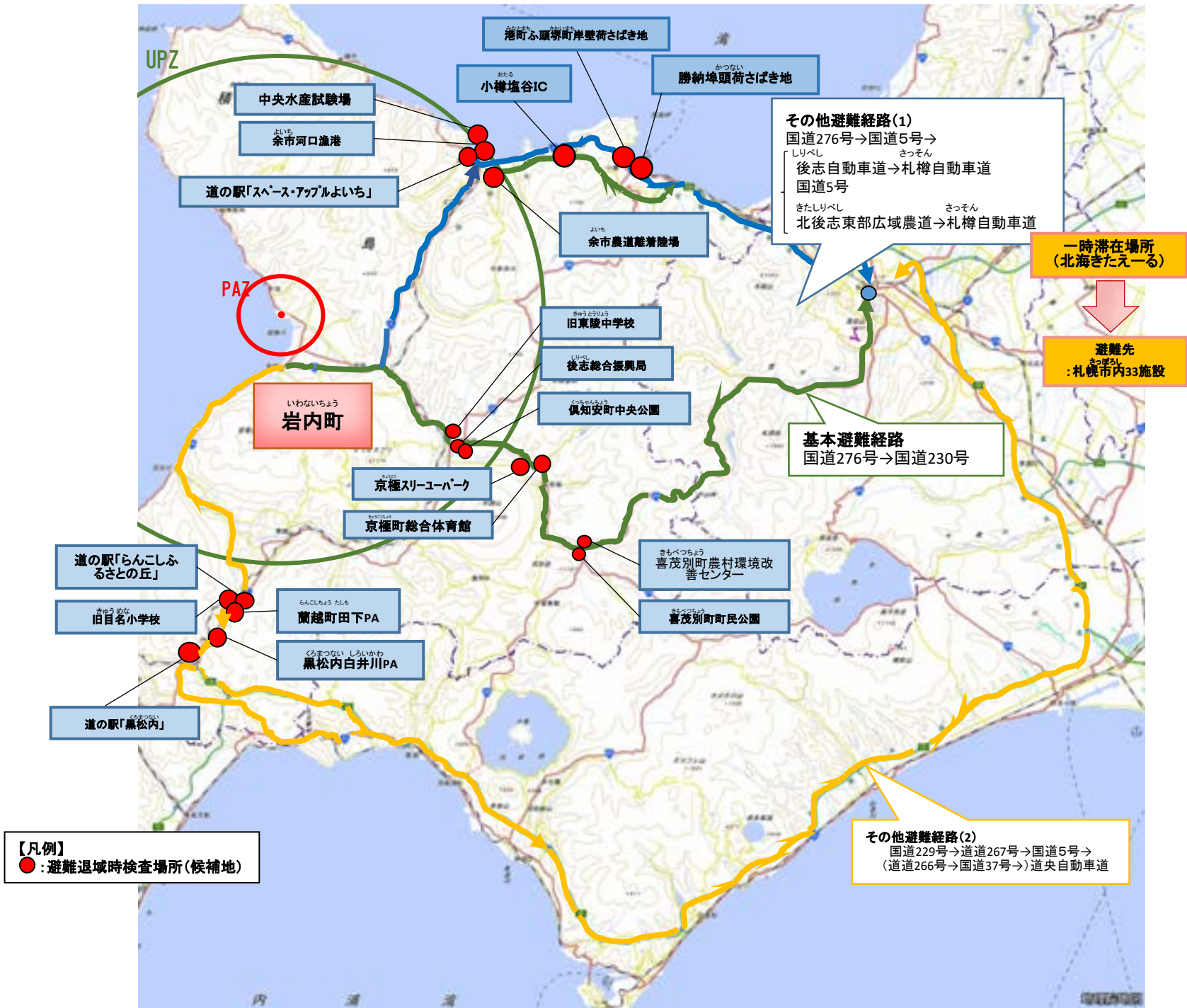
※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

【UPZ】 泊村



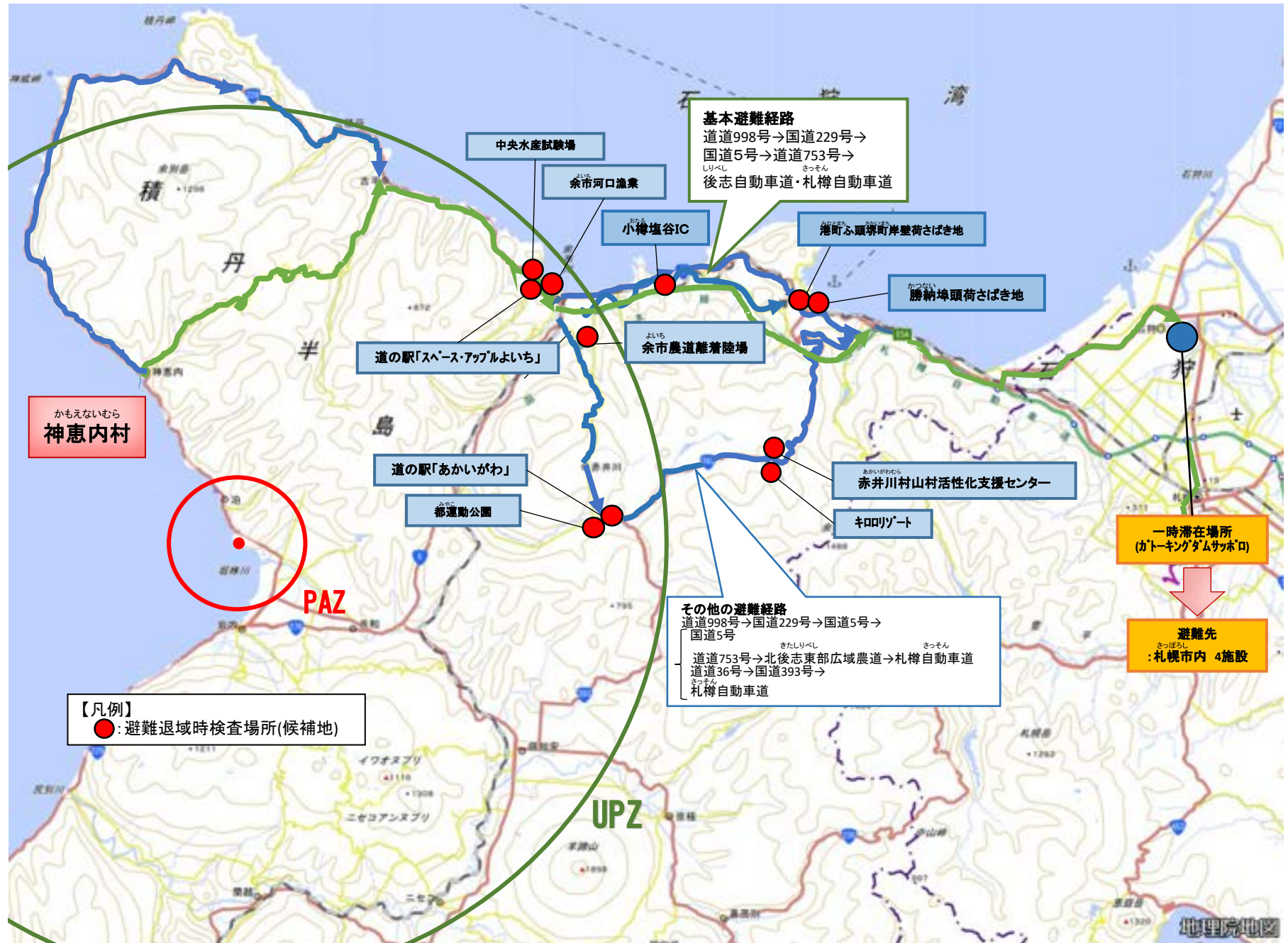
※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

岩内町



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

神恵内村



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

寿都町



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

蘭越町



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

ニセコ町



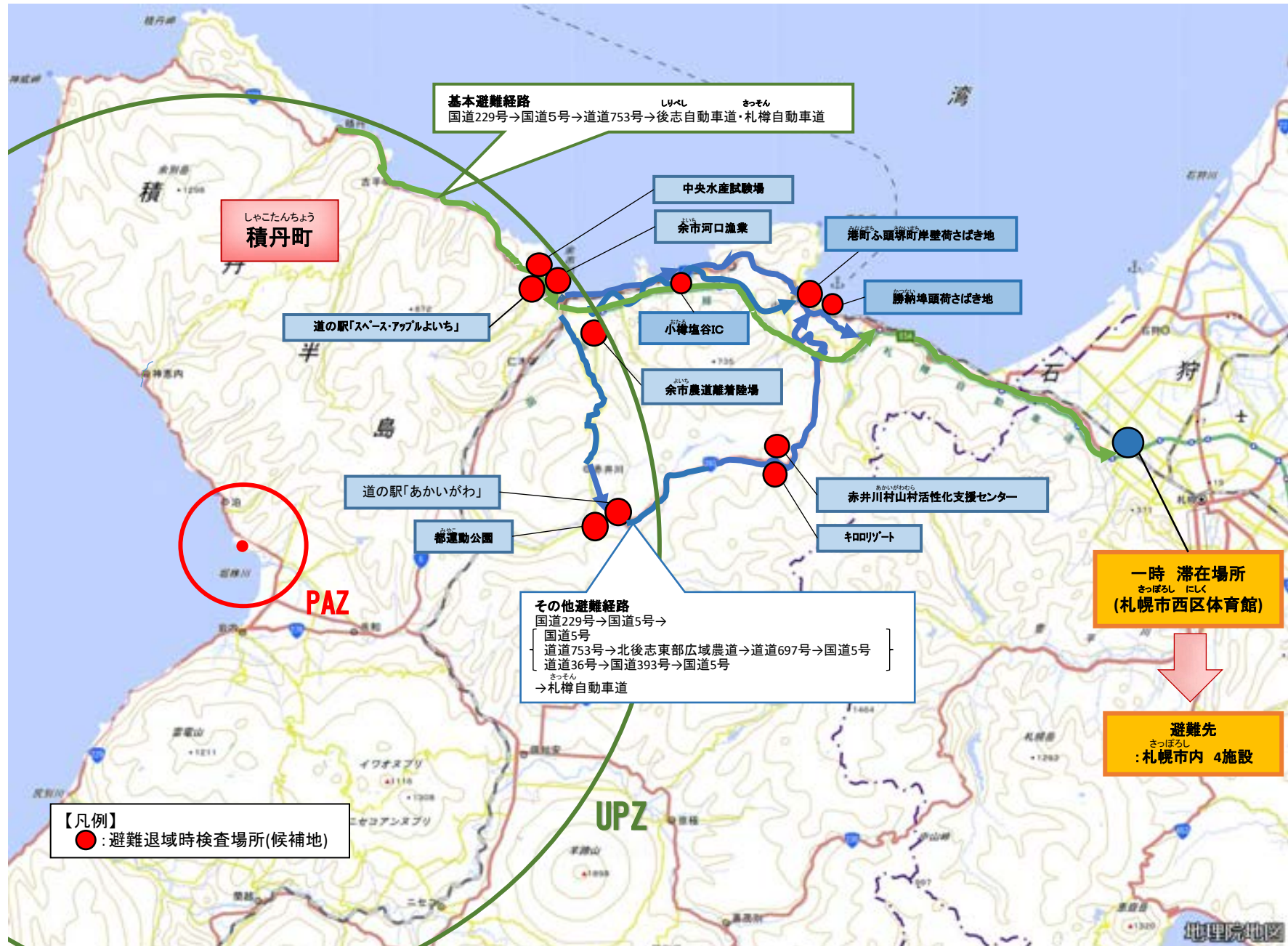
※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

倶知安町



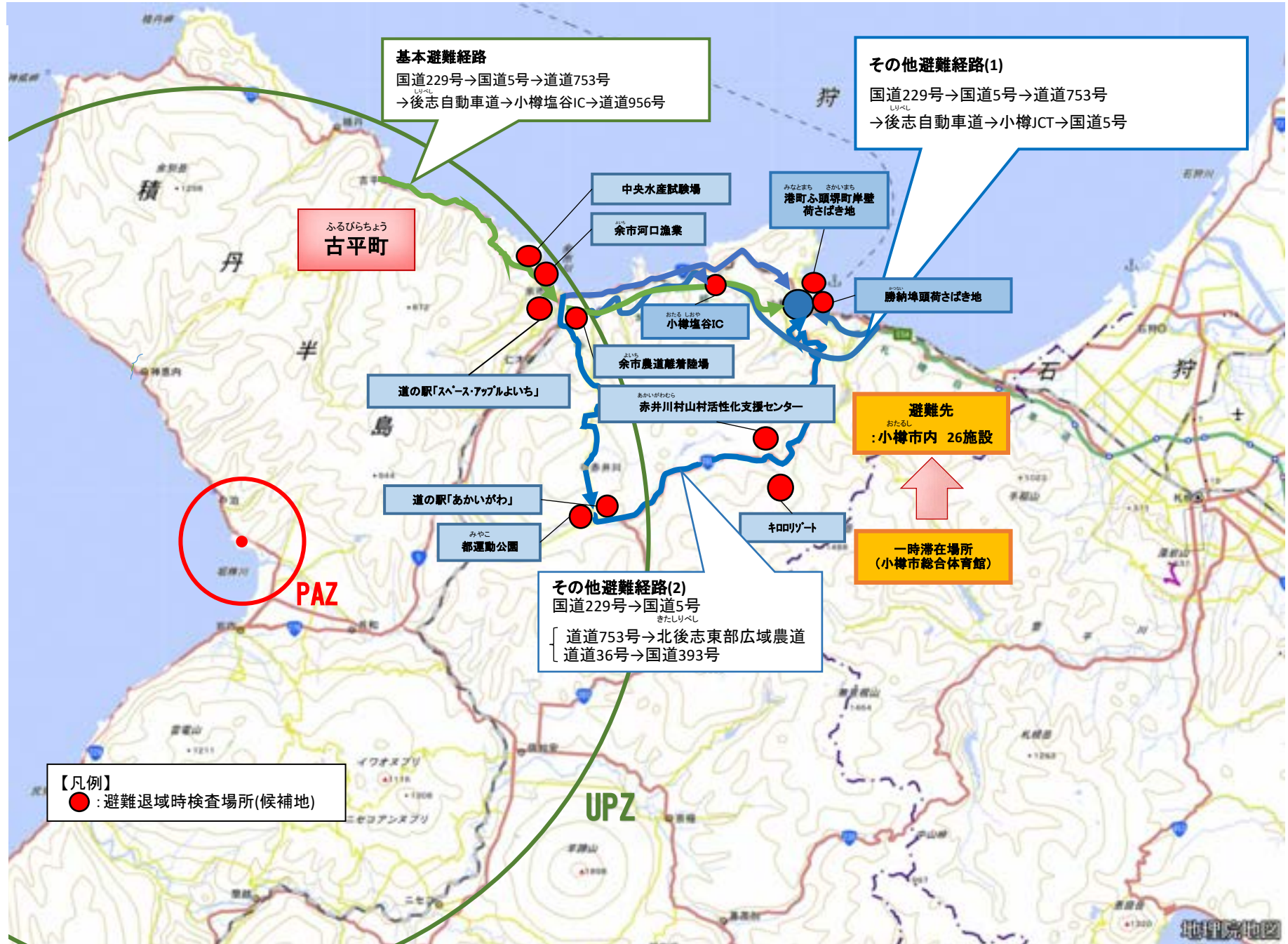
※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避先策等を追記して掲載

積丹町



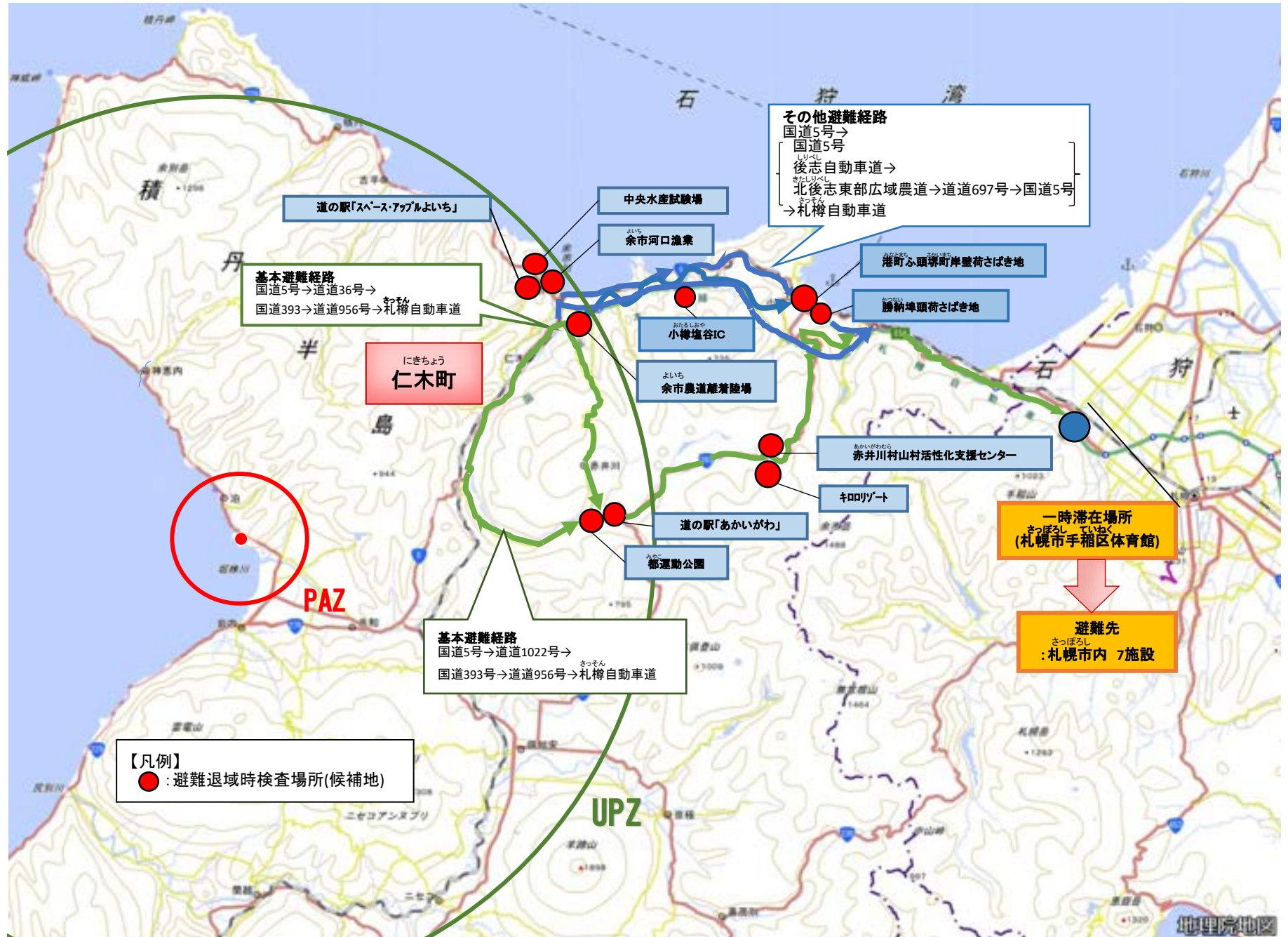
※国土院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

古平町



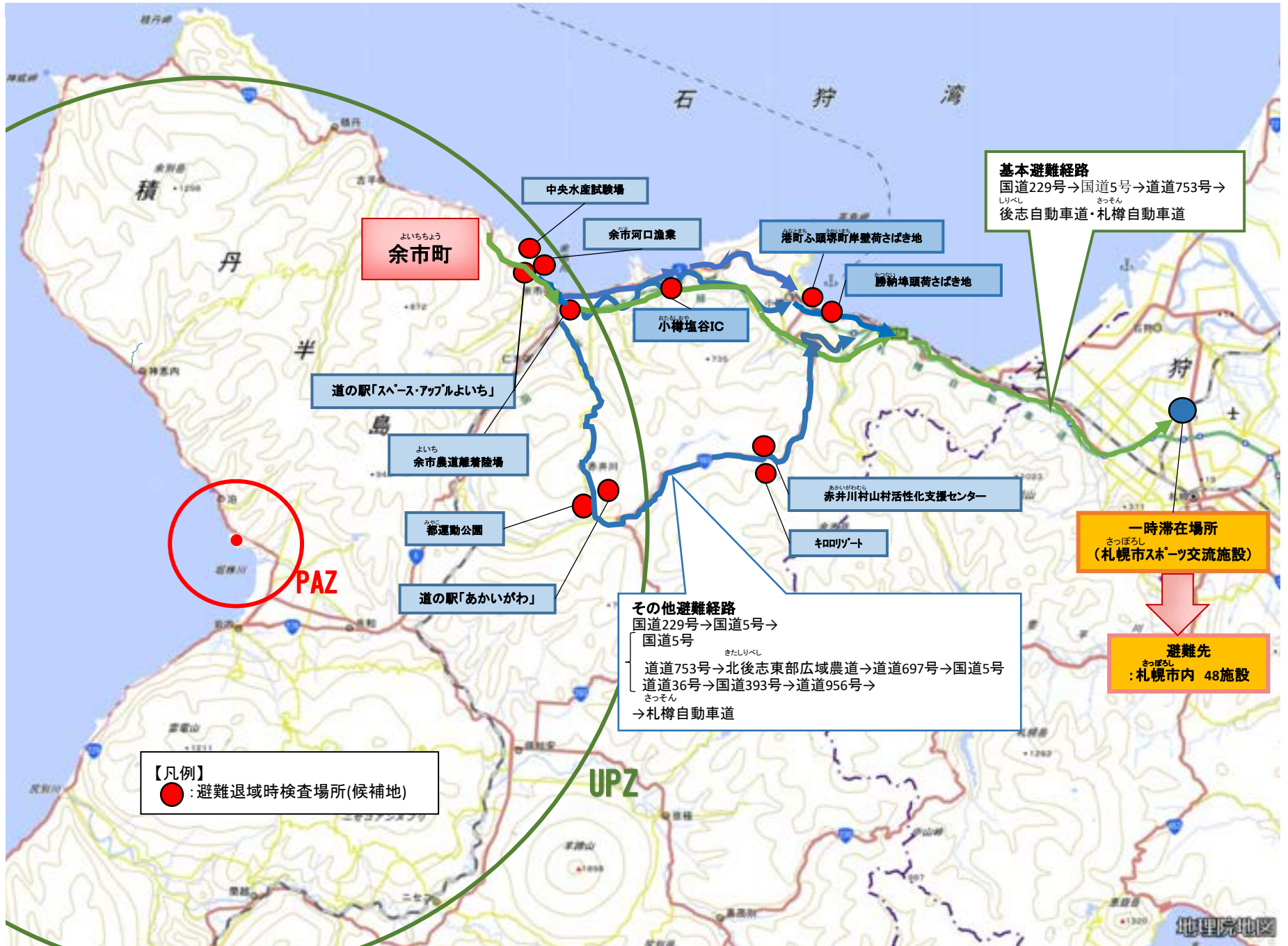
※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

仁木町



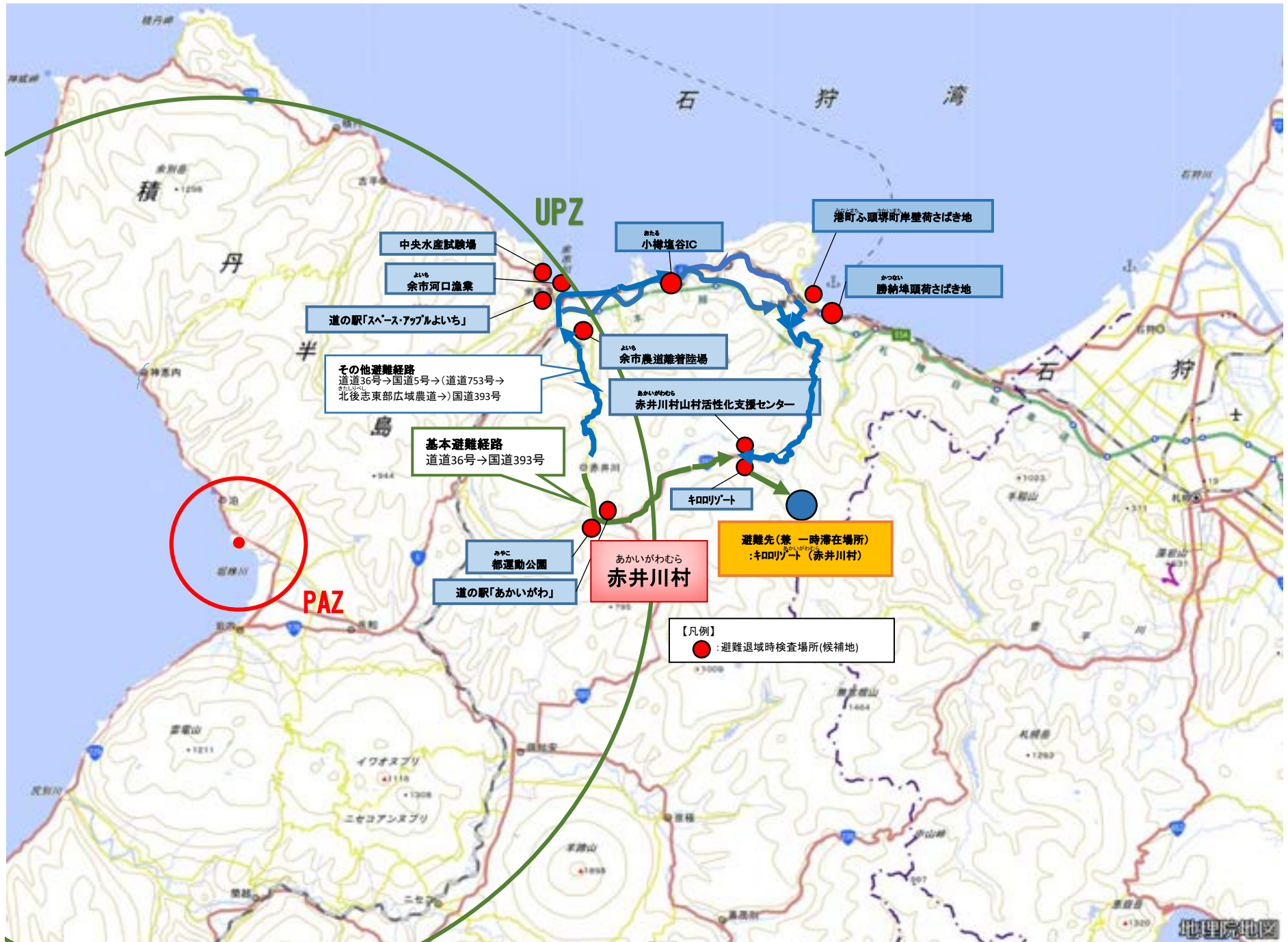
※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

余市町



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

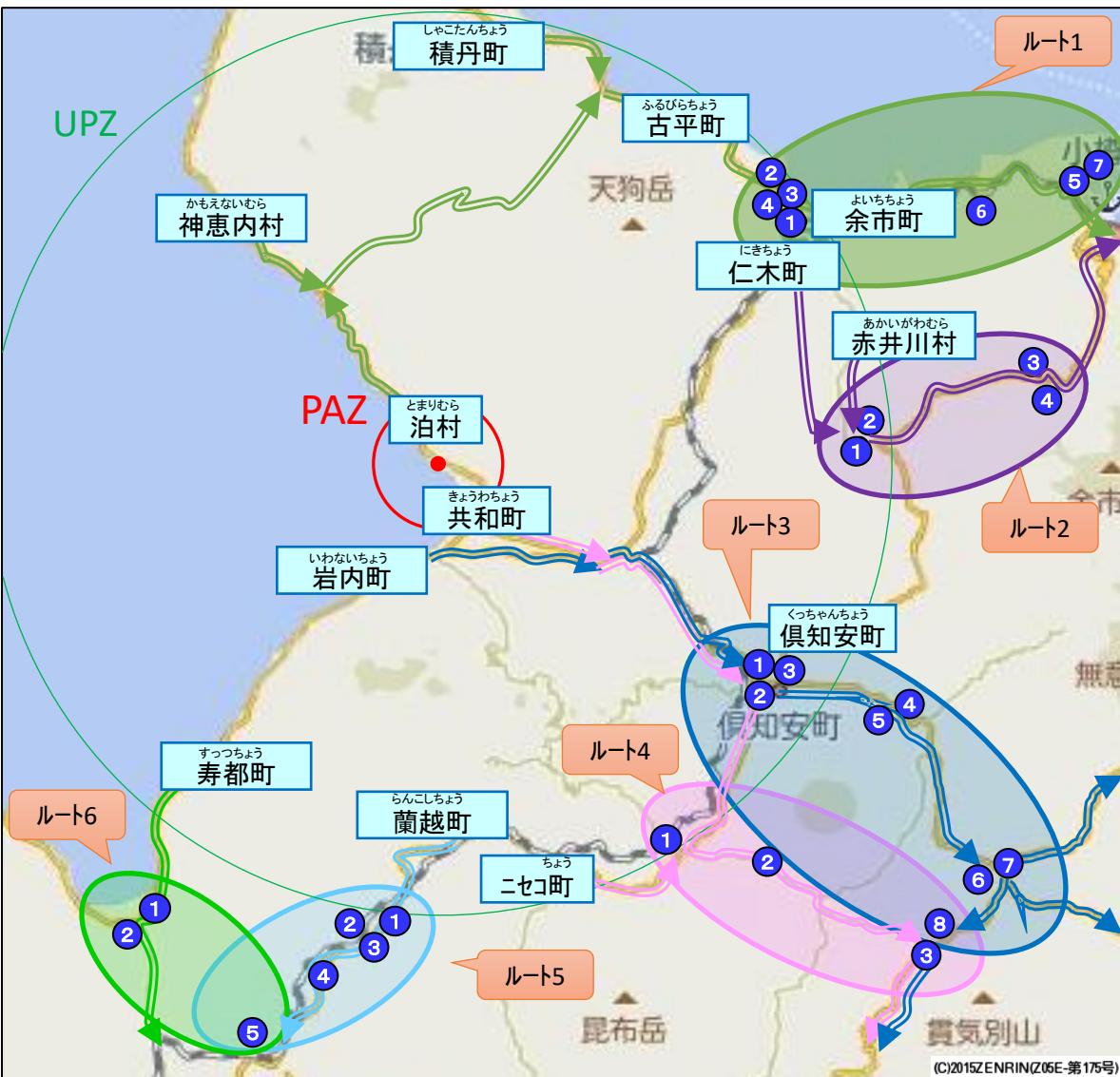
赤井川村



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

資料 3 - 5 - 5 避難退域時検査場所候補地一覧

- 避難退域時検査場所については、原子力災害時において、事故の規模や避難指示を受けた町村の対象区域及び対象人口、複合災害の状況などに応じ、道が次の候補地リストの中から選定することを基本とする。
- 選定に当たっては、30km圏境界に位置する自治体内の候補地を優先するが、当該候補地の所在区域に避難指示が出された場合や当該施設等が複合災害による被害を受けた場合などは、30km圏外自治体の候補地を選定することとなる。また、状況によっては、学校など他の公共施設や別ルート of 候補地から選定することもある。



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市農道離着陸場②中央水産試験場 ③余市河口漁港④道の駅「スペース・アップル よいち」⑤港町ふ頭塚町岸壁荷さばき地 ⑥小樽塩谷IC⑦勝納埠頭荷さばき地	とまりむら かもえないむら 泊村、神恵内村、 しゃこたんちょう ふるびらちょう 積丹町、古平町、 よいちちょう 余市町
2	①都運動公園(赤井川村)②道の駅あか いがわ③赤井川村山村活性化支援センター (キロリゾート入口)④キロリゾート	にぎちよう あかいがわむら 仁木町、赤井川村
3	①後志総合振興局②倶知安町中央公園 ③旧東陵中学校④京極町総合体育館⑤ 京極スリーユーパーク⑥喜茂別町町民公園⑦ 喜茂別町農村環境改善センター、⑧ルスツ リゾート	いわないちょう かつちゃんちょう 岩内町、倶知安町
4	①道の駅「ニセコビュープラザ」・ニセコ町運動公 園②羊蹄山自然公園③道の駅「230 ルス ツ」、【再掲】ルスツリゾート	きょうわちよう ニせこちょう 共和町、ニセコ町
5	①道の駅「らんこしふるさとの丘」②旧目 名小学校③蘭越町田下 PA④黒松内町 白井川PA⑤道の駅「黒松内」	らんこしちょう 蘭越町
6	①潮路小学校②ゆべつのゆ、【再掲】 道の駅「黒松内」	すつちよう 寿都町

泊地域の緊急時対応(平成28年9月2日内閣府政策統括官(原子力防災担当)、泊地域原子力防災協
議会)より一部抜粋

資料 3 - 5 - 6

放射線防護施設一覧

令和7年4月1日現在

施設名	施設管理者	所在地	防護区画の 収容人数 (人)	用途
北海道後志総合振興局	北海道	倶知安町北1条東2丁目	—	災害対策拠点施設
泊村役場	泊村	泊村大字茅沼村字白別 191-7	—	〃
共和町役場	共和町	共和町南幌似38-2	—	〃
岩内町役場・保健センター	岩内町	岩内町字高台134-1	160	災害対策拠点施設 屋内退避施設
神恵内村役場	神恵内村	神恵内村大字神恵内村 81-20	180	〃
特別養護老人ホームむつみ荘	泊村	泊村大字茅沼村711-3	84	屋内退避施設
養護老人ホームむつみ荘	泊村	泊村大字茅沼村711-3	103	〃
泊小学校	泊村	泊村大字盃村134-1	389	〃
泊中学校	泊村	泊村大字茅沼村字南坂の上 6-3	310	〃
共和町保健福祉センター	共和町	共和町南幌似57-12	85	〃
特別養護老人ホーム みのりの里 共和	共和町	共和町南幌似57-13	135	〃
国富地区防災センター	共和町	共和町国富31-7	84	〃
岩内西小学校	岩内町	岩内町字野東172-1	413	〃
岩内あけぼの学園	社会福祉法人 あけぼの福祉会	岩内町字野東210	95	〃
介護老人保健施設 コミュニティホーム岩内	社会福祉法人 溪仁会	岩内町字野東69-26	305	〃
北海道社会事業協会 岩内病院	社会福祉法人 北海道社会事業協会	岩内町字高台209-2	350	〃
介護老人保健施設 神恵内ハイツ998	医療法人社団 桜愛会	神恵内村字大川116-1	171	〃
(旧) 寿都しおさい学園	社会福祉法人 札幌育成園	寿都町字磯谷町横澗1128	80	〃
寿都浄恩学園	社会福祉法人 札幌育成園	寿都町字磯谷町横澗1128	120	〃
美国小学校	積丹町	積丹町大字美国町字大沢214	250	〃
古平小学校	古平町	古平町大字浜町370	200	〃
共働の家	社会福祉法人 古平福祉会	古平町大字歌棄町204-9	238	〃
銀山学園	社会福祉法人 後志報恩会	仁木町銀山2丁目134	225	〃
余市豊浜学園	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園	余市町豊浜町293	109	〃

資料 3 - 5 - 7

浮遊放射性物質の除去効率及び
ガンマ線による被ばくの低減係数

1 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合の 1 ~ 5 μ m の微粒子に対する除去効率

物 質	折りたたみ数	除 去 効 率
男性用木綿ハンカチーフ	16	94.2 %
トイレトペーパー	3	91.4
男性用木綿ハンカチーフ	8	88.9
男性用木綿ハンカチーフ	しわくちゃにする	88.1
けばの長い浴用タオル	2	85.1
けばの長い浴用タオル	1	73.9
モスリンのシーツ	1	72.9
ぬれたけばの長い浴用タオル	1	70.2
ぬれた木綿のシャツ	1	65.9
木綿のシャツ	2	65.5
ぬれた女性用木綿ハンカチーフ	4	63.0
ぬれた男性用木綿ハンカチーフ	1	62.6
ぬれた木綿衣服	1	56.3
女性用木綿ハンカチーフ	4	55.5
レイヨンスリップ	1	50.0
木綿衣服	1	47.6
木綿のシャツ	1	34.6
男性用木綿ハンカチーフ	1	27.5

(注) 一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやすを示すものである。

この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わるものであることに留意すべきである。

なお、防災業務関係者の保護具としては、専用の防護マスクを準備すべきである。

2 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
屋 外	1.0
自 動 車 内	1.0
木 造 家 屋	0.9
石 造 り 建 物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物（扉及び窓から離れた場合）	0.2以下

3 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場 所	低 減 係 数
理想的な平滑な面上1 m（無限の広さ）	1.00
通常の土地の条件下で地面から1 mの高さ	0.70
平屋あるいは2階だての木造家屋	0.40
平屋あるいは2階だてのブロックあるいは煉瓦造りの家屋	0.20
その地下室	0.10以下
各階が約450～900㎡の面積の3～4階だて建物1階及び2階	0.05
その地下室	0.01
各階の面積が約900㎡以上の多層建築物上層	0.01
その地下室	0.005

（原子力安全委員会：原子力施設等の防災対策について（付属資料）より）

[参考文献]

Planning For Off-Site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities
(IAEA-TECDOC-225)

資料3-5-8 関係町村職員・消防職(団)員数等

令和7年4月1日現在

町 村 名	町 村 職 員 数		消防職員 (人)	消防団員 (人)
		うち女子職員		
泊 村	60	22	(泊支署 11)	(泊消防団 58)
共 和 町	111	42	(共和支署 12)	(共和消防団 136)
岩 内 町	150	47	(本部、消防署 41)	(岩内消防団 58)
神 恵 内 村	41	6	(神恵内支署 6)	(神恵内消防団 36)
寿都町	87	34	(寿都支署 14)	(寿都消防団 68)
蘭越町	120	33	(蘭越支署 16)	(蘭越消防団 76)
ニセコ町	102	40	(ニセコ支署 16)	(ニセコ消防団 67)
倶知安町	190	59	(本部11、消防署34)	(倶知安消防団 125)
積丹町	68	22	(積丹支署17)	(積丹消防団 90)
古平町	61	19	(古平支署16)	(古平消防団 65)
仁木町	70	17	(仁木支署15)	(仁木消防団 91)
余市町	209	54	(本部8、消防署46)	(余市消防団 130)
赤井川村	42	13	(赤井川支署12)	(赤井川消防団48)
岩内・寿都地方消防組合	—	—	113	—
羊蹄山ろく消防組合	—	—	127	—
北後志消防組合	—	—	114	—

注) 各消防組合職員数の合計は、上記町村以外の支署等を含む。

資料3-5-9 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等

	本 庁	総合振興局
農産物	農政部農政課	産業振興部農務課
林産物	水産林務部総務課	産業振興部林務課
水産物		産業振興部水産課

資料 3 - 7 - 1 医療班のチーム編成

令和7年4月1日現在 道地域医療課調べ

医療班長	北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長	
副班長	北海道保健福祉部技監 北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室次長 北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室長	
チーム名	編成機関	チーム数
企画調整チーム	北海道保健福祉部総務課	} 1
	〃 〃 地域医療推進局地域医療課	
	〃 〃 健康安全局地域保健課	
	〃 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室	
救護チーム	北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室	1
	〃 胆振総合振興局保健環境部保健行政室	1
	〃 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室	1
	(一社)北海道医師会	2
	災害拠点病院	26
	合 計	31
医療チーム	北海道大学病院	1
	旭川医科大学病院	1
	札幌医科大学附属病院	1
	国立病院機構北海道がんセンター	1
	〃 北海道医療センター	1
	旭川赤十字病院	1
	伊達赤十字病院	1
	J A北海道厚生連倶知安厚生病院	1
	北海道社会事業協会小樽病院	1
	〃 岩内病院	1
	〃 余市病院	1
	小樽市立病院	1
	(一社)北海道放射線技師会	1
原子力事業者(スクリーニング要員)	(14名)	
	合 計	13
道外の原子力災害医療派遣チーム	弘前大学、量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所 ほか	

※ 各編成機関に対しては、災害発生時にその状況に応じて派遣を要請する。

※ 防護対策地区周辺の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施する。

※ 災害の状況等により上記の機関で医療班の編成が困難な場合は、陸上自衛隊に要員派遣を要請する。

資料 3 - 7 - 2

傷病者の救急搬送に関する消防機関の
救急車両等

令和 7 年 4 月 1 日現在

所 属 名	所 在 地	電話番号	救急車両数 (台)	救急隊員数 (人)	備考
岩内・寿都地方消防組合	岩内町字高台8番地1	0135- 62-2403	5	65 (29)	兼任
羊蹄山ろく消防組合	倶知安町北3条東4丁目 1番地3	0136- 22-2822	5	100 (34)	兼任
北後志消防組合	余市町黒川町6丁目25番 地2	0135- 23-3759	6	93 (37)	兼任

注) ()は、救急救命士を表す。

資料3-8-1 原子力災害時における住民避難用バスの確保について

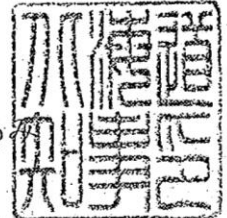
原安第791号

平成27年10月5日

一般社団法人北海道バス協会会長

平尾 一彌 様

北海道知事 高橋 はる



原子力災害時における住民避難用バスの確保について

原子力防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

道においては、原子力災害時において住民避難に要するバスについて、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等に基づき、貴協会に対して要請をすることとしており、その場合におけるバスの要請・運行に係る手順等を定めるため、道と貴協会が共同で作成を進めてきた「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」について、平成27年10月5日付けで施行しますので、よろしく申し上げます。

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G)

北バス第230号

平成27年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ 様

一般社団法人北海道バス協会

会長 平尾 一 彌



原子力災害時における住民避難用バスの確保について

本年10月5日付け原安第791号でご通知のありました「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」については、当協会において、貴道と同日付けで施行しますので、よろしく申し上げます。

原子力災害時における住民避難用バス 要請・運行要領

平成27年10月

北 海 道
一般社団法人北海道バス協会

目 次

第1	目的及び位置づけ	1
第2	用語	1
第3	関係機関の役割	2
第4	原子力災害に備えた事前準備	3
第5	原子力災害時における対応	4
第6	経費の負担等	10
第7	協議	10

＜添付資料＞

別記第1号様式	連絡責任者届
別記第2号様式	バスの確保・配車状況一覧
別記第3号様式	緊急輸送車両運行要請書
別記第4号様式	緊急輸送実施報告書
参考様式	FAX送信票
別紙1	各町村における避難経路
別紙2	各町村における乗車場所及び輸送先
別紙3	P A Zにおける所要見込み台数
参考1	各緊急事態における通信連絡フロー
参考2	避難退域時検査について
参考3	放射線防護資機材マニュアル

第1 目的及び位置づけ

本要領は、北海道電力株式会社泊発電所における原子力災害が発生した場合の防災対策に関し、北海道（以下「道」という。）が、指定地方公共機関である一般社団法人北海道バス協会（以下「バス協会」という。）に対して、バス協会会員であるバス事業者（以下「バス事業者」という。）による住民避難等のための輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順等を定めるものである。

なお、本要領は、原子力災害対策指針（原子力規制委員会制定）その他現時点における原子力防災に係る各種の法令や知見の内容を踏まえたものであるが、今後、国や道における各種の検討状況や、原子力防災訓練等を踏まえ、内容の充実や見直し等を継続的に行うこととする。

第2 用語

この要領において使用する用語は、原子力災害対策指針等に基づき、次のとおりとする。

<p>原子力災害対策重点区域 (泊発電所から半径30km圏内)</p>	<p>・あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずるべき区域のこと。原子力施設からの距離に応じて、PAZとUPZがある。 ※ 本要領では、以下「重点区域」という。</p> <p>PAZ (Precautionary Action Zone)</p> <p>・泊発電所から半径5km圏内の即時避難区域 (放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に避難を実施する区域 <該当自治体> 泊村、共和町、岩内町(居住住民なし))</p> <p>UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)</p> <p>・泊発電所から半径5km～30km圏内の緊急時防護措置準備区域 [放射性物質の放出後に、緊急時モニタリングによる空間放射線量率等の実測値に基づき、必要に応じて避難等を実施する区域 <該当自治体> 泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村]</p>								
<p>緊急事態区分</p>	<p>・発電所の状況や発電所からの距離に応じて、放射性物質放出前から段階的な対応を行うための区分であり、次の3区分がある。</p> <table border="1" data-bbox="491 1581 1378 1966"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>該当する事象の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 <EAL(AL)></td> <td>・泊村で震度6弱以上の地震 ・規定以上の原子炉冷却材の漏えい 等</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 <EAL(SE)> (原災法第10条)</td> <td>・全ての交流電源喪失(30分以上継続) ・原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置の作動 等</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 <EAL(GE)> (原災法第15条)</td> <td>・全ての交流電源喪失(1時間以上継続) ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ EAL (Emergency Action Level) : 緊急事態区分の判断基準</p>	緊急事態区分	該当する事象の例	警戒事態 <EAL(AL)>	・泊村で震度6弱以上の地震 ・規定以上の原子炉冷却材の漏えい 等	施設敷地緊急事態 <EAL(SE)> (原災法第10条)	・全ての交流電源喪失(30分以上継続) ・原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置の作動 等	全面緊急事態 <EAL(GE)> (原災法第15条)	・全ての交流電源喪失(1時間以上継続) ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 等
緊急事態区分	該当する事象の例								
警戒事態 <EAL(AL)>	・泊村で震度6弱以上の地震 ・規定以上の原子炉冷却材の漏えい 等								
施設敷地緊急事態 <EAL(SE)> (原災法第10条)	・全ての交流電源喪失(30分以上継続) ・原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置の作動 等								
全面緊急事態 <EAL(GE)> (原災法第15条)	・全ての交流電源喪失(1時間以上継続) ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 等								
<p>O I L (Operational</p>	<p>・防護措置実施の判断基準であり、空間放射線量率等の実測値と照らし合わ</p>								

Intervention Level)	せ必要な防護措置を行う。
避難（一時移転）	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るため、重点区域外に移動すること。 ・P A Zにおいては、EAL(SE)で要配慮者、EAL(GE)で全住民が即時に避難 ・U P Zにおいては、緊急時モニタリングによる空間放射線率の実測値に基づき、必要に応じて1日以内に避難（OIL1:500 μ Sv/h以上）、又は1週間以内に一時移転（OIL2:20 μ Sv/h以上）を実施
安定ヨウ素剤	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時に放射性ヨウ素が環境中に放出されることがあり、呼吸等を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し放射線被ばくを発生させる可能性がある。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減させることができることから、避難住民や防災業務関係者に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用が指示される。（安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外には防護効果がない。）
避難退域時検査	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質が付着していないことを検査し、重点区域外への移動に問題がないことを確認するための検査。道が重点区域の境界付近に設置する検査場所において実施する。 ・車両を用いた避難等においては、まず車両の検査を行い、当該車両に汚染があった場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。 ・当該検査の結果、一定基準（OIL4：40,000cpm）を超える汚染があった場合には、拭き取り等による除染を行う。

第3 関係機関の役割

1 道

原子力災害時において、関係町村からの要請に基づき、バス協会に対して、乗客・乗務員の安全確保を前提にバスによる住民輸送を要請するとともに、国、関係町村、その他関係機関と連携し、バスによる住民輸送が円滑に実施できるよう全体の総合調整を行う。

また、原子力災害時にバスによる住民避難が円滑にできるよう、原子力防災訓練を実施するとともに、平時からバス協会と連携を密にし、原子力防災に関する情報共有や情報交換を行い、バス事業者の関係職員の原子力防災に対する理解促進を図るほか、原子力災害時に備えた対応の確認や充実に取り組む。

2 バス協会

原子力災害時において、道からの要請を受け、乗客・乗務員の安全確保を前提にバス事業者によるバスの運行を要請し、必要な運行台数の確保を行うとともに、運行状況を取りまとめるなど、バス事業者との総合調整を行う。

また、平時から、バス事業者と連絡体制の整備や原子力防災に関する情報共有を行い、バス事業者からの要望等について道との調整を行うなど、原子力災害時の円滑なバス運行に備えた体制整備を行う。

3 バス事業者

原子力災害時において、バス協会の要請を受け、乗客・乗務員の安全確保を前提に、

住民避難用バスの運行を行う。

また、平時から、道が実施する研修会や原子力防災訓練への積極的な参加等継続的な取組を通じて、関係職員も含め、原子力防災に関する知識の習得に努める。

第4 原子力災害に備えた事前準備

1 運転手用防護資機材の整備

道は、バス事業者の運転手等の放射線防護対策のため、防護服、マスク、個人線量計等の資機材を整備し、原子力災害時にバス事業者の運転手等に配備できるように、必要な体制整備を行う。

2 研修の実施と情報共有

道は、バス協会及びバス事業者の関係職員が、放射線及び放射線防護に関する知識を習得できるように、関係機関との情報の共有化を図り、バス協会等の要望を踏まえ、国との連携のもと、バス事業者を対象とした研修会の実施のほか、バス運転手向けのリーフレットの作成やバス事業者への出前研修の実施などの対応を行うものとする。

また、道は、平時から、バス協会及びバス事業者と、原子力防災等に係る情報共有や情報交換を行い、より一層のバス運転手の安全・安心の確保や原子力防災対策の充実に取り組む。

3 連絡体制の整備

道及びバス協会は、原子力災害時に相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者及びその代行者を定め、連絡責任者届（別記第1号様式）により相手方に報告する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

4 資料の提供

道は、バスの運行経路、住民の集合場所など、バス避難に関する資料を随時バス協会に提供する。また、バス協会は、バス事業者の保有バス台数等の資料を毎年1回道に提供する。

第5 原子力災害時における対応

1 段階的避難等の実施

原子力災害時には、緊急事態の進展に応じて、次のとおり段階的避難等を実施する。

緊急事態区分	PAZ(5km圏内)		UPZ(5~30km圏内)	
	要配慮者	一般住民		
放射 性物 質放 出前	警戒事態 (EAL(AL))	避難準備		
	施設敷地緊急事態 (EAL(SE))	避難実施	避難準備	
	全面緊急事態 (EAL(GE))		避難実施	
放出 後	OIL		※全住民が一斉に避難を行うわけではなく、放射線量の実測値に基づき避難・一時移転区域を特定	
			<OIL1> 500 μ Sv/h以上	<OIL2> 20 μ Sv/h以上
			避難	一時移転
避難の目処	(放射性物質放出前に) 即時避難		1日以内	1週間以内

EAL：緊急事態区分の判断基準

OIL：防護措置実施の判断基準

(AL) =Alert

(SE) =Site area Emergency

(GE) =General Emergency

2 事故状況等の連絡及び円滑なバス運行のための措置

(1) バス協会等への迅速な情報連絡

道は、バス協会に対し、各緊急事態区分の発生状況や放射性物質の放出、拡散状況など、原子力災害の進展状況や放射線防護上必要な事項について、迅速に情報連絡を行うとともに、必要に応じ、バス事業者や運行中のバス運転手への情報連絡を行う。

(2) バス協会に対する専門職員の派遣依頼

道は、バスによる住民避難において、バス協会からバス運行に係る専門的助言が必要と認めるときは、バス協会に対し、道の災害対策本部等への専門職員の派遣を要請する。

(3) バス避難における運行経路等

住民避難用バスは、別紙1に定める避難経路を通行し、別に定める場合を除き、別紙2に定める乗車場所から輸送先までの間を運行することを基本とする。なお、複合災害の発生や放射性物質の拡散状況などにより、当該経路の通行が困難な場合には、道は国や関係機関と協議し、安全に通行可能な代替経路を指定する。

(4) 円滑なバス運行を図るための措置

道は、国や関係機関と連携し、また国や関係機関への要請等を通じて、バスによる円滑な住民避難が図られるよう、必要に応じて次の事項について適切に対応する。

ア 避難用バスに対する緊急車両の指定

- イ バスの臨時の営業区域の設定
- ウ バスの燃料が不足する場合の給油体制の確保
- エ 警察車両等によるバスの先導
- オ その他、円滑なバス運行のために必要な事項

3 P A Zにおけるバス避難

放射性物質放出前におけるP A Zのバス避難に当たっては、各緊急事態区分に応じて、次の手順により避難用バスの要請、運行を行う。

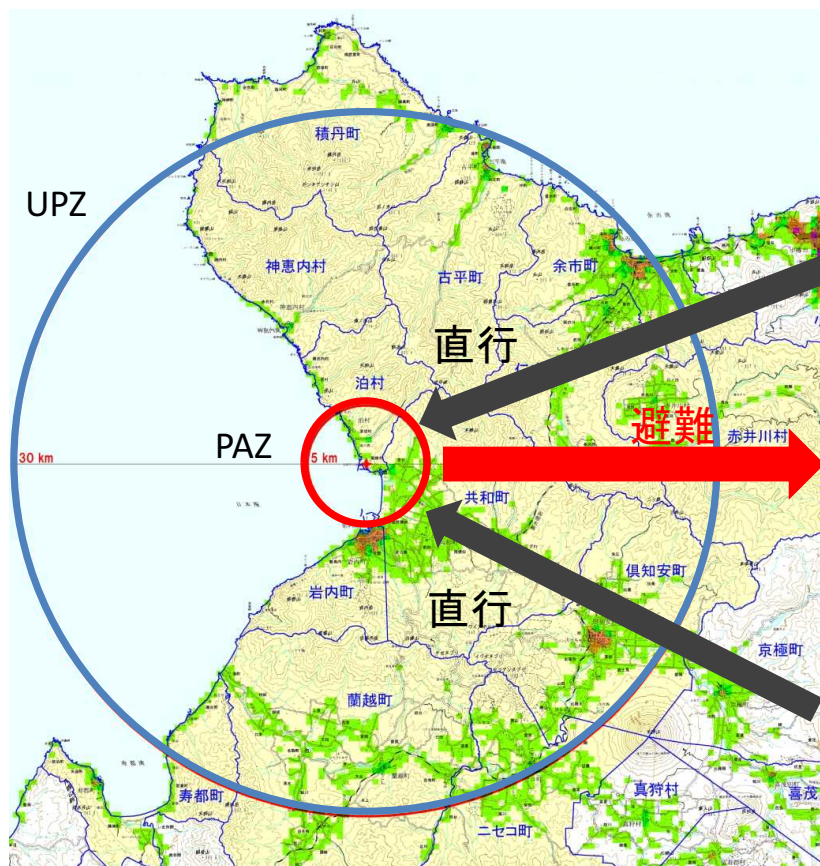
<警戒事態（EAL(AL)）の対応>

- (1) 道は、直ちに警戒事態の発生をバス協会に連絡し、施設敷地緊急事態における所要見込み台数（別紙3）を速やかに確保できるよう、バス事業者との調整を依頼する。併せて、全面緊急事態への推移に備え、当該事態での所要見込み台数（別紙3）についても滞滞なく確保できるよう、バス協会に準備を依頼する。
- (2) バス協会は、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第2号様式）により、各バス事業者と調整し、施設敷地緊急事態における所要見込み台数の確保に努めるとともに、バスの確保状況について、随時道に報告する。また、全面緊急事態への移行に備え、各バス事業者のバスの確保見込み台数を把握する。

<施設敷地緊急事態（EAL(SE)）、全面緊急事態（EAL(GE)）の対応>

- (1) 道は、施設敷地緊急事態、全面緊急事態それぞれの緊急事態区分毎に、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」（別記第3号様式）により、以下の事項を明示し、バス協会にバスの運行を要請する。
 - ・ 見込まれる輸送人数、車両の必要台数
 - ・ 住民の乗車場所と輸送先の場所
 - ・ その他住民の輸送において必要な事項
- (2) バス協会は、道の要請に基づき、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第2号様式）により、各バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- (3) 各バス事業者は、住民の乗車場所（集合場所又は要配慮者施設、以下同じ）にバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで避難住民を輸送する。
 - ※ バス運転手は、集合場所において関係町村が指定する避難誘導責任者（要配慮者施設にあっては当該施設管理者）の指示により、住民を乗車させ、バスを出発させるものとする。
- (4) 道及びバス協会は、随時、「バスの確保・配車状況一覧」（別記第2号様式）により、バスの運行状況を取りまとめ、情報共有するとともに、関係町村及び各バス事業者へバスの運行状況を連絡する。
- (5) 道、バス協会及びバス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

■ P A Z 避難概念図



4 U P Zにおけるバス避難

放射性物質放出後におけるUPZのバス避難に当たっては、次の基本的考え方に基づき、避難用バスの要請、運行を行う。

<基本的考え方>

- (1) 放射性物質放出後であることや、避難または一時移転の対象区域の規模によっては避難者数が多数となる可能性があることから、道は、住民輸送車両の中継や、運転手の防護対策、被ばく管理等を行う拠点として、重点区域の境界付近に輸送の中継ポイントを開設する。なお、中継ポイントは、避難退域時検査の場所と同一、又はその近隣とする。
- (2) 国が示す民間バス運転手の被ばく線量限度は、ICRP勧告における平時の一般公衆の被ばく線量限度である $1\text{ mSv}/\text{年}$ 以内とされているため、バス運転手の被ばく線量が当該限度内となるよう適切に管理する必要があることから、OIL1 ($500\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上) による避難、またはOIL2 ($20\ \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上) による一時移転では、それぞれ次の方針によりバスの運行を行う。
 - OIL1 ～ 重点区域内での輸送は防災機関が行い、バス事業者は中継ポイントから輸送先までの運行を行う。
 - OIL2 ～ 運転手は、個人線量計の携帯や安定ヨウ素剤の服用等の防護措置を行った上で、個人線量計（アラーム値は $0.5\ \text{mSv}$ に設定）により運転手の被ばく線量が $1\ \text{mSv}$ を超えないよう適切に管理

(個人線量計のアラームが鳴った場合は、すぐに引き返し、避難退域時検査場所において検査を受けるものとする)の上、集合場所及び要配慮者施設から輸送先までの運行を要請する。

- (3) バスの運行に当たって、往路では、中継ポイントを経由し運転手の防護措置を行い、復路では道が設置する避難退域時検査場所で検査を受け、その結果必要がある場合は除染を行う。
- (4) なお、一時移転の対象となる人数と運行可能なバス台数等を勘案し、効率的な住民避難を行う観点から、必要に応じて同一のバスにより、住民の乗車場所から中継ポイントまでを反復的に輸送(ピストン輸送)した上で、その後中継ポイントから避難先までは、別なバスにより輸送する運行体制とする。

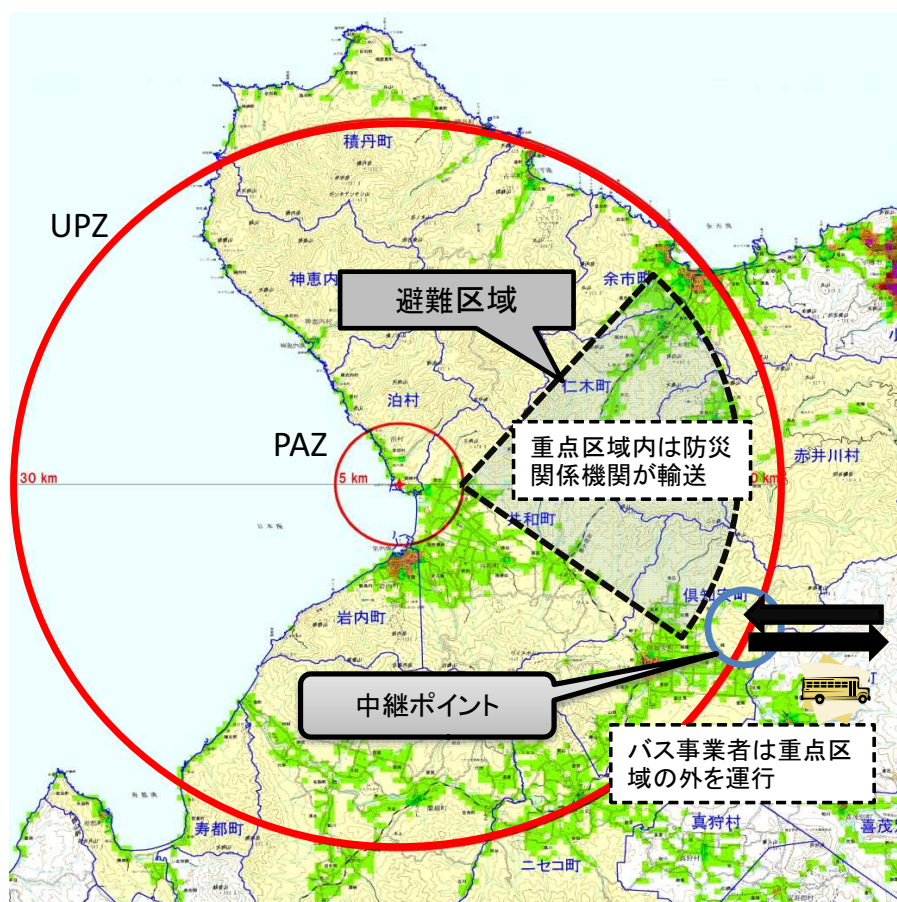
<全面緊急事態(EAL(GE))の対応>

- (1) 道は、事態の推移等について、随時バス協会に連絡するとともに、UPZのバス避難に備え、準備を依頼する。
- (2) バス協会は、「バスの確保・配車状況一覧」(別記第2号様式)により、各バス事業者と調整し、当該時点におけるバスの確保見込み台数を把握するなど、必要な準備を行う。

<OIL1の対応>

- (1) 道は、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」(別記第3号様式)により、以下の事項を明示しバス協会にバスの運行を要請する。
 - ・見込まれる輸送人数、車両の必要台数
 - ・中継ポイントと輸送先の場所
 - ・その他住民の輸送において必要な事項
- (2) バス協会は、道の要請に基づき、「バスの確保・配車状況一覧」(別記第2号様式)により、各バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- (3) バス事業者は、中継ポイントまでバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで避難住民を輸送する。
 - ※ バス運転手は、中継ポイントにおいて道の職員の指示に従い、住民を乗車させ、バスを出発させるものとする。
- (4) 道及びバス協会は、随時、「バスの確保・配車状況一覧」(別記第2号様式)により、バスの運行状況を取りまとめ、情報共有するとともに、関係町村及び各バス事業者へバスの運行状況を連絡する。
- (5) 道、バス協会及びバス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

■ UPZ 避難概念図
【O I L 1】



<O I L 2の対応>

- (1) 道は、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」(別記第3号様式)により、次の事項を明示し、バス協会にバスの運行を要請する。
 - ・ 往路で経由する中継ポイント、復路で経由する避難退域時検査の場所
 - ・ 見込まれる輸送人数、車両の必要台数
 - ・ 住民の乗車場所と輸送先の場所
 - ・ その他住民の輸送において必要な事項
- (2) バス協会は、道の要請に基づき、「バスの確保・配車状況一覧」(別記第2号様式)により、バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- (3) バス事業者のバスは、往路において、道が設置する中継ポイントで運転手の防護措置を行った上で避難者の乗車場所に向い、住民を乗車させる。復路において、道が設置する避難退域時検査場所で検査を行い、輸送先まで住民を輸送する。

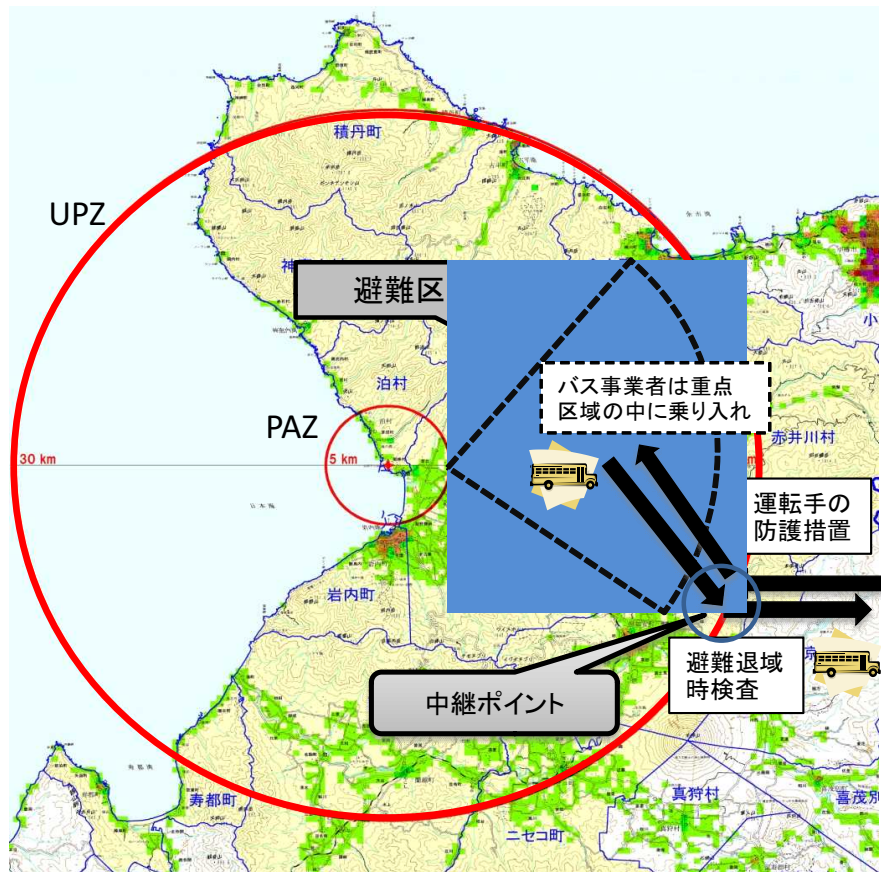
※ バス運転手は、集合場所にあつては関係町村が指定する避難誘導責任者、要配慮者施設にあつては当該施設管理者の指示により、住民を乗車させ、バスを出発させるものとする。
- (4) 道は、住民の乗車場所と中継ポイントとの間でのピストン輸送が必要と判断した場合には、バス協会にこれを要請する。バス協会は、バス事業者と協議し、重点区域内

を運行するバスと重点区域外を運行するバスの割り当てを行うなど、必要な対応を行う。

なお、重点区域内を運行するバスの運転手は、個人線量計により適切に被ばく管理を行い、線量限度を超えるおそれがある場合には、速やかに重点区域の外に出るものとする。この場合において、バス事業者は別の運転手に交替した上で、引き続き同様の輸送を行うものとする。

- (5) 道は、これらの要請に当たっては、国や関係機関と連携し、避難経路における放射線防護上の安全性等を十分確認することとし、バス協会等に対して必要な情報提供を行う。
- (6) 道及びバス協会は、随時、「バスの確保・配車状況一覧」(別記第2号様式)により、バスの運行状況を取りまとめ、情報共有するとともに、関係町村及び各バス事業者へバスの運行状況を連絡する。
- (7) 道、バス協会及び各バス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

■UPZ避難概念図 【OIL2】



5 業務の報告

バス協会は、3又は4による住民輸送を実施した場合には、道に対して、遅滞なく「緊急輸送実施報告書」(別記第4号様式)を提出し、その状況を報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、事後において文書を提出する。

第6 経費の支払等

1 経費の支払

バス協会は、第5の規定により実施したバス運行に係る経費（運賃、料金及び実費負担額）に関する各バス事業者の請求を取りまとめの上、道に提出する。道は、当該請求があった場合は、内容を確認し、その経費をバス事業者に支払う。

なお、運賃及び料金は、北海道運輸局が公示する額の範囲を基本として、道とバス協会が協議して定める。

2 損害の補償等

バス協会及びバス事業者（業務に従事した従業員を含む。）は、この要領に基づく住民輸送により損害が生じた場合で、当該損害が原子力災害と相当因果関係があると認められるときは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年12月25日北海道条例第56号）その他の関係法令に基づき、必要な補償を受けるものとする。

第7 協議

この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた場合には、その都度、道とバス協会が協議して定めるものとする。

平成27年10月 5日 策定

平成29年 8月 8日 一部改正

令和元年 8月13日 一部改正

資料3-8-2 緊急輸送車両状況

1 バス

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備 考
泊 村	泊村	泊村大字茅沼村 字白別191-7	0135-75-2021	42人×2台 61人×2台	4	206	
	小 計				4	206	
共 和 町	四辻自動車工業(株)	共和町梨野舞納13-1	0135-62-2120	29人×5台 26人×1台 42人×1台 47人×1台 57人×1台	9	317	
	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	24人×1台 45人×1台 52人×4台 59人×3台 60人×1台 62人×3台	13	700	
	小 計				22	1,017	
岩 内 町	岩内町	岩内町字高台134-1	0135-62-1011	42人×1台	1	42	
	ニセコバス(株) 岩内営業所	岩内町字万代51-22	0135-62-6661	31人×1台 32人×1台 46人×1台 50人×1台 56人×1台 57人×5台 68人×1台 72人×1台 78人×1台 80人×1台 83人×2台	16	964	
	小 計				17	1,006	
神 恵 内 村	神恵内村	神恵内村 大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	29人×2台	2	58	
	小 計				2	58	
寿 都 町	寿都町	寿都町字渡島町140-1	0136-62-2511	28人×3台 42人×1台 40人×1台	5	166	
	ニセコバス(株) 寿都ターミナル	寿都町字新栄町87	0136-62-2047	58人×1台 59人×1台 61人×2台 62人×1台	5	301	
	小 計				10	467	

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備 考
蘭越町	蘭越町	蘭越町蘭越町258-5	0136-57-5111	60人×1台 45人×6台 42人×1台 25人×5台 24人×2台 15台×3台	18	590	
	小 計				18	590	
ニセコ町	ニセコバス(株)	ニセコ町字中央通56番地	0136-44-2001	10人×2台 29人×3台 46人×3台 51人×2台 52人×1台 53人×1台 56人×1台 57人×4台 62人×2台 70人×1台 72人×2台 78人×3台	25	1,308	
	小 計				25	1,308	
倶知安町	道南バス(株) 倶知安営業所	倶知安町南3条西4丁目3-4	0136-22-1558	30人×3台 50人×7台	10	440	
	小 計				10	440	
積丹町	積丹町	積丹町大字美国町字船瀬 48番地5	0135-44-2112	42人×1台 29人×1台 24人×1台 15人×1台	4	110	
	小 計				4	110	
古平町	(有)大伸運輸	古平町浜町272-1	0135-42-2752	27人×2台 30人×1台 15人×1台	5	99	
	古平町	古平町大字浜町50番地	0135-42-2181	29人×1台	1	29	
	小 計				6	128	

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備 考
仁木町	イナホ観光(株)	仁木町大江2丁目1	0135-32-3400	60人×3台 27人×1台 29人×3台 14人×1台	8	308	
	小 計				8	308	
余市町	(株)余市自動車工業	余市町大川町16丁目5番地	0135-23-4123	14人×1台 22人×3台 24人×2台 25人×1台 26人×4台 28人×1台 29人×1台 31人×1台 32人×1台 33人×20台 35人×1台 37人×3台 41人×2台 43人×1台 45人×19台 49人×7台	68	2,506	錢函 22台、 860人 厚別 28台、 970人 余市 18台、 676人
	北海道中央バス(株) 余市営業所	余市町梅川町775番地	0135-23-2175	34人×1台 51人×2台 56人×2台 72人×1台 74人×1台 77人×1台 78人×9台 80人×1台	18	1,253	
	(株)エアバス	余市町大川町10丁目20番地	0135-22-1184	13人×1台 27人×3台	4	94	
	余市町	余市町朝日町26番地	0135-21-2142	29人×1台	1	29	
	小 計				91	3,882	

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備 考
赤 井 川 村	赤井川ハイヤー	赤井川村字赤井川314-1	0135-34-6259	28人×1台	1	28	官貸車
	(株) AIR	赤井川村字常盤128-1	0135-34-6211	28人×1台 61人×1台	2	89	官貸車
	(株)キロアソシエイ ツ	赤井川村字常盤128-1	0135-34-7111	28人×3台 33人×1台 (+立乗19名可) 42人×1台 (+立乗38名可) 53人×1台 56人×1台 66名×1台	8	391	
	小 計				11	508	
	合 計				228	10,028	

2 タクシー

令和7年3月31日現在 北海道運輸局調べ

町村名	事業所名	所在地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能人員(人)	備考
共和町	(有)小沢ハイヤー	共和町小沢1715-1	0135-72-1616	4	1	4	
岩内町	Niseko International Transport(株)【岩内営業所】	岩内町字万代2番地1	0135-62-1124	9人×1台 5人×1台 4人×9台	11	50	
	(株)キングハイヤー	岩内町字万代9-1	0135-62-1303	9人×3台 4人×10台	13	67	
	小計				24	117	
寿都町	ワールド交通(株)【本社】	寿都町字渡島町20番地1	0136-62-2153	4	2	8	
	磯谷ハイヤー(有)	寿都町字磯谷町島古丹58番地	0136-65-6311	4	1	4	
	小計				3	12	
蘭越町	(有)蘭越パブリック、メンテナンス	蘭越町蘭越町773番地5	0136-57-6302	5人×1台 4人×1台	2	9	
ニセコ町	(株)八力タクシー	ニセコ町字本通138番地	0136-44-2640	9人×3台 4人×5台	8	47	
倶知安町	Niseko International Transport(株)【本社営業所】	倶知安町北1条西3丁目1番地	0136-22-1171	9人×4台 7人×1台 6人×8台 5人×1台 4人×14台 3人×2台	30	158	
	H T M(株)	倶知安町北3条東5丁目5-6	0136-55-5400	9人×2台 7人×5台	7	53	
	(株)アイビーエスリムジン【ニセコ】	倶知安町字高砂222番地22	0136-55-8602	9人×3台 6人×2台 4人×2台	7	47	
	(有)振内交通【ニセコ】	倶知安町字樺山37-89		9人×1台 7人×1台 5人×1台 4人×3台	6	33	
	(株)K S リムジン【ニセコ】	虻田郡倶知安町字岩尾別328番地51		9人×4台 7人×1台	5	43	
	小計				55	334	
積丹町	吉野 正仁 (美国ハイヤー)	積丹町大字美国町字船潤106番1	0135-44-2039	4	1	4	
仁木町	(有)五共ハイヤー	仁木町北町1丁目45番地	0135-32-2430	4	3	12	
余市町	小樽つばめ交通(株)【余市営業所】	余市町黒川町8丁目37番地	0134-27-2114	4	20	80	
赤井川村	(有)赤井川ハイヤー	赤井川村曲川5	0135-34-6259	4	1	4	
	合計				118	623	

3 トラック

令和7年4月1日現在 町村調べ

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	台数(台)	備 考
泊村	泊村	泊村大字茅沼村字白別191-7	0135-75-2021	1	
	古宇郡漁業協同組合 (泊本所)	泊村大字柏村49-36地先	0135-75-3111	2	
	小 計			3	
共和町	共和町	共和町南幌似38-2	0135-73-2011	9	
	きょうわ農業協同組合	共和町前田167	0135-73-2121	6	
	まるふじ運輸(株)	共和町発足583-6	0135-74-3113	7	
	(有)ワイス運送	共和町梨野舞納1186	70135-4-3211	15	
	大和建设運輸(株)岩内営業所	共和町梨野舞納15-2	0135-62-5812	12	
	(有)大晃運輸	共和町老古美49-1	60135-2-1306	5	
	波田運輸土木(株)	共和町老古美56-11	0135-62-0811	22	
	岩内字部生コン販売(株)	共和町老古美152	0135-62-6484	12	
	(株)酒谷運送社	共和町国富3-12	0135-72-1452	5	
	(株)後志建設	共和町国富3-4	0135-72-1316	9	
	(有)強新産業	共和町発足124-2	0135-74-3630	7	
	(株)森重機工業	共和町前田49	0135-73-2588	7	
	(有)栄幸運輸	共和町前田32-28	0135-73-2840	5	
	ヤマト運輸(株)岩内センター	共和町梨野舞納18-18	0135-62-9207	8	
	(有)宮丘運輸	共和町梨野舞納249-7	0135-62-1490	16	
小 計			145		
岩内町	岩内町	岩内町字高台134-1	0135-62-1011	1	
	アサヒグリーン(株)	岩内町字東山102-1	0135-62-2387	11	
	平野運輸(有)	岩内町字高台119-2	0135-62-0681	11	
	(有)松田運輸	岩内町字宮園98-9	0135-63-1757	2	
	(株)三田運輸	岩内町字相生248-11	0135-62-0617	8	
	(有)北一北成建設	岩内町字野東272-6	0135-62-9797	14	
	(株)田村工業	岩内町字相生147-10	0135-62-1080	4	
	小 計			51	
神恵内村	神恵内村	神恵内村大字神恵内村81番地20	0135-76-5011	2	
	古宇郡漁業協同組合 (神恵内支所)	神恵内村大字神恵内2122	0135-76-5021	1	
	小 計			3	

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	台数(台)	備 考
寿都町	星和運輸(有)	寿都町字磯谷町島古丹58	0136-65-6311	9	
	(株)宮下運輸	寿都町字新栄町110	0136-62-3232	5	
	(有)寿都碎石	寿都町矢追町595番地2	0136-62-2402	9	
	(株)一梨荷役	寿都町字歌棄町歌棄293番地	0136-66-2448	12	
	小 計			35	
蘭越町	蘭越町	蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	4	
	井上産業(株)	蘭越町港町1393-1	0136-56-2556	5	
	蘭越運輸(有)	蘭越町字蘭越町853番地10	0136-57-5415	9	
	(有)北都運送	蘭越町字大谷243-2	0136-57-5523	5	
	(株)ナカジマ	蘭越町字三和1277番地1	0136-56-2255	5	
	(株)長澤設備	蘭越町字大谷295-2	0136-57-5503	5	
	(有)笠井商事	蘭越町蘭越町224番地	0136-57-5729	5	
	小 計			38	
ニセコ町	常北運送(有)	ニセコ町西富20番地19	0136-58-2602	24	
	(株)ニセコ重機	ニセコ町字福井364	0136-58-2745	7	
	アキ工業(株)	ニセコ町字元町79-45	0136-44-2032	8	
	牧野工業(株)	ニセコ町字里見61番地1	0136-44-2280	11	
	(有)中野産業	ニセコ町字ニセコ446番地	0136-58-2755	14	
	(有)塚越産業	ニセコ町富士見150番地2	0136-44-2630	18	
	小 計			82	
倶知安町	ようてい商事(株)	倶知安町南3条東6丁目2-54	0136-22-1755	5	
	(有)倶知安運輸	倶知安町北6条東1	0136-22-1361	31	
	後志運輸(株)	倶知安町南2条東1丁目11番地1	0136-22-0837	5	
	ニセコ環境(株)	倶知安町字峠下	0136-22-0745	19	
	(有)丸清運輸	倶知安町字岩尾別136	0136-23-2456	20	
	羊蹄運輸(有)	倶知安町字八幡301	0136-22-1243	9	
	(株)竹山建設	倶知安町北1条東1丁目	0136-22-1244	11	
	(有)エムアンドエフ・サービス	倶知安町南11条西1丁目4番地7	0136-22-1556	9	
	(有)吉川建設工業	倶知安町字高砂145番地	0136-23-2364	6	
	小 計			115	

町村名	機 関 名	所 在 地	電話番号	台数(台)	備 考
積丹町	積丹町	積丹町大字美国町字船濶48番地5	0135-44-2112	3	
古平町	(有)大伸運輸	古平町大字浜町272番地1	0135-42-2752	11	
	丸水運輸(株)	古平町大字御崎町66	0135-42-2856	7	
	横川建設工業(株)	古平町大字新地町259番地	0135-42-3297	6	
	小 計			24	
仁木町	(有)仁木小型運輸	仁木町南町1丁目11番地	0135-32-2074	5	
	(有)睦建設運輸	仁木町大江1-5-1	0135-32-3107	19	
	小 計			24	
余市町	ニッケー建材興業(株)	余市町黒川町10丁目3番地	0135-22-7440	14	
	(株)余市自動車工業	余市町大川町16丁目5	0135-23-4123	1	
	(有)エイト産業	余市町美園町469番地	0135-22-4625	4	
	(有)余市運送	余市町黒川町18丁目30-22	0135-23-5385	5	
	新興運輸(株)	余市町梅川町774-10	0135-23-6100	6	
	(株)青函運輸余市営業所	余市町栄町46	0135-23-3923	29	
	丸一運送(株)	余市町栄町47-2	0135-23-5611	34	
	丸正自動車運輸(株)	余市町黒川町4-33	0135-23-5525	6	
	(有)福原建材産業	余市町梅川町774-8	0135-22-5740	7	
	小 計			106	
赤井川村	(有)赤井川運輸	赤井川村字明治24番地2	0135-34-6231	5	
	合 計			634	

4 福祉車両

北海道運輸局調べ

(1) 福祉タクシーを保有する一般乗用旅客自動車運送事業者一覧表

令和7年3月31日現在

事業者名	事業者住所	電話番号	営業所名	営業所所在地	電話番号	タクシー						特種車両										合計																				
						特定大型	大型	中型	小型	普通	小計	大型			中型			小型			普通			小計																		
												車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子		寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用															

※ 後志総合振興局管内に営業所を有する一般の法人タクシー事業者で、福祉タクシー車両を保有する事業者を記載。

※ 福祉限定事業者を除いて作成。（福祉限定事業者は別途作成。）

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉限定）一覧表

令和7年3月31日現在

事業者名	事業者住所	電話番号	営業所名	営業所住所	電話番号	普通車両								特種車両												合計								
						特定大型	大型	中型	小型	普通	注1	小計	大型			中型			小型			普通			小計									
													車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子		寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用			
南きずな	小樽市塩谷1丁目19番5号	0134-22-1110	本社	小樽市塩谷1丁目19番5号	0134-22-1110							0														1				1	0	0	1	
(同)小樽ケアシステム	小樽市入船4丁目10番2号	0134-23-6775	小樽ケアシステム	小樽市入船4丁目10番2号	0134-23-6775						1	(1)	1																	0	0	0	1	
南ケアポート	小樽市相生町4番40号	0134-24-0200	南ケアポート	小樽市相生町4番40号	0134-24-0200						1		1																	0	0	0	1	
ケアーズ(同)	小樽市高島5丁目9番7号	0134-25-6399	本社	小樽市高島5丁目9番7号	0134-25-6399						1	(1)	1																	0	0	0	1	
小樽総合介護サービス㈱	小樽市住ノ江1丁目8番11号	0134-24-6158	ヘルパーステーション 若葉	小樽市住ノ江1丁目8番11号	0134-24-6158								0													3				3	0	0	3	
南いなほサービス	小樽市祝津1丁目1番6号	0134-33-3120	介護プラザハッピー	小樽市祝津1丁目1番6号	0134-33-3120						1		1	2		0										1				3	0	0	4	
南ケアサポート笑こころ	小樽市松ヶ枝1丁目36番30号	0134-26-6606	本社	小樽市松ヶ枝1丁目36番30号	0134-26-6606								0													1				1	0	0	1	
えがお㈱	小樽市色内2丁目14番8号	0134-33-7925	ケアステーションえがお	小樽市色内2丁目14番8号	0134-33-7925						1	(1)	1																	0	0	0	1	
(医)一視同仁会	小樽市緑2丁目1番8号	0134-23-8266	はびりす	小樽市緑3丁目11番35号	0134-24-6777						1	(1)	1																	0	0	0	1	
麓 昌宏	小樽市銭函2丁目2-10-202	0134-64-5330	本社	小樽市銭函2丁目2-10-202	0134-64-5330								0													1				1	0	0	1	
中元 義浩	小樽市桜2丁目4番30号	0134-64-1981	本社	小樽市桜2丁目4番30号	0134-64-1981								0			1										0				0	0	1	1	
(一社)北海道介護サービス支援協会	小樽市最上1丁目11番9号	0134-26-6393	ヘルパーステーション なぎさ	小樽市最上1丁目11番9号 シニアホームなぎさ3F	0134-26-6722	1					0		1																	0	0	0	1	
熊谷 精二	小樽市入舟3丁目18番25号	090-2815-5107	介護タクシー熊	小樽市入舟3丁目18番25号	090-2815-5107								0													1				1	0	0	1	
南おいらーく	札幌市東区東苗穂3条1丁目2-65	011-780-6500	訪問介護事業所サポートユアライフ	小樽市銭函1丁目32-1	011-780-6500								0	1																1	0	0	1	
南イマージュ	小樽市長橋2丁目2-13	0134-25-0238	本社	小樽市勝納町8-25	0134-25-0238						1		1	5												1				6	0	0	7	
南オフィス小野	小樽市若竹町2番10号	0134-64-1154	南オフィス小野	小樽市若竹町2番10号	0134-64-1154						1	(1)	1																	0	0	0	1	
南若草企業	小樽市稲穂3丁目6番110号	0134-65-7022	本社	小樽市稲穂3丁目6番110号	0134-65-7022						1		1																	0	0	0	1	
(同)凜	小樽市長橋3丁目13番24号	0134-31-7001	本社	小樽市長橋3丁目13番24号	0134-31-7001								0																	0	0	0	0	
フューチャーケアマネジメント㈱	小樽市長橋5丁目13番33号	0134-61-6037	ケアステーションかいろう	小樽市清水町9番13号	0134-61-6037						1		1																	0	0	0	1	
原 功擁	小樽市幸4丁目18番8号	0134-23-5497	本社	小樽市奥沢4丁目29番13号	0134-34-5497								0			1														0	1	0	1	
原田 洋志	小樽市桜2丁目29番19号	0134-54-1421	本社	小樽市桜2丁目29番19号	0134-54-1421								0													1	0				1	0	0	1
菊地 泰生	小樽市新光町324番地151	090-7057-9376	本社	小樽市新光町324番地151	090-7057-9376								0			1														0	0	1	1	
南Kトラボ	小樽市オタモイ3丁目2番4号	080-8280-2201	訪問介護Kトラボ	小樽市緑2丁目6番6号	080-8280-2201						1		1																	0	0	0	1	
(同)y o u & m e	小樽市赤岩1丁目21番20号	0134-64-7321	介護タクシーo n e	小樽市赤岩1丁目21番20号							1	(1)	1																	0	0	0	1	
(同)訪問介護事業所花夢	小樽市桜2丁目38番3旭レジデンス102号	0134-65-7011	ヘルパーステーション花夢	小樽市桜2丁目38番3旭レジデンス102号							1		1																	0	0	0	1	
南ヒューマンサポートライフ	茨城県日立市城南町3丁目4番1号	0294-21-4410	小樽	小樽市長橋5丁目6番14号	0134-24-1403								0			1														0	0	1	1	
(同)ぶらす	小樽市入船3丁目17番15号	080-2157-2525	本社	小樽市入船3丁目17番15号	080-2157-2525								0													1				1	0	0	1	
(同)南樽サービス	小樽市入船4丁目17番12号	0134-22-1010	本社	小樽市入船4丁目17番12号	0134-22-1010						1		1																	0	0	0	1	
合同会社ラ・アルト	小樽市長橋5丁目6番36号	0134-61-7471	合同会社ラ・アルト	小樽市長橋5丁目6番36号	0134-61-7471						1		1																	0	0	0	1	
合同会社 らいく	小樽市オタモイ3丁目11番10号	0134-61-6520	訪問介護 らいく	小樽市オタモイ3丁目11番10号	0134-26-6867						1		1																	0	0	0	1	
合同会社Buhisiba	小樽市新光町2丁目27番地23	0134-54-8341	本社	小樽市新光町2丁目27番地23	0134-54-8341						1		1																	0	0	0	1	
小樽市（法人）						1	0	0	0	17	(6)	18	8	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	19	1	3	41			

事業者名	事業者住所	電話番号	営業所名	営業所住所	電話番号	普通車両							特種車両												合計			
						特定大型	大型	中型	小型	普通	注1	小計	大型			中型			小型			普通				小計		
													車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用	車椅子	寝台	兼用		車椅子	寝台	兼用
(資)ケア・サービスぐりっぷ	岩内郡共和町前田49番地2	0135-73-2299	(資)ケア・サービスぐりっぷ	岩内郡共和町前田49番地2	0135-73-2299							0			1									0	0	1	1	
南さくらケアセンター	余市郡余市町大川町17丁目15番地	0135-22-7088	介護輸送さくら	余市郡余市町大川町17丁目15番地	0135-22-7088					1	(1)	1													0	0	0	1
㈱在宅介護サービスサブチャン	余市郡余市町黒川町3丁目106番地	0135-23-3181	㈱在宅介護サービスサブチャン	余市郡余市町黒川町3丁目106番地	0135-23-3181					1	(1)	1													0	0	0	1
南ムゲン	余市郡仁木町北町6丁目37番地23	0135-31-2060	本社	余市郡仁木町北町6丁目37番地23	0135-31-2060					1	(1)	1													0	0	0	1
(同)集	余市郡余市町黒川町17丁目16番地23	080-1970-0275	ケアセンターはやぶさ	余市郡余市町黒川町17丁目16番地23	080-1970-0275					1	(1)	1													0	0	0	1
みらいケア・サポート(同)	札幌市東区北38条東20丁目2-5	090-8895-8375	岩内	岩内郡岩内町字相生296番地1	0135-68-4413							0	1											1	0	0	1	
(同)大登	余市郡余市町黒川町1114番地23	090-8271-1030	ケアセンターあすなろ	余市郡余市町黒川町1114番地30	090-8271-1030							0							1					1	0	0	1	
岩内余市圏(法人)						0	0	0	0	4	(4)	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	7
中川 明	虻田郡ニセコ町字有島150-17	090-1896-9339	ニセコ介護タクシー	虻田郡ニセコ町字有島150-17	090-1896-9339							0			1										0	0	1	1
野崎 雄二	磯谷郡蘭越町昆布町32-11	0136-55-5910	本社	磯谷郡蘭越町昆布町32-11	0136-55-5910							0	1												1	0	0	1
㈱花月	寿都郡寿都町字開進町153番地13		青空支援センター	寿都郡寿都町字新栄町235番地1						1		1													0	0	0	1
倶知安圏(法人)						0	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
総 計						1	0	0	0	22	(10)	23	10	1	5	0	0	0	0	0	0	12	0	0	22	1	5	51

注1) 普通車両(特定大型、大型、中型、小型、普通)のうち、回転シート付きの車両数。

※ 事業の内容が福祉輸送に限定された後志総合振興局管内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者を抜粋。

福祉限定事業の詳細は北海道運輸局ホームページを参照。

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/haitaku/h_ki_jun/169.pdf

※ 一覧表は、営業区域ごとにまとめている。

- ・岩内余市圏(共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)
- ・倶知安圏(蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、寿都町、黒松内町、島牧村)

(3) 特定旅客自動車運送事業者（福祉輸送を行う者）一覧表

令和7年3月31日現在

団体等名	団体所在地	電話番号	営業所所在地	電話番号	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	計	備考
㈲在宅介護サービス小樽	小樽市新光1丁目29番8号	0134-51-3535	小樽市朝里1丁目3番21号			1 (1)					1 (1)	
㈲ケアサービスあおぞら	小樽市色内2丁目4番203号	0134-27-4135	小樽市色内2丁目4番203号						1 (1)		1 (1)	
㈲愛ケアサポート	小樽市稲穂5丁目20番2号	0134-31-3839	小樽市稲穂5丁目20番2号			1 (1)					1 (1)	
㈱PUBLICUS	小樽市朝里3丁目13番8号	0134-51-4800	小樽市朝里3丁目13番8号			1 (1)					1 (1)	
㈲ケアサービスまごころ	小樽市奥沢1丁目14番6号カーサヤマダ101	0134-31-0888	小樽市奥沢1丁目14番6号カーサヤマダ101						1 (1)		1 (1)	
㈲みらいサポート	小樽市長橋2丁目10番10号	0134-61-1117	小樽市桜2丁目12番5号						1 (1)		1 (1)	
後志管内合計					0	3 (3)	0	0	3 (3)	0	6 (6)	

()は軽自動車以内数

※ 特定旅客自動車運送事業者（福祉輸送を行うもの）で、後志総合振興局管内に営業所を有する事業者のみを記載。

(4) 有償運送登録事業者一覧

令和7年3月31日現在

団体等名	団体所在地	電話番号	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	計	備考
島牧村	島牧郡島牧村字泊29番地1	0136-75-6212		2			1 (1)		3 (1)	
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内586番地1	0136-72-3311		2 (1)					2 (1)	
蘭越町	磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111		1 (1)		1	1		3 (1)	
(社福)留寿都村社会福祉協議会	虻田郡留寿都村字留寿都186番地36	0136-75-6212		2 (1)		1 (1)	2 (1)		5 (3)	
(社福)古平福祉会	古平郡古平町大字古平福祉会204番地	0135-42-4161		5 (2)	1	1	22 (5)		29 (7)	
(社福)岩内町社会福祉協議会	岩内郡岩内町字清住167番地	0135-62-3328		1		1 (1)	4 (3)		6 (4)	
(社福)仁木町社会福祉協議会	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-3959		1 (1)	1		4		6 (1)	
(社福)共和町社会福祉協議会	岩内郡共和町南幌似57番地12	0135-73-2731		1 (1)		2 (2)			3 (3)	
(社福)古平町社会福祉協議会	古平郡古平町大字浜町711番地	0135-42-2833		1 (1)			2		3 (1)	
(社福)積丹町社会福祉協議会	積丹郡積丹町大字美国町字大沢300番地	0135-44-3571		1 (1)			1		2 (1)	
(社福)北海道福心会	虻田郡真狩村字共明37番地6	0136-45-3311			2		6 (3)		8 (3)	
(社福)倶知安町社会福祉協議会	虻田郡倶知安町北3条東4丁目2番地	0136-22-4150		1 (1)	1	2 (2)	5 (2)		9 (5)	
(社福)京極町社会福祉協議会	虻田郡京極町字三崎68番地	0136-42-3681		2 (1)			4 (2)		6 (3)	
(社福)よいち福祉会	余市郡余市町黒川町19丁目1番地2	0135-22-5350		2 (1)		2 (1)			4 (2)	
(社福)ニセコ町社会福祉協議会	虻田郡ニセコ町字富士見95番地	0136-44-2234		1 (1)			4 (3)		5 (4)	
(社福)泊村社会福祉協議会	古宇郡泊村大字茅沼村500番地の2	0135-75-3761		2 (1)			1		3 (1)	
(医)白樺会	虻田郡倶知安町北2条西3丁目2番地1	0136-22-0003		3 (1)	1	1 (1)	2		7 (2)	
(一社)ふるびら和み	古平郡古平町大字浜町487-1	0135-41-2077		1 (1)			3 (3)		4 (4)	
(特非)ロータス会	余市郡余市町黒川町12丁目3番地	0135-22-1130		0		3 (2)	1 (1)		4 (3)	
(特非)しりべし地域サポートセンター	虻田郡倶知安町南3条東2丁目1番地	0136-23-4722		1 (1)		0	3 (1)		4 (2)	
(社福)蘭越町社会福祉協議会	磯谷郡蘭越町蘭越町8番地2	0136-57-5203		1		1	2		4	
後志管内合計			0 0	31 (17)	6 0	15 (10)	68 (25)	0 0	120 (52)	

()は軽自動車以内数

※ 交通空白地有償運送（福祉車両を使用するものに限る）、福祉有償運送のいずれかの登録を受けている者についてのみ記載。

※ 自家用有償旅客運送の制度については北海道運輸局ホームページを参照。

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunvabetsu/jidousya/yuusyou/index.html>

資料 4 - 6 - 1 被災地住民登録様式

第 号 被災地住民登録票 年 月 日 町 村 名	(ふりがな)		性 別	男 女	
	氏 名		生年月日	年 月 日	
	職 業		年 齡	歳	
	本 籍				
	住 所				
	災害発生時の場所	(地名番地)			
		屋 内 (木造 コンクリート 石造)		屋 外	
	災害現場からの距離 (km) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 15超				
	災害発生直後の行動	0分～10分	10分～20分	20分～30分	30分～1時間
		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外
1時間～ 1時間30分		1時間30分 ～2時間	2時間～ 2時間30分	2時間30分 ～3時間	
屋内 屋外		屋内 屋外	屋内 屋外	屋内 屋外	
被ばく程度			未処置		
	皮 フ				
	衣 服				
	測定器・測定方法及び・測定者				
除染・その他設置状況	衣 服	A B	(携行 支給)		
	身 体	A B C D			
	医療措置	A B C D E F			
被ばく当時の急性症状					
避難場所名					
避難期間					
その他参考事項					
発行年月日	年 月 日				
発行者	印				
(除染その他措置状況欄記載上の注意)					
衣 服	A 更衣せず	B 更衣済み			
身 体	A 無処理	B 水による洗浄			
	C 洗剤による洗浄				
医療措置	D 特殊洗剤による洗浄				
	A 要せず	B 薬品投与			
	C 一般検査	D 精密検査			
	E 治療	F 特殊			

この登録票について

- 1 この登録票は将来の医療措置や損害補償の際に参考とするものですから大切に保存してください。
- 2 住所や氏名が変わったときにはすぐその旨を届出てください。
- 3 この登録票をなくしたり、使用できないときは再交付を申し出てください。
- 4 この登録票は他人に譲ったり、貸したりしてはなりません。

沿革

平成25年3月	策定
平成27年3月	修正
平成30年3月	修正
令和2年 1月	修正
令和3年 3月	修正
令和6年 3月	修正
令和8年 6月	修正

古平町地域防災計画
(原子力防災計画資料編)

発行

令和8年6月

発行人

古平町防災会議

(事務局)

古平町 総合政策課

問い合わせ先：防災対策係

電話：0135-48-9836

FAX：0135-42-3583